

装管調第 2 5 2 号
2 7 . 1 0 . 1
一部改正 装管調第 4 3 2 3 号
2 8 . 3 . 2 4
一部改正 装管調第 2 9 5 5 号
2 9 . 3 . 1 0
一部改正 装管調第 3 9 6 7 号
2 9 . 3 . 2 7
一部改正 装管調第 7 2 3 3 号
3 1 . 3 . 2 9
一部改正 装管調第 4 8 0 0 号
令和 2 年 3 月 3 0 日
一部改正 装管調第 1 7 7 5 0 号
令和 2 年 1 2 月 2 4 日
一部改正 装管調第 4 8 5 3 号
令和 3 年 3 月 3 1 日
一部改正 装管調第 9 7 7 7 号
令和 3 年 6 月 3 0 日
一部改正 装管調第 5 0 0 3 号
令和 4 年 3 月 3 0 日
一部改正 装管調第 6 8 5 5 号
令和 4 年 4 月 2 6 日
一部改正 装管調第 8 7 2 1 号
令和 4 年 5 月 3 0 日
一部改正 装管調第 1 2 7 1 6 号
令和 4 年 8 月 2 日
一部改正 装管調第 1 6 9 3 5 号
令和 4 年 1 0 月 1 9 日
一部改正 装管調第 9 0 6 号
令和 5 年 1 月 2 3 日
一部改正 装管調第 4 1 3 8 号
令和 5 年 3 月 1 3 日
一部改正 装管調第 5 8 4 5 号
令和 5 年 3 月 3 1 日

- 一部改正 装管調第6726号
令和5年4月14日
- 一部改正 装管調第12470号
令和5年7月12日
- 一部改正 装管調第15436号
令和5年9月4日
- 一部改正 装管調第17305号
令和5年10月6日
- 一部改正 装管調第3775号
令和6年3月6日
- 一部改正 装管調第5768号
令和6年3月29日
- 一部改正 装管調第15987号
令和6年8月30日
- 一部改正 装管調第16479号
令和6年9月6日
- 一部改正 装管調第19902号
令和6年10月30日

長官官房総務官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官 殿
調達事業部長
各地方防衛局長

調達管理部長
(公印省略)

契約事務に関する訓令に係る事務要領について（通知）

標記について、防衛装備庁における契約事務に関する訓令（平成27年防衛装備庁

訓令第34号)第56条の規定に基づき、別添のとおり定めたので、これにより実施されたい。

添付書類：契約事務取扱要領

写送付先：装備政策部長、プロジェクト管理部長、長官官房総務官付情報システム管理室長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長

配布区分：調達企画課長、原価管理官、企業調査官

契約事務取扱要領

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 契約の締結

第1節 調達要求書等の受理等

第1款 調達要求書等の受理、照合、送付等（第5条－第7条）

第2款 仕様書等の作成及び調達要求書等の変更の協議等（第8条－第14条）

第3款 雑則（第15条－第18条）

第2節 契約方式及び契約相手方の選定等

第1款 総則（第19条－第23条）

第2款 契約方式の決定等（第24条－第32条）

第3節 契約条項の適用基準等

第1款 契約条項の種類（第33条－第37条）

第2款 契約条項の適用基準等（第38条－第45条）

第3款 雑則（第46条－第48条）

第4節 契約方法の適用基準等

第1款 契約方法の種類（第49条－第51条）

第2款 契約方法の適用基準等（第52条－第56条）

第3款 雑則（第57条－第61条）

第5節 公告、入札及び落札

第1款 公告及び入札（第62条－第68条）

第2款 落札（第69条－第72条）

第3款 電子入札（第73条－第82条）

第6節 不調処理（第83条－第85条）

第7節 契約の締結及び契約書の送付等（第86条－第94条）

第8節 特例政令が適用される契約の締結に関する事務の特例（第95条－第101条）

第3章

第1節 総則

第1款 通則（第102条－第107条）

第2款 債権の譲渡等（第108条－第111条）

第3款 担保物件の設定（第112条－第114条）

第4款 下請負等（第115条－第123条）

第5款 仕様書等の疑義（第124条－第127条）

第6款 承認用図面等の承認（第128条－第133条）

第7款 納入計画書（第134条・第135条）

第2節 契約の履行

第1款 役務対象物品（第136条―第140条）

第2款 発見役務（第141条―第143条）

第3款 官給品等（第144条―第150条）

第4款 役務請負契約における官給困難品（第151条―第161条）

第5款 監督及び検査（第162条―第171条）

第6款 納入及び受領（第172条―第177条）

第7款 値引受領等（第178条―第184条）

第8款 支払義務の確認等（第185条―第188条）

第3節 代金の確定及び支払

第1款 代金の確定等（第189条―第198条）

第2款 代金の支払等（第199条―第203条）

第3款 部分払等（第204条―第212条）

第4款 前金払等（第213条―第220条）

第4節 雑則（第221条・第222条）

第4章 契約の変更

第1節 総則（第223条―第225条）

第2節 契約条項に定める変更（第226条―第231条）

第3節 契約条件等の検討（第232条―第243条）

第4節 変更契約書の作成及び配付（第244条―第250条）

第5節 契約の変更を必要としない事項に関する措置（第251条―第254条）

第5章 契約の事故

第1節 履行遅延

第1款 納期の猶予の申請等（第255条―第257条）

第2款 納期の猶予の協議及び承認、判定書の作成等（第258条―第268条）

第3款 繰越承認前における完成検査に係る措置等（第269条―第271条）

第4款 遅延物品に対する措置（第272条・第273条）

第2節 契約の解除

第1款 契約の解除の手續及び合意書等の作成等（第274条―第281条）

第2款 契約相手方が契約を解除する場合の措置等（第282条―第285条）

第3節 官給物品等の事故

第1款 官給物品等事故届の受理等（第286条―第290条）

第2款 調査及び報告（第291条―第294条）

第3款 審査及び判定（第295条―第303条）

第4節 契約物品の事故

第1款 契約物品事故届の受理等（第304条—第306条）

第2款 調査及び報告（第307条・第308条）

第3款 審査及び判定（第309条—第316条）

第5節 契約物品の契約不適合

第1款 契約不適合修補等の請求等（第317条—第321条）

第2款 契約不適合修補等の手続（第322条—第327条）

第3款 異議の処理（第328条—第338条）

第4款 雑則（第339条・第340条）

第6節 紛争の解決等

第1款 紛争等の処理（第341条—第344条）

第2款 処分（第345条—第347条）

第3款 事故処理委員会（第348条）

第6章 雑則（第349条—第351条）

第1章 総則

（通則）

第1条 この契約事務取扱要領（以下「要領」という。）は、防衛装備庁における契約事務に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第34号。以下「訓令」という。）第56条の規定に基づき、契約事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 担当官 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官をいう。
- (2) 地方防衛局長等 北海道防衛局長、北関東防衛局長、南関東防衛局長、近畿中部防衛局長、中国四国防衛局長、沖縄防衛局長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長及び玉野防衛事務所長をいう。
- (3) 物別官 調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官及び調達事業部輸入調達官をいう。
- (4) 物別室長 調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室長、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長及び調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長をいう。

- (5) 物別官室長 物別官及び物別室長をいう。
- (6) 物品等管理職員 物品管理法（昭和31年法律第113号）第31条第1項に規定する職員並びに国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条に規定する国有財産を管理及び処分する職員をいう。
- (7) 物別室 調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室、調達事業部需品調達官付機械車両室、調達事業部武器調達官付弾火薬室、調達事業部電子音響調達官付通信電気室、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室、調達事業部艦船調達官付誘導武器室、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室及び調達事業部輸入調達官付有償援助調達室をいう。
- (8) 物別官室 物別官及び物別室をいう。
- (9) 受領部隊等 納入場所として指定された自衛隊の部隊及び機関をいう。
- (10) 仕様書等 仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書をいう。
- (11) 官給品 契約の履行のため契約相手方に支給する材料、部品又は機器をいう。
- (12) 貸付品 契約の履行のため契約相手方に貸し付ける治工具、測定具等をいう。

（契約事務の原則）

第3条 この要領の運用に当たっては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）その他の法令の定めるところに従い、厳正公平かつ迅速に処理するとともに、相手方に対しては、信義に従い、誠実な態度をもって接するものとする。

（連絡及び調整）

第4条 地方防衛局長等並びに関係の課長、官及び室長は、契約事務を円滑かつ適切に処理するため、必要に応じて相互に緊密な連絡又は遅滞なく調整を行うものとする。

第2章 契約の締結

第1節 調達要求書等の受理等

第1款 調達要求書等の受理、照合、送付等

（支出負担行為計画示達書等の受理等）

第5条 調達管理部調達企画課長（以下「調達企画課長」という。）は、防衛省予算の執行手続に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第29号。「執行手続訓令」という。第14条において同じ。）第5条の規定に基づき支出負担行為計画示達書（「示達書」という。以下この章において同じ。）及び支出負担行為計画示達内訳書（「示達内訳書」という。以下この章において同じ。）の送付を受けた場合には、当該内訳書の内容が示達書の範囲内であるか否かを照合し、不符合又は誤記がないと認め

るときは、当該内訳書に記載されている金額を科目の区分ごとに記録整理し、当該内訳書を関係の官（室長を含む。以下同じ）に送付するものとする。

- 2 前項に規定する示達内訳書の送付を受けた官は、当該内訳書の記載事項を検討し、疑義がある場合は、その旨を調達企画課長に通知するものとする。
- 3 調達企画課長は、第1項の規定により照合を行った結果、不符合若しくは誤記がある場合又は前項の規定により通知を受けた場合において必要があると認めるときは、当該示達書及び示達内訳書の変更について大臣官房会計課長に通知するものとする。

（調達要求書等の受理等）

第6条 調達企画課長は、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号。以下「調達実施訓令」という。）第11条第1項又は第2項の規定に基づき調達要求書及び仕様書等（以下「調達要求書等」という。）の送付を受けた場合には、長官官房総務官付情報システム管理室長の協力を得て、当該要求書に記載されている品目、数量、金額等が示達内訳書の範囲内か否かについて照合し、異状がないと認めるときは、防衛装備庁調達物品各官室分担表について（装管調第263号。27.10.1））に規定する防衛装備庁調達物品各官室分担表に従い、当該要求書等を関係の官に送付するものとする。

- 2 調達企画課長は、調達要求書において2以上の品目の金額が一括の要求金額とされており、かつ、当該2以上の品目が2以上の物別官室の所掌に係る場合には、当該要求書を関係の物別官室長に送付するに際し、当該品目の目安となる金額を定めてこれを当該要求書に記載するものとする。この場合において、関係の物別官室長は、当該目安となる金額を調達要求書のコピーとして取り扱うものとする。
- 3 第1項の規定により調達要求書等の送付を受けた物別官室長は、当該要求書等の記載事項（納期、金額及び仕様書等に関するものを除く。）に疑義がある場合には、その旨を調達企画課長に通知するものとする。
- 4 調達企画課長は、第1項の規定により照合を行った結果、異状がある場合又は前項の規定により通知を受けた場合において必要があると認めるときは、当該調達要求書等の記載事項の訂正又は変更について当該調達要求を行った大臣官房等の担当の課長に通知するものとする。
- 5 調達企画課長は調達要求を受けた品目について、また、物別官室長は所掌に係る品目について、それぞれ品目、数量、金額等の記録整理を行い、調達要求の受理状況を把握するものとする。

（調達要求書の様式等）

第7条 調達要求書の様式、記載方法、必要部数その他調達要求書の統一運用に関し必要な事項については、調達企画課長が関係の官及び大臣官房等の担当の課長と協議して別に定めるものとする。また、調達要求書を受理する期限を協定する必要がある

生じた場合も同様とする。

なお、調達要求書の納期区分は次によるものとする。

- A 納期変更することが著しく困難なもの。
- B 変更が困難であるが、やむを得ない場合余裕期間を認めるもの。
- C 納期にある程度余裕のあるもの。(余裕期間は15日間とする。)
- D 納期にある程度余裕のあるもの。(余裕期間は1箇月間とする。)
- E 一応の希望納期であるが、変更については防衛装備庁に委せるもの。

第2款 仕様書等の作成及び調達要求書等の変更の協議等

(仕様書等の作成)

第8条 物別官室長は、第6条第1項の規定により送付を受けた調達要求書に防衛装備庁(以下「装備庁」という。)において仕様書等を作成することとされている品目がある場合には、当該品目に係る仕様書等を作成し又は既定の仕様書等の適用の可否について速やかに検討するものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により作成した仕様書等又は適用すべき既定の仕様書等と関係の官に送付するものとする。

3 仕様書等の作成又は検討及び送付については、前2項に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(監督及び検査の実施要領の作成又は検討)

第9条 物別官室長は、第6条第1項の規定により調達要求書等の送付を受けた場合及び前条第2項の規定により仕様書等の送付を受けた場合には、当該仕様書等に基づき監督実施要領、完成検査実施要領及び受領検査実施要領(以下「実施要領」という。)を作成し又は既定の実施要領の適用の可否について速やかに検討するものとする。

2 実施要領の作成又は検討及び送付又は通知については、中央調達により調達する調達品等に係る監督及び検査に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第39号。以下「監督検査訓令」という。)に定めるところによる。

(納期の変更の協議)

第10条 物別官室長は、第6条第1項の規定により調達要求書等の送付を受けた場合には、当該要求書等に記載されている納期について検討を行い、当該納期内では調達が困難であることが明らかなきときは、入札又は商議に先立ち、当該納期の変更のための協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て防衛装備庁長官(以下「長官」という。)の決裁を受け、調達実施訓令第12条第1項の規定に基づき、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。

2 次の各号に掲げる場合は、前項に規定する協議書の作成を省略することができる。

- (1) 第7条に規定する納期区分が「B」又は「C」にあつては15日を超えない範囲で納期を変更する場合
- (2) 第7条に規定する納期区分が「D」にあつては1箇月を超えない範囲で納期を変更する場合
- (3) 第7条に規定する納期区分が「E」であるもの。

3 前項の規定は、商議において納期の変更を行う場合に準用する。

4 第1項に規定する協議書の様式は、別記様式第1号に定めるとおりとする。

(金額の変更の協議)

第11条 物別官室長は、第6条第1項の規定により調達要求書等の送付を受けた場合には、当該要求書等に記載されている金額について検討を行い、当該金額では調達が困難であることが明らかであり、かつ、増額すべき金額を確実に予定することができるときは、予定価格調書の作成に先立ち、当該金額の増額のための協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、調達実施訓令第12条第2項の規定に基づき当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。

2 前項の場合において、契約余剰金の充当に関する第84条の規定に該当するときは、当該規定を準用する。

3 第1項に規定する協議書の様式は、別記様式第2号に定めるとおりとする。

(仕様書等の変更の協議)

第12条 物別官室長は、第6条第1項の規定により仕様書等の送付を受けた場合には、第9条の規定による実施要領の作成等、第24条の規定による契約方式等の検討又は第31条の規定による予定価格の算定を行うに際し、当該仕様書等に記載されている内容及び記述が調達の実情に合致するか否かの検討を行うものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する検討を行った結果、第6条第1項の規定により送付を受けた仕様書等に不備があることを発見した場合には、当該仕様書等の変更のための協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、調達実施訓令第12条第1項の規定に基づき当該仕様書等を作成した大臣官房長等と協議するものとする。

3 物別官室長は、第1項に規定する検討を行った結果、第8条第2項の規定により送付を受けた仕様書等に不備があることを発見した場合には、当該仕様書等を送付した物別官室長に通知するものとする。

4 第2項に規定する協議書の様式は、別記様式第3号に定めるとおりとする。

(協議書の記載要領等)

第13条 別記様式第1号から第3号までの協議書の作成部数、記載要領その他協議書の統一運用に関し必要な事項については、調達企画課長が関係の官と協議して別に定めるものとする。

(協議書に対する回答)

第14条 物別官室長は、第10条第1項、第11条第1項又は第12条第2項の規定により大臣官房長等に送付した協議書に対し、大臣官房長等から変更の内容を記載した回答を受けた場合には、当該回答の写しを調達企画課長及び関係の官に送付するものとする。

2 関係の官は、前項の回答をもって調達要求書等の内容に変更があったものとして取り扱うものとする。ただし、執行手続訓令第5条の規定に基づき示達書及び示達内訳書の変更を要するものにあつては、当該示達書及び示達内訳書の変更があるまではこの限りでない。

第3款 雑則

(送付先及び送付部数等)

第15条 第5条第1項に規定する示達書及び示達内訳書、第6条第1項に規定する調達要求書等、第8条第2項に規定する仕様書等又は第9条第2項に規定する実施要領の送付先及び送付部数の基準並びに送付の方法については、調達企画課長が関係の官と協議して別に定めるものとする。

(調達の受託)

第16条 調達企画課長は、調達実施訓令第6条第1項第1号の規定に基づき大臣官房長等から調達の申込みを受けた場合又は調達実施訓令第6条第1項第2号の規定に基づき防衛装備庁の物品管理官から調達の上申を受けた場合には、関係の官の意見を徴し、特別の支障のない限り、長官の承認を受けてこれを受託するものとする。

2 第5条から前条までの規定は、前項の規定により調達を受託する場合に準用する。この場合において、「調達要求書」とあるのは「調達委託書」と、「調達要求書等」とあるのは、「調達委託書及び仕様書等」と読み替えるものとする。

(調達の準備依頼)

第17条 第5条から前条までの規定は、性質の許す限り、大臣官房長等から調達要求書等の送付に先立ち、調達の準備のために必要な資料(「準備要求書等」という。以下この章において同じ。)の送付を受け、調達の準備のための事務を行う場合に準用する。この場合において、「調達要求書」とあり、及び「調達要求書等」とあるのは、「準備要求書等」と読み替えるものとする。

2 関係の官は、後日、調達要求書又は調達委託書及び仕様書等の送付を受けた場合には、これらを準備要求書等と照合し、準備要求書等に基づいて行った調達の準備のための事務の内容を修正する必要があるか否かの検討を行い、必要があると認めるときは、所要の修正を行うものとする。

(示達書等の変更)

第18条 第5条から第16条までの規定は、示達書及び示達内訳書、調達要求書等、

調達委託書又は準備要求書等の変更の通知を受けた場合に準用する。

第2節 契約方式及び契約相手方の選定等

第1款 総則

(防衛大臣による調達の相手方の選定)

第19条 契約方式及び契約相手方について、調達実施訓令第14条の2の規定に基づき防衛大臣による調達の相手方の選定の通知があった場合には、当該通知によるものとする。ただし、物別官室長は、当該通知によることが著しく適当でないと認める場合には、当該通知の変更を必要とする意見を付して、防衛大臣に対して当該通知の変更の申請の手続をとることについて調達企画課長の協議を経て長官に上申するものとする。

2 物別官室長は、前項の通知があった場合には、当該通知の写しを調達企画課長に送付するものとする。

(有資格者名簿からの選定)

第20条 契約相手方として選定しようとする者(「選定しようとする相手方」という。以下この節において同じ。)は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律第7条に規定する財政上の措置として締結する特定取組契約の相手方を除き、防衛装備庁における資格審査の実施について(装管調第259号。27.10.1)第8条第2項に規定する有資格者名簿に登載されている者(「有資格者」という。以下この章において同じ。)でなければならない。ただし、物別官室長は、緊急又は特別の理由により有資格者でない者を随意契約の相手方として選定する必要があると認める場合には、当該者を契約相手方として選定することについて調達企画課長の協議を経て調達事業部長(以下「事業部長」という。)の承認を受けるものとする。この場合において、物別官室長は、当該通知第4条に規定する書類のうち必要と認めるものの提出を求め、契約の履行が確実であるか否かを審査するものとする。

2 物別官室長は、契約方式及び契約相手方の選定について、会計法、予決令その他の法令の規定に基づき財務大臣と協議し又は防衛大臣に申請する必要がある契約については、当該協議又は申請について調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受けるものとする。

(一般競争に付する場合の制限)

第21条 物別官室長は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定めるものとする。

(業態調査)

第22条 物別官室長は、契約方式及び契約相手方の選定を公平かつ適切に行うため、次の各号に掲げる事項について、随時、有資格者の業態を調査するよう努めるものとする。

- (1) 法令の規定に基づく官公署等の許可又は認可
- (2) 政府機関又はこれに準ずる機関の検定、基準、標準規格等の合格
- (3) 他の製造会社又は販売会社から得ている製造権、販売権、特許権等の実施権等
- (4) 特殊な技術、機械器具、生産設備等の有無
- (5) 資産の状況及び信用度の程度

(入札保証金等の納付及び免除)

第23条 物別官室長は、入札参加者から入札金額の100分の5の入札保証金（入札保証金に代える担保の提供を含む。）を、また、契約相手方から契約金額の100分の10の契約保証金（契約保証金に代える担保の提供を含む。）を納付させるものとする。

2 入札保証金は、次の各号の一に該当する場合を除き、その納付を免除してはならない。

- (1) 一般競争に付する場合において、入札参加者が保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んでいるとき。
- (2) 有資格者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 指名競争に付する場合において、入札参加者が防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「防衛省細則」という。）第42条第1項に掲げる者に該当するとき。

3 契約保証金は、次の各号の一に該当する場合を除き、その納付を免除してはならない。

- (1) 契約相手方が保険会社との間に国を被保険者とする契約保証保険契約を結んでいる場合
- (2) 有資格者による一般競争に付した場合において、契約履行がなされないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 一般競争に付した場合において、再度の入札をしても落札者がなく随意契約によるときにその必要がないと認められるとき。
- (4) 指名競争に付した場合及び随意契約による場合において、契約相手方が前項第3号に掲げる者に該当するとき。

第2款 契約方式の決定等

(契約方式等の検討)

第24条 物別官室長は、第6条第1項、第8条第2項及び第16条第2項の規定により送付された調達要求書又は調達委託書及び仕様書等、第9条第1項の規定により作成した実施要領、予定価格の算定上考慮すべき事項に基づき、契約方式、選定しようとする相手方、入札等の期日、入札保証金、契約保証金、適用すべき契約条項その他契約の締結について必要な事項の検討を行うものとする。

(調達伺の作成)

第25条 物別官室長は、前条の規定により検討を行った結果、調達伺に契約方式、選定しようとする相手方、その選定理由、入札等の期日、法令等の適用条項、入札保証金及び契約保証金の納付又は免除、前払金の担保提供免除の可否、適用すべき契約条項（代金の確定又は精算等に関する特約条項を除く。）その他契約の締結について必要な事項を記載し、担当官の決裁を受けるものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する調達伺には、予定される契約方法、適用すべき代金の確定又は精算等に関する特約条項その他契約の締結について参考となる事項を記載するものとする。

3 第1項に規定する調達伺には、仕様書等のほか必要があると認める場合は、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 契約方式及びその決定に関する書類（複数落札制入札制度による場合を含む。）
- (2) 選定しようとする相手方及びその選定に関する書類。ただし、仕様書等が秘に指定されている場合には、これを省略することができる。
- (3) その他必要な書類

4 物別官室長は、同一年度の調達要求の同一物品に係る調達伺を作成する場合において、選定しようとする相手方及びその選定理由が既に諮問事項について長官の承認を受けたもの又は調達伺について担当官の決裁を受けたものと同一であるときは、第1項及び第2項に規定する記載事項を省略することができる。

5 第1項及び第4項に規定する調達伺の様式は、それぞれ別記様式第4号及び第5号に定めるとおりとする。

(指名競争参加業者の指名基準等の運用等)

第26条 物別官室長は、防衛省細則に定める指名競争基準等を運用するに当たっては、指名競争参加業者の指名基準等の運用等について（防経会第52号。19. 1. 4）により取り扱うものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により指名しようとした相手方から辞退したい旨の申し出があった場合には、前条第3項の規定によりその経緯を明らかにした書類を調達伺に添付するとともに、選定理由にその旨を明記するものとする。

(前金払等に関する要領)

第27条 物別官室長は、第24条の規定により検討を行った結果、前金払及び概算払（以下「前金払等」という。）の実施が必要と認める場合には、この要領の規定

のほか、前金払等の事務手続要領について（装管調第254号。27. 10. 1）
（以下「前金払等要領」という。）に定めるところにより実施するものとする。

（部分払に関する条件の検討）

第28条 物別官室長は、第24条の規定により検討を行った結果、部分払を行う必要があると認める場合には、同時に、部分払の既納部分払又は既済部分払の別、回数、支払予定時期その他必要と認める事項についても検討するものとする。

（指名随契審査会への付議等）

第29条 物別官室長は、指名随契審査会の運営要領について（装管調第253号。27. 10. 1）第4条第1項に規定する契約については、同条の規定により諮問案を作成し、指名随契審査会の審議に付すものとする。

2 指名随契審査会の議決を経て長官の承認を受けた諮問案に係る契約については、第25条第1項に規定する調達伺の作成及び担当官の決裁を省略することができる。

3 第1項の規定により諮問案を作成する契約の場合には、第24条から前条までの規定を準用する。この場合において、「調達伺」とあるのは、「諮問案」と読み替えるものとする。

（防衛大臣の承認又は報告を要する契約）

第30条 物別官室長は、調達実施訓令第16条の規定に基づきあらかじめ防衛大臣の承認を受けることとなっている随意契約については、防衛大臣の承認を受けるための申請書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受けるものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する申請書には、防衛大臣の承認を要する契約に関する実施要領について（装管調第77号。27. 10. 1）第3項第1号及び第2号に掲げる資料のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 指名随契審査会の議決を経て長官の承認を受けた諮問案又は担当官の決裁を受けた調達伺の写し

(2) 品名、数量等が一式とされている契約にあつては、品名、数量等別の内訳表

(3) その他必要な書類

3 第1項に規定する申請書の様式は、別記様式第6-1号に定めるとおりとする。

4 物別官室長は、調達実施訓令第16条の規定に基づきあらかじめ防衛大臣に報告が必要な随意契約については、報告書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受けるものとする。

5 物別官室長は、前項に規定する報告書には、防衛大臣の承認を要する契約に関する実施要領について（装管調第77号。27. 10. 1）第7項第2号に掲げる資料のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 指名随契審査会の議決を経て長官の承認を受けた諮問案又は担当官の決裁を受けた調達伺の写し

- (2) 品名、数量等が一式とされている契約にあつては、品名、数量等別の内訳表
- (3) その他必要な書類

6 第4項に規定する報告書の様式は、別記様式第6-2号に定めるとおりとする。
(予定価格の算定等)

第31条 物別官室長は、第6条第1項、第8条第2項及び第16条第2項の規定により送付された調達要求書又は調達委託書及び仕様書等、第9条第1項の規定により作成又は検討した実施要領、第25条第1項の規定により担当官の決裁を受けた調達伺（同条第4項の規定により担当官の決裁を省略した場合の調達伺及び第29条第2項の規定により指名随契審査会の議決を経て長官の承認を受けた諮問案を含む。）、前金払等要領第8条第1項の規定により担当官の決裁を受けた前金払等実施計画書並びに第28条の規定により検討した部分払に関する条件に基づき、所掌する品目に係る計算価格を計算し、予定価格を算定して予定価格調書等を作成し、当該調書等について担当官の決裁を受けるものとする。

2 物別官室長は、調達の要求又は申し込みがあつた品目ごとに予定価格調書等を作成するものとする。ただし、同一の仕様（納地の異なる場合を含む。）の品目については、調達の要求又は申し込みが別個にあつた場合であっても、大臣官房等及び予算科目が同一で、当該2以上の品目を取りまとめて予定価格調書等を作成することが事務の簡素化となると認めるときは、当該取りまとめる品目の調達要求番号を明らかにし、当該品目を取りまとめて予定価格調書等を作成するよう努めるものとする。

3 予定価格の算定の基準、方法等については、前2項に定めるもののほか別に定めるところによる。

4 物別官室長は、前項の規定により予定価格調書等について担当官の決裁を受けた場合には、当該調書等に封を施すものとする。

(準備要求書による準備事務の範囲)

第32条 物別官室長は、第17条に規定する準備要求書等に基づき、第24条から第30条まで及び第64条に規定する事務を処理することができる。

2 物別官室長は、調達の特性上、支出負担行為計画示達（以下「予算示達」という。）の前年度に予め入札等の契約締結前の事務処理を実施する必要があると判断する場合には、前項に定める事務に加え、第31条、第68条から第72条まで、第86条及び第87条に規定する事務を処理することができる。この場合において、第64条に規定する公告及び通知には契約締結は予算示達された場合に限り契約締結することを条件として付するものとする。

第3節 契約条項の適用基準等

第1款 契約条項の種類

(契約条項の種類)

第33条 契約条項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 基本契約条項
- (2) 特約条項
- (3) 特殊条項
- (4) 特別契約条項

(基本契約条項)

第34条 基本契約条項は、装備品等の調達に関する契約に原則として適用されるものとし、その種類は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 売買契約条項
- (2) 製造請負契約条項
- (3) 役務請負契約条項

2 売買契約条項、製造請負契約条項及び役務請負契約条項は、別記様式第7-1号から第7-3号までに定めるとおりとする。

(特約条項)

第35条 特約条項は、基本契約条項又は特別契約条項を補完する必要がある場合に適用されるものとし、その種類は、別に定めるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 代金の支払に関する特約条項
 - ア 前払金に関する特約条項
 - イ 部分払に関する特約条項
- (2) 代金の確定又は精算等に関する特約条項
 - ア 代金の中途確定に関する特約条項
 - イ 契約履行後における代金の確定に関する特約条項
 - ウ 特定費目の代金の確定に関する特約条項
 - エ 特定費目の代金の実費精算に関する特約条項
 - オ 超過利益の返納に関する特約条項
 - カ 役務請負契約の代金の確定等に関する特約条項
 - キ 共同履行管理型インセンティブ契約に関する特約条項
 - ク 暫定的な経费率適用に係る代金の確定に関する特約条項
- (3) 秘密の保護等に関する特約条項
 - ア 特別防衛秘密の保護に関する特約条項
 - イ 装備品等秘密の保全に関する特約条項
 - ウ 特定秘密の保護に関する特約条項
- (4) 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項

ア 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項

イ 輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項

(5) 初度費の使用内訳の提出等及び専用治工具等の管理に関する特約条項

(6) 日米了解事項覚書に関する特約条項

(7) 談合等の不正行為に関する特約条項

(8) 暴力団排除に関する特約条項

2 物別官室長は、代金の支払又は確定若しくは精算等に関し、前項第1号又は第2号に規定する特約条項により難しい契約又は当該特約条項を適用することが不相当と認める契約については、あらかじめ関係の官と協議の上、当該契約に適用する特約条項を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の承認を受けるものとする。

3 前項の規定により作成する特約条項には、装備品等の名称を冠するものとする。

4 第2項の規定により作成する特約条項において、第1項第1号又は第2号に規定する特約条項に定めるところと同一の内容を規定する場合には当該条項に従って、これと類似の内容を規定する場合には当該条項に準じて、作成するものとする。

5 物別官室長は、第2項の規定により長官の承認を受ける場合には、当該特約条項を適用する契約の品目、範囲、期間その他必要な事項を明らかにするものとする。

6 特別防衛秘密の保護に関する特約条項、装備品等秘密の保全に関する特約条項及び特定秘密の保護に関する特約条項は、それぞれ防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年装備庁訓令第25号）第26条、装備品等秘密の指定に関する訓令（令和6年防衛省訓令第10号）第8条及び防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年装備庁訓令第27号）第37条第2項に定めるところによる。

7 前払金に関する特約条項、部分払に関する特約条項、代金の中途確定に関する特約条項、契約履行後における代金の確定に関する特約条項、特定費目の代金の確定に関する特約条項、特定費目の代金の実費精算に関する特約条項、超過利益の返納に関する特約条項、役務請負契約の代金の確定等に関する特約条項、共同履行管理型インセンティブ契約に関する特約条項、暫定的な経费率適用に係る代金の確定に関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項、輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項、初度費の使用内訳の提出等及び専用治工具等の管理に関する特約条項、日米了解事項覚書に関する特約条項、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項は、別記様式第8-1号から第8-16号までに定めるとおりとする。

（特殊条項）

第36条 物別官室長は、次の各号に定める特殊条項を適用する場合を除き、基本契

約条項若しくは特約条項又は特別契約条項と異なる定めをする必要があると認める契約については、別に定めるもののほか、あらかじめ関係の官と協議の上、当該契約に適用する特殊条項を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の承認を受けるものとする。ただし、2以上の物別官室にわたり共通して適用する特殊条項は、調達企画課長が関係の官と協議の上作成し、長官の承認を受けるものとする。

- (1) 代金の中途確定に関する特殊条項
- (2) 開発経費の支払等に関する特殊条項（中途確定契約用）
- (3) 開発経費の支払等に関する特殊条項（確定契約用）
- (4) 搭載用として納入する契約物品の契約不適合に関する特殊条項

2 前条第3項から第5項までの規定は、特殊条項を作成する場合に準用する。

3 代金の中途確定に関する特殊条項、開発経費の支払等に関する特殊条項（中途確定契約用）、開発経費の支払等に関する特殊条項（確定契約用）及び搭載用として納入する契約物品の契約不適合に関する特殊条項は、別記様式第9-1号から第9-4号までに定めるとおりとする。

（特別契約条項）

第37条 物別官室長は、次の各号に定める特別契約条項を適用する場合を除き、委任契約、交換契約、輸送契約その他契約の性質上基本契約条項を適用することができない契約又は装備品等の性質上基本契約条項に特殊条項を付して契約することが不相当と認められる契約については、あらかじめ関係の官と協議の上、当該装備品等の調達のための契約に適用する特別契約条項を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の承認を受けるものとする。

- (1) 試作研究請負契約特別条項
- (2) 研究委託契約特別条項
- (3) 早期装備化契約特別条項

2 第35条第3項から第5項までの規定は、特別契約条項を作成する場合に準用する。

3 試作研究請負契約特別条項、研究委託契約特別条項、早期装備化契約特別条項は、別記様式第10-1号から第10-3号までに定めるとおりとする。

第2款 契約条項の適用基準等

（契約条項の適用の原則等）

第38条 物別官室長は、契約の締結に当たっては、装備品等の性質を勘案し、調達要求書等の定めるところに従い、また、必要がある場合には、あらかじめ調達企画課長及び関係の官と協議の上、契約ごとに適用すべき基本契約条項、特約条項、特殊条項若しくは特別契約条項を選択し又は特約条項、特殊条項若しくは特別契約条項を作

成するものとする。

(基本契約条項の適用基準)

第39条 売買契約条項は、契約相手方から契約物品の所有権及び占有権を国に移転することを約し、国がこれにその代金を支払うことを約する契約に適用する。

2 製造請負契約条項は、契約相手方が専ら又は主として自己の材料を用いて契約物品を製造し、その所有権及び占有権を国に移転することを約し、国がこれにその代金を支払うことを約する契約に適用する。

3 役務請負契約条項は、契約相手方が国の物品について役務を行い、これを国に引き渡すことを約し、国がこれにその代金を支払うことを約する契約に適用する。

(前払金に関する特約条項の適用基準)

第40条 前払金に関する特約条項は、次の各号の一に該当する契約に適用する。

(1) 示達内訳書又は調達要求書に前金払を行うこととされている場合

(2) 予決令第57条第1号に該当する契約のうち、物別官室長が前金払を相当と認める場合

2 前払金に関する特約条項の適用基準については、前金払等要領に定めるところによる。

(部分払に関する特約条項の適用基準)

第41条 部分払に関する特約条項は、次の各号の一に該当する契約に適用する。

(1) 示達内訳書又は調達要求書に既納部分払又は既済部分払を行うこととされている場合

(2) 第208条に規定する部分払の回数の限度に関する基準に該当する契約のうち、物別官室長が既納部分払又は既済部分払を相当と認める場合

(代金の確定又は精算等に関する特約条項の適用基準)

第42条 代金の確定又は精算等に関する特約条項は、物別官室長が当該特約条項を付すことが必要であると認める契約に適用する。

2 物別官室長は、予定価格を算定し、予定価格調書を作成する場合において、代金の確定又は精算等に関する特約条項を付する必要があると認めるときは、適用する契約条項を当該調書に明記して担当官の決裁を受けるものとする。

3 代金の確定又は精算等に関する特約条項の適用基準については、第52条から第55条まで及び第60条の規定の定めるところによる。

(資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項の適用基準)

第43条 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項は、予定価格の算定に当たって原価計算方式を採用した場合に、適用することとする。

2 輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項は、売買契約等特殊条項(輸入品)又は外国役務業者が行う役務請負契約条項を付した契約に適用することとする。

(初度費の使用内訳の提出等及び専用治工具等の管理に関する特約条項)

第44条 初度費の使用内訳の提出等及び専用治工具等の管理に関する特約条項は、調達要求において、製品費と初度費に分かれている案件のうち、初度費の契約を締結する場合に適用することとする。

(その他特約条項の適用基準)

第45条 談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項は、全契約に適用する。

第3款 雑則

(契約条項の一部変更)

第46条 物別官室長は、装備品等の調達に関し、その性質が特殊なものであって、当該契約のみに特別の定めをする必要があり、かつ、当該特別の定めが軽易なものである場合には、担当官の決裁を受け、第34条から第37条までに規定する契約条項の一部を変更してこれを適用することができる。

(覚書等の作成)

第47条 物別官室長は、契約条項の解釈又は運用について紛争が生ずるおそれがあると認める場合、契約金額に関する合意事項を文書をもって明らかにしておく必要があると認める場合、その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要があると認める場合には、その契約の定める範囲内において、契約相手方と覚書、確認書その他の合意文書を作成し、あらかじめ担当官に報告の上、交換することができる。ただし、その内容は、国が新たな債務を負うこととなるおそれのあるものであってはならない。

(特例)

第48条 物別官室長は、契約条項の適用基準等に関し、この節に定めるところにより難しいものについては、調達企画課長の協議を経て長官の承認を受けるものとする。

第4節 契約方法の適用基準等

第1款 契約方法の種類

(契約方法の種類)

第49条 契約方法の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 確定契約
- (2) 準確定契約
- (3) 概算契約

2 確定契約とは、契約金額（契約金額が変更された場合には、当該変更金額をいう）

以下同じ。)をもって契約相手方に支払われる代金(以下「代金」という。)の金額を確定している契約をいう。

3 準確定契約とは、代金の金額を後日あらかじめ定める基準に従って契約金額の範囲内で確定することとしている契約をいう。

4 概算契約とは、代金の金額を後日あらかじめ定める基準に従って確定することとしている契約をいう。

(確定契約)

第50条 確定契約の区分は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般確定契約

(2) 超過利益返納条項付契約

2 一般確定契約とは、超過利益返納条項付契約以外の確定契約をいう。

3 超過利益返納条項付契約とは、確定契約であって、契約相手方に超過利益が生じた場合には、あらかじめ定める基準に従って当該超過利益を返納させることとしている契約をいう。

(準確定契約)

第51条 準確定契約の区分は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中途確定条項付契約

(2) 履行後確定条項付契約

(3) 特定費目の代金の確定に関する特約条項付契約

2 中途確定条項付契約とは、契約の履行の中途までの実績に基づき代金の金額を確定することとしている契約をいう。

3 履行後確定条項付契約とは、契約の履行の終了までの実績に基づき代金の金額を確定することとしている契約をいう。

4 特定費目の代金の確定に関する特約条項付契約とは、特定の計算項目又は計算要素に係る実績に基づき代金の金額を確定することとしている契約をいう。

第2款 契約方法の適用基準等

(超過利益返納条項付契約)

第52条 超過利益返納条項付契約には、超過利益の返納に関する特約条項が適用される。

(準確定契約の適用基準)

第53条 中途確定条項付契約及び履行後確定条項付契約は、次の各号の一に掲げる理由によりあらかじめ代金の金額を確定することが契約相手方に不当の利益を生ずるおそれがあり、確定契約によることが適当でない場合に採用される。これらの契約には、それぞれ代金の中途確定に関する特約条項及び契約履行後における代金の

確定に関する特約条項が適用される。

- (1) 原単位計算を適正に行うため必要な資料、計算価格の計算項目のそれぞれの単
位価格についての標準的資料その他原価計算に必要な資料が十分に得られない場
合
 - (2) 製造等の期間が1年を超え、当該期間中に材料の価格、所要工数、経費率等の
計算項目又は計算要素に相当の変動が予測され、また、当該変動の内容を適正に
把握することが困難である場合
 - (3) 契約の性質上標準的作業量を適正に把握することが困難である場合
- 2 計算価格に次の各号の一に掲げる計算項目又は計算要素を含み、あらかじめ当該
計算項目又は計算要素に係る代金の金額を確定することが契約相手方に不当の利益
を生じるおそれがあり、確定契約によることが適当でない場合には、特定費目の代
金の確定に関する特約条項を適用するものとする。
- (1) 技術提携、工業所有権の実施権、保険の付保等の要否が明らかでない場合
 - (2) 技術提携料、工業所有権の実施料、保険料率、外国為替の換算率その他特定の
計算項目又は計算要素が明らかでなく、当該費用に係る代金を証拠資料により確
定することが適当であると認める場合
 - (3) 原価計算に適用した標準価格、経費率その他の標準的数値が暫定的なものであ
り、かつ、当該標準的数値が納期までに改定されることが予定されている場合に
おいて、改定された標準的数値に基づいて代金の金額を確定することが適当であ
ると認めるとき。
- 3 準確定契約の方法を採用する契約にあつては、代金の金額の確定期日を定めるに
当たって国の会計制度に配慮するものとする。

(概算契約の適用基準)

第54条 特定費目の代金の実費精算条項付契約は、計算価格に次の各号の一に掲げ
る費目を含み、当該費目の代金の金額を当該費目の実績に基づき確定することが適
当であると認める場合に採用することができる。この契約には、特定費目の代金の
実費精算に関する特約条項が適用される。

- (1) 輸入品契約に含まれる関税及び機能検査費用
 - (2) 国産品及び輸入品契約に含まれる開発分担金その他注文者が直接支払うべき費
用の支払を契約相手方に委任した場合の当該費用
- 2 前項に規定する方法を採用する契約にあつては、契約金額を超えて特定費目の代
金を支払う必要が生じる場合の予算等の措置を講じておくものとする。
- 3 暫定的な経費率適用条項付契約は、随意契約のうち、予定価格の算定において当
年度の経費率が設定されるまでの間に適用することが適当と認める経費率を適用し
た場合に採用することができる。この契約には、暫定的な経費率適用に係る代金の
確定に関する特約条項が適用され、予定価格の算定において適用した経費率は、当

年度の経費率が算定されるまでの暫定的な経費率として取り扱うものとする。

- 4 前項に規定する方法を採用する契約にあっては、契約金額を超えて代金を支払う必要が生じる場合の予算等の措置を講じておくものとする。
- 5 概算契約は、第1項及び第3項に規定する場合のほか、特別の事情によりあらかじめ適用すべき特約条項の案を添えて、調達企画課長の協議を経て事業部長の承認を受けない限り採用してはならない。

(契約方式による契約方法の適用制限)

第55条 契約方法は、契約方式に応じて次の各号に定めるところにより採用するものとする。

- (1) 一般競争又は指名競争による契約にあっては一般確定契約とする。ただし、次に掲げる条件を満たす場合にはこの限りでない。

ア 超過利益返納条項については、入札が不調となった場合であって、実質的な競争が見込めず予定価格を増額して再度公告入札若しくは再度の指名競争を行うとき、又は再度公告入札においても入札者がいないために指名停止等の措置をとったこと若しくは原価計算システムの適正性を確認できない状態にあることを長官が通知している相手方と契約を締結せざるを得ないこととなる可能性が排除できず、かつ、契約履行後における代金の確定に関する特約条項を付することができないとき。

イ 契約の小部分について、一般確定契約に特定費目の代金の実費精算条項を付した契約方法を採用した場合には、当該概算部分以外の部分について一般競争若しくは指名競争に付するとき。

ウ 特定費目の代金の確定に関する特約条項については、仕様書の記載に基づき、外貨建費目の計上が明確であるとき、又は、実質的な競争が見込めない入札において不調となった際の予定価格に、仕様書の記載以外で外貨建費目の計上が明確で、仕様書区分が旧又は改（改正内容が軽微なもの）で、過去に特定費目の代金の確定に関する特約条項が付されていた実績があるものに付するとき。

- (2) 前号に定めるもののほか、一般確定契約以外の契約方法を採用する場合には、物別官室長は適用する契約方法について、あらかじめ調達企画課長及び調達管理部原価管理官（以下「原価管理官」という。）の協議を経て担当官の決裁を得るものとする。ただし、調達事業部輸入調達官が、外貨建費目又は関税を含む費目を予定して、第35条第1項第2号に規定する特定費目の代金の確定に関する特約条項又は特定費目の代金の実費精算に関する特約条項を付す場合には、当該協議の決裁を省略することができるものとする。

- (3) 随意契約にあってはすべての契約方法とする。

2 前項第2号に規定する協議書の様式は、別記様式第103号に定めるところとする。

(単価契約等)

第56条 物別官室長は、特別の事情により単価契約又は後納契約を締結しようとする場合には、適用すべき契約条項を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の承認を受けるものとする。また、契約相手方が契約金額を超えて給付を継続することを要しないものとされている契約についても同様とする。

第3款 雑則

(代金の確定期日の繰上げ等)

第57条 物別官室長は、準確定契約の締結後において当該契約方法を採用した理由がなくなった場合には、代金の全部又は一部の確定期日の繰上げ等について、契約の変更の措置をとるよう努めるものとする。

(超過利益返納条項等の適用除外)

第58条 物別官室長は、超過利益返納条項付契約又はこれと同種の契約方法と認められる特約条項等を付した契約の締結後において、当該契約方法を適用した理由がなくなった場合には、当該特約条項等の適用を除外し、一般確定契約とするための契約の変更の措置をとるよう努めるものとする。

(契約方法と代金の支払)

第59条 前払金は、確定契約又は準確定契約にあつては前金により、また、概算契約にあつては概算により実施するものとする。

2 前項の規定は、特定費目の代金の実費精算の条項が付されている場合において当該特定費目以外の部分について実施する前払金を前金により実施することを妨げない。

3 準確定契約及び概算契約に係る既納部分又は性質上可分の製造若しくは役務の契約に係る既済部分に対する部分払の金額は、それぞれ当該準確定又は概算部分に相当する契約金額の10パーセントに相当する金額を差し引いた以内の金額とする。

(原価監査に係る調整)

第60条 物別官室長は、原価監査を実施する必要がある契約方法を採用しようとする場合には、あらかじめその旨及び原価監査の対象範囲その他原価監査の実施について必要な事項を原価管理官と協議するものとする。

2 物別官室長は、原価監査を実施する必要がある契約方法を採用しようとする場合には、あらかじめ代金の確定又は精算等を必要とする計算項目等の内訳、計算基準、代金の確定又は精算等の予定期日、原価監査の対象範囲その他必要な事項を記載した書類を作成するものとする。

(特例)

第61条 契約方法の適用基準等に関し、この節に定めるところにより難しいものにつ

いては、第48条の規定を準用する。

第5節 公告、入札及び落札

第1款 公告及び入札

(契約条件の確認)

第62条 物別官室長は、第25条第1項に規定する調達伺についての担当官の決裁（第29条の規定により指名随契審査会の議決を経て長官の承認を受けた諮問案を含む。）、第27条の規定による前金払等についての担当官の決裁及び第30条第1項に規定する防衛大臣の承認を受けた場合には、第64条に規定する公告又は通知に先立ち、適用すべき実施要領、代金の確定又は精算等に関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項、初度費の使用内訳の提出等及び専用治工具等の管理に関する特約条項及び原価監査の対象範囲のほか、必要に応じ次の各号に掲げる契約上の条件を確認するものとする。

- (1) 契約書に付属する仕様書等の範囲
- (2) 契約物品の全部又はその主要部分の製造を第三者に請け負わせる場合において、担当官の承認を必要としない部分及び第三者の名称
- (3) 契約物品の主要でない部分（軽易なものを除く。）の製造を第三者に請け負わせる場合において、担当官への届出を必要としない部分及び第三者の名称
- (4) 官給品又は貸付品（以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸付ける期日及び場所その他支給又は貸付け（以下「支給等」という。）に関して必要な事項
- (5) 前払金に関する特約条項第2条第1項及び部分払に関する特約条項第2条第1項に規定する別表の内容並びに前払金の担保提供免除の可否
- (6) 製造保険、飛行保険、輸送保険等の損害保険を付させる場合にあっては、当該保険の付保条件
- (7) 代金の確定又は精算若しくは超過利益の返納に関する特約条項を付する契約にあっては、当該特約条項に規定する計算基準及び代金の確定又は精算を行う目途の期日
- (8) 特定費目の代金の確定又は精算に関する特約条項を付する契約にあっては、当該特約条項の別表に規定する要確定又は要精算費目金額表の内容
- (9) その他公告、入札等に際し、選定した契約相手方に提示すべき契約上の条件（契約上の条件等の提示）

第63条 物別官室長は、競争に付する契約に特定費目の代金の確定、精算の条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項又は初度費の使用内訳の提出等及び専用治工具等の管理に関する特約条項を付する場合には、競争の公平を期

するため、次条に規定する公告又は通知に際して選定した相手方に当該条件を付することを必要とする理由を説明し、また、前条第8号に規定する要確定又は要精算費目金額表の内容を提示するほか、次の各号に掲げる契約上の条件を提示するものとする。

- (1) 予定価格は、要確定又は要精算費目金額表に示す特定費目の合計額を含めた総額について定められていること。
- (2) 入札者は、特定費目の合計額を含めた総額をもって入札すること。
- (3) 契約には、特定費目の代金の確定、精算に関する特約条項又は資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項を付すること。

2 競争に付する契約の小部分について、代金の中途確定又は履行後確定の条項を付する場合には、前項の規定を準用する。

(公告及び通知)

第64条 物別官室長は、装備品等の調達について前条の規定により契約の条件が確定した場合には、競争に付する契約の入札の期日を定め、一般競争に付するときは入札に必要な事項を掲示板に公告し、また、指名競争に付するときは選定した相手方に通知するものとする。

2 前項に規定する公告は、入札の期日の前日から起算して10日前までに行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、5日前まで短縮することができる。

3 物別官室長は、随意契約による契約についても、前2項の規定に準じて行うよう努めるものとする。

4 第1項に規定する公告の様式は、別記様式第11号に定めるとおりとする。

(入札説明会)

第65条 物別官室長は、前条第1項の規定により公告又は通知を行った入札の条件について、入札に参加しようとする者に説明を行う必要があると認める場合には、入札説明会を開催するものとする。

2 物別官室長は、入札説明会を行う場合には、あらかじめ入札説明会の日時、場所等を前条第1項の規定により掲示板に公告し又は選定した相手方に通知するものとする。

3 物別官室長は、前2項に規定する場合のほか、有資格者又は第1項に規定する入札に参加しようとする者から公告又は通知した事項に関して説明を求められた場合には、これについて説明を行うものとする。

(入札保証金の確認)

第66条 物別官室長は、入札保証金を納付することとされている契約について入札を行う場合には、入札に先立ち、入札の参加者に対し入札保証金受領書又は入札保証保険証券の提出を求め、その確認を行うものとする。

2 入札保証金の納付を証する保管金の振込書及び領収証書、保管金の提出書及び受

領書、政府保管有価証券の提出書及び受領証書並びに保険証券提出書及び受領証書の様式は、別記様式第12号から第19号までに定めるとおりとする。

(入札書等の様式)

第67条 競争契約の場合の入札書及び随意契約の場合の見積書の様式並びに入札書又は見積書に添付する内訳書の様式は、それぞれ別記様式第20号及び第21号に定めるとおりとする。

(入札の実施)

第68条 物別官室長は、競争契約を行う場合には、入札の方法をもってこれを行うものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により入札を行う場合には、入札場所への関係者以外の者の同席を禁ずる等、入札の公正を期するため厳格に行うものとする。

第2款 落札

(落札者の決定)

第69条 物別官室長は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、予決令第91条第2項の規定を適用する場合には、別に定めるところにより落札者を決定する。

(最低価格の入札者に関する特例)

第70条 物別官室長は、予定価格が1千万円を超える製造その他についての請負契約に係る入札において、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず最低の価格をもって入札を行った者を落札者とせず、次順位者をもって落札者とすることができる。

(1) 当該最低価格で入札を行った者をもっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたことについて合理的な理由がある場合

(2) 当該最低価格で入札を行った者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めた場合

2 前項第1号に規定する契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある入札価格の基準は、予定価格に10分の8を乗じて得た額を下回る価格又は予定価格積算上の直接材料費に及ばない価格とする。

3 第1項の規定により次順位者をもって落札者とする場合には、予決令第86条から第90条まで、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第10条並びに防衛省細則第25条及び第26条の規定を適用する。

4 予決令第69条に規定する契約審査委員は、調達管理部長（以下「管理部長」という。）及び管理部長が他に指定する者とする。

(落札等判定書及び落札等の通知)

第71条 物別官室長は、入札を実施し又は見積書を徴取した場合には、落札等判定書を作成し、入札又は商議を行った結果（入札等が不調となった場合を含む。）について担当官の決裁を受けるものとする。

2 物別官室長は、落札等判定書に基づき各日ごとに落札等の通知を作成し、調達企画課長に送付するものとする。

3 第1項に規定する落札等判定書及び前項に規定する落札等の通知の様式は、それぞれ別記様式第22号及び第23号に定めるとおりとする。

（落札等日報等の作成、送付等）

第72条 調達企画課長は、前条第2項の規定により落札等の通知の送付を受けた場合には、当該通知に基づき落札等日報を作成し、関係先に送付するものとする。

なお、落札等日報の送付先及び送付部数については、調達企画課長が別に定めるものとする。

2 調達企画課長は、落札した品目の落札金額を調達の要求又は申込みを受けた当該品目の金額と突合の上、契約余剰金を計算し、整理しておくものとする。

3 物別官室長は、入札又は見積書の徴取の結果について記録整理を行い調達の要求又は申込みを受けた品目の落札状況を把握し、調達の事務の促進に努めるものとする。

4 第1項に規定する落札等日報の様式は、別記様式第24号に定めるとおりとする。

第3款 電子入札

（電子入札）

第73条 防衛装備品等調達システムを用いて入札及び開札を行う場合（随意契約において見積書を徴取し相手方を決定する場合を含む。次条及び第75条第1項において同じ。）の手續については、本款に定めるところによる。

2 防衛装備品等調達システムの運用に必要な事項は、調達企画課長が作成し、長官官房総務官付情報システム管理室長の協議を経て管理部長の承認を受けるものとする。

（電子入札の実施）

第74条 物別官室長は、防衛装備品等調達システムにより電子入札者又は電子見積者に本款に定める通知書を送信する場合は、官職署名符号等（防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令（平成15年防衛庁訓令第64号。以下「電子署名訓令」という。）第2条第9号に定める官職署名符号等をいう。）が記録されたICカード（電子署名訓令第2条第10号に規定するICカードをいう。以下同じ。）を使用して通知書に電子署名を行うものとする。

2 ICカードの保管、取扱いについては電子署名訓令に定めるところによる。

(電子入札案件の登録)

第75条 物別官室長は、紙による従来の入札及び開札手続とあわせて、防衛装備品等調達システムを使用して入札及び開札を行う場合は、第25条第1項の規定により作成する調達伺又は第29条の規定に基づき作成する諮問案において電子入札・開札案件である旨を記載するものとする。

2 電子入札・開札案件については、第63条第1項に規定する公告又は通知において防衛装備品等調達システムを利用することができる旨を明示するとともに、調達案件情報を防衛装備品等調達システムに登録するものとする。

3 防衛装備品等調達システムに係る入札の公告については、別記様式第11号その他の項に次の事項を追記するものとする。

防衛装備品等調達システムの利用 本件は、紙による従来の入札及び開札手続に加えて、防衛装備品等調達システムを利用することができる。

(証明書等の審査)

第76条 物別官室長は、入札予定者から予決令第73条及び防衛省細則第38条の規定に基づき行う一般競争入札において必要となる機能証明書、納入実績及び同等品証明書等の各種証明書を防衛装備品等調達システムにより提出を受けた場合は当該内容の審査を行い、その結果を入札予定者に通知するものとする。

(開札の実施)

第77条 物別官室長は、入札書受付締切後直ちに、入札状況の確認及び電子入札者の参加資格の確認を行い、参加資格を有していない者が電子入札書を提出している場合は、その者に対して入札書無効通知書を送信するものとする。

2 物別官室長は、紙入札書を提出した者がある場合は、入札者名、入札金額その他の紙入札情報を入力するものとする。

3 前2項の確認及び入力終了後、予定価格調書により予定価格の入力を行うものとする。

4 前2項の入力内容の確認については、入力誤りを防止するため、立会者による確認を実施しなければならない。

(落札等の判定)

第78条 物別官室長は、予定価格の入力及び確認後、開札し、落札等の判定を行うものとする。

2 開札の結果、落札者がいる場合は電子入札者に落札結果通知書を送信するものとする。

3 開札の結果、落札等の判定を保留する必要がある場合は、電子入札者に落札者決定保留通知書を送信するものとする。

4 開札の結果、落札者がなく不調とする場合は、電子入札者に不調通知書を送信するものとする。

(再度入札)

第79条 物別官室長は、開札の結果、落札者がいない場合において引き続き再度の入札を行う場合は、再入札の日時を指定の上、電子入札者に対して再入札通知書を送信するものとする。

(不落随契)

第80条 物別官室長は、再度の入札に付しても落札者がいないため随意契約に移行する場合は、電子入札者に不落随意契約通知書を送信し、随意契約の相手方に対して見積依頼通知書を送信するものとする。

(同価入札)

第81条 物別官室長は、落札となるべき同価格又は同数値の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、電子入札者に同価通知書を送信するとともに、くじ引きを実施する日時及び場所を指定して、くじ引きの対象者に通知するものとする。

(随意契約への準用)

第82条 第77条から第79条までの規定は、随意契約において見積書を徴取し相手方を決定する場合にこれを準用する。この場合において、「入札書」とあるのは「見積書」と、「電子入札者」とあるのは「電子見積者」と、「落札結果通知書」とあるのは「見積結果通知書」と、「落札保留通知書」とあるのは「見積結果保留通知書」と、「再入札通知書」とあるのは「再見積通知書」と読み替えるものとする。

第6節 不調処理

(不調に基づく再検討)

第83条 物別官室長は、入札又は商議が不調となった場合において、その原因が次の各号に掲げる事項であり、これを変更する必要があると認めるときは、当該事項を変更することについて担当官の決裁を受けるものとする。

- (1) 予定価格の金額
- (2) 代金の確定又は精算等の条件
- (3) 実施要領
- (4) 第8条第1項の規定に基づき作成した仕様書等
- (5) その他調達伺により担当官の決裁を受けた事項

2 物別官室長は、不調の原因が納期、調達要求書又は調達委託書に記載された金額、調達要求書又は調達委託書に添付された仕様書等、その他調達要求書等の内容にあると認める場合には、別記様式第1号又は第2号に定める協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。ただし、次条に該当する場合はこの限りでない。

3 物別官室長は、不調の原因が第8条第2項の規定に基づき送付を受けた仕様書にあると認める場合には、当該仕様書を作成した物別官室長に通知するものとする。

(契約余剰金の充当)

第84条 調達企画課長は、第83条第2項の規定により協議書の送付を受けた場合において、増額の協議額が100万円以下であり、かつ、当該協議の契約に係る予算科目と同一の(目)の細分の契約余剰金が増額の協議額以上にあるときは、調達実施訓令第12条第2項の規定に基づき大臣官房長等との協議を省略して契約余剰金を当該増額の協議のあった契約に充当することについて長官の承認を受けるものとする。

2 調達企画課長は、前項の規定により契約余剰金を増額の協議のあった契約に充当した場合には、速やかに当該充当した契約に係る調達要求番号、品目及び充当した金額を、当該調達要求を行った大臣官房長等に通知するものとする。

(手続規定の準用等)

第85条 第83条第1項の規定により担当官の決裁を受けた場合、同条第2項に規定する協議に基づき示達書、示達内訳書、特約条項又は調達要求書等が変更された場合の手続については、第5条から第72条までの規定を準用する。ただし、第29条及び第30条に定める手続は、これを省略することができる。

第7節 契約の締結及び契約書の送付等

(契約相手方の決定)

第86条 第71条第1項の規定により落札等判定書について担当官の決裁を受けた場合には、これをもって契約相手方が決定したものとする。

2 前項の規定は、第32条第2項に規定する予算示達の前年度に予め入札等の契約締結前の事務処理を行う場合について準用する。この場合において、同項中「契約相手方」とあるのは、「契約予定相手方」と読み替えるものとし、予算示達があった場合において契約相手方と決定したものとみなす。

(契約書等の提出及び確認)

第87条 物別官室長は、契約相手方又は契約予定相手方(以下「契約相手方等」という。)が決定した場合には、契約相手方等に対し契約書(契約条項及び仕様書等を含む。以下同じ。)の作成のため必要な部数の仕様書等を交付し、契約相手方等から契約書その他契約の締結に必要な書類を提出させるものとする。

2 前項に規定する契約書は、落札等ごとに作成させるものとする。ただし、物別官室長は、同一の仕様(納入場所の異なる場合を含む。)の品目については、落札等が別個の場合であっても、別個に落札等があった2以上の品目を取りまとめて契約書を作成することが合理的かつ適切であると認めるときは、取りまとめる品目の内

訳を添付の上、当該品目を取りまとめて契約書を作成するよう契約相手方等に指示することができる。

3 物別官室長は、第1項の規定により契約相手方等から提出された契約書その他契約の締結に必要な書類を受理する場合には、記載された内容、添付された書類及び部数を確認するものとする。

4 第1項に規定する契約書及び第2項ただし書に規定する品目の内訳の様式は、それぞれ別記様式第26-1号及び第26-2号に定めるとおりとする。

(契約書の部数)

第88条 前条第1項の規定により契約相手方等に提出させる契約書の種類及び部数は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 正本は、関係の書類をすべて綴り合わせ袋綴した契約書の背表紙継目に契印の上、所定欄に記名押印したものを2部とする。この場合において、1部については印紙税法の規定に基づき印紙をはり付け、消印させるものとする。

(2) 副本は、関係の書類をすべて綴り合わせた契約書（この号においては基本契約条項を除く。）の所定欄に記名したものを2部とする。ただし、当該契約に係る予算の内容が継続費又は国庫債務負担行為をもって支出に充てることとなっている契約にあつては、関係の書類をすべて綴り合わせた1部を追加するものとする。

(3) 写しは、契約書の表紙及び契約書の表紙に指定する別紙を綴り合わせたものを2部とする。

2 前項に規定する場合のほか、副本及び写しを追加する必要があると認める場合には、調達企画課長が関係の官と協議して別に定めるものとする。

(契約保証金の確認)

第89条 物別官室長は、契約保証金を納付することとされている契約についての契約書を受理する場合には、契約相手方に対し当該保証金の納付を証する書類を提出させ、その確認を行うものとする。

2 契約保証金の納付を証する書類の様式については第66条第2項の規定を準用する。この場合において、「入札保証金」とあるのは、「契約保証金」と読み替えるものとする。

(支出負担行為の発議)

第90条 物別官室長は、契約相手方から提出された契約書を受理した場合には、支出負担行為書を作成するものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する契約書に支出負担行為書、予定価格調書、入札書又は見積書、落札等判定書その他支出負担行為に必要な書類を添付して担当官の支出負担行為の発議を求めた上、支出負担行為認証官（以下「認証官」という。）の認証を受けるため当該書類（「契約書等」という。以下この節において同じ。）を長官官房監察監査・評価官（以下「監察監査・評価官」という。）に送付するものと

する。

3 前項の規定により監察監査・評価官に送付する契約書等は支出負担行為の内容を表示する書類とする。

4 第1項に規定する支出負担行為書の様式は、別記様式第27号に定めるとおりとする。

(支出負担行為の認証)

第91条 監察監査・評価官は、前条第1項の規定により契約書等の送付を受けた場合には、当該契約書等について認証のための審査を行い、当該支出負担行為が適正であると認めるときは、認証官の認証を受けた上、契約書に認証の表示を行い、当該契約書の写し1部を保管し残部を所掌の物別官室長に返送するものとする。

2 監察監査・評価官は、前項の規定により審査を行った結果、当該支出負担行為が適正でないとき認めるときは、当該契約書について認証の表示を拒否し、その理由を付して当該契約書等を所掌の物別官室長に返送するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、支出負担行為の認証に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(契約書の交付等)

第92条 物別官室長は、前条第1項の規定により契約書が認証の表示をされて返送されたときは、当該契約書の正本について担当官の記名押印を受け、当該契約書の正本1部を官署支出官に送付し、また、1部を契約相手方に交付するとともに、当該契約書の副本1部を保管し、残部の副本及び写しを関係先に送付するものとする。

2 前項に規定する残部の副本及び写しの送付先及び送付部数は、調達企画課長が関係の官と協議して別に定めるものとする。

(受領部隊等への通知)

第93条 物別官室長は、前条第1項の規定により契約書の正本について担当官の記名押印を受けた場合には、装備庁契約品出荷予定通知書に必要な事項を記載し、これに仕様書等を添付して受領部隊等の物品等管理職員に送付するものとする。

2 前項に規定する装備庁契約品出荷予定通知書の様式は、別記様式第28号に定めるとおりとする。

(認証を拒否された場合の措置)

第94条 物別官室長は、第91条第2項の規定により認証が拒否されて契約書等が返送された場合には、当該拒否の理由について検討し、当該拒否に係る事項の修正を行った上、支出負担行為の再発議の手続をとるものとする。

2 前項の規定により修正を行う場合には、第83条の規定を準用する。この場合において、「不調」とあるのは、「認証の拒否」と読み替えるものとする。

第8節 特例政令が適用される契約の締結に関する事務の特例

(入札に関する公告、公示及び通知)

第95条 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。「特例政令」という。以下この条において同じ。）の適用される契約に係る公告、公示及び通知については、第64条を次のように読み替えるものとする。

- 1 物別官室長は、所掌に係る装備品等の調達について前条の規定により契約の条件が確定した場合には、競争に付する契約の入札の期日を定め、特例政令第6条及び第7条並びに国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号。「特例省令」という。第97条及び第99条において同じ。）第4条に規定する事項その他必要と認める事項について、一般競争に付するときは官報及び掲示板に公告し、また、指名競争に付するときは官報に公示するとともに、選定した相手方に通知するものとする。
- 2 前項に規定する公告、公示及び通知は、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（特例政令第2条第7号に規定する一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係るものについては24日前）までに行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、10日前までに短縮することができる。
- 3 物別官室長は、指名競争の公示を行った後、資格審査について申請があり、当該申請者が有資格者とされた場合において、指名基準に合致すると認め、当該競争に参加させるときは、当該相手方に対し速やかにその旨を通知するものとする。
- 4 第1項に規定する公告及び公示の様式は、調達企画課長が別に定めるものとする。

(調達伺等の作成)

第96条 物別官室長は、前条第3項の規定により指名競争に参加させる者がある場合には、調達伺又は指名随契審査会の審議に付するための諮問案を作成するものとする。この場合には、第25条及び第29条の規定を準用する。

(官報掲載の手続)

第97条 物別官室長は、第95条第1項及び第100条第2項の規定により公告又は公示を行う場合には、調達企画課長に当該公告又は公示の写しを送付するものとする。

(入札説明書の交付)

第98条 物別官室長は、競争に参加しようとする者から入札説明書の交付について申請があった場合には、特例省令第6条に規定する事項を記載した当該説明書を速やかに交付するものとする。

- 2 前項に規定する入札説明書の様式は、調達企画課長が別に定めるものとする。

(随意契約によることができる場合の制限)

第99条 物別官室長は、競争に付しても入札者がいない場合若しくは再度の入札をしても落札者がいない場合において随意契約によることができるとき、又は落札者が契

約を結ばない場合においてその落札金額の制限内で随意契約によることができるときは、予決令第99条の4の規定を適用してはならない。

(落札者の決定に関する通知及び公示)

第100条 物別官室長は、落札者が決定した場合には、落札決定通知書により開札に立ち会わなかった当該落札者に対し直ちにその旨を、また、落札者とされなかった入札者に対し落札決定の日の翌日から起算して7日以内に落札者を決定した旨、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

2 物別官室長は、一般競争若しくは指名競争により落札者が決定した場合又は随意契約の相手方を決定した場合には、特例省令第7条の2に規定する事項について当該決定の日の翌日から起算して72日以内に官報に公示するものとする。

3 第1項に規定する落札決定通知書及び前項に規定する公示の様式は、調達企画課長が別に定めるものとする。

(その他)

第101条 第62条、第63条第1項並びに第65条第1項及び第3項中「公告又は通知」とあるのは、「公告、公示又は通知」と読み替えるものとする。

第3章 契約の履行

第1節 総則

第1款 通則

(契約の履行の促進)

第102条 物別官室長は、契約の履行を促進する必要があると認める場合には、契約相手方から契約の履行の状況について報告を求め又は当該相手方若しくはその下請負者の営業所、工場その他の関係場所（「営業所等」という。以下この章において同じ。）に立ち入り、契約の履行の状況を調査するものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する調査を地方防衛局長等に依頼することができる。

3 地方防衛局長等は、前項の規定により依頼を受けた場合には、契約の履行の状況について所掌の物別官室長に通知するものとする。

4 物別官室長は、第1項に規定する調査を行った場合又は前項の規定により地方防衛局長等から通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、契約相手方に対し契約の履行に関し所要の措置を求めるものとする。

(監督及び検査における履行の促進)

第103条 地方防衛局長等は、監督又は検査の実施に当たって、契約物品が納期内

に納入されないおそれがある場合又は契約の履行上好ましくない状況がある場合において、その原因が契約相手方にあると認めるときは、当該相手方に対し履行の促進又は事態の改善について適切な措置を求めるものとする。

- 2 地方防衛局長等は、前項に規定する場合において、特に必要があると認めるときは、所掌の物別官室長にその旨を通知するものとする。
- 3 地方防衛局長等は、第1項に規定する場合において、その原因が官側にあると認めるときは、所要の措置をとるほか、所掌の物別官室長にその旨を通知するものとする。
- 4 物別官室長は、第2項の規定により通知を受けた場合には、契約相手方に対し履行の促進又は事態の改善のための所要の措置をとるとともに、その旨を調達管理部調達企画課品質管理企画室長（以下「品質管理企画室長」という。）及び原価管理官付企業調査室長（以下「企業調査室長」という。）に通知するものとする。
- 5 物別官室長は、第3項の規定により通知を受けた場合には、当該通知事項が他官の所掌に係るものであるときは所掌の官に、また、大臣官房等の所掌に係るものであるときは当該調達要求を行った大臣官房等の担当の課長にその旨を通知し、履行の促進又は事態の改善のための所要の措置をとるよう求めるものとする。

（契約の履行に関する証明等）

第104条 物別官室長は、契約相手方から契約の履行に関し必要とする証明書の交付について申請があった場合には、別に定めるもののほか、当該証明書の作成及び交付の事務を行うものとする。

- 2 前項に規定する申請書の様式は、別記様式第29号に定めるとおりとする。

（回答文書等の経由）

第105条 契約相手方が地方防衛局長等を経由して担当官に対して行う協議、申請等に係る当該相手方への回答、通知等は、原則として地方防衛局長等を経由して行うものとする。ただし、当該協議、申請等に係る担当の官室長が、地方防衛局長等を経由する必要がないと認める場合には、この限りでない。

（承認事項等の変更）

第106条 地方防衛局長等及び関係の官室長は、契約条項の定めるところにより契約相手方が担当官の承認を受けた事項又は担当官に提出し若しくは報告した事項に変更があった場合には、当該変更した事項について担当官の承認を受け又は担当官に提出し若しくは報告するよう当該相手方に指示するものとする。

（監督及び検査の実施計画書の作成）

第107条 地方防衛局長等は、契約相手方と協議の上、所掌の装備品等に係る監督及び検査の実施に関する計画書を作成し、監督及び検査に関する事務の円滑な推進に努めるものとする。

第2款 債権の譲渡等

(申請書の受理)

第108条 契約相手方が契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせること及び債権の全部又は一部を第三者に譲渡すること（以下「債権の譲渡等」という。）について、担当官の承認を受けるため提出する書面の受理は、物別官室長が行うものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により書面を受理する場合には、契約相手方から次の各号に掲げる事項を明らかにした書面を提出させるものとする。

- (1) 債権の譲渡等を受けようとする者の名称、所在地、資本金、営業状況、生産設備、従業員等の概要
- (2) 債権の譲渡等を必要とする理由
- (3) 債権の譲渡等の範囲
- (4) その他必要と認める事項

(審査及び決裁)

第109条 物別官室長は、契約相手方から前条第1項に規定する書面を受理した場合には、その審査を行い、債権の譲渡等が当該契約の履行に及ぼす影響等について意見を付し、債権の譲渡等の可否について調達企画課長の協議を経て担当官の決裁を受けるものとする。この場合において、債権の譲渡等を否とするときは、その措置について明らかにしなければならない。

(債権の譲渡等を受けようとする者に対する業態調査)

第110条 物別官室長は、前条に規定する審査を行うに当たって必要があると認める場合には、債権の譲渡等を受けようとする者の営業所等について業態調査を行うものとする。

(審査後の措置)

第111条 物別官室長は、第109条の規定により担当官の決裁を受けた場合には、速やかに契約相手方に債権の譲渡等の可否について通知を行い、可とするものにあつては契約の変更、また、否とするものにあつては契約の解除その他の適切な措置をとるとともに、必要な事項を地方防衛局長等、原価管理官その他関係の官に通知するものとする。

2 物別官室長は、第109条の規定により債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせることについて可とする決裁を受けた場合には、当該債務の引受者の名称、所在地等を受領部隊等の物品等管理職員に通知するものとする。

第3款 担保物件の設定

(申請書の受理)

第112条 契約相手方が納入前の契約物品を担保に供すること（「担保物権の設定」という。以下この款において同じ。）について、担当官の承認を受けるため提出する書面の受理は、地方防衛局長等が行うものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督及び検査を行う場合における当該書面の受理は、所掌の物別官室長が行うものとする。

2 地方防衛局長等及び物別官室長は、前項の規定により書面を受理する場合には、契約相手方から次の各号に掲げる事項を明らかにした書面を提出させるものとする。

- (1) 担保物権の設定を必要とする理由
- (2) 設定しようとする担保物権の種類、内容及び範囲並びに担保物権の名称
- (3) その他必要と認める事項

3 地方防衛局長等は、第1項の規定により書面を受理した場合には、直ちにその旨を所掌の物別官室長に通知するとともに、速やかにその審査を行い、担保物権の範囲等について意見を付して当該物別官室長に送付するものとする。

(審査及び決裁)

第113条 物別官室長は、前条第1項ただし書に規定する書面を受理した場合又は前条第3項に規定する書面の送付を受けた場合には、その審査を行い、必要があると認めるときは、担保物権の設定が当該契約の履行に及ぼす影響等について意見を付し、担保物権の設定の可否について調達企画課長の協議を経て担当官の決裁を受けるものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する書面の審査に当たって、担保物権の設定の目的物が次の各号の一に該当する場合には、担保物権の設定を否とする担当官の決裁を受けるものとする。

- (1) 契約物品の製造等に使用される前の官給品
- (2) 役務を行わせるために契約相手方に引き渡した契約物品
- (3) 部分払に関する特約条項に定めるところにより国に所有権が移転した契約物品
- (4) 秘密に属する契約物品
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、所有権が国に属する物品

3 物別官室長は、第1項の規定により担当官の決裁を受けた場合には、担保物権の設定の可否について、速やかに契約相手方及び地方防衛局長等に通知するものとする。

(担保物権の設定を証する書類の提出)

第114条 物別官室長は、前条第1項の規定により担保物権の設定について可とする決裁を受けた場合には、契約相手方から当該担保物権の種類、内容、範囲等を証する書類（登記事項証明書を提出できる場合には、当該登記事項証明書）を提出さ

せるとともに、当該書類の写しを関係の官及び地方防衛局長等に送付するものとする。

第4款 下請負等

(申請又は届出の受理)

第115条 契約相手方が契約物品の全部若しくはその主要部分又は主要部分でない部分(軽易なものを除く。第117条において同じ。)の製造又は役務を第三者に請け負わせること(「下請負」という。以下この章において同じ。)について、担当官の承認を受けるため又は担当官に届け出るため提出する書面の受理は、地方防衛局長等が行うものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督及び検査を行う場合における当該書面の受理は、物別官室長が行うものとする。

2 契約相手方が契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせる代理人の選任について、担当官に届け出るため提出する書面の受理は、物別官室長が行うものとする。

3 第1項に規定する担当官に対する下請負の承認の申請及び届出に関する書面の様式は、別記様式第30号に定めるとおりとする。

(承認を要する下請負の範囲)

第116条 担当官の承認を要する下請負の範囲は、次の各号の一に該当する場合とする。ただし、契約書の別紙に定めている場合には、この限りでない。

(1) 契約物品の全部の製造又は役務を第三者に請け負わせる場合

(2) 契約物品の主要部分の製造又は役務を第三者に請け負わせる場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、原価監査を行うこととされている契約について下請負を行わせようとする場合

2 前項第2号に規定する契約物品の主要部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 契約物品の特定部分の製造又は役務を行うに必要な技術又は生産設備を有していることが、契約相手方を随意契約の相手方又は指名競争の参加者に選定した理由となっている場合の当該特定部分

(2) 契約相手方が前号に規定する特定部分以外の部分についての技術又は生産設備を有していない場合において、担当官が契約の履行を確保するため特に承認を必要と認めるときの当該部分

(3) 前2号に規定する場合のほか、担当官が特に承認を必要と認める場合の当該部分

(届出を要する代理人又は下請負の範囲)

第117条 担当官に届出を要する代理人の選任又は下請負の範囲は、次の各号の一に該当する場合とする。ただし、契約書の別紙に定めている場合には、この限りで

ない。

(1) 契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため代理人を選任する場合

(2) 契約物品の主要部分でない部分の製造又は役務を第三者に請け負わせる場合

2 前項第1号に規定する代理人とは、この契約の履行に関し担当官に対してなすべき行為として定められている協議、承認の申請、届出等の事務の全部又は一部を契約相手方に代って行う者をいう。

3 第1項第2号に規定する契約物品の主要部分でない部分とは、前条第2項各号に規定する場合を除き、実施要領に監督又は検査を行うことと定められている部分をいう。

(申請又は届出の提出書面)

第118条 地方防衛局長等又は物別官室長は、第115条第1項の規定により下請負の承認の申請又は届出に関する書面を受理する場合には、契約相手方から次の各号に掲げる事項を明らかにした書面を提出させるものとする。

(1) 下請負を行わせようとする第三者の名称、所在地、資本金、営業状況、生産設備及び従業員の概要並びにその選定理由等

(2) 下請負を必要とする理由

(3) 下請負の範囲及び下請負部分に係る契約金額又は見積額

(4) 契約相手方と下請負を行わせようとする第三者との下請負部分に係る納入条件(納期、納入場所等)

(5) その他必要と認める事項

2 地方防衛局長等又は物別官室長は、下請負を行わせようとする第三者が同種の品目の契約において下請負者として既に担当官の承認を受けている者である場合には、前項に規定する下請負の承認の申請又は届出に関する書面の受理に当たって、前項第1号に規定する事項のうち、必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

(代理人の届出)

第119条 物別官室長は、第115条第2項の規定により代理人の届出に関する書面を受理する場合には、契約相手方から次の各号に掲げる事項を明らかにした書面を提出させるものとする。

(1) 代理人の役職及び氏名

(2) 代理人の行う事務の範囲

(3) その他必要と認める事項

(審査及び決裁)

第120条 地方防衛局長等は、第115条第1項の規定により下請負の承認の申請又は届出に関する書面を受理した場合には、申請に係るものによってはその審査を行い、当該下請負の必要性等について意見を付して所掌の物別官室長に送付するも

のとする。

- 2 物別官室長は、第115条第1項ただし書に規定する書面を受理した場合又は前項の規定により下請負の承認の申請に関する書面の送付を受けた場合には、その審査を行い、下請負者の当該契約の履行に及ぼす影響等について意見を付し、原価監査を行うこととされている契約について下請負を行わせようとする場合にあっては原価管理官と協議を行い、担当官の決裁を受けるものとする。
- 3 物別官室長は、前項の規定により担当官の決裁を受けた場合には、下請負の可否について速やかに契約相手方、地方防衛局長等及び原価管理官に通知するものとする。
- 4 物別官室長は、第1項の規定により下請負の届出に関する書面の送付を受けた場合又は第114条第2項の規定により代理人の届出に関する書面を受理した場合において、特に必要があると認めるときは、当該書面を原価管理官に送付するものとする。
- 5 第2項に規定する協議書の様式は、別記様式第31号に定めるとおりとする。

(下請負者に係る原価監査の実施等に関する措置)

第121条 物別官室長は、前条第2項に規定する下請負の承認の申請に係る書面の決裁に際し、原価監査を行うこととされている契約については、下請負者に係る原価監査の要否について原価管理官と協議を行い、当該下請負者に対する原価監査の必要があると認める場合には、当該書面の承認の条件として、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 甲は、下請負者に発生した費用についての原価監査を実施する場合において、原価監査官を当該下請負者の営業所等に派遣する必要があると認めるときは、当該監査官を当該営業所等に派遣するものとする。
 - (2) 乙は、当該契約に定める実際価格計算書、確定計算価格見積書、実際原価計算書及び資料の提出並びに計算規則の確認及び原価監査について、下請負者にも準用されることを当該下請負者との間で取り決めておくものとする。
 - (3) 乙は、前号の規定により取決めを行った場合又は当該取決めを変更した場合には、速やかにその書面を所掌の物別官室長に提出するものとする。
- 2 物別官室長は、原価監査を行うこととされている契約のうち、下請負者及び下請負の範囲が契約書の別紙に定められている場合において、当該下請負者について原価監査を行うこととされているときは、前項各号に掲げる事項を計算基準に記載するものとする。
 - 3 物別官室長は、第1項第3号の規定により書面を受理した場合には、その可否について原価管理官の協議を経て、担当官の決裁を受けるものとする。

ただし、取決めの変更について原価管理官と調整の上、原価監査に与える影響が軽微と認められる場合はこの限りでない。

- 4 物別官室長は、前項の規定により担当官の決裁を受けた場合には、その写しを原価管理官に送付するものとする。
- 5 物別官室長は、第1項及び第2項に規定する場合のほか、特に条件として付すべき事項があると認める場合には、これを承認書又は計算基準に記載するものとする。
- 6 第1項及び第2項に規定する協議書の様式は、別記様式第31号に定めるとおりとし、第3項に規定する取決め書の可否の様式は、別記様式第107号に定めるとおりとする。

(下請負者等に対する業態調査)

第122条 地方防衛局長等又は物別官室長は、下請負の承認の申請に関する書面の審査に当たって、下請負を行わせようとする者が有資格者名簿又は認定品目表のいずれにも記載されていない場合その他特に必要があると認める場合には、契約相手方又は下請負を行わせようとする第三者の営業所等について業態調査を行うものとする。この場合において、地方防衛局長等は、必要に応じ、所掌の物別官室長に意見を求めるものとする。

- 2 契約相手方及び下請負を行わせようとする第三者に対し、中央調達に係る航空機等及び誘導武器等に関する生産能力等の調査及び審査要領について（装管企第71号。27.10.1）第3条の規定により調査を実施している場合には、この調査をもって前項に規定する業態調査に代えることができる。
- 3 物別官室長は、第1項に規定する業態調査の実施について地方防衛局長等に依頼することができる。
- 4 第2項及び前項の規定は、第110条の規定により物別官室長が業態調査を行う場合に準用する。

(下請負者に係る監督及び検査等の実施に関する計画書の作成)

第123条 地方防衛局長等は、第120条第3項の規定により物別官室長から下請負の承認の通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負者と協議の上、監督及び検査並びに原価監査の実施に関する計画書を作成するものとする。

- 2 前項の規定は、監督及び検査並びに原価監査の実施について依頼を受けた地方防衛局長等が下請負者に係る監督及び検査並びに原価監査を行う場合に準用する。

第5款 仕様書等の疑義

(仕様書等の疑義に関する口頭による説明)

第124条 契約相手方から仕様書等の記載内容の疑義について説明を求められた場合の口頭による説明は、内容に応じ地方防衛局長等又は所掌の物別官室長が行うものとする。

- 2 地方防衛局長等は、前項の規定により説明を行うに当たって必要があると認める場合には、所掌の物別官室長の意見を求めるものとする。
- 3 物別官室長は、説明又は意見を求められた仕様書等の疑義について必要があると認める場合には、当該調達要求を行った大臣官房等の担当の課長の意見を求めるものとする。

(仕様書等の疑義に関する文書による説明)

第125条 仕様書等の記載内容の疑義について、契約相手方が書面により説明を求めた場合の当該書面の受理は、地方防衛局長等が行うものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督及び検査を行う場合における当該書面の受理は、物別官室長が行うものとする。

- 2 地方防衛局長等及び物別官室長は、前項の規定により書面を受理した場合には、文書をもって当該疑義について説明を行うものとする。この場合において、地方防衛局長等は、担当官の意見を求める必要があると認めるときは、意見を付して所掌の物別官室長に送付するものとする。
- 3 物別官室長は、前項の規定により書面を受理した場合又は書面の送付を受けた場合には、当該疑義について検討を行い、次の各号に定める措置をとるものとする。
 - (1) 当該疑義が大臣官房長等の作成した仕様書等に係るものであり、かつ、調達要求を行った大臣官房長等の文書による説明が必要であると認めるときは、別記様式第3号に定める協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、当該大臣官房長等と協議するものとする。
 - (2) 当該疑義が大臣官房長等の作成した仕様書等に係るものであっても、調達要求を行った大臣官房長等の文書による説明が特に必要でないとき、当該大臣官房等の担当の課長の意見を求めるものとする。
- 4 物別官室長は、第3項各号に規定する措置をとった結果に基づき、当該疑義について説明するための文書を作成し、調達企画課長の協議を経て担当官の決裁を受け、これを所掌の地方防衛局長等に送付するものとする。

(仕様書等の説明に対する異議)

第126条 地方防衛局長等及び物別官室長は、契約相手方が前2条に規定する仕様書等の疑義の説明を不相当であるとして、契約条項の定めるところにより異議の申立てを行う場合には、当該相手方に対し当該異議事項を書面により提出させるものとする。

- 2 前項に規定する異議の申立てに係る書面の受理、検討及び措置については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(仕様書等の疑義等に伴う仕様書等の変更)

第127条 物別官室長は、契約相手方の異議の申立てに相当の理由があり、当該異議に係る部分について仕様書等の変更の措置をとる必要があると認める場合には、

当該調達要求を行った大臣官房長等と仕様書等の変更のための協議を行うものとする。この場合には、第125条第3項第1号の規定を準用する。

- 2 前項に規定する仕様書等の変更の協議又は第125条第3項の措置をとった結果、仕様書等の変更を行うこととなった場合には、契約の変更の手続をとるものとする。

第6款 承認用図面等の承認

(承認用図面等の受理)

第128条 仕様書の定めるところにより契約相手方が担当官の承認を受けるために提出する図面又は見本（「承認用図面等」という。以下この款において同じ。）の受理は、船舶等、航空機等及び誘導武器等にあつては所掌の地方防衛局長等、その他の装備品等にあつては物別官室長が行うものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督及び検査を行う場合における承認用図面等の受理は、物別官室長が行うものとする。

- 2 地方防衛局長等及び物別官室長は、前項の規定により承認用図面等を受理する場合には、当該承認用図面等の内容が仕様書の定めるところと矛盾しないかを照合確認するものとし、矛盾するときは、契約相手方に対しその訂正を求めるものとする。

(承認用図面等の審査等)

第129条 地方防衛局長等は、前条第1項の規定により承認用図面等を受理した場合において、必要があると認めるときは、意見を付してこれを所掌の物別官室長に送付するものとする。

- 2 物別官室長は、前条第1項の規定により承認用図面等を受理した場合又は前項の規定により承認用図面等の送付を受けた場合には、その審査を行い、必要があると認めるときは、意見を付して当該調達要求を行った大臣官房長等に送付するものとする。

(条件等の確認)

第130条 物別官室長は、前条第2項の規定により送付した承認用図面等が大臣官房長等から返送された場合において、承認に関し条件が付されているときは、当該条件について仕様書等の変更を行う必要があるか否かを確認するものとする。

- 2 前項の規定により確認を行った結果、仕様書等の変更が必要であると認める場合の大臣官房長等との協議については、第125条第3項第1号の規定を準用し、当該協議により仕様書等の変更を行うこととなった場合には、契約の変更の手続をとるものとする。

(承認用図面等の承認等)

第131条 物別官室長は、大臣官房長等から返送された承認用図面等に疑義がない

場合には、当該承認用図面等の承認について担当官の決裁を受けるものとする。

- 2 物別官室長は、前項の規定により決裁を受けた承認用図面等（「承認図面等」という。以下この款において同じ。）を契約相手方に交付するとともに担当の地方防衛局長等及びその他の関係先に送付するものとする。この場合において、担当の地方防衛局長等は、契約書及び当該承認図面等を保管するものとする。ただし、船舶等に係るものについては、調達事業部艦船調達官が保管するものとする。

（所要部数等）

第132条 契約相手方が提出する承認用図面等の部数、承認図面等の送付先及び送付部数は、仕様書等に定めるもののほか、所掌の物別官室長が定めるところによる。

（承認図面等に付された条件等に対する異議）

第133条 承認図面等に関し、契約条項の定めるところにより契約相手方から異議の申立てがあった場合における書面の受理、検討、その措置及び仕様書等の変更が必要であると認めるときの大蔵官房長等との協議については、第125条の規定を準用し、仕様書等の変更の協議又は第125条第3項の措置をとった結果、当該仕様書等の変更を行うこととなった場合には、契約の変更の手続をとるものとする。

第7款 納入計画書

（納入計画書の提出）

第134条 地方防衛局長等は、官給品等の支給時期その他監督及び検査の実施に関し必要があると認める場合には、契約相手方に対し監督及び検査の予定期日等を明らかにした納入計画書（工程表を含む。以下この章において同じ。）を提出させ、当該計画書の写しを所掌の物別官室長に送付するものとする。

- 2 物別官室長は、前払金及び部分払に関する支払計画の作成その他契約の履行状況等を把握するため必要があると認める場合には、契約相手方に対し納入計画書を提出させるものとする。

- 3 前2項に規定する納入計画書の様式は、地方防衛局長等及び物別官室長が別に指示する場合を除き、別記様式第32号に定めるとおりとする。

（納入計画書の変更の要求）

第135条 地方防衛局長等及び物別官室長は、前条第1項及び第2項の規定により契約相手方から提出された納入計画書の検討を行い、当該計画書の内容が不適當であると認める場合には、当該相手方に対しその変更を求めるものとする。

第2節 契約の履行

第1款 役務対象物品

(役務対象物品の引渡し等)

第136条 地方防衛局長等は、契約の履行のために契約相手方に引き渡す契約物品(以下「役務対象物品」という。)の引渡しに当たっては、当該物品を管理する物品等管理職員に協力するものとする。

2 地方防衛局長等は、物品等管理職員から契約相手方に対する役務対象物品の引渡しが適切かつ円滑に行われるよう当該職員と緊密に連絡し、また、必要に応じ当該相手方に対し、当該物品の引渡しに関して当該職員と協議するよう指示するものとする。

3 地方防衛局長等は、契約相手方が物品等管理職員から役務対象物品の引渡しを受けた場合には、当該相手方に対し、当該職員に受領書を提出するよう指示するとともに、その写しを送付させるものとする。

4 地方防衛局長等は、前項の規定により契約相手方から受領書の写しの送付を受けた場合には、役務対象物品について契約書又は仕様書等と照合確認するものとし、符合しないときは、速やかに当該相手方及び物品等管理職員にその旨を通知するとともに、その是正を求めるものとする。

5 第3項に規定する受領書の様式は、防衛省所管物品管理取扱規則(平成18年防衛庁訓令第115号。「物品管理規則」という。以下この節において同じ。)別記様式第39号とする。

(役務対象物品の異状等)

第137条 地方防衛局長等は、契約相手方に引き渡された役務対象物品について異状又は数量の過不足(「異状等」という。以下この節において同じ。)があった場合には、当該相手方にこれを明らかにした書面を提出させるものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の規定により書面を受理した場合には、速やかに当該異状等について事実を確認し、意見を付して所掌の物別官室長及び物品等管理職員に通知するものとする。

3 物別官室長は、前項の規定により通知を受けた場合には、その審査を行い、当該異状等の措置に関する協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するとともに、当該協議書の写しを企業調査室長に送付するものとする。

4 物別官室長は、前項の規定により協議を行った結果、大臣官房長等から回答を受けた場合又は役務対象物品の異状等に係る調達要求書等の変更に関する通知を受けた場合には、所掌の地方防衛局長等にその写しを送付するものとする。

5 第3項に規定する協議書の様式は、別記様式第33号に定めるとおりとする。

(契約の変更等)

第138条 物別官室長は、前条第3項に規定する協議の結果、大臣官房長等から回

答を受けた場合又は役務対象物品の異状等に係る調達要求書等の変更に関する通知を受けた場合において、契約金額、納期（納期が猶予又は変更された場合には、当該猶予又は変更された納期をいう。以下同じ。）その他の契約に定める条件を変更する必要があると認めるときは、契約の変更の手続をとるものとする。

（役務対象物品の保管）

第139条 地方防衛局長等は、契約相手方が行う役務対象物品の保管又は使用の状況を把握しておくものとする。

2 地方防衛局長等は、役務対象物品に関する契約相手方の保管又は使用の状況が不適切であると認める場合には、速やかに当該相手方に対し所要の指示を行うものとする。

（役務対象物品の返還）

第140条 地方防衛局長等は、第137条第4項の規定により物別官室長から写しの送付を受けた場合、第138条の規定により契約の変更があった場合等において、役務対象物品を物品等管理職員に返還させる必要があると認めるときは、当該職員と協議を行った上、契約相手方に対し、役務対象物品の返品書を作成させる等の所要の指示を行うものとする。

2 地方防衛局長等は、契約相手方から役務対象物品を物品等管理職員に返還させる場合には、これに立ち会い、受領書、返品書及び当該物品を照合確認するものとする。

3 地方防衛局長等は、前項の規定により照合確認を行った結果、異状等がないと認める場合には、返品書に確認の表示を行い、これを契約相手方に対し交付するとともに、速やかに当該物品を物品等管理職員に返還するよう指示するものとする。

4 第2項に規定する返品書の様式は、物品管理規則別記様式第40号とする。

第2款 発見役務

（発見役務の届出等）

第141条 契約書の定めるところにより役務を行うべきこととされている箇所以外に役務を行うことを相当とする箇所（「発見役務」という。以下この款において同じ。）がある場合に契約相手方が提出する届出の受理は、地方防衛局長等が行うものとする。この場合において、地方防衛局長等は、発見役務に係る見積書を提出させるものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の規定により届出を受理した場合には、発見役務に該当するか否かについて、速やかに調査を行い、当該役務に該当しないと認めるときは、その旨を契約相手方に通知するものとする。

3 地方防衛局長等は、前項の規定により調査を行った結果、発見役務に該当すると

認める場合には、第143条第1項に規定する発見役務に係る措置がとられるまでの間における役務の実施について、契約相手方に対し必要な指示を行うものとする。この場合において、地方防衛局長等は、発見役務が次条第2項第1号に該当すると認めて当該役務の実施を指示するときは、慎重を期さなければならない。

(審査等)

第142条 地方防衛局長等は、発見役務の届出を受理した場合において、発見役務に該当すると認めるときは、当該届出に前条第3項の規定により指示した事項及び意見を付して所掌の物別官室長に送付するものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により届出の送付を受けた場合には、その審査を行い、発見役務の措置に関する協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。この場合において、物別官室長は、前項の指示した事項及び意見に基づき当該協議書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 地方防衛局長等が、発見役務の実施が役務請負契約の履行上不可欠であり、かつ、緊急を要すると認めて契約相手方に当該役務の実施を指示した場合にあっては、その旨及び仕様書等の所要の変更の要求

(2) 地方防衛局長等が、発見役務が役務請負契約に係る役務の続行に重大な影響があると認めて当該契約に係る役務の実施を一時中止することを指示したため早急に処置する必要がある場合にあっては、その旨及び回答期限

(3) 前2号に掲げるもののほか、物別官室長が特に必要と認める事項

3 物別官室長は、前項に規定する協議について大臣官房長等から回答を受けた場合又は発見役務に係る調達要求書等の変更に関する通知を受けた場合には、所掌の地方防衛局長等にその写しを送付するものとする。

4 第2項に規定する協議書の様式は、別記様式第34号に定めるとおりとする。

(契約の変更等)

第143条 物別官室長は、前条第2項に規定する協議を行った結果、大臣官房長等から回答を受けた場合又は発見役務に係る調達要求書等の変更に関する通知を受けた場合において、契約金額、納期その他の契約に定める条件を変更する必要があると認めるときは、契約の変更の手続をとるものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する契約の変更による場合のほか、特に必要があると認める場合には、契約相手方と協議を行い、調達企画課長の協議を経て担当官の決裁を受けるものとする。

3 物別官室長は、前項の規定により担当官の決裁を受けた場合には、当該発見役務の処置について契約相手方、地方防衛局長等及び原価管理官に通知するものとする。

4 地方防衛局長等は、前条第3項の規定により物別官室長から写しの送付を受けた場合には直ちにその旨を契約相手方に通知するものとする。この場合において、地

方防衛局長等は、協議の回答又は当該変更通知が仕様書等の変更を行うこととされているときは、第1項に規定する契約の変更が行われる以前であっても役務の履行上必要があると認め、かつ、発見役務に係る予算措置がとられている場合に限り、担当官の承認を受けて当該役務の実施を当該相手方に指示することができる。

第3款 官給品等

(官給品等の支給等)

第144条 地方防衛局長等は、官給品等の支給等に当たっては、物品等管理職員に協力するものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督又は検査を行う場合における当該事務は、物別官室長が行うものとする。

2 地方防衛局長等及び物別官室長は、物品等管理職員から契約相手方に対する官給品等の支給等が適切かつ円滑に行われるよう当該職員と緊密に連絡し、また、必要に応じ当該相手方に対し、当該支給等に関して当該職員と協議を行うよう指示するものとする。

3 地方防衛局長等及び物別官室長は、契約相手方が物品等管理職員から官給品等の支給等を受けた場合には、当該相手方に対し、当該職員に受領書を提出するよう指示するとともに、その写しを送付させるものとする。

4 地方防衛局長等及び物別官室長は、前項の規定により受領書の写しの送付を受けた場合には、官給品等について契約書と照合確認するものとし、異状等があるとき認めるときは、速やかに契約相手方及び物品等管理職員にその旨を通知するとともに、その是正を求めるものとする。

5 第3項に規定する受領書の様式は、物品管理規則別記様式第39号とする。

(官給品等の異状等)

第145条 地方防衛局長等は、契約相手方に対し支給等の行われた官給品等について異状等があった場合には、当該相手方に対しこれを明らかにした書面を提出させるものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督又は検査を行う場合における当該書面は、物別官室長が提出させるものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の規定により書面を受理した場合には、速やかに当該異状等について事実の確認を行い、意見を付して所掌の物別官室長及び物品等管理職員に通知するものとする。

3 物別官室長が第1項の規定により書面を受理した場合又は前項の規定により通知を受けた場合には、その審査を行い、当該異状等の措置に関する協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するとともに、当該協議書の写しを企業調査室長に送付するものとする。

4 物別官室長は、前項に規定する協議について大臣官房長等から回答を受けた場合

又は官給品等の異状等に係る調達要求書等の変更に関する通知を受けた場合には、所掌の地方防衛局長等にその写しを送付するものとする。

5 第3項に規定する協議書の様式は、別記様式第33号に定めるとおりとする。

(契約の変更等)

第146条 物別官室長は、前条第3項に規定する協議の結果、大臣官房長等から回答を受けた場合又は調達要求書等の変更に関する通知を受けた場合において、契約金額、納期その他の契約に定める条件を変更する必要があると認めるときは、契約の変更の手続をとるものとする。

(官給品等の目的以外の使用等)

第147条 契約相手方が官給品等を契約の目的以外に使用又は利用することについて、物品等管理職員と協議を行った後、担当官の承認を受けるため提出する申請書の受理は、地方防衛局長等が行うものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督又は検査を行う場合における当該申請書の受理は、物別官室長が行うものとする。

2 地方防衛局長等及び物別官室長は、前項の規定により申請書を受理する場合には、当該申請書に次の各号に掲げる事項を記載させるものとする。この場合において、前項に規定する協議の結果、物品等管理職員が官給品等を契約の目的以外に使用又は利用することを可とした旨を証する書面を当該申請書に添付させるものとする。

- (1) 目的以外に使用又は利用する官給品等の名称、型式、数量、期間等
- (2) 目的以外の使用又は利用を必要とする理由
- (3) その他必要と認める事項

3 地方防衛局長等及び物別官室長は、第1項の規定により申請書を受理した場合には、その審査を行い、適当と認めるときは承認し、その可否について契約相手方に通知するとともに、その写しを所掌の物別官室長及び物品等管理職員に送付するものとする。

なお、第1項ただし書の規定により物別官室長が当該申請書を受理した場合には、物別官室長への当該申請書の写しの送付は要しないものとする。

4 物別官室長は、前項の規定により官給品等を契約の目的以外に使用又は利用することを可とした場合において、契約金額、納期その他の契約に定める条件を変更する必要があると認めるときは、契約の変更の手続をとるものとする。

5 第1項に規定する申請書の様式は、別記様式第35号に定めるとおりとする。

(官給品等の保管)

第148条 地方防衛局長等及び物別官室長は、契約相手方が作成する官給品等の出納及び保管に関する帳簿と当該相手方が保管又は使用中の官給品等の照合確認を行い、官給品等の保管又は使用の状況を把握するものとする。

2 地方防衛局長等及び物別官室長は、官給品等に関する契約相手方の保管又は使用の状況が不相当であると認める場合には、速やかに当該相手方に対し、所要の指示

を行うものとする。

(官給品等の返還)

第149条 地方防衛局長等及び物別官室長は、官給品等の全部又は一部が使用済、余剰若しくは不要となった場合、貸付品の貸付期限が到来した場合等で、物品等管理職員に返還させる必要があると認めるときは、契約相手方に対し、官給品については返品書及び材料使用明細書、また、貸付品については返品書を作成させる等の所要の指示を行うものとする。

2 地方防衛局長等及び物別官室長は、契約相手方が官給品等を返還する場合には、これに立ち合い、官給品については返品書、材料使用明細書、受領書及び前条第1項に規定する帳簿と、また、貸付品については返品書、受領書及び前条第1項に規定する帳簿と返還される品目、数量等の照合確認を行うものとする。

3 地方防衛局長等及び物別官室長は、前項の規定により照合確認を行った結果、異状等がないと認める場合には、返品書及び材料使用明細書に確認の表示を行い、これを契約相手方に交付するものとする。

4 第2項に規定する返品書及び材料使用明細書の様式は、物品管理規則別記様式第40号とする。

(官給品等の支給等が遅延し又は困難となった場合の措置)

第150条 地方防衛局長等は、契約書に定める官給品等の全部又は一部の支給等が支給期日までに行われずない場合には、物品等管理職員に連絡し、早期支給等を要請するとともに、当該支給等の遅延が納期の確保その他契約の円滑な履行の確保に及ぼす影響及び行程変更に伴うコストへの影響等に関し、意見を付して所掌の物別官室長に通知するものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により通知を受けた場合には、遅延等の措置に関する協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。

3 物別官室長は、前項の規定により協議を行った結果、大臣官房長等から回答を受けた場合又は官給品等の遅延等に係る調達要求書等の変更に関する通知を受けた場合において、契約金額、納期その他の契約に定める条件を変更する必要があると認めるときは、契約の変更の手続をとるものとする。

4 第3項の規定は、契約書に定める役務対象物品の全部又は一部の引渡し引渡期日までに行われずない場合に準用する。

5 第1項から第3項までの規定は、装備庁に所属する職員が監督又は検査を行う場合における官給品等の支給等が遅延し又は困難となった場合に準用する。

6 第2項に規定する協議書の様式は、別記様式第36号に定めるとおりとする。

第4款 役務請負契約における官給困難品

(特則)

第151条 役務請負契約に係る契約書に定める官給品の全部又は一部を必要な支給時期までに支給することが困難となった場合の当該官給品(「官給困難品」という。以下この款において同じ。)の措置については、前条の規定にかかわらず、本款の定めるところによるものとする。

(調達制限)

第152条 官給困難品の調達の金額は、役務請負契約の代金の確定等に関する特約条項の別表に定める部品材料代価の範囲内とする。

(官給困難品の代替計画等)

第153条 地方防衛局長等は、物品等管理職員から官給困難品について通知を受けた場合には、その旨を契約相手方に通知し、当該官給困難品の支給を当該相手方の在庫品の充当又は新たな製造若しくは購入に変更するため、当該相手方と協議するものとする。

2 地方防衛局長等は、前項に規定する協議が整った場合には、契約相手方から官給困難品調達計画表(「調達計画表」という。以下この款において同じ。)を提出させるものとする。この場合において、調達計画表は、次の各号に掲げる区分により作成させるものとする。

(1) 契約相手方が自己の在庫品を充当し又は新たに製造し若しくは購入して官給困難品に代えて使用するもの(「業者調達部品」という。以下この款において同じ。)

(2) 契約相手方が担当官の委託に基づいて購入し又は第三者に製造させた後、物品等管理職員に引き渡し、そのうちから必要数量を官給品として支給を受けるもの(「業者委託調達部品」という。以下この章において同じ。)

3 地方防衛局長等は、前項の規定により調達計画表を受理した場合には、速やかにその行程変更に伴うコストへの影響等の審査を行い、適当と認めるときは、承認するものとする。

4 地方防衛局長等は、前項の規定により承認した場合には、速やかにその旨を所掌の物別官室長及び原価管理官に通知するとともに、その写しを物品等管理職員に送付するものとする。

5 地方防衛局長等は、第1項に規定する協議が整わなかった場合には、その旨を物品等管理職員に通知するものとする。

6 第2項に規定する調達計画表の様式は、別記様式第37号に定めるとおりとする。

(承認制限)

第154条 地方防衛局長等は、契約相手方が提出した調達計画表が次の各号の一に該当する場合には、前条第3項の規定にかかわらず、当該計画表について担当官の承認を受けるものとする。この場合において、地方防衛局長等は、意見を付して所

掌の物別官室長に当該計画表を送付するとともに、その写しを物品等管理職員に送付するものとする。

(1) 国産品を業者委託調達部品として調達する場合

(2) 契約相手方の見積単価が500万円を超える場合又は1品目の総額が1,000万円を超える場合

2 物別官室長は、前項の規定により調達計画表の送付を受けた場合には、当該計画表について原価管理官の協議を経て担当官の承認を受けるものとする。

3 物別官室長は、前項の規定により担当官の承認を受けた場合には、速やかに所掌の地方防衛局長等にその旨を通知するとともに、その写しを原価管理官に送付するものとする。

4 地方防衛局長等は、前項の規定により通知を受けた場合には、契約相手方に対し、調達計画表の承認について通知するものとする。

(承認の原則)

第155条 第153条第3項及び前条第2項の規定により調達計画表の承認を行う場合には、相当と認める理由があるときを除き、業者調達部品として承認するものとする。

(超過又は減額見込報告等)

第156条 地方防衛局長等は、次の各号の一に該当する場合には、契約相手方から契約金額に対する超過又は減額見込の報告書を提出させるものとする。

(1) 部品（材料、機器等を含む。）の実績価格が役務請負契約の代金の確定等に関する特約条項の別表に定める部品材料代価の金額の75パーセントに達した場合又は当該契約の履行のため使用することとなる当該部品の費用に適正な利益を加えた金額が同表の当該代価の金額を超えることが予測されるに至った場合

(2) 契約相手方が当該契約の履行のために支出し又は負担する費用が契約金額に達しないと見込まれる場合において、その差額が100万円を超えると認めるとき。ただし、修理代価に係る費用が契約金額のうちの修理代価を超えることとなった場合においては、当該代価の金額をもって当該費用とみなすものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の規定により報告書を受領した場合には、その理由及び金額等について審査を行い、妥当と認めるときは、契約金額の超過又は減額見込に関する審査書を作成し、当該報告書を添付の上、所掌の物別官室長に送付するとともに、その写しを当該調達要求を行った大臣官房等の担当の課長に送付するものとする。

3 第1項に規定する報告書及び前項に規定する審査書の様式は、それぞれ別記様式第38号及び第39号に定めるとおりとする。

(契約の変更等)

第157条 物別官室長は、前条第2項の規定により地方防衛局長等から審査書の送

付を受けた場合には、当該審査書に所見を付して担当官の決裁を受けるものとする。

- 2 物別官室長は、前項の規定により担当官の決裁を受けた場合において、契約金額、納期その他の契約に定める条件を変更する必要があると認めるときは、契約の変更の手段をとるものとする。

(代金の確定等)

第158条 担当官又は地方防衛局長等が承認した調達計画表により契約相手方が調達した業者調達部品及び業者委託調達部品に係る代金は、役務請負契約の代金の確定等に関する特約条項等に基づき確定するものとする。ただし、業者委託調達部品に係る代金は、当該部品が納入された都度確定することができる。

- 2 物別官室長は、業者委託調達部品の代金の支払については、部分払に関する特約条項の別表に定める部分払の支払回数とは別途に、支払業務等を考慮の上、当該部品に係る部分払回数を設定することができる。

- 3 業者委託調達部品の支払は、納入したのものについて適法な支払請求書により行うものとする。

- 4 地方防衛局長等は、契約相手方が支払請求を行うに当たって、当該相手方から業者調達部品表又は業者委託調達部品表、業者調達部品総括表又は業者委託調達部品総括表及び業者調達部品明細表又は業者委託調達部品明細表（「業者調達部品表等」という。以下この款において同じ。）をそれぞれ提出させるものとする。

- 5 前項に規定する業者調達部品表等の様式は、別記様式第40-1号、別記様式第41号及び別記様式第42号に定めるとおりとする。なお、原価監査官と検査官が異なる地方防衛局長等に所属する場合は、別記様式第40-1号を別記様式第40-2号に替えて使用するものとする。

(審査等)

第159条 地方防衛局長等は、前条第4項の規定により契約相手方から業者調達部品表等を受領した場合には、速やかに検査官及び原価監査官に対し、品質、調達数量、使用数量、代価等の審査を行わせ、調達の指示を行った事項に相違ないことを確認するものとする。

- 2 地方防衛局長等は、前項に規定する審査及び確認の結果、適当と認める場合には、業者調達部品表等に地方防衛局長等、検査官及び原価監査官が記名の上、物別官室長に送付するものとする。

- 3 物別官室長は、業者調達部品表等が送付された場合には、記載内容についての確認を行い、長官官房会計官（以下「会計官」という。）及び原価管理官に送付するものとする。

(検査)

第160条 官給困難品の検査は、契約書に定められた実施要領に従って行うものとする。また、受領の際の検査調書は、業者調達部品にあつては当該契約物品の検査

調書に含めるものとし、業者委託調達部品にあつては当該検査指令による検査の実施の都度、検査調書を作成するものとする。

(社則の受理等)

- 第161条 契約相手方が、業者調達部品及び業者委託調達部品の調達を円滑かつ適正に実施するため当該部品に係る調達方法及び調達価格の決定等に関する社則を定め、担当官の確認を受けるため提出する社則の受理は、地方防衛局長等が行うものとする。ただし、当該相手方が他の品目の契約において、既に社則を提出し、担当官の確認を受けている場合には、当該社則の提出を省略させることができる。
- 2 地方防衛局長等は、前項の規定により社則を受理した場合には、その審査を行い、適当と認めるときは、当該社則に意見を付して原価管理官に通知し、その写しを所掌の物別官室長に送付するものとする。また、当該社則が適当でないとする場合には、契約相手方にその変更を求めるものとする。
 - 3 原価管理官は、前項の規定により通知を受けた場合には、その審査を行い、社則の確認について所掌の物別官室長を経て担当官の決裁を受けるものとする。
 - 4 原価管理官は、前項の規定により担当官の決裁を受けた場合には、速やかに所掌の地方防衛局長等にその旨を通知するとともに、その写しを所掌の物別官室長に送付するものとする。
 - 5 地方防衛局長等は、原価管理官から社則を確認した旨の通知を受けた場合には、速やかに契約相手方に対し、社則を確認した旨を通知するものとする。

第5款 監督及び検査

(監督及び検査の申請書の受理及び指令書の作成)

- 第162条 契約相手方が提出する契約物品の監督及び検査申請書の受理は、地方防衛局長等が行うものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督及び検査を行う場合における当該申請書の受理は、物別官室長が行うものとする。
- 2 地方防衛局長等及び物別官室長は、前項の規定により当該申請書を受理した場合には、監督又は検査の実施について必要な事項を定め、監督又は検査指令書を作成するものとする。
 - 3 地方防衛局長等及び物別官室長は、当該申請書に記載された期日又は場所において監督又は検査を行うことが困難であると認める場合には、契約相手方と協議を行い、新たな期日又は場所を定めるものとする。
 - 4 第2項の規定は、品質の確認を伴う受領検査を受領部隊等で実施する場合において、物別官室長が検査指令書を作成する必要があると認めるときに準用する。
 - 5 第1項に規定する監督及び検査申請書並びに第2項に規定する監督及び検査指令書の様式は、それぞれ監督検査訓令に定めるとおりとする。

(監督官等の派遣)

第163条 契約条項の定めるところにより契約相手方又はその下請負者の営業所等に派遣する監督官、検査官及び原価監査官(「監督官等」という。以下この款において同じ。)の派遣に関する事務は、地方防衛局長等が行うものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督又は検査を行う場合における監督官等(原価監査官を除く。)の派遣に関する事務は、物別官室長が行うものとする。

2 物別官室長が監督官等(原価監査官を除く。)を派遣する場合及び地方防衛局長等が監督官等を派遣する場合には、当該監督官等に対し監督、検査又は原価監査に係る指令書の交付等を行うことによりその業務の範囲を明らかにするものとする。

3 監督官等は、契約相手方又はその下請負者の営業所等において指令された業務を行う場合には、前項に規定する指令書を当該相手方に明示するものとする。

4 監督検査訓令第21条に規定する品質監査の実施については、前3項の規定にかかわらず、監督検査訓令に定めるところによるものとする。

(業務の実施等)

第164条 監督官等は、前条第1項及び第4項の規定により契約相手方の営業所等に派遣された場合には、指令を受けた監督、検査又は原価監査を実施するものとし、当該相手方の行う業務を不当に妨げてはならない。

2 原価監査官は、契約相手方が相当の協力をしないことにより原価監査を実施することができないと認める場合には、速やかにその旨を所掌の地方防衛局長等及び物別官室長又は原価管理官を経て担当官に報告するものとする。

(監督に係る異議の申立て等)

第165条 監督官が行った指示、審査、確認等が不相当であるとして契約相手方から異議の申立てがあった場合には、第126条の規定を準用する。

(検査の実施の変更)

第166条 完成検査を行うこととされている契約において、完成検査の全部若しくは一部を受領検査に変更すること又は受領検査のみを行うこととされている契約において受領検査の一部を完成検査に変更することについて、契約相手方が提出する申請書の受理は、地方防衛局長等が行うものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督又は検査を実施する場合における当該申請書の受理は、物別官室長が行うものとする。

2 地方防衛局長等及び物別官室長は、前項の規定により受理する申請書には、次の各号に掲げる事項を記載させるものとする。

- (1) 変更を必要とする理由
- (2) 完成検査に変更する場合にあつては、完成検査を受ける期日及び場所
- (3) その他必要と認める事項

3 地方防衛局長等は、第1項の規定により申請書を受理した場合には、その審査を

行い、意見を付して所掌の物別官室長に通知するものとする。

4 物別官室長は、第1項の規定により申請書を受領した場合又は前項の規定により通知を受けた場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、必要に応じ、当該調達要求を行った大臣官房長等と仕様書等の変更について協議を行った後、実施要領（監督実施要領を除く。）の変更について担当官の決裁を受けるとともに、その旨を地方防衛局長等に通知するものとする。

5 物別官室長は、前項の規定により担当官の決裁を受けた場合において、契約金額、納期その他の契約に定める条件を変更する必要があると認めるときは、契約の変更の手続をとるものとする。

（完成検査合格証等）

第167条 監督官及び完成検査官は、監督及び完成検査において合格と判定した場合には、監督検査訓令の規定に基づく措置をとるものとする。

（再検査のための検査等）

第168条 検査官は、完成検査又は受領検査において不合格と判定された契約物品について契約相手方から再検査のための検査の申請があった場合には、第179条に規定する値引受領又は第180条に規定する特別受領を相当と認めるときを除き、再検査を実施するものとする。この場合において、検査官は、契約上の納期を考慮の上、当該検査を実施するものとする。

（完成検査の不合格に関する措置）

第169条 完成検査官は、完成検査において契約物品を不合格と判定した場合には、速やかに監督検査訓令第40条の規定に基づく措置をとるものとする。ただし、装備庁に所属する職員が検査を行う場合については、当該調書により物別官室長に報告し、値引受領又は特別受領を相当と認める場合には、第3項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、意見を付すものとする。

2 完成検査官は、前項本文の規定の場合において、値引受領又は特別受領を相当と認めるときは、意見を付して当該調書を所掌の物別官室長に送付するものとする。

3 完成検査官は、値引受領又は特別受領を相当と認める意見を付す場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

- (1) 不合格となった部分及び数量
- (2) 不合格品の使用上の障害
- (3) 不合格品の手直しに要する日数及び経費又は新たに製造等に要する日数
- (4) その他必要と認める事項

（監督及び検査について必要な事項）

第170条 監督及び検査について必要な事項は、長官が別途定め、又は長官の委任に基づき調達管理部長が定めるところによる。

（製造、役務等の一時中止）

第171条 物別官室長は、仕様書等に疑義、異議等があった場合において、当該契約に係る製造、役務等に重大な影響があり、製造、役務等を一時中止することが適当であると認めるときは、契約相手方と協議を行い製造、役務等の一時中止に関する協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する協議について大臣官房長等から回答を受けた場合には、製造、役務等の一時中止の可否について調達企画課長の協議を経て担当官の決裁を受けるものとする。

3 物別官室長は、前項の規定により担当官の決裁を受けた場合には、可とするときにあっては製造、役務等の一時中止を、また、否とするときにあっては製造、役務等の続行を契約相手方に対し指示するとともに、その旨を所掌の地方防衛局長等に通知するものとする。

第6款 納入及び受領

(持込みの予定期日等の協議)

第172条 物別官室長は、契約相手方から納期までに相当の期間がある時期に契約物品を納入場所に持ち込むことについて協議の申入れがあった場合には、当該相手方が申し入れた時期等の可否について、速やかに当該調達要求を行った大臣官房等の担当の課長と協議するものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により協議を行った結果に基づき持込みの可能な時期等を契約相手方に通知するものとする。

3 前2項の規定は、契約相手方が提出した納入計画書に定める納入時期までに相当の期間がある時期に契約物品を納入場所に持ち込む場合に準用する。

(物品等管理職員との協議)

第173条 受領検査官は、契約相手方から契約物品の持込みの予定期日等について通知があった場合には、あらかじめ受領部隊等の物品等管理職員と協議を行い、当該物品の受領検査及び受領等に係る事務の円滑な実施に努めるものとする。

(受領検査)

第174条 受領検査官は、契約相手方が給付の終了の届出をした場合には、直ちに契約物品を納品書及び完成検査合格証と照合確認を行い、適正であると認めるときは、当該納品書の納入年月日欄に給付の終了の届出の日を記載するものとする。

2 受領検査官は、給付の終了の届出の日から請負契約にあっては14日以内に、売買契約にあっては10日以内に、速やかに受領検査を実施し、合格又は不合格の判定を行い、納品書の検査年月日欄に当該判定を行った日を記載するものとする。

3 受領検査官は、第1項の規定により照合確認を行った結果、納品書又は完成検査

合格証が適正でないとする場合には、これを契約相手方に返却し、必要な指示を行うとともに、監督検査訓令第47条第2項及び第3項の規定に基づく措置をとるものとする。

- 4 契約相手方が納期に遅延して契約物品を持ち込み、給付の終了の届出をした場合の受領検査については、第255条から第273条までの規定を適用する。

(受領までの間の保管)

第175条 受領検査官は、契約物品が納入場所に持ち込まれた場合には、受領するまでの間の当該物品の保管を受領部隊等の物品等管理職員に依頼するものとする。ただし、当該相手方が保管する場合には、この限りでない。

- 2 受領検査官は、受領検査において不合格と判定した場合には、契約相手方に対し、引取期限を定めて当該物品を引き取ることを指示するとともに、当該相手方が当該物品を引き取るまでの間の保管を受領部隊等の物品等管理職員に依頼するものとする。ただし、値引受領若しくは特別受領を相当と認める場合、当該相手方から値引受領若しくは特別受領の申請があった場合又は不足数量の追加等を行う場合にあっては、引取りの指示を留保するものとし、所要の措置がとられるまでの間、当該職員に対し、当該物品の保管を依頼するものとする。

(受領)

第176条 受領検査官は、受領検査において契約物品を合格と判定した場合には、直ちに監督検査訓令第47条第1項の規定に基づく措置をとるとともに、次の各号に定める措置をとるものとする。

- (1) 当該契約物品に係る納品書及び受領検査調書に必要な事項を記載して記名し、当該書類を添付の上、当該物品を受領部隊等の物品等管理職員に引き渡すものとする。
- (2) 物品等管理職員を経由した納品書及び受領検査調書を契約相手方に交付するとともに、所掌の物別官室長に送付するものとする。

(受領検査不合格に関する措置)

第177条 受領検査官は、受領検査において契約物品を不合格と判定した場合には、直ちに監督検査訓令第47条第1項の規定に基づく措置をとるとともに、受領検査調書の写しを所掌の地方防衛局長等及び受領部隊等の物品等管理職員に送付するものとする。この場合において、受領検査官は、値引受領又は特別受領を相当と認めるときは、その旨の意見を付すものとする。

- 2 受領検査官は、前項後段の規定により値引受領又は特別受領を相当と認めて意見を付す場合には、第169条第3項各号に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

第7款 値引受領等

(申請書の受理)

第178条 契約相手方が、値引受領又は特別受領について、担当官の承認を受けるため提出する申請書の受理は、地方防衛局長等が行うものとする。ただし、装備庁に所属する職員が検査を行う場合に係る当該申請書の受理は、物別官室長が行うものとする。

2 地方防衛局長等及び物別官室長は、前項に規定する申請書に係る契約物品について、第169条又は前条の規定により既に値引受領又は特別受領に関する措置がとられている場合には、その旨を明らかにして契約相手方に当該申請書を返却するものとする。

3 地方防衛局長等及び物別官室長は、第1項の規定により申請書を受理する場合には、当該申請書に第169条第3項各号に掲げる事項を記載させるものとする。

4 地方防衛局長等は、第1項の規定により申請書を受理した場合には、その可否について意見を付し、所掌の物別官室長に送付するものとする。

5 第1項に規定する値引受領及び特別受領申請書の様式は、別記様式第43号に定めるとおりとする。

(値引受領の基準)

第179条 完成検査又は受領検査において不合格と判定された契約物品を値引受領することができる場合は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 仕様書等との相違が重大でなく、かつ、その品質、性能等が当該仕様書等の定める基準を超えるものであって、使用上支障のないもの
- (2) 仕様書等との相違が重大でなく、かつ、その品質、性能等が当該仕様書等の定める基準と同等であって、使用上支障のないもの
- (3) 仕様書等との相違が重大でなく、かつ、その品質、性能等が当該仕様書等の定める基準に達しないが、使用上支障のないもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に受領を必要とするもの

(特別受領の基準)

第180条 完成検査又は受領検査において不合格と判定された契約物品を特別受領することができる場合は、不合格品と判定された理由が試作研究中における予測し難い技術上の障害に基づくものであり、かつ、当該物品が試作研究の目的を充足していると認めるものとする。

(値引受領等の措置)

第181条 物別官室長は、第169条又は第177条の規定により地方防衛局長等又は検査官から値引受領又は特別受領を相当と認める旨の意見を付した検査調書の送付を受けた場合には、当該地方防衛局長等又は検査官の意見及び第169条第3項又は第177条第2項に規定する事項を勘案の上、第179条各号に規定する値

引受領又は前条に規定する特別受領の基準に合致するか否かについて不合格品調査書を作成し、担当官の決裁を受けるものとする。

2 前項の規定は、第178条第1項の規定により契約相手方から値引受領又は特別受領について申請があった場合に準用する。

3 物別官室長は、値引受領又は特別受領の基準に合致しないと認める場合には、その旨を所掌の地方防衛局長等、検査官及び契約相手方に通知するものとする。

4 第1項に規定する不合格品調査書の様式は、別記様式第44号に定めるとおりとする。

(大臣官房長等との協議)

第182条 物別官室長は、値引受領又は特別受領の基準に合致すると認め、前条第1項の規定により不合格品調査書について担当官の決裁を受けた場合には、別記様式第44号に定める協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。この場合において、再製造等の可否、可であるときの製造等の期間その他必要と認める事項について意見を付すとともに、当該調査書（契約相手方からの申請に基づく場合の値引受領又は特別受領申請書を含む。）を添付するものとする。

(決裁)

第183条 物別官室長は、前条に規定する協議に対する大臣官房長等からの回答が不合格品の受領を可とする場合にあっては、値引受領については受領基準及び値引基準等、特別受領については受領基準等に関し、また、不合格品の受領を否とする場合にあっては否とした場合における納期の猶予又は契約の解除について別記様式第44号に定める処置書を作成し調達企画課長の協議を経て担当官の決裁を受けるものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により担当官の決裁を受けた場合には、受領の可否について契約相手方に通知するものとする。

3 物別官室長は、第1項の規定により担当官の決裁を受けた場合には、不合格品調査書、不合格品の受領に関する協議書及び不合格品の受領に関する処置書の写しを所掌の地方防衛局長等に送付するものとする。

4 物別官室長は、第1項の規定により不合格品の受領を否とする場合には、納期の猶予又は契約の解除の手続をとるものとする。

5 物別官室長は、不合格品の受領を可とするときは、地方防衛局長等及び受領検査官に次の各号に掲げる措置をとるよう依頼するものとする。ただし、装備庁に所属する職員が検査を行う場合については、物別官室長が検査官に次の各号に掲げる措置をとるよう依頼するものとする。

(1) 地方防衛局長等又は完成検査官に対しては、不合格品値引受領確認証（特別受領の場合には、特別受領と記載した完成検査合格証）を作成し、当該確認証を契約

相手方に交付すること。

(2) 受領検査官に対しては、不合格と判定した契約物品を受領すること。

6 前項第1号に規定する不合格品値引受領確認証の様式は、中央調達に係る監督及び検査事務処理要領について（装管企第304号。27.10.1）別紙第6とする。

（値引受領における値引額の算定等）

第184条 物別官室長は、前条第1項の規定により値引受領を可とする場合には、値引額の算定を行い、契約の変更の手続をとるものとする。

2 前項に規定する値引き額の算定の基準及び方法は、別に定めるところによる。

第8款 支払義務の確認等

（受領検査調書の確認等）

第185条 物別官室長は、第176条第2号の規定により受領検査官から受領検査調書の送付を受けた場合には、速やかに当該調書を契約書と照合確認を行った上、担当官に報告し、会計官に送付するものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する受領検査調書に係る契約物品の数量、受領年月日その他必要な事項を記録整理し、また、未受領の契約物品については、会計年度に配慮して生産進捗状況の把握及び促進に努めるものとする。

（支払義務の確認等）

第186条 会計官は、前条第1項の規定により物別官室長から受領検査調書の送付を受けた場合には、歳出予算に係るものにあつては、当該調書に基づき納入実績に応じて支払義務の確認を行うものとし、また、継続費又は国庫債務負担行為に係るものにあつては、契約相手方から提出された請求書（請求書のほかに必要があると認める書類がある場合の当該書類を含む。）が完備していると認めるときは、当該調書及び次項に規定する書類を所掌の物別官室長に送付して支出負担行為の発議を求めものとする。

2 会計官は、前項に規定する場合において、官給品等の返還又は取扱説明書等の納入を証する書類の必要があると認めるときは、契約相手方に当該書類を提出させるものとする。

（支出負担行為書の作成等）

第187条 物別官室長は、前条第1項の規定により会計官から受領検査調書等の送付を受けた場合には、支出負担行為について担当官の決裁を受け、認証官の認証を受けるため支出負担行為書を監察監査・評価官に送付するものとする。

2 前項に規定する支出負担行為書の様式は、別記様式第45号に定めるところとする。

(確認に係る調整)

第188条 会計官は、第186条第1項の規定により確認を行った結果、契約相手方の作成した書類に不備を発見した場合には、当該相手方に対し当該書類の訂正等を求めるものとし、また、受領検査調書等に不適当な箇所を発見した場合には、所掌の物別官室長に当該調書等の再確認を求めるものとする。

2 物別官室長は、第185条第1項の規定により照合確認を行った結果、受領検査調書に不適当な箇所を発見した場合又は前項の規定により会計官から再確認を求められた場合において、必要があると認めるときは受領検査官に対し当該調書の訂正又は再発行を求めるものとする。

第3節 代金の確定及び支払

第1款 代金の確定等

(代金の確定時期)

第189条 代金の中途確定に関する特約条項、契約履行後における代金の確定に関する特約条項、特定費目の代金の確定に関する特約条項、特定費目の代金の実費精算に関する特約条項その他の代金の確定に関する特約条項等（「代金の確定に関する特約条項」という。以下この節において同じ。）に定める目途日は、当該条項を付した契約の給付が完了する年度以内に設定するものとする。

2 暫定的な経费率適用に係る代金の確定に関する特約条項に定める代金の確定時期は、契約の履行中、かつ、契約締結年度以内とする。

(代金の確定の目途日等)

第190条 物別官室長は、代金の確定に関する特約条項が付されている契約については、当該条項に定める目途日までに、代金の確定に関する契約書について認証官の認証を受けるものとする。ただし、当該目途日までに認証を受けることができない場合には、その目途日の翌日から15日以内の日まで延長することができる。

2 目途日の属する年度が、当該契約の給付の完了する年度である場合における第1項ただし書に規定する15日以内の日は、3月末日をもって限度とする。

(実績価格の確定の目途日等)

第191条 物別官室長は、超過利益の返納に関する特約条項又はこれと同種の契約方法と認められる特約条項等が付されている契約において、価格査定調書等を作成した場合には、担当官の決裁を受け、当該条項等に定める実績価格の確定の目途日までに、認証官及び歳入徴収官（返納額が戻入となる場合には、官署支出官）並びに契約相手方に対し、超過利益の確定について通知するものとする。ただし、当該目途日までに通知を行うことができない場合には、その目途日の翌日から15日以内の日まで延長することができる。

2 物別官室長は、前項ただし書に規定する15日以内の日までに超過利益の確定に関する通知を行うことができないおそれがある場合には、速やかに契約相手方と協議を行い、目途日を変更する合意書を作成し、担当官の決裁を受け、正1部を当該相手方に交付するとともに認証官に送付するものとする。

3 第1項に規定する超過利益の確定についての通知の様式は、別記様式第46号に定めるとおりとする。

(契約金額の一括変更)

第192条 代金の確定に関する特約条項が付されている契約において、仕様書等その他契約の内容をしばしば変更することが予想されるものについては、次の各号の一に該当する場合に限り、一括して契約金額の増減の措置をとることができる。

(1) 契約金額の増減が予想される場合において、その増減額が比較的小額であり、その都度、増減額を決定するよりも一括して措置をとることが予算執行上及び業務の能率上適当と認められるとき。

(2) 予算増額について大臣官房長等と協議を行った結果、一括して措置をとることが適当と認められる場合

2 物別官室長は、契約相手方との協議の結果、前項の規定によることが適当である場合には、契約変更予定価格調書の増減価格欄に「暫定増減なし。」と記載した当該調書を作成し、仕様書等その他契約内容の変更を明確にするため、契約の変更の手段をとるものとする。この場合において、物別官室長は、当該調達要求を行った大臣官房等の関係の課長と予算措置について十分な調整を行うものとする。

(代金の中途確定)

第193条 代金の中途確定に関する特約条項又はこれと同種の契約方法と認められる特約条項等が付されている契約においては、当該契約の履行の中途までの実績に基づき代金を確定するものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する特約条項等が付されている契約において、契約履行の中途までの実績に基づき代金を確定することができない場合には、原価管理官と協議を行った上、当該条項等に代えて契約履行後における代金の確定に関する特約条項等を付するため、契約の変更の手段をとるものとする。

3 物別官室長は、第1項に規定する特約条項等が付されている契約において、契約物品の納入が納入計画書に定める時期より著しく早期に行われることとなった場合等で、契約の履行の終了までの実績に基づき代金を確定することができるときは、前項に規定する措置をとることができる。

(代金の履行後確定)

第194条 契約履行後における代金の確定に関する特約条項又はこれと同種の契約方法と認められる特約条項等が付されている契約においては、契約の履行の終了までの実績に基づき代金を確定するものとする。

(特定費目の代金の確定)

第195条 特定費目の代金の確定に関する特約条項、特定費目の代金の実費精算に関する特約条項又はこれらと同種の契約方法と認められる特約条項等が付されている契約においては、特定費目に係る費用の実績に基づき当該条項等に定められた日までに行うことを目途として代金を確定するものとする。

(暫定的な経費率適用の代金の確定)

第195条の2 暫定的な経費率適用に係る代金の確定に関する特約条項が付されている契約においては、代金の確定に必要とする経費率に置き換え、必要な調整を加えて代金を確定するものとする。ただし、経費率の置き換えができない場合には、契約相手方と協議を行い、代金を確定するものとする。

(代金の確定の特例)

第196条 物別官室長は、特定費目の代金の確定に関する特約条項が付されている契約において、当該特定費目に係る実績額の確定を待っては代金の確定時期が会計年度を超えるおそれがある場合その他相当と認める理由がある場合には、相当と認める金額を実績額とみなして契約変更に係る予定価格調書を作成することができる。ただし、実績額が、実績額とみなした額を下回るおそれがあると認める場合には、当該条項第4条の規定により措置した旨及び実績額とみなした部分を当該調書に明記するものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する予定価格調書に基づく代金の確定に関する変更契約書を作成する場合には、実績額とみなした部分に係る実績額報告書の提出時期並びに実績額の確定の目途日及び実績額が確定したときに当該実績額が実績額とみなした額を下回ったときの差額の返納に関する事項その他必要と認める事項を当該契約書の別紙に明らかにしておくものとする。

3 物別官室長は、前項に規定する変更契約書に基づく実績額報告書を受領した場合には、当該報告書に基づき返納額確定調書を作成し、担当官の決裁を受け、当該実績額確定目途日までに認証官及び歳入徴収官（返納額が戻入となる場合には、官署支出官）並びに契約相手方に対し返納額の確定について通知するものとする。ただし、当該目途日までに通知を行うことができない場合には、その目途日の翌日から15日以内の日まで延長することができる。

4 物別官室長は、前項ただし書に規定する15日以内の日までに返納額の確定に関する通知を行うことができないおそれがあると認める場合には、速やかに契約相手方と協議を行い、目途日を変更する合意書を作成し、担当官の決裁を受け、正1部を当該相手方に交付するとともに認証官に送付するものとする。

5 第3項に規定する返納額の確定についての通知の様式は、別記様式第47号に定めるとおりとする。

(返納額等に関する措置)

第197条 物別官室長は、第191条第1項の規定に基づき価格査定調書又は前条第3項の規定に基づき返納額確定調書を作成した場合において、返納額があるときは債権発生通知書を作成し、これに価格査定調書又は返納額確定調書、契約書その他必要と認める書類を添付して担当官の決裁を受け、歳入徴収官（返納額が戻入となる場合には、官署支出官）に送付するものとする。

2 歳入徴収官は、前項に規定する債権発生通知書に基づき契約相手方に対し返納金の納入の告知を行った場合において、指定した期限までに当該相手方が返納金を納付しないときは、指定した期限の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、当該返納金に対し契約書の契約条項に定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として徴収するものとする。

3 第1項に規定する債権発生通知書に基づき契約相手方に対して行う納入の告知その他所要の事務は、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）その他別に定めるところにより行うものとする。

4 第1項に規定する債権発生通知書の様式は、別記様式第48号に定めるところとする。

（その他代金の確定等に関し必要な事項）

第198条 本款に定めるもののほか、代金の確定等に関し必要な事項は、防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令（平成27年装備庁訓令第35号）及び防衛装備庁における原価監査事務に関する訓令（平成27年装備庁訓令第36号）に定めるところによる。

第2款 代金の支払等

（代金の支払）

第199条 代金は、契約物品の全部の納入があった場合に支払うものとする。ただし、特約条項の定めるところにより前金払等又は部分払を行う場合は、この限りでない。

（請求書の受理）

第200条 会計官は、契約相手方が代金の支払を請求する場合には、請求書を提出させるものとする。この場合において、当該請求書のほかに必要と認める書類があるときは、これを添付させるものとする。

2 前項に規定する請求書の様式は、前金払等及び部分払に係るものを除き、別記様式第49号に定めるところとする。

（支出決定決議書の作成等）

第201条 会計官は、契約相手方から歳出予算に係る請求書を受理した場合において、当該請求書及び前条第1項の規定により添付された書類が完備していると認め

るときは、受領検査調書その他必要と認める書類に基づき甲の支払義務の確認を行った上、支出決定決議書を作成し、官署支出官の決裁を受けるものとする。

2 会計官は、支出負担行為について認証官の認証を受けた継続費又は国庫債務負担行為に係る支出負担行為書、受領検査調書その他必要な書類の送付を受けた場合には、当該支出負担行為書等に基づき甲の支払義務の確認を行った上、支出決定決議書又は支出負担行為即支出決定決議書を作成し、官署支出官の決裁を受けるものとする。

3 前2項に規定する支出決定決議書及び支出負担行為即支出決定決議書の様式は、別記様式第50号及び別記様式第51号に定めるとおりとする。

(代金の支払時期等)

第202条 会計官は、契約相手方から適法と認められる支払請求書を受理した場合には、受理した日から30日(「約定期間」という。以下この条において同じ。)以内の日に、速やかに当該相手方に対し代金を支払う措置をとるものとする。

2 会計官は、前項に規定する約定期間内に契約相手方に対し代金を支払うことができない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払額に対し契約書の契約条項に定める率を乗じた金額を遅延利息として、当該相手方に対し支払う措置をとるものとする。

3 会計官は、契約相手方が前項に規定する遅延利息を請求する場合には、遅延利息に関する請求書を提出させるものとする。この場合において、約定期間満了後に支払った金額及び約定期間満了の日の翌日から支払を行った日までの日数を証する書類その他必要と認める書類を当該請求書に添付させるものとする。

4 会計官は、前項の規定により請求書等を受理した場合には、必要に応じ所掌の物別官室長と協議を行い、遅延利息の支払について所要の措置をとるものとする。

(その他代金の支払等に関し必要な事項)

第203条 本款に定めるもののほか、代金の支払等について必要な事項は、支出官事務規程(昭和22年大蔵省令第94号。「省令第94号」という。第212条において同じ。)その他別に定めるところによる。

第3款 部分払等

(部分払)

第204条 部分払は、部分払に関する特約条項(「部分払条項」という。以下この節において同じ。)の定めるところに従い行うものとし、当該条項が付されていない契約については、これを行ってはならない。

(内訳表の確認)

第205条 物別官室長は、部分払条項が付されている契約を締結した場合において、

部分払を適切に行うために必要があると認めるときは、速やかに契約相手方から品名、数量、単価、金額等を明らかにした契約金額の内訳表（「内訳表」という。以下この款において同じ。）を提出させるものとする。

- 2 物別官室長は、前項の規定により内訳表を受理した場合には、品名、数量、単価、金額等の審査を行い、担当官の確認を受けるものとする。
- 3 物別官室長は、前項の規定により担当官の確認を受けた場合には、これを契約相手方に交付するとともに、認証官及び官署支出官に送付するものとする。
- 4 物別官室長は、第2項の規定により審査を行った結果、内訳表が適切でないとする場合には、契約相手方に対し当該内訳表の変更を求めるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、部分払条項が付されている契約について仕様書等の変更若しくは代金の確定等により契約金額が変更された場合又は前項の規定により内訳表の変更を求めた場合に準用する。
- 6 第1項に規定する契約金額の内訳表及び第2項に規定する確認に関する書類の様式は、それぞれ別記様式第52号及び第53号に定めるとおりとする。

（部分払の金額）

第206条 既納部分（売買契約において、契約物品の一部が納入された場合の当該納入部分をいう。以下この節において同じ。）又は既済部分（製造又は役務等の請負契約において、契約物品の一部が納入又は履行された場合の当該納入又は履行部分をいう。以下この節において同じ。）に係る部分払として契約相手方に支払う金額は、前条第2項の規定により担当官の確認を受けた内訳表の単価、金額等に基づいて計算した当該既納部分又は既済部分に相当する金額とする。ただし、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定めるところにより計算した金額とする。

- (1) 代金の確定に関する特約条項（共同履行管理型インセンティブ契約に関する特約条項を除く。）が付されている契約において、代金の確定が行われていない場合には、既納部分又は性質上可分のもので分割して納入することができる既済部分については、当該既納部分又は既済部分に相当する金額の10分の9の金額
- (2) 代金の確定に関する特約条項が付されていない契約において、性質上不可分のもので分割して履行することができない既済部分については、当該既済部分に相当する金額の10分の9の金額
- (3) 代金の確定に関する特約条項が付されている契約において、代金の確定が行われていない場合で、かつ、性質上不可分のもので分割して履行することができない既済部分については、当該既済部分に相当する金額の10分の8の金額

- 2 前項各号に規定する部分払の割合について、部分払条項第4条第1項の規定と異なる割合の特約を付している場合には、これによるものとする。

（部分払の請求及び支払等）

第207条 会計官は、契約相手方から部分払に係る支払請求書を受理した場合にお

いて、特に必要があると認めるときは、当該請求書に係る部分払の金額の適否の審査を所掌の物別官室長に依頼するものとする。

2 前項に規定するもののほか、部分払の請求及び支払については、第200条から第202条までの規定を準用する。

3 第1項に規定する請求書の様式は、別記様式第54号に定めるとおりとする。

(部分払の回数)

第208条 物別官室長が、部分払条項の定めるところにより行う部分払の回数は、次の各号に定める回数を限度とする。ただし、特別の理由によりこれにより難い場合には、担当官の決裁を受けるものとする。

(1) 調達要求書により分割して納入することとなっている場合には、納入期日の回数以内

(2) 調達要求書により分割して納入することとなっていない場合には、次のイからニに定めるとおりとする。

イ 契約金額が1,500万円を超え3,000万円以下の場合には、1回以内

ロ 契約金額が3,000万円を超え6,000万円以下の場合には、2回以内

ハ 契約金額が6,000万円を超え1億円以下の場合には、3回以内

ニ 契約金額が1億円を超える場合には、回数3回に1億円を超えるごとに1回を加えた回数以内

2 保留額（第206条の規定により支払った金額の残額をいう。）の支払及び完納払並びに役務請負契約における業者委託調達部品に係る代金の支払は、前項各号に掲げる部分払の回数に含まないものとする。

(差額の支払)

第209条 会計官は、契約金額の変更により既に支払った部分払の金額に不足が生じたため契約相手方から当該不足に係る支払請求書の提出があった場合には、当該不足額を支払うものとする。この場合には、第207条の規定を準用する。

(過払金の返納)

第210条 物別官室長は、契約金額の変更により既に支払った部分払の金額に過払がある場合には、直ちに過払額を返納させる措置をとるものとする。ただし、返納させる年度と同一年度に支払った部分払に相当する過払額は、適当と認める場合に限り、当該過払額を未払額に充当する措置をとることができる。

2 第197条の規定は、前項本文に規定する場合に準用する。この場合において、同条第1項中「価格査定調書又は返納額確定調書」とあるのは、「契約金額の内訳表」と読み替えるものとする。

(部分払の特例)

第211条 物別官室長は、部分払条項が付されていない契約であって性質上可分のもので分割して納入することができるものについて、次の各号の一に該当する場合

には、契約相手方と協議を行い、新たに当該条項を付して部分払を行うための措置をとることができる。この場合には、契約の変更の手続をとるものとする。

(1) 納期、納入場所等が変更された場合又は契約の履行の確保のため必要があると認める場合において、契約相手方から部分払の申出があり、部分払を行うことを適当と認めるとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、特別の理由により部分払を行う必要があると認める場合

2 物別官室長は、前項の規定により部分払を行うこととなった場合には、甲の都合により納期、納入場所等が変更されたときを除き、後日、甲が部分払を行った日から未納部分が納入された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるため、契約の変更の手続をとるものとする。

3 前2項の規定は、部分払条項に定める部分払の回数を増やす場合に準用する。

(その他部分払等について必要な事項)

第212条 本款に定めるもののほか、部分払等について必要な事項は、省令第94号その他別に定めるところによる。

第4款 前金払等

(前金払等)

第213条 前金払等は、前払金に関する特約条項（「前払金条項」という。以下この款において同じ。）の定めるところによるものとし、当該条項が付されていない契約については、これを行ってはならない。

(前払金の担保等)

第214条 会計官は、契約相手方から前払金支払請求書を受領する場合には、次の各号に掲げる前払金の担保のうち、いずれかのものを当該請求書に添付させるものとする。ただし、物別官室長から前金払等要領第12条第3項の規定により前払金担保免除通知書の写しの送付を受けた場合は、この限りでない。

(1) 銀行又は担当官が確実と認める金融機関の保証する連帯保証状

(2) 銀行又は担当官が確実と認める金融機関の発行する定期預金証書

(3) 前2号に規定するもののほか、予決令第78条に規定する担保

2 第201条の規定は、前払金に係る支出決定決議書及び支出負担行為即支出決定決議書又は支出決議書を作成する場合に準用する。

3 第1項第1号に規定する連帯保証状の様式は、別記様式第55号に定めるとおりとする。

(前払金の返納)

第215条 物別官室長は、次の各号の一に該当する場合には、契約の変更又は解除の日から15日以内の日までに既に支払った前払金を返納させる措置をとるものとする。この場合において、債権発生通知書の作成等を行うときは、第197条の規定を準用する。

(1) 前金払等要領第16条の規定により調査を行った結果、契約相手方が前払金をこの契約の履行に直接必要な経費である材料費、加工費及び直接経費以外の目的に使用し又は利用していることが判明した場合において、既に支払った前払金の全部又は一部を当該相手方から返納させる必要があると認めるとき。

(2) 仕様書等の変更若しくは代金の確定等による契約の変更又は契約の一部解除により契約金額が減額された場合において、既に支払った前払金の総額の減額後の契約金額に対する割合が前払金条項第2条別表の割合に1割を加えた割合を超過するとき。ただし、当該条項第2条別表の割合によらないで限度額を定めている場合には、当該限度額を超過するとき。

(3) 契約の全部が解除された場合

2 前項第1号に規定する既に支払った前払金及び同項第2号に規定する前払金の総額は、前払金条項第8条の規定により精算が行われた場合にあっては、その未精算額とする。

(前払金の精算)

第216条 会計官は、部分払条項が付されていない契約における前払金の精算を行う場合には、納入された契約物品の全部について代金を支払う際に、既に支払った前払金の総額を当該代金に充当するものとする。

2 会計官は、部分払条項が付されている契約における前払金の精算を行う場合には、前払金の総額に既納部分又は既済部分の金額と契約金額との比率を乗じて得た金額を既納部分及び既済部分に対する部分払の金額に充当するものとする。ただし、前払金条項第2条別表において、前払金を部分払相当額に順次充当する方法など特別の精算方法を定めている場合には、これによるものとする。

3 前項に規定する前払金の総額、契約金額並びに既納部分及び既済部分に相当する金額は、契約が変更された場合にあっては、変更後の金額とする。

(前払金の担保の返還)

第217条 会計官は、第215条第1項の規定により前払金が返納された場合又は前条第1項若しくは第2項の規定により前払金が精算された場合において、契約相手方から第214条第1項各号に規定する連帯保証状その他の担保の返還又は書換え等について申出があったときは、返納又は精算された金額に応じ、返還又は書換え等の措置をとるものとする。

(前払金の担保の取立て)

第218条 会計官は、契約相手方が前払金を返納することができない場合において、

連帯保証状が提出されているときは、連帯保証人に対し当該前払金の返納を請求するものとする。ただし、担保が提供されている場合には、これを換価して返納金に充てる等必要な措置をとるものとする。

(前払金について条件の変更に伴う措置)

第219条 物別官室長は、代金の確定に関する特約条項又は超過利益の返納に関する特約条項が付されている契約において、前払金の総額及び精算方法の変更、前払金の返納その他前払金について前提となった条件に変更があった場合には、確定計算価格又は実績価格の計算に際して必要な調整を行うものとする。

2 物別官室長は、一般確定契約においては、前払金の総額及び精算方法の変更、前払金の返納その他前払金について前提となった条件に変更があった場合でも契約金額の変更は行わないものとする。ただし、前払金条項第2条別表が変更されて前払金の総額が増額される場合には、当該増額分に別に定める調整率を乗じて計算した額を減額するため、契約の変更の手続をとるものとする。

(その他前払金等について必要な事項)

第220条 本款に定めるもののほか、前払金等について必要な事項は、前金払等要領その他別に定めるところによる。

第4節 雑則

(原価計算要領等の確認)

第221条 物別官室長は、契約相手方から契約条項等に基づき、原価計算要領等について確認を受けるための申請があった場合には、契約相手方から次の各号に掲げる事項を明らかにした書面を提出させるものとする。

(1) 原価計算手続(原価部門費表、原価費目表、配賦基準表を含む。)

(2) 経理規定

(3) 原価計算制度系統図及び原価計算書類系統図

(4) 職制表及び会社組織図

2 前項に規定する原価計算要領等の確認を受けるための申請に関する書面の様式は、別記様式第56号に定めるところとする。

(工業所有権の取扱い)

第222条 物別官室長は、試作契約に伴う工業所有権の取扱いに関する契約条項の定めるところにより、契約相手方から工業所有権の設定の出願、実施の許諾等に関する承認の申請があった場合には、当該申請に必要な証拠書類を提出させ、当該書類について審査を行い、意見を付して調達企画課長の協議を経て担当官に上申するものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により審査を行う場合には、当該調達要求を行った大

臣官房長等の意見を求めるものとする。

- 3 物別官室長は、工業所有権の設定又は実施の許諾等の承認又は不承認について担当官の決定があった場合には、その旨を契約相手方に通知するものとする。この場合において、承認にあっては、当該設定又は実施について必要な処置をとるとともに、当該調達要求を行った大臣官房長等にその旨を通知するものとする。

第4章 契約の変更

第1節 総則

(契約の変更を必要とする事項)

第223条 次の各号に掲げる事項を変更しようとする場合には、契約の変更の措置をとらなければならない。ただし、第6号から第9号までに掲げる事項で、契約金額に影響がない軽微な変更の場合には、契約相手方と協議の上、第253条及び第254条の規定に準じて措置することができる。

- (1) 契約相手方
- (2) 契約金額
- (3) 契約品目
- (4) 契約数量
- (5) 契約単価
- (6) 仕様書等
- (7) 納期
- (8) 納入場所
- (9) 契約条項

(契約の変更に関する事務)

第224条 契約の変更に関する事務は、物別官室長が行うものとする。

(要変更事項の通知)

第225条 地方防衛局長等は、契約の履行中の監督及び検査の実施について、第223条各号に掲げる事項を変更する必要があると認める場合には、変更を必要とする事項及び理由を所掌の物別官室長に通知するものとする。

第2節 契約条項に定める変更

(債権の譲渡等による契約の変更)

第226条 物別官室長は、第111条第1項に規定する債権の譲渡等の決定に基づき、債権の譲渡等を可とする場合において、契約相手方を変更する必要があると認めるときは、当該相手方及び債権の譲渡等の相手方に対し、当該譲渡等を証する書

面を提出させるものとする。

- 2 物別官室長は、前項の規定により書面を受理した場合には、契約条件等の検討及び契約の変更に必要な事項の決定を行うものとする。

(仕様書等の疑義に関する契約の変更)

第227条 物別官室長は、第125条から第127条までに規定する仕様書等の疑義の解決に伴い、第223条各号に掲げる事項について契約の変更の措置をとる必要があると認める場合には、当該事項について検討を行うものとする。

- 2 物別官室長は、前項の規定により検討を行った結果、契約の変更の措置をとる必要があると認める場合において、変更しようとする事項が第223条各号に該当するときは、当該調達要求を行った大臣官房長等に調達要求書等の変更を求めるものとする。

(発見役務に関する契約の変更)

第228条 物別官室長は、第143条第1項の規定により第223条各号に掲げる事項について契約の変更の措置をとる必要があると認める場合には、当該事項について検討を行うものとする。

- 2 物別官室長は、前項の規定により検討を行った結果、契約の変更の措置をとる必要があると認める場合において、変更しようとする事項が第223条各号に該当するときは、当該調達要求を行った大臣官房長等に調達要求書等の変更を求めるものとする。

(天災地変等による契約の変更)

第229条 物別官室長は、契約相手方から天災地変、著しい経済情勢の変動等により、契約締結時の契約条件では契約の履行が困難であるとして、契約の変更の申出があった場合には、当該相手方に対し当該状況の契約に及ぼす影響、履行が困難となった範囲等について資料を提出させ、当該状況について調査を行い、契約の処置についての検討を行うとともに、必要に応じ、その旨を原価管理官及び所掌の地方防衛局長等に通知するものとする。

- 2 地方防衛局長等は、前項の規定により通知を受けた場合には、天災地変、著しい経済情勢の変動等が当該契約に及ぼす影響について、所掌する事項の調査及び検討を行った上、その結果を物別官室長に通知するものとする。

- 3 物別官室長は、第1項に規定する調査及び検討並びに前項に規定する通知に基づき、契約の履行の可能の有無、契約の変更の可否、契約の変更の措置をとる場合の変更の範囲、契約の解除を行う場合の処置その他必要と認める事項について意見を付した契約の変更の処置に関する協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。

- 4 前項に規定する契約の変更の処置に関する協議書の様式は、別記様式第57号に定めるとおりとする。

(契約金額を構成する費目の価格等の変動に伴う変更)

第230条 物別官室長は、契約金額を構成する費目の価格等が法令等により設定、改定又は廃止された結果、履行前又は履行中の契約について、その契約金額が契約締結時に比し不当となったと認められる場合又は契約相手方から当該価格等が不当であるとして契約の変更の申出があった場合には、費目の価格等の変動が当該契約の契約金額に及ぼす影響等について原価管理官と協議を行った上、調査及び検討を行うとともに、契約の変更について当該相手方と協議を行った上、検討するものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する検討に基づき、契約の変更の適否、契約の変更の措置をとる場合の変更の範囲等について意見を付した別記様式第57号に定める協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。

(契約において変更を定めた場合)

第231条 物別官室長は、契約の給付の終了までの間に第223条第2号から第9号までに掲げる事項について、契約条項の定めるところにより契約の変更の措置をとることとされている場合には、当該契約の変更に係る事項の決定を行うものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する契約の変更の措置をとる場合において、監督及び検査、原価監査等の実施の必要があると認めるときは、原価管理官又は所掌の地方防衛局長等にその旨を通知するものとする。

3 地方防衛局長等は、前項の規定により通知を受けた場合には、契約条項の定めるところにより監督及び検査、原価監査等を実施し、その結果について、監督及び検査にあっては所掌の物別官室長に、原価監査等にあっては原価管理官にそれぞれ通知するものとする。

第3節 契約条件等の検討

(変更の協議及び検討)

第232条 物別官室長は、第226条から前条までに規定する場合を除き、第223条各号に掲げる事項について契約相手方から変更の申出を受けた場合、第225条の規定により地方防衛局長等からの通知を受けた場合、その他契約の変更の措置をとる必要があると認める場合には、当該相手方又は原価管理官と協議を行った上、当該申出、通知又は変更の措置をとる必要があると認める事項について検討するものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により検討を行った結果、契約の変更の措置をとる必要があると認める場合において、変更しようとする事項が第223条各号に該当す

るときは、当該調達要求を行った大臣官房長等に調達要求書等の変更を求めるものとする。

(変更の申出、通知等に基づく製造、役務等の一時中止)

第233条 物別官室長は、第223条各号に掲げる事項について契約相手方から変更の申出を受けた場合、第225条の規定により地方防衛局長等からの通知を受けた場合、その他契約の変更の措置をとる必要があると認める場合において、当該変更に係る事項が重大で、かつ、製造、役務等の契約の履行に著しい影響を与えるおそれがあり、契約の履行を一時中止することが適当であると認めるときは、関係の課長、官及び原価管理官の意見を求めた上、当該相手方と協議を行い、製造、役務等の一時中止に関する協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する製造、役務等の一時中止について協議が整った場合には、速やかに契約相手方、原価管理官及び所掌の地方防衛局長等にその旨を通知し、製造、役務等の一時中止を求めるものとする。

3 物別官室長は、前項の規定により製造、役務等の一時中止を行った場合には、契約相手方、原価管理官又は所掌の地方防衛局長等と協議を行った上、製造、役務等の一時中止に伴う契約の措置について必要な手続をとるものとする。

(調達要求書等の変更)

第234条 物別官室長は、第227条第2項、第228条第2項及び第232条第2項の規定により調達要求書等の変更を求める場合には、別記様式第1号から第3号までに定める協議書を作成し、調達要求書又は仕様書の変更を求めるときにあつては調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。

(変更に係る調達要求書等の受理、配付等)

第235条 大臣官房長等から調達要求書等を変更する調達要求書等の送付を受けた場合の当該要求書等の照合確認、配付等については、第6条及び第15条の規定を準用する。

(契約条件等の検討及び契約の変更に必要な事項の決定)

第236条 物別官室長は、次の各号に掲げる場合には、契約の変更に係る事項について契約相手方と協議を行った上、契約上の処置、契約条件等に関し検討するとともに、契約相手方の再選定、契約条項等の契約の変更に必要な事項を定め、原価管理官に通知するものとする。

(1) 前条の規定により変更に係る調達要求書等の配付を受けた場合

(2) 調達要求書等の変更を必要としない事項について、第232条第1項の規定により検討を行った結果、契約の変更の措置をとる必要があると認める場合

(3) 第226条第1項の規定により書面を受理した場合

- 2 物別官室長は、前項に規定する契約条件等の検討又は契約の変更に必要な事項の決定について、特に、契約の変更に係る予定価格の算定上、考慮の必要があると認める場合には、原価管理官と当該事項について協議するものとする。
- 3 物別官室長は、原価管理官から変更に係る予定価格の算定の検討について通知があった場合には、当該事項について第1項に規定する検討等を行うものとする。
- 4 第1項の規定により協議又は検討を行った結果、変更に係る調達要求書に記載する条件では契約の変更が不可能であると認める場合において、当該調達要求を行った大臣官房長等との協議を行うときは、第10条又は第12条第2項の規定を準用する。

(変更による実施要領等の検討)

第237条 物別官室長は、その所掌に係る装備品等について、第235条の規定により変更に係る調達要求書等の配付を受けた場合又は前条第1項の規定により検討を行った結果必要があると認める場合には、当該要求書等又は検討に基づき、当該変更に係る事項に関し、契約相手方と協議を行った上、実施要領の変更又は監督及び検査の実施上の処置について検討するものとする。

- 2 前項の規定により変更による実施要領等の検討を行う場合には、第9条又は第12条第2項の規定を準用する。

(変更に係る予定価格算定)

第238条 物別官室長は、その所掌に係る装備品等について、第235条の規定により変更に係る調達要求書等の配付を受けた場合又は第236条第1項の規定により検討を行った結果必要があると認める場合には、当該変更事項に係る予定価格の算定を行うものとする。

- 2 前項の規定により変更に係る予定価格の算定を行う場合には、第11条、第12条第2項、第31条又は第60条の規定を準用する。

(変更に係る仕様書等の検討)

第239条 変更に係る仕様書等について、検討、協議等を行う場合には、第12条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。

(変更に係る契約相手方の選定)

第240条 調達要求書等の変更に伴う契約相手方の選定は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 契約の変更に係る部分又は事項について、履行中の契約相手方をその相手方とすることが必要かつ適当であると認める場合には、当該相手方をもって変更契約の相手方とする。
- (2) 契約の変更に係る部分又は事項についてのみ、履行中の契約相手方をその相手方とすることができない場合又は不適當であると認める場合には、当該部分又は事項について新たに契約相手方を選定するものとする。

(3) 契約の履行中の契約相手方を変更契約の相手方とすることが不適格若しくは不
適当となると認める場合又は当該相手方を変更契約の相手方として契約の変更を
行うことが不適当であると認める場合には、当該変更契約について新たに契約相
手方を選定するものとする。

2 物別官室長は、前項第1号の規定により変更に係る契約相手方を選定した場合に
は、当該相手方から契約の変更に係る予定価格案等の算定に必要な資料を提出させ
るものとする。

(選定に関する協議)

第241条 物別官室長は、調達要求書等の変更が前条第1項第2号又は第3号の規
定に該当すると認める場合には、履行中の契約相手方と協議を行った上、契約の解
除その他履行中の契約の処置について検討するものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する協議が不調に終わった場合には、契約の処置につ
いて別記様式第1号に定める協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決
裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。

(変更に係る契約相手方の選定の手続等)

第242条 第240条第1項第2号及び第3号に規定する新たな契約相手方の選
定、契約方式の決定、契約条項の作成等を行う場合には、第20条から第86条ま
での規定を適用する。

(変更に係る契約条項)

第243条 調達要求書等の変更その他の事由により、履行中の契約について、その
契約条項を変更し又は特約条項等を基本条項に付する場合において、準拠すべき条
項、手続等に基づきその処置をとるときは、第33条から第48条までの規定を適
用する。

第4節 変更契約書の作成及び配付

(契約の変更の決裁)

第244条 物別官室長は、第231条又は第236条の規定により第223条各号
に掲げる事項の変更を決定した場合には、当該事項の変更について担当官の決裁を
受けるものとする。

(提出書類)

第245条 物別官室長は、前条の規定により契約の変更について担当官の決裁を受
ける場合には、契約相手方又は債権の譲渡等の相手方に対し変更契約書、見積書そ
の他契約の変更について必要な書類を提出させ、また、契約保証金の納付を条件と
した契約において、契約金額の変更を行うときは、契約保証金受領書の提示を求め
るものとする。

2 前項の規定により変更契約書を提出させる場合には、第87条第1項及び第3項並びに第88条の規定を準用する。

3 第1項に規定する変更契約書の様式は、別記様式第58号に定めるとおりとする。
(支出負担行為の発議)

第246条 前条第1項の規定により契約相手方から提出された変更契約書を受領した場合には、第90条の規定を準用する。

(契約の変更の通知)

第247条 物別官室長は、前条の規定により契約の変更について担当官の発議を受けた場合には、当該変更に係る装備品等の要求番号、品目、数量、単価、総額、予算金額、契約相手方、変更の年月日等について調達企画課長に通知するものとする。

(落札等日報等への記載)

第248条 調達企画課長は、前条の規定により物別官室長から通知を受けた事項に基づき、契約の変更について第72条第1項に規定する落札等日報及び調達処理状況月報に記載するものとする。

(変更に係る支出負担行為の認証等)

第249条 契約の変更に係る支出負担行為の認証、変更契約書の交付等、受領部隊等への通知、契約締結状況の記録整理及び認証を拒否された場合の措置をとるときは、第91条から第94条までの規定を準用する。

2 物別官室長は、契約の変更により納入場所を変更した場合には、遅滞なく契約物品出荷先変更通知書を作成し、変更前の受領部隊等の物品等管理職員に当該通知書を送付するものとする。

3 前項に規定する契約物品出荷先変更通知書の様式は、別記様式第59号に定めるとおりとする。

(検査指令書等の変更)

第250条 地方防衛局長等又は物別官室長は、契約の変更により既に交付した監督又は検査指令書の内容に変更を生じた場合には、契約相手方と協議を行った上、監督又は検査変更申請書を提出させ、当該指令書の変更を行うものとする。

2 前項の規定により監督又は検査変更申請書の提出及び監督又は検査指令書の変更を行う場合には、第162条及び第163条の規定を準用する。

3 第1項に規定する監督及び検査変更申請書の様式は、監督検査訓令別記様式第9号-1とする。

第5節 契約の変更を必要としない事項に関する措置

(契約の変更を必要としない事項)

第251条 次の各号に掲げる事項の変更又は契約書の誤字、脱字等(契約の変更を

必要とするものを除く。以下同じ。)の加除訂正は、契約の変更の手續を要しないものとする。

- (1) 契約相手方が法人である場合における代表者又は代表者の役職名
- (2) 契約相手方の代理人(委任による場合を含む。)又は代理人の役職名
- (3) 契約相手方の住所又は所在地
- (4) 契約相手方の使用印鑑
- (5) 契約相手方の商号(法人格を変更するものを除く。)
- (6) 契約物品の名称又は納入場所若しくは受領部隊等の呼称
- (7) 調達要求番号
- (8) 契約物品の構成等品の名称及び部品番号等
- (9) 工場渡しの場合の受領部隊等
- (10) 官給品又は貸付品の名称
- (11) 代金の確定に関する特約条項の目途日

(変更届)

第252条 物別官室長は、履行中の契約について、契約相手方から前条第1号から第5号までに掲げる事項についての変更の通知があった場合には、当該相手方に契約に関する変更届を提出させるものとする。

- 2 前項に規定する契約に関する変更届の様式は、別記様式第60号に定めるとおりとする。

(変更通知書)

第253条 物別官室長は、前条第1項の規定により履行中の契約について契約相手方から契約に関する変更届の提出があった場合、第251条第6号から第9号までに掲げる事項の変更について調達要求を行った大臣官房長等から通知があった場合、自らこれらを知り得た場合又は契約書の誤字、脱字等があった場合には、契約書の記載事項の変更に係る契約に関する変更通知書を作成し、当該変更届、大臣官房長等からの通知書等を添付の上、担当官の決裁を受けるものとする。

- 2 前項に規定する契約に関する変更通知書の様式は、別記様式第61号に定めるとおりとする。

(変更及び通知)

第254条 物別官室長は、前条第1項の規定により契約に関する変更通知書について担当官の決裁を受けた場合には、当該通知書に基づき契約書の記載事項の変更を行い、当該通知書を認証官、官署支出官、所掌の地方防衛局長等及び契約相手方へ送付するとともに、当該契約において原価監査を行うこととされている場合にあつては所掌の地方防衛局長等及び原価管理官、また、当該契約について契約相手方から契約保証金を納付させている場合にあつては歳入歳出外現金出納官吏(政府保管有価証券取扱主任官を含む。)へ送付するものとする。

第5章 契約の事故

第1節 履行遅延

第1款 納期の猶予の申請等

(納期猶予申請書の提出)

第255条 物別官室長は、契約相手方が納期までに給付の終了（契約物品の持込み、据付けを必要とする場合には据付けの完了）の届出を行うことができない場合（以下「履行遅延」という。）又はそのおそれがあると認める場合において、自ら知り得たとき又は契約相手方から申出があったときは、当該相手方に対し次の各号に掲げる事項を明らかにした納期猶予申請書（「猶予申請書」という。以下この節において同じ。）を提出させるものとする。

- (1) 履行遅延を生じ又は生じようとしている部分又は範囲
- (2) 履行遅延を生じ又は生じようとしている原因及び理由
- (3) 納入の見通し、条件等
- (4) 猶予申請書の提出が遅延している場合にあっては、当該申請書提出遅延の理由
- (5) その他必要と認める事項

2 前項に規定する猶予申請書の様式は、別記様式第62号に定めるとおりとする。

(監督官又は検査官が履行遅延又はそのおそれがあると認める場合の措置)

第256条 監督官又は検査官は、監督又は検査に際し、履行遅延又はそのおそれがあると認める場合には、直ちにその旨を所掌の地方防衛局長等に通知するものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の規定により通知を受けた場合には、速やかにその旨を所掌の物別官室長に通知するものとする。

3 物別官室長は、前項の規定により通知を受けた場合には、直ちに契約相手方に対し猶予申請書を提出させるものとする。

(猶予申請書の受理)

第257条 第255条第1項又は前条第3項に規定する猶予申請書の受理は、物別官室長が行うものとする。

2 猶予申請書の受理は、前項の規定により当該申請書を受理した日とする。

第2款 納期の猶予の協議及び承認、判定書の作成等

(納期の猶予期限についての大臣官房長等との協議)

第258条 物別官室長は、前条第1項の規定により猶予申請書を受理した場合には、納期の猶予の可否について検討を行い、当該猶予を適当と認めるときは、速やかに

猶予期限及び猶予を必要とする部分、範囲等について納期猶予申請に伴う協議書を作成し、これに当該申請書を添付の上、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。

- 2 物別官室長は、前項に規定する猶予を適当と認める場合において、調達要求書の納期区分が「D」であって納期から猶予期限までの日数が15日以内のとき又は当該区分が「E」であって当該日数が30日以内のときは、猶予期限が納期の属する年度を超えているときその他特に必要があると認めるときを除き、前項に規定する協議書の作成を省略することができる。この場合において、物別官室長は、次条の措置をとった後、当該調達要求を行った大臣官房等の担当の課長に納期を猶予した旨を納入期日延期通知書により通知するものとする。
- 3 第1項に規定する納期猶予申請に伴う協議書及び前項に規定する納入期日延期通知書の様式は、それぞれ別記様式第63号及び第64号に定めるとおりとする。

(納期の猶予の承認)

第259条 物別官室長は、前条第1項の規定により協議を行った結果、大臣官房長等から納期の猶予を可とする旨の回答を受けた場合（同条第2項の規定により協議書の作成を省略した場合を含む。）には、猶予申請書に納期の猶予期限、有責及び無責の日数その他の必要事項を記載し、これに当該大臣官房長等から回答を受けた協議書を添付の上、納期の猶予の承認について担当官の決裁を受け、認証官の認証を受けるものとする。

- 2 前項に規定する場合において、前条第2項の規定により協議書の作成を省略しているときは、猶予申請書の欄外にその旨を付記するものとする。
- 3 物別官室長は、第1項の規定により認証を受けた場合には、速やかに契約相手方に猶予申請書1部を交付するものとする。

(猶予判定書の作成)

第260条 物別官室長は、前条第1項の規定により納期の猶予の承認について担当官の決裁及び認証官の認証を受けようとする場合には、履行遅延の原因及び理由（猶予申請書の受理が納期後に行われた場合には、当該申請書提出の遅延の原因及び理由を含む。次条及び第264条において同じ。）が契約相手方の責めに帰すべき理由によるものとして有責とするか又は当該相手方の責めに帰することができない理由によるものとして無責とするかについて当該申請書の記載内容の調査を行い、有責及び無責と認める日数、その理由その他必要な事項を明らかにした納期の猶予に伴う有責・無責の判定書（「猶予判定書」という。以下この節において同じ。）を作成し、調達企画課長の協議を経て担当官の決裁を受け、認証官の認証を受けるものとする。

- 2 物別官室長は、前項に規定する猶予判定書の作成に際し必要があると認める場合には、契約相手方に対し猶予申請書に記載された事項を補足又は証明する書類等を

提出させるものとする。

- 3 第1項に規定する猶予判定書の様式は、別記様式第65号に定めるとおりとする。
(有責及び無責の判定基準)

第261条 前条に規定する有責及び無責の判定は、次項及び第3項に掲げる基準によるものとする。

- 2 無責は、契約相手方（履行補助者を含む。以下この条において同じ。）の履行遅延の原因及び理由が次の各号の一に該当し、かつ、これらの事実を証する書類に基づき、当該相手方が適切な説明を書面で行った結果、相当と認める場合とする。

(1) 天災地変その他不可抗力による場合において、当該不可抗力による影響を未然に防止すべき必要な措置をとっていたとき。

(2) 内部事情に起因しない不定期のストライキによる場合において、当該ストライキによる影響を未然に防止すべき必要な措置をとっていたとき。

(3) 予算の繰越、監督及び検査、官給品等による場合等の官側に起因する場合

(4) 前3号に定める場合のほか、無責とすることが相当であると認める場合

- 3 有責は、契約相手方の履行遅延の原因及び理由が次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 前項の規定に該当しない場合

(2) 前項第1号又は第2号の規定に該当する事実が、第263条第1項に規定する遅滞日数の期間内に発生した場合

(延納日数及び延納金)

第262条 延納日数は、納期前に猶予申請書を受理した場合にあっては納期の翌日、また、納期後に猶予申請書を受理した場合にあっては当該申請書を受理した日の翌日から契約物品を納入した日までの日数から無責となる日数を除いた日数とする。

- 2 延納金は、前項に規定する延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき契約書の契約条項に定める率を乗じて計算した金額とする。

(遅滞日数及び遅滞金)

第263条 遅滞日数は、納期後に猶予申請書を受理した場合であって、納期の翌日から当該申請書を受理した日又は契約物品を納入した日のいずれか早い日までの日数から無責となる日数を除いた日数とする。

- 2 遅滞金は、前項に規定する遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき契約書の契約条項に定める率を乗じて計算した金額とする。

(調査等)

第264条 物別官室長は、第260条第1項の規定により猶予判定書を作成する場合には、猶予申請書に記載された履行遅延の原因及び理由が監督及び検査又は官給品等による場合等の官側に起因することとなっているときその他必要に応じ、事実を確認するため所要の調査を行うものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により調査を行う場合には、必要に応じ所掌の地方防衛局長等に調査を依頼することができる。

3 地方防衛局長等は、前項の規定により調査の依頼を受けた場合には、調査の結果を速やかに文書により物別官室長に通知するものとする。

(停止条件の付記)

第265条 物別官室長は、納期の猶予期限が翌会計年度にわたるもので、当該契約の歳出予算について繰越の承認手続を必要とする場合には、第259条第1項の規定により担当官の決裁を受けるに際し、猶予申請書の条件欄に「この承認は、財務大臣の予算繰越の承認を得たときに限り、効力を発生するものとする。」旨の停止条件を付記するものとする。

2 前項に規定する場合において、納期の猶予期限は、繰越承認の予定日以後に設定するものとする。

(判定保留)

第266条 物別官室長は、前条第1項の規定により停止条件を付記した場合、有責及び無責の判定に必要な資料が不十分であると認める場合等の理由により、早期に判定を行うことが困難であるときは当該判定を保留し、第259条第1項及び第260条第1項の規定により担当官の決裁及び認証官の認証を受けることができる。この場合において、猶予申請書及び猶予判定書の猶予日数の判定欄に「判定保留」と付記するものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する措置をとった場合には、速やかに猶予判定書を作成し、調達企画課長の協議を経て担当官の決裁を受けるものとする。その後、猶予日数の判定通知書を作成し、契約相手方に通知するものとする。

3 前項に規定する猶予日数の判定通知書の様式は、別記様式第66号に定めるとおりとする。

(延納金及び遅滞金の計算書等の作成)

第267条 物別官室長は、納期の猶予が認められた契約物品が猶予期限内に納入された場合には、契約条項、納品書、猶予判定書及び猶予申請書に基づき延納金計算書又は遅滞金計算書を作成した後、別記様式第48号に定める債権発生通知書を作成し、これに当該申請書等、計算書その他必要と認める書類を添付の上、当該通知書について担当官の決裁を受け、歳入徴収官に送付するものとする。

2 前項に規定する延納金計算書及び遅滞金計算書の様式は、それぞれ別記様式第67号及び第68号に定めるとおりとする。

(契約解除等の措置)

第268条 物別官室長は、第258条第1項の規定により協議を行った結果、納期の猶予を否とする旨の回答を受けた場合において、やむを得ないと認めるときは、猶予申請書の条件欄に契約を解除する旨を付記し、納期の猶予を承認しないことに

ついて担当官の決裁を受け、速やかに契約相手方に猶予申請書1部を交付するものとする。この場合には、第259条第2項の規定を準用する。

- 2 物別官室長は、第265条第1項に規定する措置をとった場合において財務大臣の承認を受けられなかったときは、速やかにその旨を契約相手方、受領部隊等の物品等管理職員及び地方防衛局長等に通知するものとする。
- 3 物別官室長は、前2項に規定する措置をとった場合には、第278条の規定に準じ、契約解除の措置等について契約相手方と協議するものとする。
- 4 契約解除に伴う違約金等の額の算定、合意書等の作成及び違約金等の徴収を行う場合には、第279条から第285条までの規定を準用する。

第3款 繰越承認前における完成検査に係る措置等

(停止条件を付記した場合の繰越承認前における完成検査に係る措置)

第269条 物別官室長は、第265条の規定により停止条件を付記して猶予申請書を承認した場合には、当該申請書に係る契約物品の完成検査を繰越承認前に実施することができる旨を契約相手方に通知するものとし、当該相手方が完成検査の実施を希望するときは、受検可能届を提出させるものとする。

- 2 物別官室長は、前項の規定により受検可能届を受領した場合には、特別の事情のない限り、当該届に「完成検査実施可」と付記し、地方防衛局長等に送付するものとする。
- 3 地方防衛局長等は、前項の規定により受検可能届の送付を受けた場合には、監督検査訓令に定めるところにより契約物品の完成検査を実施するものとし、合格と判定したときであっても監督検査訓令第39条第1項第1号の規定にかかわらず、完成検査合格証の交付は行わないものとする。
- 4 地方防衛局長等は、前項に規定する場合において、完成検査合格証の交付前に契約物品を納入場所に持ち込んではならない旨を契約相手方に指示するものとする。
- 5 物別官室長は、予算の繰越が承認された場合には、速やかにその旨を契約相手方及び地方防衛局長等に通知するものとし、当該通知を受けた地方防衛局長等は、完成検査を合格と判定しているときは、直ちに当該相手方に完成検査合格証を交付するものとする。
- 6 第1項に規定する受検可能届の様式は、別記様式第69号に定めるとおりとする。

(受領部隊等への通知)

第270条 物別官室長は、第259条第1項の規定により担当官の決裁及び認証官の認証を受けた場合には、直ちに納期の猶予期限等について記載した納入期日猶予等通知書により受領部隊等の物品等管理職員に通知するものとする。

- 2 前項に規定する納入期日猶予等通知書の様式は、別記様式第70号に定めるとお

りとする。

(猶予申請書等の所要部数及び配付先)

第271条 猶予申請書及び猶予判定書の所要部数及び配付先については、調達企画課長が関係の官と協議して別に定めるものとする。

第4款 遅延物品に対する措置

(納期の猶予の承認前に契約物品が納入された場合の措置)

第272条 受領検査官は、納期の猶予の承認前（猶予申請書が提出されていない場合を含む。）に契約物品の持込みが行われた場合には、所掌の物別官室長と調整を行い、納期の猶予が承認されたときに限り、契約物品を受領することとなる旨を契約相手方に明らかにした上、受領検査を実施することができる。この場合において、所掌の物別官室長及び当該相手方への検査調書の送付は、当該猶予の承認後に行うものとする。

2 受領検査官は、前項の規定により受領検査を実施した場合には、直ちに所掌の物別官室長にその旨を通知するとともに、納期の猶予の承認の有無について、第270条第1項に規定する納入期日猶予等通知書その他の方法により確認するよう努めるものとする。

(契約物品の引取りの指示)

第273条 物別官室長は、前条に規定する場合において、納期の猶予が承認されなかったときは、直ちに当該契約物品を引き取るよう契約相手方に指示するものとする。

第2節 契約の解除

第1款 契約の解除の手續及び合意書等の作成等

(担当官が契約を解除する場合の要件)

第274条 物別官室長は、次の各号の一に該当する場合には、契約の全部又は一部について解除の措置をとるものとする。

- (1) 契約物品について履行遅延が生じた場合において、納期の猶予又は再猶予が認められないとき。
- (2) その他契約条項に定める解除の要件に該当すると認められる場合

(契約の解除に関する書面の提出)

第275条 物別官室長は、前条各号の一に該当する場合において、必要があると認めるときは、契約相手方に対しその事実を証する書類を添付した書面を提出させるものとする。

(地方防衛局長等又は受領検査官が契約の解除に相当すると認める場合の措置)

第276条 地方防衛局長等又は受領検査官は、監督、検査等の実施に際し第274条第2号の規定に該当し又は該当するおそれがあると認める場合には、その旨を物別官室長に通知するものとする。

(契約の解除についての大臣官房長等との協議)

第277条 物別官室長は、第274条各号の一に該当すると認める場合には、速やかに契約の解除について検討を行うものとし、契約を解除することが相当であると認めるときは、当該解除の部分又は範囲、可否等について契約の解除に関する協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。ただし、第274条第1号に規定する場合には、当該協議書の作成を要しないものとする。

2 前項に規定する契約の解除に関する協議書の様式は、別記様式第71号に定めるとおりとする。

(契約の解除に伴う処置等)

第278条 物別官室長は、前条第1項の規定により協議を行った結果、大臣官房長等から解除を可とする旨の回答を受けた場合（同項ただし書による場合において、解除を適当と認めるときを含む。）には、契約条項に定めるところに従い、解除の部分又は範囲、違約金又は損害賠償の額その他の必要事項（「契約の解除に伴う処置等」という。以下この款において同じ。）について契約相手方と協議するものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により協議を行う場合には、必要に応じ契約の解除に伴う処置等について、事実を確認するため調査を行うものとする。

3 前項に規定する場合には、第264条第2項及び第3項の規定を準用する。

(違約金等の額の算定)

第279条 物別官室長は、前条第1項の規定により協議を行う場合には、必要に応じ違約金又は損害賠償の額の計算を行うものとする。

(合意書等の作成)

第280条 物別官室長は、第278条第1項の規定により契約相手方と協議を行った結果、契約の解除に伴う処置等を決定した場合には、全部解除にあつては契約の解除に関する合意書を、一部解除にあつては別記様式第58号に定める変更契約書を作成し、これに当該解除に係る支出負担行為書を添付の上（一部解除の場合には、歳出予算に係るものを除く。）、調達企画課長の協議を経て担当官の決裁を受け、認証官の認証を受けるものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により認証を受けた場合には、速やかに契約相手方に契約の解除に関する合意書又は変更契約書1部を交付するものとする。

3 第1項に規定する契約の解除に関する合意書の様式は、別記様式第72号に定め

るとおりとする。

(違約金等の徴収)

第281条 物別官室長は、前条第1項に規定する契約の解除に関する合意書若しくは変更契約書、第35条第1項第4号に規定する資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項、同項第5号に規定する談合等の不正行為に関する特約条項、同項第6号に規定する暴力団排除に関する特約条項又は防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号）、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号）及び装備品等秘密の指定に関する訓令（令和6年防衛省訓令第10号）に規定する秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金特約条項に基づき契約相手方に対し違約金又は損害賠償金を請求できる場合には、債権発生通知書を作成し、これに契約書、当該合意書又は変更契約書その他必要と認める書類を添付して、担当官の決裁を受け、歳入徴収官に送付するものとする。

第2款 契約相手方が契約を解除する場合の措置等

(契約相手方からの解除権の行使)

第282条 物別官室長は、契約相手方が契約条項の定めるところに従い契約の解除を行う場合には、当該相手方に対し解除の原因となる事実を証する書類を添付の上、解除権を行使する理由、解除の部分又は範囲、損害賠償の請求の有無及び損害賠償の額その他必要と認める事項を記載した書面を提出させるものとする。

2 物別官室長は、契約相手方の解除権の行使が相当であると認める場合には、契約の解除の措置をとるものとする。この場合には、第277条から第280条までの規定を準用する。

3 物別官室長は、契約相手方の解除権の行使が契約条項に定める解除権の行使に相当しないと認める場合には、当該解除権の行使について調達企画課長の協議を経て担当官の決裁を受け、その旨を当該相手方に通知するものとする。

(損害賠償の支払)

第283条 会計官は、第280条第1項又は前条第2項の規定により作成した契約の解除に関する合意書又は変更契約書において、担当官が契約相手方に対し損害賠償を支払うこととなっている場合には、必要に応じ調達企画課長及び関係の官と協議を行い、当該損害賠償の支払について所要の措置をとるものとする。

(契約の解除について契約相手方との協議が不調となった場合の措置)

第284条 物別官室長は、第278条第1項に規定する契約相手方との協議が不調となった場合には、解除権の行使、解除の部分又は範囲、違約金及び損害賠償の額その他必要と認める事項を記載した契約解除通知書を作成し、担当官の決裁及び認

証官の認証を受け、当該相手方にこれを送付することにより通知するものとする。

2 前項に規定する措置をとった場合において、違約金の徴収及び損害賠償の支払いを行うときは、第281条及び前条の規定を準用する。

3 第1項に規定する契約解除通知書の様式は、別記様式第73号及び第74号に定めるとおりとする。

(受領部隊等への通知)

第285条 物別官室長は、契約の解除の措置をとった場合には、契約解除通知書により当該調達要求を行った大臣官房等の担当の課長及び受領部隊等の物品等管理職員にその旨を通知するものとする。

2 前項に規定する契約解除通知書の様式は、別記様式第75号に定めるとおりとする。

第3節 官給物品等の事故

第1款 官給物品等事故届の受理等

(証拠保全等)

第286条 地方防衛局長等は、契約の履行中において、官給品（既に契約物品に取付等が行われたものを除く。）、貸付品又は役務対象物品（「官給物品等」という。以下この節において同じ。）に、亡失、滅失又は損傷（以下「事故」という。）が発生した場合には、直ちに事故の拡大防止に努めるとともに、証拠保全等に必要な措置をとるものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督又は検査を行う場合は、装備庁に所属する職員が行うものとする。

(事故速報)

第287条 地方防衛局長等は、官給物品等に事故が発生した場合には、直ちに損害の程度、契約の履行に及ぼす影響等を勘案し、次の各号に掲げる事項について、所掌の物別官室長に適宜な方法により速報するものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督又は検査を行う場合は、装備庁に所属する職員が行うものとする。

(1) 契約物品名及び契約相手方

(2) 事故に係る官給物品等名

(3) 事故発生の日時及び場所

(4) 損害の概要

(5) 事故の原因

(6) 補修又は代替品による補てん（「補修等」という。以下この節において同じ。）の可能性の有無

(7) 契約の履行に及ぼす影響

(8) 事故について地方防衛局長等及び契約相手方が行った応急措置

(9) その他必要と認める事項

2 物別官室長は、前項の規定により速報を受けた場合には、直ちにその内容について担当官に報告するとともに、調達企画課長に通知するものとする。

(応急措置)

第288条 物別官室長は、官給物品等の事故が次の各号の一に該当すると認める場合には、速やかに応急措置案を作成し、担当官の承認を受け、所掌の地方防衛局長等に当該措置について指示するものとする。

- (1) 官給物品等の補修又は再支給を直ちに行わなければ、契約の履行に著しい影響を及ぼすおそれがあると認める場合
- (2) 事故が再発するおそれがあり、製造等を中止させる必要があると認める場合
- (3) 事故が対外的に重大な影響を及ぼすと認める場合

2 物別官室長は、前項に規定する措置案を作成するに当たり、必要があると認める場合には、当該調達要求を行った大臣官房等の担当の課長と調整するものとする。ただし、同項第3号に該当すると認める場合には、別に手続等が定められているときを除き、当該事故について長官に報告するものとする。

(官給物品等事故届)

第289条 地方防衛局長等は、官給物品等に事故が発生した場合には、速やかに契約相手方に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした官給物品等事故届を提出させるものとする。ただし、調査に日時を要する事項については、その旨を当該事故届に付記させ、調査が完了した場合には、直ちに当該事項を補完させるものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督又は検査を行う場合は、装備庁に所属する職員が行うものとする。

- (1) 損害の範囲及び程度
- (2) 事故の原因及び帰責に関する意見
- (3) 補修等の可能性の有無及び可能な場合の補修等に要する期間
- (4) 契約の履行に及ぼす影響
- (5) その他必要と認める事項

2 前項に規定する官給物品等事故届の様式は、別記様式第76号に定めるとおりとする。

(官給物品等事故届の送付)

第290条 地方防衛局長等は、前条第1項の規定により官給物品等事故届を受理した場合には、速やかに官給物品等の支給等又は引渡しを行った部隊及び機関（以下「部隊等」という。）の物品等管理職員及び所掌の物別官室長に当該事故届を送付するものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督又は検査を行う場合は、装備庁に所属する職員が行うものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により官給物品等事故届の送付を受けた場合には、調

達企画課長に送付するものとする。

- 3 物別官室長は、第1項の規定により官給物品等事故届の送付を受けた場合には、その内容について速やかに担当官に報告するとともに、事業部長の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等に当該事故届を送付するとともに、企業調査室長にその写しを送付するものとする。

第2款 調査及び報告

(事故の調査)

第291条 地方防衛局長等は、官給物品等に事故が発生した場合には、速やかに第289条第1項各号に掲げる事項についての事故の調査を行うものとする。ただし、契約相手方が書面をもって当該事故の責めを負い、かつ、損害について負担する旨の申出を行った場合には、当該事故の帰責に関する調査を省略し又は打ち切ることができる。ただし、装備庁に所属する職員が監督又は検査を行う場合は、装備庁に所属する職員が行うものとする。

(関係者との調整)

第292条 地方防衛局長等は、第289条第1項各号に掲げる事項について契約相手方と意見の相違がある場合その他前条の規定により事故の調査を行うに当たり必要があると認める場合には、当該相手方又は利害関係者の立会いを求め、その相違点について意見の調整を行うものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督又は検査を行う場合は、装備庁に所属する職員が行うものとする。

(事故の調査の依頼)

第293条 地方防衛局長等は、事故の規模その他の状況により事故の調査の全部又は一部を行うことができない場合又は不相当と認める場合には、その処置について所掌の物別官室長を経て担当官の承認を受けるものとする。

- 2 物別官室長は、前項に規定する承認を受ける場合その他必要があると認める場合には、調達企画課長及び関係の官と協議を行い、当該処置について担当官の承認を受けた後、長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等に対し、事故の調査の全部又は一部を依頼するものとする。

(調査結果の報告)

第294条 地方防衛局長等は、事故の調査を完了した場合には、速やかに官給物品等事故調査報告書を作成し、官給物品等事故届を添付の上、所掌の物別官室長に送付するものとする。この場合において、第291条ただし書に規定する処置をとったときは、契約相手方から提出された書面を添付するものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督又は検査を行う場合は、装備庁に所属する職員が行うものとする。

- 2 前項に規定する報告書の作成において、当該報告書と官給物品等事故届に記載された契約相手方の意見が相違する場合には、当該相手方の意見を採用できない理由を明らかにするものとする。
- 3 第1項に規定する官給物品等事故調査報告書の様式は、別記様式第77号に定めるとおりとする。

第3款 審査及び判定

(事故調査報告書の審査)

第295条 物別官室長は、前条第1項に規定する官給物品等事故調査報告書又は第293条第2項に規定する事故の調査の結果及び官給物品等事故届の審査を行い、官給物品等事故審査報告書を作成し、関係の書類を添付の上、当該報告書について担当官の決裁を受けるものとする。

- 2 前項に規定する官給物品等事故審査報告書の様式は、別記様式第78号に定めるとおりとする。

(事故等の再調査)

第296条 物別官室長は、前条第1項の規定により審査を行うに際し、事故の調査が不十分であると認める場合には、自ら調査を行うか又は地方防衛局長等に再度の調査を求めることができる。

- 2 前項の規定により再度の調査を行う場合には、第291条から第294条までの規定を準用する。

(判定書の作成)

第297条 物別官室長は、第295条第1項の規定により官給物品等事故審査報告書について担当官の決裁を受けた場合には、当該報告書に基づき契約条項その他関係の書類を検討し、必要に応じ契約相手方と調整を行った上、損害の額、事故の帰責及び損害の負担区分について、官給物品等事故判定書を作成し、当該判定書について調達企画課長の協議を経て担当官の決裁を受けるものとし、第288条第1項第3号に係る判定書については、長官に報告するものとする。ただし、契約相手方から損害について負担する旨の申出があり、かつ、官側の責めによらないと認める場合には、当該判定書の作成を省略することができる。

- 2 前項に規定する官給物品等事故判定書の様式は、別記様式第79号に定めるとおりとする。

(大臣官房長等との協議)

第298条 物別官室長は、前条第1項の規定により官給物品等事故判定書について担当官の決裁を受けた場合（当該判定書の作成を省略した場合を含む。）には、官給物品等事故に関する協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受

け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。

2 前項に規定する官給物品等事故に関する協議書の様式は、別記様式第80号に定めるとおりとする。

(合意書の作成)

第299条 物別官室長は、前条第1項に規定する大臣官房長等との協議が整った場合には、官給物品等事故判定書及び官給物品等事故に関する協議書に基づき調達企画課長、関係の官及び契約相手方と協議を行った上、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 契約相手方に対し官給物品等の補修等を行わせる場合には、当該補修等の範囲、方法、期限、場所その他必要な事項
- (2) 契約相手方に対し官給物品等の再度の支給を行う場合には、当該支給の品目、数量、場所、期日その他必要な事項
- (3) 契約相手方に対し損害賠償を請求する場合には、当該損害賠償の額その他必要な事項
- (4) 契約の変更又は解除を行う場合には、当該変更又は解除の範囲、それに伴う違約金その他必要な事項

2 物別官室長は、前項各号に掲げる事項を定めた場合には、事故の処理に関する合意書7部を作成し、契約相手方の記名押印を受け、調達企画課長の協議を経て担当官の決裁を受けるものとする。

3 前項に規定する事故の処理に関する合意書の様式は、別記様式第81号に定めるとおりとする。

(合意書の交付等)

第300条 物別官室長は、前条第2項の規定により事故の処理に関する合意書について担当官の決裁を受けた場合には、当該合意書について認証官の認証を受けた後、担当官の記名押印を受け、契約相手方に正1部を交付するとともに、調達企画課長、所掌の地方防衛局長等及び官給物品等の支給等又は引渡しを行った部隊等の物品等管理職員に、また、第298条第1項の規定により大臣官房長等と協議を行った場合には、当該大臣官房長等にそれぞれ写しを送付するものとする。

(損害賠償の請求)

第301条 物別官室長は、前条に規定する事故の処理に関する合意書に基づき契約相手方に対し損害賠償を請求する場合には、速やかに当該合意書に關係の書類を添付の上、歳入徴収官に損害賠償債権の発生について通知するものとする。

(契約の変更等)

第302条 物別官室長は、第300条に規定する事故の処理に関する合意書に基づき契約の変更又は解除を行う必要があると認める場合には、契約の変更又は解除の手続をとるものとする。

(契約不適合修補等の請求権の保全)

第303条 地方防衛局長等は、第291条の規定により事故の調査を行うに際し、当該事故の原因が官給物品等の契約不適合に起因するおそれがあると認める場合には、直ちに所掌の物別官室長に通知するものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督又は検査を行う場合は、装備庁に所属する職員が行うものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する通知を受けた場合又は第295条第1項の規定により審査を行うに際し、当該事故が官給物品等の契約不適合に起因するおそれがあると認める場合には、調達企画課長にその旨を通知するものとする。

3 調達企画課長は、前項の規定により通知を受けた場合において、契約不適合修補等（契約不適合の修補、良品との交換又は不足数量の追加をいう。以下同じ。）の請求権を保全する必要があると認めるときは、部隊等の物品等管理職員にその旨を通知するとともに、契約不適合に関する手続をとるものとする。

第4節 契約物品の事故

第1款 契約物品事故届の受理等

(事故速報等)

第304条 地方防衛局長等及び物別官室長は、官側の責めに帰すべき場合、契約当事者双方の責めに帰し難い場合又はいずれの責めか明らかでない場合（契約条項において、官側の責めによらない契約物品の事故の損害について官側の負担とされている場合を含む。）において、契約物品（既に取付等が行われた官給品を含む。以下この節において同じ。）に事故が発生したときは、第287条及び第288条の規定に準じて速報を行い又は応急措置をとるものとする。

(契約物品事故届)

第305条 地方防衛局長等は、契約物品に事故が発生した場合には、速やかに契約相手方に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした契約物品事故届を提出させるものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督又は検査を行う場合は、装備庁に所属する職員が行うものとする。

- (1) 事故の範囲、程度及びその損害
- (2) 事故の原因及び帰責に関する意見
- (3) 事故が当該契約の履行に及ぼす影響
- (4) その他必要と認める事項

2 前項に規定する契約物品事故届の様式は、別記様式第82号に定めるとおりとする。

(契約物品事故届の送付)

第306条 地方防衛局長等は、前条第1項の規定により契約物品事故届を受理した

場合には、速やかに所掌の物別官室長に送付するものとする。この場合において、当該事故が官給品等に影響があると認めるときは、当該官給品等の支給等を行った部隊等の物品等管理職員に送付するものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督又は検査を行う場合は、装備庁に所属する職員が行うものとする。

- 2 物別官室長は、前項の規定により地方防衛局長等から契約物品事故届が送付された場合には、第290条第2項及び第3項の規定を準用する。

第2款 調査及び報告

(事故の調査)

第307条 契約物品に事故が発生した場合において、第305条第1項各号に掲げる事項についての事故の調査、契約相手方等との意見の調整及び当該調達要求を行った大臣官房長等への調査の依頼を行うときは、第291条から第293条までの規定を準用する。

(調査結果の報告)

第308条 事故の調査を完了した場合における契約物品事故調査報告書の作成については、第294条第1項及び第2項の規定を準用する。

- 2 前項に規定する契約物品事故調査報告書の様式は、別記様式第83号に定めるとおりとする。

第3款 審査及び判定

(事故調査報告書の審査)

第309条 物別官室長は、前条第1項に規定する契約物品事故調査報告書又は第307条に規定する依頼による事故の調査の結果及び契約物品事故届を審査の上、関係の書類を添付した契約物品事故審査報告書を作成し、当該報告書について担当官の決裁を受けるものとする。

- 2 前項に規定する契約物品事故審査報告書の様式は、別記様式第84号に定めるとおりとする。

(事故等の再調査)

第310条 物別官室長は、前条第1項の規定により審査を行うに際し、事故の調査が不十分であると認める場合には、自ら調査を行うか又は地方防衛局長等に再度の調査を求めることができる。

- 2 前項の規定により再度の調査を行う場合には、第307条及び第308条の規定を準用する。

(判定書の作成)

第311条 第309条第1項の規定により契約物品事故審査報告書の決裁を受けた場合における契約物品事故判定書の作成については、第297条第1項の規定を準用する。

2 前項に規定する契約物品事故判定書の様式は、別記様式第85号に定めるとおりとする。

(大臣官房長等との協議)

第312条 物別官室長は、前条第1項の規定により契約物品事故判定書について担当官の決裁を受けた場合（当該判定書の作成を省略した場合を含む。）において、契約の変更又は解除を適当と認めるとき、損害賠償に係る予算措置等を行うときは、契約物品事故に関する協議書を作成し、調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。

2 前項に規定する契約物品事故に関する協議書の様式は、別記様式第86号に定めるとおりとする。

(合意書の作成)

第313条 物別官室長は、前条第1項に規定する大臣官房長等との協議が整った場合には、当該判定書及び協議書に基づき関係の官及び契約相手方と協議を行った上、負担すべき損害額、滅失又は損傷した契約物品の措置その他事故の処置に関する必要な事項について、別記様式第81号に定める事故の処理に関する合意書7部を作成し、当該相手方の記名押印を受け、調達企画課長の協議を経て担当官の決裁を受けるものとする。

(合意書の交付等)

第314条 前条に規定する事故の処理に関する合意書の交付等については、第300条の規定を準用する。ただし、第306条第1項の規定により契約物品事故届を送付した場合には、当該部隊等の物品等管理職員に当該合意書の写し1部を送付するものとする。

(契約上の措置)

第315条 物別官室長は、前条に規定する事故の処理に関する合意書に基づき損害賠償金を支払う場合には、契約相手方に請求書を提出させ、当該損害賠償に係る支出負担行為書を作成し、契約物品事故判定書を添付の上、調達企画課長の協議を経て担当官の決裁を受けるものとする。

2 前条に規定する事故の処理に関する合意書に基づき契約相手方に対し損害賠償を請求する場合又は契約の変更若しくは解除を行う場合には、第301条及び第302条の規定を準用する。

(契約不適合修補等の請求権の保全)

第316条 契約物品の事故が官給品等に起因する場合で、当該官給品等の契約不適合による可能性があるとき認めるときは、第303条の規定を準用する。

第5節 契約物品の契約不適合

第1款 契約不適合修補等の請求等

(適用範囲)

第317条 請負契約又は売買契約における契約物品の契約不適合その他契約による給付について生じた契約不適合に関する処理手続は、別に手続が定められている場合を除き、この節に定めるところによる。

(契約不適合修補等に関する調整)

第318条 調達企画課長は、部隊等の物品等管理職員から契約物品の契約不適合修補等に関する調整があった場合には、これに協力するものとする。

(契約不適合修補等の請求権の有無)

第319条 調達企画課長は、部隊等（異状報告書を発した部隊等をいう。以下この節において同じ。）の物品等管理職員から契約不適合について内容及び程度、発生原因、修補等の希望条件その他必要な事項を明らかにした異状報告書の送付を受けた場合には、次の各号に掲げる事項について所掌の物別官室長に確認を求めるとともに、当該異状報告書の写しを企業調査室長に送付するものとする。

- (1) 契約条項等に定められた契約不適合修補等の請求権の存否
- (2) 異品又は数量の不足に関する契約不適合である場合には、受領検査において契約物品の全数について検査を行うこととされていなかったこと。
- (3) 役務契約に関する物品の契約不適合である場合には、役務契約の範囲に該当していること。
- (4) その他必要な事項

2 物別官室長は、前項の規定により確認を行った結果について調達企画課長に通知するものとする。

3 調達企画課長は、前項に規定する通知に基づき契約不適合修補等の請求権がないことが明らかな場合には、その事由を記載した非契約不適合通知書を作成し、担当官の承認を受け、部隊等の物品等管理職員（航空自衛隊に係るものは、補給本部長を含む。）及び所掌の物別官室長に送付するものとする。

4 第1項に規定する異状報告書及び前項に規定する非契約不適合通知書の様式は、それぞれ別記様式第87号及び第88号に定めるとおりとする。

(異状通知書等の作成)

第320条 調達企画課長は、前条第3項に規定する場合を除き、同条第1項に規定する異状報告書を所掌の物別官室長に送付するものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により異状報告書の送付を受けた場合には、当該報告書に記載された契約不適合に関する内容等について審査を行い、契約不適合修補等

の請求権がないことが明らかなときは、別記様式第 88 号に定める非契約不適合通知書を作成し、担当官の承認を受け、部隊等の物品等管理職員（航空自衛隊に係るものは、補給本部長を含む。）及び調達企画課長に送付するものとする。

3 物別官室長は、前項に規定する場合を除き、異状報告書に記載された契約不適合修補等の希望条件等の検討を行った上、契約不適合修補等の方法を定め、異状通知書を作成し、担当官の承認を受け、契約相手方に当該通知書を送付するとともに、調達企画課長及び部隊等の物品等管理職員（航空自衛隊に係るものは、補給本部長を含む。）に送付するものとする。この場合において、物別官室長は、必要に応じ所掌の地方防衛局長等に当該通知書を送付するものとする。

4 前項に規定する異状通知書の様式は、別記様式第 89 号に定めるとおりとする。
（異状の確認）

第 321 条 地方防衛局長等は、前条第 3 項に規定する異状通知書に基づき契約相手方が当該物品を受領した場合には、当該相手方が行う契約不適合の調査の促進に努めるとともに、契約不適合の状況を確認するため当該調査に立ち会うものとする。ただし、やむを得ず立会いが困難な場合には、合理的な方法により契約不適合の状況を確認するものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の規定により確認を行った結果、異状通知書に記載された契約不適合がなく、良品であると認める場合には、良品確認書を所掌の物別官室長に送付するものとする。

3 物別官室長は、前項の規定により良品確認書の送付を受けた場合には、その内容を審査の上、別記様式第 88 号に定める非契約不適合通知書を作成し、担当官の承認を受け、契約相手方及び部隊等の物品等管理職員（航空自衛隊に係るものは、補給本部長を含む。）並びに調達企画課長に送付するものとする。この場合において、物別官室長は、必要に応じ所掌の地方防衛局長等に当該通知書を送付するものとする。

4 第 2 項に規定する良品確認書の様式は、別記様式第 90 号に定めるとおりとする。

第 2 款 契約不適合修補等の手続

（契約不適合修補等承諾書の受理）

第 322 条 物別官室長は、契約相手方から第 320 条第 3 項に規定する異状通知書について又は第 328 条第 1 項ただし書に規定する調査の結果について異議の申立てがなかった場合には、速やかに当該相手方に対し契約不適合修補等承諾書を提出させ、部隊等の物品等管理職員（航空自衛隊に係るものは、補給本部長を含む。）及び調達企画課長に送付するものとする。この場合において、物別官室長は、監督及び検査の必要性を勘案の上、必要があると認めるときは、所掌の地方防衛局長等

に当該承諾書を送付するものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により契約不適合修補等承諾書の提出があった場合には、当該承諾書に記載された契約不適合修補等の方法及び期間について検討を行い、疑義があると認めるときは、契約相手方に対しその理由の説明を求める等の所要の調整を行った上必要な措置をとらせるものとする。

3 第1項に規定する契約不適合修補等承諾書の様式は、別記様式第9 1号に定めるとおりとする。

(金銭の返還)

第3 2 3条 物別官室長は、次の各号の一に該当すると認める場合には、調達企画課長及び関係の官（当該調達要求を行った大臣官房等の担当の課長を含む。）と調整を行い、契約不適合修補等に代え、契約不適合部分に相当する金銭の返還の措置をとることができる。

(1) 契約不適合修補等に要する期間が、異状通知書を送付した日から1年を超えるか又は契約不適合物品の性格上、極めて長期にわたると予想される場合

(2) 契約不適合修補等承諾書に記載された修補等完了予定日までに修補等が、完了しないか又は完了しないおそれがあると認める場合

(3) 契約相手方が、契約不適合修補等に代え、契約不適合部分に相当する金銭の返還の申立てを行った場合において、やむを得ないと認めるとき。

2 物別官室長は、前項に規定する措置をとる場合には、契約相手方に対し金銭賠償申立書を提出させるものとする。

3 前項の規定により金銭賠償申立書を受領した場合には、第3 3 2条から第3 3 5条までの規定を準用する。

4 前項に規定する金銭賠償申立書の様式は、別記様式第9 2号に、契約不適合修補等に代わる金銭の返還の措置に関する協議書は、別記様式第9 3号に、契約不適合（金銭の返還）に関する合意書は、別記様式第9 4号に定めるとおりとする。

(契約不適合修補等の確認)

第3 2 4条 地方防衛局長等は、第3 2 2条第1項の規定により契約不適合修補等承諾書の送付を受けた場合には、中央調達に係る監督及び検査事務処理要領について（装管企第3 0 4号。2 7. 1 0. 1）の定めるところにより処理するものとする。ただし、装備庁に所属する職員が監督又は検査を行う場合は、物別官室長が行うものとする。

(物別官室長の促進業務)

第3 2 5条 物別官室長は、契約不適合修補等の状況を把握し、当該修補等の促進のために必要な処置をとるものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により契約相手方に対し当該修補等の状況について報告させ、必要に応じ所掌の地方防衛局長等に調査を依頼することができる。

3 地方防衛局長等は、前項の規定により調査の依頼を受けた場合には、速やかに当該調査を行い、その結果を所掌の物別官室長に通知するものとする。

(地方防衛局長等の促進業務)

第326条 地方防衛局長等は、契約相手方に契約不適合物品が引き渡された場合には、契約不適合の調査から契約不適合修補等の完了までの促進を行うものとする。また、地方防衛局長等は、契約相手方から別記様式第91号に定める契約不適合修補等承諾書に基づく契約不適合の処理状況の報告を受けた場合には、定期的に所掌の物別官室長に通知するものとする。

2 地方防衛局長等は、第324条の規定により監督及び検査を行うに際し、契約不適合修補等が修補等完了予定日までに完了できないおそれがある場合又は契約不適合修補等上好ましくない状況がある場合において、その原因が契約相手方にあると認めるときは、当該相手方に対し履行の促進又は事態の改善について適切な処置をとるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、所掌の物別官室長にその旨を通知するものとする。

3 地方防衛局長等は、前項に規定する原因が官側にあると認める場合には、所要の処置をとるとともに、必要があると認めるときは、所掌の物別官室長にその旨を通知するものとする。

4 物別官室長は、前3項の規定により通知を受けた場合において、当該通知事項が関係の官（当該調達要求を行った大臣官房等の課長を含む。）の所掌に係るものであるときは、必要な処置をとるため当該官と協議を行うとともに、必要に応じ調達企画課長にその状況を通知するものとする。

(契約不適合修補等確認証の取扱い)

第327条 物別官室長は、契約不適合修補等が完了した場合には、契約相手方に対し部隊等の物品等管理職員の記名を受けた契約不適合修補等確認証を提出させ、これを確認の上、調達企画課長に送付するものとする。この場合において、物別官室長は、必要があると認めるときは、所掌の地方防衛局長等に当該確認証を送付するものとする。

2 物別官室長は、当該修補等が第334条第1項に規定する契約不適合に関する合意書に基づいて行われたものであるときは、当該合意書を添付の上、担当官に報告するものとする。

3 第1項に規定する契約不適合修補等確認証の様式は、別記様式第95号に定めるとおりとする。

第3款 異議の処理

(異議の申立て)

第328条 物別官室長は、契約相手方から第320条第3項に規定する異状通知書について異議の申立てがあった場合には、当該通知書を送付した日から又は契約不適合物品を当該相手方に引き渡した日から30日以内に異議申立書を提出させるものとする。ただし、当該相手方が、契約不適合の調査に日時を要し、当該期間内に提出できないと認める場合には、その理由及び提出予定日の申出をさせ、調査が完了した後、第322条第1項に規定するときを除き速やかに異状通知書に係る調査猶予申立書を提出させるものとする。

2 物別官室長は、前項ただし書に規定する申出があった場合において、必要があると認めるときは、所掌の地方防衛局長等に第321条第1項に規定する確認の結果について意見を求めることができる。

3 第1項に規定する異議申立書の様式は、別記様式第96号に、異状通知書に係る調査猶予申立書の様式は、別記様式第97号に定めるとおりとする。

(異議申立書の調査及び送付)

第329条 物別官室長は、前条第1項の規定により異議申立書を受理した場合には、速やかにその内容に応じ自ら調査を行うか又は地方防衛局長等若しくは部隊等の物品等管理職員に当該申立書を送付の上、調査を依頼するとともに、調達企画課長に当該申立書を送付するものとする。

2 物別官室長は、前項の規定により部隊等の物品等管理職員に調査を依頼する場合には、当該調査の依頼について担当官の決裁を受けるものとする。

(異議申立書に対する調査報告)

第330条 地方防衛局長等又は部隊等の物品等管理職員は、前条第1項の規定により調査を依頼された場合には、速やかに異議の内容の検討及び調査を行い、契約不適合物品調査報告書を作成し、所掌の物別官室長に送付するものとする。この場合において、地方防衛局長等又は部隊等の物品等管理職員は、必要に応じ契約相手方及び利害関係者の立会いを求め又は意見の調整を行うものとする。

2 地方防衛局長等又は部隊等の物品等管理職員は、前項に規定する契約不適合物品調査報告書と契約相手方との意見に相違がある場合には、当該相手方の意見を採用できない理由を明らかにするものとする。

3 第1項に規定する契約不適合物品調査報告書の様式は、別記様式第98号に定めるとおりとする。

(報告書の審査及び判定書の作成)

第331条 物別官室長は、第329条第1項の規定により地方防衛局長等又は部隊等の物品等管理職員に調査を依頼した場合には、その調査報告書の審査を行うものとする。

2 物別官室長は、第329条第1項の規定により自ら調査を行った場合、又は前項の規定により審査を行った場合には、契約条項その他関係の書類の検討を行うとと

もに、必要に応じ契約相手方と調整の上、契約不適合修補等の請求権の有無について契約不適合判定書を作成し、調達企画課長の協議を経て担当官の決裁を受けるものとする。

3 前項に規定する契約不適合判定書の様式は、別記様式第99号に定めるとおりとする。

(契約不適合修補等請求権があると判定した場合の処置)

第332条 物別官室長は、前条第2項の規定により契約不適合修補等の請求権があるとして担当官の決裁を受けた場合には、当該判定書に基づき契約相手方と協議を行い、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 契約不適合修補等を請求する場合には、契約不適合修補等の内容、範囲、方法、期限、場所その他必要な事項
- (2) 契約不適合部分に相当する金額の返還を請求する場合には、当該金額その他必要な事項
- (3) 契約履行中において、契約の変更又は解除を行う場合には、その変更事項
(大臣官房長等との協議)

第333条 物別官室長は、前条各号に掲げる事項を定める場合には、必要な事項について調達企画課長の協議を経て長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。

(合意書の作成)

第334条 物別官室長は、前2条の規定により定められた事項について契約不適合に関する合意書7部を作成し、契約相手方の記名押印を受けた後、当該合意書について調達企画課長の協議を経て担当官の決裁を受けるものとする。

2 前項に規定する契約不適合に関する合意書の様式は、別記様式第100号に定めるとおりとする。

(合意書の交付等)

第335条 物別官室長は、前条第1項の規定により契約不適合に関する合意書について担当官の決裁を受けた場合には、契約相手方に当該合意書1部を交付するとともに、調達企画課長に1部、部隊等の物品等管理職員（航空自衛隊に係るものは、補給本部長を含む。）に1部を送付するものとする。この場合において、物別官室長は、監督及び検査の必要性を勘案の上、必要があると認めるときは、所掌の地方防衛局長等に当該合意書1部を送付するものとする。

2 物別官室長は、前条第1項に規定する契約不適合に関する合意書に基づき、契約相手方に対し契約不適合部分に相当する金額の返還を請求する場合には、速やかに当該合意書1部に関係の書類を添付の上、債権の発生について歳入徴収官に通知するものとする。

3 物別官室長は、前条第1項に規定する契約不適合に関する合意書に基づき契約の

変更又は一部解除を行う場合には、契約の変更又は一部解除の手続をとるものとする。

(合意書に基づく契約不適合修補等の確認等)

第336条 第334条第1項に規定する契約不適合に関する合意書に基づく契約不適合修補等の確認等を行う場合には、その内容に応じ、第324条から第327条までの規定を準用する。

(契約不適合修補等の請求権がないと判定した場合の処置)

第337条 第331条第2項の規定により契約不適合修補等の請求権がないとして担当官の決裁を受けた場合には、第321条第3項の規定を準用する。

(官給品等の契約不適合修補等請求権の保全)

第338条 地方防衛局長等及び物別官室長は、契約物品の契約不適合が官給品等に起因する場合において、官給品等の契約不適合による可能性があると認めるときは、当該官給品等の契約不適合修補等の請求権の保全に努めるものとする。この場合には、第303条の規定を準用する。

第4款 雑則

(契約不適合修補等の促進等)

第339条 調達企画課長は、速やかに契約不適合に関する手続をとるため、第319条第1項の規定により部隊等の物品等管理職員から異状報告書の送付を受けたときから第320条第3項の規定により物別官室長が契約相手方に対し異状通知書を送付したときまでの標準的な契約不適合の手続期間を別に定めるものとする。

(契約不適合未処理状況表の作成等)

第340条 物別官室長は、契約物品の契約不適合の状況を把握するため四半期ごとに契約不適合未処理状況表を作成し、調達企画課長に送付するものとする。

2 調達企画課長は、前項の規定により送付を受けた場合には、これを取りまとめた上、大臣官房等の担当の課長に契約不適合未処理状況表を送付するものとする。

3 第1項に規定する契約不適合未処理状況表の様式は、別記様式第101号に定めるとおりとする。

第6節 紛争の解決等

第1款 紛争等の処理

(紛争等の処理に関する事務)

第341条 契約についての紛争等に関する事務は、調達企画課長が行うものとする。

(紛争の通知)

第342条 物別官室長、原価管理官又は地方防衛局長等（以下「各官室長等」という。）は、所掌の契約について、その締結、履行、監督及び検査、原価監査等に関する契約相手方との紛争を生じた場合には、紛争発生通知書を作成し、紛争を生じた事項、その原因等を速やかに調達企画課長に通知するものとする。

2 前項に規定する紛争発生通知書の様式は、別記様式第102号に定めるとおりとする。

（調整）

第343条 調達企画課長は、契約相手方又は前条第1項の規定により各官室長等から契約に関する紛争の通知を受けた場合には、速やかに当該事項について当事者からの意見の聴取並びに調査及び確認を行った上、当該紛争の調整及び解決を行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該事項について第三者の意見又は調査を求めることができる。

（覚書等の作成）

第344条 調達企画課長は、契約について紛争を生じた事項を解決した場合において、必要があると認めるときは、当該事項について担当官の決裁を受け、契約相手方と覚書又は合意書を作成し、所掌の各官室長等に送付するものとする。

第2款 処分

（契約相手方に対する注意）

第345条 地方防衛局長等及び物別官室長は、契約相手方が契約の履行に際し、故意又は重大な過失により監督及び検査、原価監査等の実施を阻害し又は契約条項に違反した行為を行っているとして認められる場合には、遅滞なく当該相手方に注意を行うとともに、その旨を調達企画課長を経由して担当官に報告するものとする。

（契約相手方に対する処分）

第346条 物別官室長は、前条の規定により注意を行った場合において、特にその違反に関する行為が悪質又は重大であると認めるときは、調達企画課長と調整を行った上、契約の解除、資格の取消しその他契約相手方に対する処分を定め、担当官の決裁を受け、また、長官の承認を受けるものとする。

（処分の通知）

第347条 物別官室長は、前条の規定により処分を行う場合には、契約の解除又は資格の取消しについて当該手続の定めるところによるほか、当該処分に関する書面を作成し、契約相手方に交付するものとする。

第3款 事故処理委員会

(事故処理委員会への付議)

第348条 各官室長等（地方防衛局長等にあつては所掌の物別官室長）は、次の各号に掲げる場合には、諮問案を作成し、事故処理委員会の審議に付すものとする。

- (1) 第346条に規定する処分（資格の取消しを除く。）を行おうとする場合
- (2) 第262条第1項に規定する延納日数又は第263条第1項に規定する遅滞日数について関係の各官室長等又は契約相手方と意見が相違する場合
- (3) 第297条第1項本文及び第311条に規定する契約相手方との調整が困難と認められる場合
- (4) 第332条に規定する契約相手方との協議が整わない場合
- (5) 第343条に規定する契約相手方との調整が困難と認められる場合
- (6) 契約相手方に対し損害賠償を請求する場合のその額を定めようとする場合

2 事故処理委員会の組織等については、別に定めるところによる。

第6章 雑則

(暴力団の排除に関する事務)

第349条 暴力団の排除に関する事務を行う場合の手続きについては、防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について（通知）（装管調第114号。27.10.1）（以下「措置要領」という。）によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 物別官室長は、措置要領に基づき、排除対象者の照会を行う必要があると認められる場合には、別記様式第104号に定める照会書を作成し、調達企画課長の協議を経て、長官に報告の上、警視庁の暴力団排除対策を主管とする課の長に対して照会を行うものとする。
- (2) 物別官室長は、前号の照会を行った場合には、照会書の写しを監察監査・評価官及び調達企画課長に送付するものとし、調達企画課長は、照会書の写しを会計官及び他の物別官室長に送付するものとする。
- (3) 物別官室長は、第1号の照会に対する回答を受けた場合には、当該回答の内容を、調達企画課長の協議を経て、長官に報告の上、回答書の写しを監察監査・評価官及び調達企画課長に送付するものとし、調達企画課長は、回答書の写しを会計官及び他の物別官室長に送付するものとする。
- (4) 物別官室長は、暴力団排除に関する特約条項に基づき契約を解除した場合には、別記様式第105号に定める概要書を作成し、調達企画課長に通知するものとする。
- (5) 物別官室長は、暴力団排除に関する特約条項に基づき、契約相手方から別記様式第106号に定める報告書を受領したときは、調達企画課長の協議を経て、長

官に報告の上、報告書の写しを監察監査・評価官及び調達企画課長に送付するものとし、調達企画課長は、報告書の写しを会計官及び他の物別官室長に送付するものとする。

- (6) 前各号に定めるもののほか、暴力団の排除に関する事務に関し必要な事項については、調達企画課長が関係の官と協議して別に定めるものとする。

(確認又は決裁の特例)

第350条 この要領において、物別室長が確認又は決裁を受ける際、所属の物別官については、合議を要しないものとする。

(経過措置)

第351条 この要領の施行の際、この要領の施行前にされた措置は、この要領の定めるところによりされたものとみなす。

- 2 この要領の施行の際、現に在する別記様式は、当分の間、これを修正した上、使用することができる。

- 3 この要領の施行前に、調達実施本部長、契約本部長、装備本部長又は装備施設本部長の承認を受けた契約条項等（特約条項、特殊条項及び特別契約条項をいう。）は、この要領の定めるところにより長官の承認を受けたものとみなす。

なお、長官の承認を受けたものとされた契約条項等は、当該契約条項等中「装備施設本部」を「防衛装備庁」に、「装備施設本部長」を「防衛装備庁長官」に改める。

- 4 この要領の施行前に、装備施設本部において作成された仕様書等は、当該仕様書等中「装備施設本部」を「防衛装備庁」に改める。

- 5 令和2年4月1日の改正施行日前に締結した契約については、必要に応じ、現に在する別記様式を使用することができる。

- 6 令和2年12月24日の改正前の要領に規定する様式は、当分の間、改正後の要領に規定する様式とみなして使用することができる。

- 7 令和4年4月26日の改正前の要領に規定する様式は、当分の間、改正後の要領に規定する様式とみなして使用することができる。

- 8 令和6年9月1日の改正前の要領に規定する様式は、当分の間、改正後の要領に規定する様式とみなして使用することができる。

- 9 この要領の規定により作成することとされている書類等（書類、調書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、防衛装備庁行政文書管理細則第1章第4第1項第1号オに規定する業務システム（以下「業務システム」という。）により作成したものをいう。以下同じ。）の作成をもって、当該書類等の作成に代えることが

できる。この場合において、当該電磁的記録は当該書類等とみなす。

- 10 この要領の規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録をもって作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であつて、業務システムを活用するものをいう。次項において同じ。）をもって行うことができる。この場合において、当該書類等への押印の措置は不要とする。ただし、当該書類等の提出を書面で行う場合には、印紙税法（昭和42年法律第23号）の規定により、印紙をはり付け、消印したものを提出させるものとする。
- 11 前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

別記様式第1号（第10条関係）

調達要求書（単価金額以外）変更協議書										物別官(室)	調達官(室)
殿										装庁協第 令和 年 月 日 防衛装備庁長官	
調達要求(契約)内容										調達要求 受理	年 月 日
調達要求番号											未契約・既契約
品名											
数量								納期	令和 年 月 日	納期 区分	A B C D E
上記について、次のとおり変更したいので協議する。											
変更事項											
変更内容										希望納期	令和 年 月 日
										納期区分	A B C D E
変更理由											
その他											
防衛装備庁長官 殿										第 令和 年 月 日	
上記協議については、次のとおり処理されたく回答する。											
変更の可否	可					否					
変更箇所	予算 区分	調 達 要 求 番 号	受 付 月 日	旧				新			
調達要求の取消	歳出 □										
調達要求数量	国債 □										
納期・納期区分											
仕様書の変更	別 紙										
その他											

注：仕様書の変更（納地変更を含む）等は所定の書類を別紙として添付する。

別記様式第2号（第11条関係）

調達要求書（単価金額）変更協議書		物別官(室)	調達官(室)
殿		装庁協第 号 令和 年 月 日 防衛装備庁長官	
調達要求(契約)内容		調達要求受理	年 月 日
調達要求番号	(選択) ※1	(選択) ※2	(選択) ※3
品 名			
上記について、(選択)※4等の結果、下記のとおり、金額に不足が生じたので増額されたく協議する。			
	単価(円)	数量	金額(円)
調達要求額			
不 足 額			
合 計 額			
増額の根拠			
そ の 他			
防衛装備庁長官 殿		第 号 令和 年 月 日	
上記協議については、下記のとおり処理されたく回答する。			
記			
1 余剰金から右の金額を充当する。			
2 右の金額を示達する。 (省決定第 号 年 月 日)			
3 上記以外の措置			

(記載要領)

(選択) ※1 ; 「歳出」、「国債」、「継続」のうち該当するいずれかの予算区分を記入

(選択) ※2 ; 一括予算である場合のみ「一括予算」と記入

(選択) ※3 ; 「未契約」、「既契約」のいずれかを記入

(選択) ※4 ; 「入札」、「予定価格算定」のいずれかを記入

別記様式第3号（第12条関係）

仕様書等疑義（変更）協議書

		物別官 (室)	調達官(室)	
殿		装庁協第 号 令和 年 月 日 防衛装備庁長官		
調 達 要 求 (契 約) 内 容				
調達要求番号		納期	令和 年 月 日	
品 名		調達要求受理		
数 量		令和 年 月 日		
仕様書番号		未契約	既契約	
上記について、別紙のとおり仕様書等の内容を変更されたく（疑義があるので検討されたく）協議する。				
防衛装備庁長官 殿		第 号 令和 年 月 日		
装庁協第 号による協議については、下記のとおり実施されたく回答する。				
記				
別紙				

別記様式第4号（第25条関係）

調 達 伺 （ 甲 ）			
決 裁	令和 年 月 日	起 案	令和 年 月 日
次のとおり調達してよろしいか、伺う。			
調達要求番号	品 名	数 量	予算金額（単位円）
契約方式及び適用条項	会計法第29条の3第 項 予決令第 条 第 号 防衛省細則第42条第1項第 号 (選択) ※1		
(相手方) (理 由)			
契約方法	(選択) ※2	入札等予定年月日	令和 年 月 日
保 証 金	1 入札保証金 (選択) ※3 2 契約保証金 (選択) ※4 3 違 約 金 10 / 100		
前払金担保	(選択) ※5		
契約条項	(選択) ※6		
特約条項	(選択) ※7		
特殊条項	(選択) ※8		
契約条件	1. 納 期 令和 年 月 日 2. 納入場所 納地通知書のとおり		
政府調達区分	(選択) ※9		
添付書類	(選択) ※10		

(記載要領)

- (選択) ※1 : 「一般」、「指名」、「随契」のうち、該当する契約方式のいずれかを記入
- (選択) ※2 : 「確定」、「正確」、「概算」のうち、該当する契約方法のいずれかを記入
- (選択) ※3 : 「5/100」、「免税」のいずれかを記入
- (選択) ※4 : 「10/100」、「免除」のいずれかを記入
- (選択) ※5 : 「有」、「免除」のいずれかを記入（前払金に関する特約条項が付されている場合のみ）
- (選択) ※6 : 適用する基本条項又は特別条項のいずれかを記入
- (選択) ※7 : 適用する特約条項をすべて記入
- (選択) ※8 : 「有」、「無」のいずれかを記入
- (選択) ※9 : 「政府調達」、「政府調達以外」のいずれかを記入
- (選択) ※10 : 「相手方の選定方法、契約方式及びその決定に関する書類」、「仕様書等」のうち該当する添付書類及びその他の添付書類を全て記入

別記様式第5号（第25条関係）

調 達 伺 （ 乙 ）			
決 裁	令和 年 月 日	起 案	令和 年 月 日
次のとおり調達してよろしいか、伺う。			
調達要求番号	品 名	数 量	予算額（単位円）
契約条件	1. 納 期 令和 年 月 日 2. 納入場所 納地通知書のとおり		
初回調達伺時と相違する事項 (選択) ※1			
.			
添 付 書 類	(選択) ※2		

〔記載要領〕

(選択) ※1 : 「有」、「無」のいずれかを記入（「有」を記入した場合には、相違事項の内容を記載）

(選択) ※2 : 該当する添付書類を全て

別記様式第6-1号（第30条関係）

第 号
令和 年 月 日

防衛大臣 殿

防衛装備庁長官
（公印省略）

随意契約による調達に関する承認について（申請）

標記について、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛
庁訓令第4号）第16条に規定する承認を得たく、別紙のとおり申請する。

添付書類：1 別紙
2 ※諮問事項第 号（ 年 月 日）
※調達伺

備考：※印の部分については、不要の字句を抹消した書式によること。

別記様式第6－1号 別紙

申請一覧

No.	申請文書番号	契約担当部署	諮問事項番号	調達品名	随意契約によらざる を得ない理由
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

別記様式第6－2号（第30条関係）

令和 年 月 日
第 号

防衛大臣 殿

防衛装備庁長官
（公印省略）

随意契約による調達について（報告）

標記について、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛
庁訓令第4号）第16条に規定に基づき報告する。

添付書類：※諮問事項第 号（ 年 月 日）
※調達伺

備考：※印の部分については、不要の字句を抹消した書式によること。

別記様式第7-1号（第34条関係）

売 買 契 約 条 項

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定める契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を納期までに納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（代金）

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。

第2条 乙に支払われる代金の金額は、特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

（債務の引受け等の承認）

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

（代理人等の届出）

第4条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

（第三者の権利の侵害の禁止）

第5条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

（契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義）

第6条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、すみやかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（図面等の承認）

第7条 仕様書に特に定めがある場合は、乙は図面又は見本を作成して甲の承認を受けるものとし、甲の承認を受けた当該図面又は見本（以下「承認図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

2 乙は、承認図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

（納入計画書の提出）

第8条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の納入計画書を不相当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

（監督官等の派遣）

第9条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

（輸送費）

第10条 納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

第1節 官給品等

（官給品等の支給及び貸与）

第11条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書の別表及び仕様書の定めるところによる。

（官給品等の保管、引取り等）

第12条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書の別表及び仕様書と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不相当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理職員に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理職員に提出するものとする。

3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、

物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。
- 6 官給品等の性質によって生じた契約物品の契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。
- 7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。
(官給品等の返還)

第13条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれを物品管理職員に返還しなければならない。

- 2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第2節 地方防衛局

(地方防衛局)

第14条 乙がこの契約により甲に対してなすべき行為は、第3条第1項の承認の申請、第18条の持込みの予定期日等についての協議、第26条第1項の代金の請求、第30条第1項の納期の猶予の申請、第38条第2項の見積書の提出（第39条第2項の規定により準用される場合を含む。）及び同条第3項の納期の変更の協議その他甲の指示するものを除き、所管の地方防衛局、地方防衛局地方防衛支局、地方防衛局地方防衛事務所又は地方防衛局地方防衛支局地方防衛事務所を経由して行うものとする。

第3節 監督及び完成検査

(監督)

第15条 仕様書等に特に定めがある場合は、甲の指名した監督官は、甲の定める監督実施要領に基づき必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第6条第3項の規定を準用する。

- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第16条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

- 2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。
- 3 完成検査においては、契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。

- 5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。
- 6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
(完成検査の期日及び場所)

第17条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

- 2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要がある場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議の上、新たに期日又は場所を定めなければならない。
- 3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

第4節 納入

(持込みの予定期日等の通知)

第18条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ、持込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。納期までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の終了の届出)

第19条 乙は、契約物品の持込みの完了(据付けを必要とするときは、据付けの完了)によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。

(受領検査)

第20条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

- 2 受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。
- 3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認した上、契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 前項の判定は、前条の届出があった日から10日以内にしなければならない。
- 5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。
- 6 乙は、検査官に対し、検査の日時等の通知を求めることができる。

(受領)

第21条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

- 2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第22条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、不合格品値引受領確認証を乙に交付するものとする。

- 2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領

の容認を甲に申請することができる。

- 3 乙は、不合格品値引受領確認証の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて不合格品値引受領確認証の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。
- 4 前項に規定するもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。
- 5 乙は、受領検査において不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領を甲に申請することができる。
- 6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。
(所有権の移転)

第23条 契約物品の所有権は、甲が受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

- 2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。
(受領書の交付)

第24条 甲は、契約物品を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

(納入場所が工場である場合)

第25条 納入場所が乙の工場である場合における給付の終了の予定期日その他必要な事項の通知及びその届出については、第18条及び第19条の規定を準用する。

- 2 納入場所が乙の工場である場合においては、甲が契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

第5節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第26条 乙は、契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

- 2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入の確認を得た上受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。
- 3 甲は、前項に定める支払請求書を受領した場合は、受領した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第27条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

- 2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。
- 3 前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して納入することができることとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に納入された部分について相当額の代金を支払うことがあるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未納部分が納入された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

(支払遅延利息)

第28条 甲は、約定期間（第26条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第20条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

（契約保証金による充当）

第29条 甲は、第42条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

第6節 納期の猶予及び履行遅滞

（納期の猶予）

第30条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

（延納金）

第31条 乙は、前条第2項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

(3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、

猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用においては、納入は第19条の届出があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第32条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第33条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第35条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第34条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第35条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替えを含む。）すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである

場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等に係る部分については、その損害は甲の負担に帰する。

3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(官給品等の滅失又は損傷)

第36条 乙は、契約の履行に使用される前の官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合を除き、契約の履行に使用される前の官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(契約物品の契約不適合)

第37条 納入された契約物品に契約不適合がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 契約物品の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合に限り、第40条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。

4 甲は、受領検査実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することができない。

5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年内に発しなければならない。ただし、数量の不足については6月内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。

6 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代

金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。

- 7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第38条 甲は、契約物品の納入が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

3 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第39条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第40条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

(2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

(3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

(4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

(5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

(6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第41条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契

約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第42条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第31条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第43条 甲は、第40条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第41条に規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行われなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第44条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第6章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第45条 乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前

3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

6 第3条及び第7条の規定は、前5項についても適用する。

第7章 雑則

（調査）

第46条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。

5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（その他）

第47条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特殊条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特殊条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第48条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の所轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

別記様式第7-2号（第34条関係）

製造請負契約条項

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を製造して納期までに納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（代金）

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。

第2条 乙に支払われる代金の金額は、特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

（債務の引受け等の承認）

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 納入前の契約物品を担保に供する場合
- (4) 契約物品の全部又はその主要部分の製造を第三者に請け負わせる場合。ただし、契約物品のうち別紙に掲げる部分の製造を別紙に掲げる者に請け負わせる場合は、この限りでない。

2 甲は、前項第1号から第3号までに掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

（代理人等の届出）

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) 契約物品の主要部分でない部分（軽易なものを除く。）の製造を第三者に請け負わせる場合。ただし、契約物品のうち別紙に掲げる部分の製造を別紙に掲げる者に請け負わせる場合は、この限りでない。

（下請負）

第5条 乙は、契約物品の製造を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

（第三者の権利の侵害の禁止）

第6条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよ

う必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

- 2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。
- 3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第8条 仕様書の定めるところにより乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本（以下「承認図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

- 2 乙は、承認図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(納入計画書の提出)

第9条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の納入計画書を不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 監督官等は、職務遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第11条 納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

第1節 官給品等

(官給品等の支給及び貸与)

第12条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、

測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書の別表及び仕様書の定めるところによる。

（官給品等の保管、引取り等）

第13条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書の別表及び仕様書と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適當な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理職員に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理職員に提出するものとする。

3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

6 官給品等の性質によって生じた契約物品の契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

（官給品等の返還）

第14条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれを物品管理職員に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第2節 地方防衛局

（地方防衛局）

第15条 乙がこの契約により甲に対してなすべき行為は、第3条第1項第1号及び第2号の承認の申請、第19条の持込みの予定期日等についての協議、第27条第1項の代金の請求、第31条第1項の納期の猶予の申請、第39条第3項の見積書の提出（第40条第2項の規定により準用される場合を含む。）及び同条第5項の納期の変更の協議その他甲の指示するものを除き、所管の地方防衛局、地方防衛局地方防衛支局、地方防衛局地方防衛事務所又は地方防衛局地方防衛支局地方防衛事務所を経由して行うものとする。

第3節 監督及び完成検査

（監督）

第16条 甲の指名した監督官は、契約物品の製造について、その材料、部品又は半製品に関し、契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場

合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項の規定を準用する。
- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第17条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

- 2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。
- 3 完成検査においては、契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。
- 5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。
- 6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第18条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

- 2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要がある場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議の上、新たな期日又は場所を定めなければならない。
- 3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

第4節 納入

(持込みの予定期日等の通知)

第19条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ、持込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。納期までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の終了の届出)

第20条 乙は、契約物品の持込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。

(受領検査)

第21条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

- 2 受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。

- 3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認した上、契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 前項の判定は、前条の届出があった日から14日以内にしなければならない。
- 5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。
- 6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第22条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

- 2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第23条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、不合格品値引受領確認証を乙に交付するものとする。

- 2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領の容認を甲に申請することができる。
- 3 乙は、不合格品値引受領確認証の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて不合格品値引受領確認証の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。
- 4 前項に規定するもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。
- 5 乙は、受領検査において、不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領を甲に申請することができる。
- 6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(所有権の移転)

第24条 契約物品の所有権は、甲が受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

- 2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(受領書の交付)

第25条 甲は、契約物品を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

(納入場所が工場である場合)

第26条 納入場所が乙の工場である場合における給付の終了の予定期日その他必要な事項の通知及びその届出については、第19条及び第20条の規定を準用する。

- 2 納入場所が乙の工場である場合においては、甲が契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

第5節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第27条 乙は、契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入の確認を得た上受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第28条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

3 前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して納入することができることとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に納入された部分について相当額の代金を支払うことがあるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未納部分が納入された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

(支払遅延利息)

第29条 甲は、約定期間(第27条第3項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第21条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第30条 甲は、第44条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合には、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

第6節 納期の猶予及び履行遅滞

(納期の猶予)

第31条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

- 2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。
- 3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第32条 乙は、前条第2項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

- 2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

- (1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

- (2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

- (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

- (4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

- 3 前項の規定の適用においては、納入は第20条の届出があった時にされたものとみなす。

- 4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第33条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

- 3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第34条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若

しくは損傷で第36条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第35条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は乙に代金(乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。)を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第36条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補(良品との取替えを含む。以下次条において同じ。)すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等に係る部分については、その損害は甲の負担に帰する。

3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第2項ただし書又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(官給品等の滅失又は損傷)

第37条 乙は、契約物品の製造に使用される前の官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合を除き、契約物品の製造に使用される前の官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(契約物品の契約不適合)

第38条 納入された契約物品に契約不適合がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補(良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。)を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 契約物品の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第42条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、受領検査実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することができない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年内に発しなければならない。ただし、数量の不足については6月内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

- 第39条 甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 乙は、仕様書に定めがある場合のほか必要があると認めるときは、甲に対し技術変更提案を提出することができる。
 - 3 第1項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
 - 4 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。
 - 5 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

- 第40条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は

改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(製造の一時中止)

第41条 甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において、その製造を一時中止させることができる。

2 甲が製造を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、製造再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。

4 製造を一時中止した後再開した場合の納期については、第39条第5項の規定を準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第42条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

(2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

(3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

(4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

(5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

(6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第43条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第44条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第32条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第45条 甲は、第42条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第43条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第46条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第6章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第47条 乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われなように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱に係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

6 第3条及び第8条の規定は、前5項についても適用する。

第7章 雑則

(調査)

第48条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。

5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第49条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特殊条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特殊条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第50条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

別記様式第7-3号（第34条関係）

役 務 請 負 契 約 条 項

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、この契約書に記載された物品（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下「契約物品」という。）につき改造又は修理（部品その他の物品の取付けを含む。以下「役務」という。）を行って納期までにこれを納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（代金）

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。

第2条 乙に支払われる代金の金額は、特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

（債務の引き受け等の承認）

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 役務の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合。ただし、役務のうち別紙に掲げる部分を別紙に掲げる者に請け負わせる場合は、この限りでない。

2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

（代理人等の届出）

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) 役務の主要部分でない部分（軽易なものを除く。）を第三者に請け負わせる場合。ただし、役務のうち別紙に掲げる部分を別紙に掲げる者に請け負わせる場合は、この限りでない。

（下請負）

第5条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

（第三者の権利の侵害の禁止）

第6条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよ

う必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

- 2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。
- 3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第8条 仕様書の定めるところにより乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本（以下「承認図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

- 2 乙は、承認図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(納入計画書の提出)

第9条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の納入計画書を不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び業務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第11条 納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

第1節 契約物品の引渡し等

(契約物品の引渡し及び保管)

第12条 乙が、役務を行うために引渡しを受ける契約物品の品目、数量、引渡しを受け

る期日及び場所その他必要な事項は、契約書の別表及び仕様書の定めるところによる。

- 2 乙は、契約物品の引渡しを受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書の別表及び仕様書と照合の上、異状の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出てその指示を受けるものとする。
- 3 乙は、契約物品の引渡しを受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。
- 4 乙は、契約物品を使用し、又は利用してはならない。
- 5 乙は、契約物品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 6 契約物品の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(発見役務の届出)

第13条 乙は、契約書及び仕様書等により役務を行うべきこととされている箇所以外に、契約物品について役務を行うことを相当とする箇所を発見した場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

第2節 官給品等

(官給品等の支給及び貸与)

第14条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書の別表及び仕様書の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

- 第15条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書の別表及び仕様書と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不相当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。
- 2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。
- 3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、甲の指定する者を經由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。
- 6 乙が行った役務に関し官給品等の性質により契約物品に生じた契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。
- 7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(官給品等の返還)

第16条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれを甲の指定する者に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第3節 地方防衛局

(地方防衛局)

第17条 乙がこの契約により甲に対してなすべき行為は、第3条第1項第1号及び第2号の承認の申請、第21条の持込みの予定期日等についての協議、第29条第1項の代金の請求、第33条第1項の納期の猶予の申請、第42条第3項の見積書の提出（第43条第2項の規定により準用される場合を含む。）及び同条第5項の納期の変更の協議その他甲の指示するものを除き、所管の地方防衛局、地方防衛局地方防衛支局、地方防衛局地方防衛事務所又は地方防衛局地方防衛支局地方防衛事務所を経由して行うものとする。

第4節 監督及び完成検査

(監督)

第18条 甲の指名した監督官は、乙の行う役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項の規定を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第19条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、役務を行った契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、乙が行った役務に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。

3 完成検査においては、乙が行った役務に関し契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。

5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第20条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議の上、新たな期日又は場所を定めなければならない。

3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

第5節 納入

(持込みの予定期日等の通知)

第21条 乙は、役務を行った契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ持込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。納期までに相当の期間があるときは、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の終了の届出)

第22条 乙は、役務を行った契約物品の持込みの完了(据付けを必要とするときは、据付けの完了)によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。役務を行った契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。

(受領検査)

第23条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。

3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認した上、乙の行った役務に関し契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 前項の判定は、前条の届出があった日から14日以内にしなければならない。

5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。

7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第24条 甲は、乙が行った役務に関し契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 甲は、乙が受領検査において乙が行った役務に関し不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第25条 甲は、完成検査において乙が行った役務に関し契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、不合格品値引受領確認証を乙に交付するものとする。

2 乙は、完成検査において乙が行った役務に関し不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領の容認を甲に申請することができる。

3 乙は、不合格品値引受領確認証の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて不合格品値引受領確認証の確認を受けるものとし、甲は、輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。

4 前項に規定するもののほか、受領検査において乙が行った役務に関し不合格と判定さ

れた契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することができるものとする。

5 乙は、受領検査において乙が行った役務に関し不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領を甲に申請することができる。

6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。
(包装等の所有権の移転)

第26条 納入のために必要な包装等の所有権は、仕様書に特に定めのあるものを除き、甲が役務が行われた契約物品を受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。
(受領書の交付)

第27条 甲は、役務が行われた契約物品を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。
(納入場所が工場である場合)

第28条 納入場所が乙の工場である場合における役務の終了の予定期日その他必要な事項の通知及びその届出については、第21条及び第22条の規定を準用する。

2 納入場所が乙の工場である場合においては、甲が役務が行われた契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

第6節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第29条 乙は、役務を行った契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入の確認を得た上受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受領した場合は、受領した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第30条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

3 前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して納入することができることとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に納入された部分について相当額の代金を支払うことがあるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未納部分が納入された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

(支払遅延利息)

第31条 甲は、約定期間(第29条第3項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利

息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 甲が、第23条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第32条 甲は、第47条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

第7節 納期の猶予及び履行遅滞

(納期の猶予)

第33条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

- 2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。
- 3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第34条 乙は、前条第2項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

- 2 前項の規定において、「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

- (1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数
- (2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数
- (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数
- (4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用においては、納入は第22条の届出があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第35条 乙は、役務を行った契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第36条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに役務が行われた契約物品を納入する見込みがなくなった場合、役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合又は役務が行われた納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第38条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第37条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は当該契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は、当該契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第38条 役務が行われた納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合において当該役務に係る部分を修補（良品との取替えを含む。以下同じ。）すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。ただし、既に行われた役務を再度行うのに要する追加の費用は乙が負担する。

3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第2項本文又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷)

第39条 前条の定めるもののほか、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品が乙の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷した場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する場合を除き、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(官給品等の滅失又は損傷)

第40条 乙は、官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(役務の契約不適合)

第41条 乙が行った役務に関し納入された契約物品に契約不適合がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 前項の契約物品の契約不適合が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第45条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。

4 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、契約物品の納入の日(乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日)から1年以内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。

5 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対して異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。

6 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

7 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。

8 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第42条 甲は、乙の行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 乙は、仕様書に定めがある場合のほか必要があると認めるときは、甲に対し技術変更提案を提出することができる。

3 第1項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

4 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。

5 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第43条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(役務の一時中止)

第44条 甲は、役務が完了するまでの間において、その役務を一時中止させることができる。

2 甲が役務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、役務再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。

4 役務を一時中止した後再開した場合の納期については、第42条第5項の規定を準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第45条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに役務が行われた契約物品を納入しなかった場合

(2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合

- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに役務が行われた契約物品を納入しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第46条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第47条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第34条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第48条 甲は、第45条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第46条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第49条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第6章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第50条 乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱に係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
- 6 第3条、第8条及び第39条の規定は、前5項についても適用する。

第7章 雑則

（調査）

- 第51条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。
- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
 - 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。
 - 4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。
 - 5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（その他）

- 第52条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。
- 2 特殊条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特殊条項の定めるところによる。

- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。
- 4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第53条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

別記様式第8-1号（第35条関係）

前払金に関する特約条項

甲及び乙は、前払金に関し、次の特約条項を定める。

（前払金）

第1条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、乙に対して前払金を支払うものとする。

（前払金の総額等）

第2条 前払金の総額、前払金の総額の契約金額に対する割合、支払回数、支払時期及び各支払時期に支払う前払金の金額は、別表のとおりとする。

2 前払金は、予算の範囲内において行うものとする。

（前払金の請求）

第3条 乙は、前払金の支払を受けようとする場合は、前条第1項の規定に従い、次条に規定する前払金の担保の提供を証する書類及び前払金の使途の概要を記載した書類その他甲の指示する書類を添付した支払請求書を甲に提出するものとする。

（前払金の担保）

第4条 乙は、前払金の支払を受けようとする場合は、前払金に対する担保を提供しなければならない。ただし、乙の申請があり甲がその必要がないと認めたときは、担保の提供を免除することがあるものとする。

2 前払金の担保として提供することができるものについては、予算決算及び会計令第78条の規定による。ただし、銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証は、連帯保証でなければならない。

3 担保の保証の期間は、前払金が支払われる日から第8条の規定により当該前払金が精算される日までの期間とする。

（前払金の目的外使用禁止）

第5条 乙は、前払金をこの契約の履行に直接必要な経費のため以外の目的に使用し、又は利用してはならない。

2 前項の直接必要な経費とは、契約金額のうち製造原価を構成する材料費、加工費及び直接経費をいい、一般管理費等及び利益は含まれないものとする。

3 乙が第1項の規定に違反して前払金を使用し、又は利用した場合においては、甲は、期限を指定して、甲が既に乙に支払った前払金の全部又は一部の返納を乙に請求することができる。

4 乙が、返納の日に前項の規定により返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

（前払金に関する調査）

第6条 甲は、前払金の使用等について必要がある場合は、乙の営業所、工場その他の関係場所において帳簿等の調査を行うことができる。

（契約金額の変更又は解除による前払金返納）

第7条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、期限を指定して既に支払った前

払金のうちそれぞれ当該各号に定める金額の返納を乙に請求するものとする。

(1) 契約変更（契約の一部解除を含む。）により契約金額の減額が行われた場合において、甲が既に乙に支払った前払金の金額の総額の減額後の契約金額に対する割合が第2条の別表において定められている割合に1割を加えた割合を超過することとなったときは、当該超過金額

(2) 契約の全部が解除された場合においては、甲が既に乙に支払った前払金の全額

2 前項の規定による前払金の返納に際しては、乙は、甲が乙に前払金を支払った日の翌日から返納の日までの日数に応じ、当該返納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を利息として甲に支払わなければならない。

3 乙が、指定された期限までに返納金額（第1項の規定による返納額に前項の規定による指定された期限までの利息を加えた金額をいう。）を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

（前払金の精算方法）

第8条 前払金の精算は、乙が契約物品の全部の納入を完了し、甲が代金を支払う際に前払金の金額を当該代金に充当することによって行うものとする。ただし、部分払に関する特約のある場合においては、前払金の総額に既納部分又は既済部分の金額と契約金額との比率を乗じて得た金額（第2条の別表に別段の定めのあるときは、同表に定める金額）を既納部分又は既済部分に対する部分払の金額に充当することによって行うものとする。

（前払金の担保の返還等及び取立て）

第9条 乙は、前条の規定により前払金が精算された場合は、精算された金額に応じて、第4条に規定する前払金の担保の返還を請求し、又は保証状の書替えその他担保金額を減少するための措置をとることができる。

2 甲は、第7条の規定により乙が返納すべき金額を返納しない場合は、乙が提供している担保により返納すべき金額に相当する額の取立てを行うものとする。

（条件変更と契約金額の変更）

第10条 第2条の別表が変更されることにより、前払金の総額が増額される場合は、当該増額分に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

2 代金の中途確定、契約履行後における代金の確定又は超過利益の返納に関する特約が付されている場合において、第5条第3項若しくは第7条の規定による前払金の返納又は納期の変更若しくは猶予、納入の遅滞、第2条の別表に定める総額、支払回数、支払時期及び各支払時期に支払う前払金の金額、第8条の規定による前払金の精算方法その他前払金に関し計算価格の計算に際し前提となった条件でこの契約に定められているものの変更があったときは、確定計算価格又は実績価格の計算に際して必要な調整を行うものとする。

3 第1項に規定するもののほか、前払金の返納又は条件の変更を理由として契約金額を変更しないものとする。

別記様式第8－2号（第35条関係）

部分払に関する特約条項

甲及び乙は、部分払に関し、次の特約条項を定める。

（部分払）

第1条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、この契約に係る既納部分又は既済部分に対して代金の一部を乙に支払うものとする。

（部分払の支払方法）

第2条 部分払の支払方法（支払回数を含む。以下同じ。）は、別表のとおりとする。

（内訳表の提出）

第3条 乙は、この契約締結後、速やかに前条の支払方法に適合した契約金額の内訳表を作成し、甲の確認を受けるものとする。

2 甲は、前項の内訳表を不相当と認める場合は、これを変更させることができる。

3 前2項の規定は、契約金額を変更した場合における内訳表の変更についても準用する。

（部分払金額）

第4条 甲が部分払として乙に支払う金額は、前条第1項の内訳表に基づいて算定した既納部分又は既済部分に相当する金額とする。ただし、代金の中途確定又は契約履行後における代金の確定に関する特約の付されている契約に係る既納部分若しくは既済部分又は性質上不可分の製造若しくは役務についての契約に係る既済部分に対する部分払の金額は、当該部分に相当する金額の1/10の金額を差し引いた金額とする。

2 部分払は、予算の範囲内において行うものとする。

（部分払の請求及び支払）

第5条 部分払の請求及び支払については、契約条項の代金の請求及び支払に関する規定を準用する。

（差額の支払及び過払金の返納）

第6条 代金の中途確定又は契約履行後における代金の確定に関する特約の付されている契約にあっては、代金の確定に際し甲が既に乙に支払った部分払の金額が第3条第1項の内訳表（代金の確定に伴って契約金額を変更する措置がとられるときは、同条第3項の規定による変更後の内訳表）に基づいて算定した当該既納部分又は既済部分に相当する金額に満たないときは、その差額を乙に支払うものとし、また、当該金額を超えるときは、その差額を甲の指定した期限までに甲に返納させるものとする。

2 差額の請求及び支払については、代金の請求及び支払に関する契約条項の規定を、また、乙が期限までに返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

（所有権の移転）

第7条 性質上不可分の製造の既済部分について部分払を行った場合は、その際当該契約物品の所有権は、甲に移転するものとする。

2 前項の規定は、契約物品に係る危険負担及び損害負担について契約条項の定めるところを変更するものではない。

別記様式第8－3号（第35条関係）

代金の中途確定に関する特約条項

甲及び乙は、代金の中途確定に関し、次の特約条項を定める。

（代金の中途確定）

第1条 乙に支払われる代金の金額は、この特約条項の定めるところに従い、契約履行の中途において確定するものとする。

（確定計算価格）

第2条 この契約において「確定計算価格」とは、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用及び支出し、又は負担すべき費用に適正な利益を加えた金額をいう。

2 確定計算価格は、別紙の確定計算価格に関する計算基準（以下「計算基準」という。）及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算し、甲乙協議して確定するものとする。

（確定代金）

第3条 確定計算価格が契約金額に達しない場合は当該確定計算価格をもって、これに等しいか、又はこれを超える場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定により確定計算価格をもって代金を確定する場合は契約金額を当該確定計算価格の金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減がない旨を確認する措置をとるものとする。

3 代金の確定は、年 月 日までに行うことを目途とする。

（資料の提出）

第4条 乙は、計算基準及び計算規則に基づいて年 月 日までに実際原価計算書を、年 月 日までに確定計算価格見積書を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲は前項の実際原価計算書及び確定計算価格見積書のほか、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を証する書類その他当該費用を確認するための資料及び乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担すべき費用の見積りの根拠を示した資料を必要とする場合は、乙にその提出を求めることができる。

（計算規則の確認等）

第5条 乙は、契約締結後速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

（原価監査）

第6条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際原価計算書その他の資料に基づいて原価監査を実

施するものとする。

- 2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行うため必要があると認められた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。
- 3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を適用する。
- 4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第7条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 実際原価計算書及び確定計算価格見積書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項
- (2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
- (3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
- (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
- (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
- (6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第8条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）
 - (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
 - (3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査
 - (4) 作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査
- 2 甲は、前項の監査の一環として、契約の履行期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。

次項において同じ。)を随時実施することができる。

- 3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

第9条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。)について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

- 2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価(甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙の実際の経費率(調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号)第36条に規定する非原価項目を除くなどして算定したものに限る。)を適用して算出した総原価をいう。)をもって実績として扱うものとする。

(紛争の処理)

第10条 確定計算価格の金額について、第3条第3項の期日後相当期間経過したにもかかわらず甲乙間の協議がととのわない場合は、甲は、甲が適当と認める金額を確定計算価格とみなして代金を確定し、これを乙に支払うものとする。

- 2 乙が前項の確定計算価格の金額に不服がある場合は、契約条項の紛争の解決に関する規定を適用する。

別記様式第8－4号（第35条関係）

契約履行後における代金の確定に関する特約条項

甲及び乙は、契約履行後における代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

（代金の確定）

第1条 乙に支払われる代金の金額は、この特約条項の定めるところに従い、契約履行後において確定するものとする。

（実績価格）

第2条 この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額をいう。

2 実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準（以下「計算基準」という。）及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算する。

（確定代金）

第3条 実績価格が契約金額に達しない場合は当該実績価格をもって、これに等しいか、又はこれをこえる場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定により実績価格をもって代金を確定する場合は契約金額を当該実績価格の金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減がない旨を確認する措置をとるものとする。

3 代金の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。

（実際価格計算書及び資料の提出）

第4条 乙は、 年 月 日までに計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の実際価格計算書のほか、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を証する書類その他当該費用を確認するための資料を必要とする場合は、乙にその提出を求めることができる。

（計算規則の確認等）

第5条 乙は、契約締結後速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

（原価監査）

第6条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行うため必要があると認められた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣す

るものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

- 3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を適用する。
- 4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第7条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項
- (2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
- (3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
- (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
- (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
- (6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第8条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）
 - (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
 - (3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査
 - (4) 作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査
- 2 甲は、前項の監査の一環として、契約の履行期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。
 - 3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

第9条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙の実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第36条に規定する非原価項目を除くなどして算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

別記様式第8－5号（第35条関係）

特定費目の代金の確定に関する特約条項

甲及び乙は、特定費目の代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

（特定費目の代金の確定）

第1条 乙に支払われる代金のうち別表の要確定費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項の定めるところに従い、確定するものとする。

2 特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他必要な事項は、要確定費目金額表に定めるところによる。

（代金の確定）

第2条 乙が、この契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額（要確定費目金額表に下請負者分が含まれる場合は、当該下請負者分の総利益額を含む。）を含む。）を契約金額から減額した金額をもって、これに等しいか、又はこれをこえる場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定による代金の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。

3 甲及び乙は、第1項の規定により契約金額から減額した金額をもって代金を確定する場合は契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとする。

（実績額の報告）

第3条 乙は、実績額の全部が確定した場合は、できるだけ速やかに実績額報告書を作成し、別紙に掲げる実績額を証する書類を添えて甲に提出するものとする。

2 前条第2項の目途とされている日までに実績額が確定しない特定費目がある場合においても、乙は、確定している特定費目につき前項の例により実績額報告書を作成し、実績額を証する書類を添えて納期までに甲に提出しなければならない。この場合においては、実績額の確定していない特定費目にその旨を記載するほか、確定しない理由及び確定することができる予定期日を記載するものとする。

（代金の確定等の特例）

第4条 甲は、前条第2項の規定による実績額報告書の提出があった場合は、実績額の確定していない特定費目については甲が適当と認める金額を実績額とみなして代金を確定するものとする。この場合において甲が必要と認めるときは、後日当該特定費目の実績額が確定した際に差額を甲に返納させる措置をとることができるものとする。

（要確定費目金額表の変更）

第5条 甲及び乙は、要確定費目金額表に係る特定費目若しくは、品目及び数量を変更する場合は、特定費目の代金の確定に先だち、その措置について協議するものとする。

別記様式第8－6号（第35条関係）

特定費目の代金の実費精算に関する特約条項

甲及び乙は、特定費目の代金の実費精算に関し、次の特約条項を定める。

（特定費目の代金の実費精算）

第1条 乙に支払われる代金のうち別表の要精算費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項の定めるところに従い精算するものとする。

2 特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他必要な事項は、要精算費目金額表に定めるところによる。

（実績額）

第2条 この契約において「実績額」とは、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目に係る費用の金額をいう。

2 実績額は、別紙の実績額に関する計算基準（以下「計算基準」という。）に基づき計算し、甲乙協議して確定するものとする。

（代金の精算）

第3条 特定費目の実績額の合計額が特定費目の金額の合計額に達しない場合はその差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額（要精算費目金額表に下請負者分が含まれる場合は、当該下請負者分の総利益額を含む。）を含む。）を契約金額から減額した金額をもって、これに等しい場合は契約金額をもって、これを超える場合は超える金額を加算した金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定による代金の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。

3 甲及び乙は、第1項の規定により契約金額から減額し、又は契約金額に加算した金額をもって代金を確定する場合は契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとする。

（実績額の報告）

第4条 乙は、実績額の全部が確定した場合は、できるだけ速やかに実績額報告書を作成し、別紙に掲げる実績額を証する書類を添えて甲に提出しなければならない。

（要精算費目金額表の変更）

第5条 特定費目又は特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他要精算費目金額表に定めるところを変更するため協議することができる。

別記様式第8－7号（第35条関係）

超過利益の返納に関する特約条項

甲及び乙は、超過利益の返納に関し、次の特約条項を定める。

（超過利益の返納）

第1条 乙は、この契約の履行により適正利益をこえる利益（以下「超過利益」という。）を得た場合は、この特約条項の定めるところにより当該超過利益に相当する金額を甲に返納するものとする。

（適正利益）

第2条 この契約において「適正利益」とは、別紙の実績価格に関する計算基準における計算項目の利益に相当する金額（別表に別段の定めのあるときは同表に定める金額）をいう。

（実績価格）

第3条 この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用に適正利益を加えた金額をいう。

2 実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準（以下「計算基準」という。）及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算する。

3 前項の規定による実績価格の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。ただし、甲が第5条第1項ただし書に定める通知をした場合、その他原価監査を打ち切った場合は、実績価格の確定は行わないものとする。

（超過利益）

第4条 超過利益は、契約金額から実績価格を控除した金額とする。

（計算書等の提出）

第5条 乙は、契約の履行後 月以内に計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書を作成し、甲に提出するものとする。ただし、甲が次項により提出された契約金額超過見込計算書に基づき原価監査を実施した結果超過利益がない旨通知した場合は、この限りでない。

2 乙は、この契約の履行の途中において、この契約履行のために支出し、又は負担した費用に適正利益を加えた金額が契約金額を超過した場合は、計算基準及び計算規則に基づいて契約金額超過見込計算書を作成し、甲に提出することができる。

3 甲は、第1項の実際価格計算書又は、前項の契約金額超過見込計算書のほか、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を証する書類その他当該費用を確認するための資料を必要とする場合は、乙にその提出を求めることができる。

（計算規則の承認等）

第6条 乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

(原価監査)

第7条 甲は、乙がこの契約履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書又は、契約金額超過見込計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行うため必要があると認められた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を適用する。

4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第8条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1) 実際価格計算書又は契約金額超過見込計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

(2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項

(3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項

(4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項

(5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項

(6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第9条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）

(2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査

(3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査

(4) 作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査

2 甲は、前項の監査の一環として、契約の履行期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

（適用する経費率との関係）

第10条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙の実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第36条に規定する非原価項目を除くなどして算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

（超過利益の返納の請求等）

第11条 甲は、乙に超過利益が生じた場合は、期限を指定して当該超過利益相当額の返納を乙に請求するものとする。

2 乙が、期限までに返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

別記様式第8－8号（第35条関係）

役務請負契約の代金の確定等に関する特約条項

甲及び乙は、役務請負契約の代金の確定等に関し、次の特約条項を定める。

（代金の確定等）

第1条 乙に支払われる代金の金額のうち別表1の要中途確定金額表に掲げる費目（以下「中途確定費目」という。）に係るものは契約履行の中途において、また、別表2の要履行後確定金額表に掲げる費目（以下「履行後確定費目」という。）に係るものは契約履行後においてこの特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

2 乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した部品（材料、機器等を含む。以下同じ。）の費用に適正な利益を加えた金額が別表2の要履行後確定金額表に定める部品材料代価の金額をこえることとなる場合においては、以後乙は役務を継続する義務を負わないものとする。

3 前項の場合のほかこの契約による役務が中断されることとなつた場合においては、乙は、その時までになされた役務に対しその理由に応じ適正な補償を請求することができる。

4 契約条項中その性質が前2項に定めるところと矛盾する規定は、適用しない。

（確定計算価格及び実績価格）

第2条 この契約において「確定計算価格」とは、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用及び支出し、又は負担すべき費用に適正な利益を加えた金額をいい、また、「実績価格」とは、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額をいう。

2 確定計算価格は、別紙1の確定計算価格に関する計算基準及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算し、甲乙協議して確定するものとする。実績価格は、別紙2の実績価格に関する計算基準及び計算規則に基づいて計算するものとする。

（中途確定費目の確定代金）

第3条 中途確定費目の確定計算価格が別表1の要中途確定金額表の金額に達しない場合は当該確定計算価格をもつて、これに等しいか、又はこれをこえる場合は別表1の当該金額をもつて乙に支払われる中途確定費目の代金として確定するものとする。

2 前項の規定により中途確定費目の確定計算価格をもつて要中途確定費目の代金を確定する場合は、契約金額を別表1の中途確定金額表の金額と中途確定費目の確定計算価格の差額を契約金額から減額した金額に変更する措置をとるものとし、同表の当該金額をもつて、中途確定費目の代金を確定する場合は契約金額に増減がない旨を確認する措置をとるものとする。

3 前項に規定する代金の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。

4 第2項の規定により契約金額を減額すべき場合においても、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを次条の規定による代金の確定の際にとりまとめて行うこととすることができる。

（履行後確定費目の代金の確定）

第4条 履行後確定費目の実績価格が別表2の要履行後確定金額表の金額に達しない場合は当該実績価格をもつて、これに等しいか、又はこれをこえる場合は別表2の当該金額をもつて乙に支払われる履行後確定費目の代金として確定するものとする。

2 前項の規定により履行後確定費目の実績価格をもつて履行後確定費目の代金を確定する場合は、契約金額を別表2の要履行後確定金額表の金額と履行後確定費目の実績価格の差額を契約金額から減額した金額に変更する措置をとるものとし、同表の当該金額をもつて履行後確定費目の代金を確定する場合は、契約金額に増減がない旨を確認する措置をとるものとする。

3 前項に規定する代金の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。
(資料の提出)

第5条 乙は、別紙1の確定計算価格に関する計算基準及び計算規則又は別紙2の実績価格に関する計算基準及び計算規則に基づいて中途確定費目に係る実際原価計算書を 年 月 日までに、中途確定費目に係る確定計算価格見積書を 年 月 日までに、また、履行後確定費目に係る実際価格計算書を 年 月 日までに作成し、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の実際原価計算書、確定計算価格見積書及び実際価格計算書のほか、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を証する書類その他当該費用を確認するための資料及び乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担すべき費用の見積りの根拠を示した資料を必要とする場合は、乙はその提出を求めることができる。

(計算規則の確認等)

第6条 乙は、契約締結後すみやかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、すみやかに甲に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は適用しない。

(報告の義務)

第7条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲が必要な措置をとることができるよう書面により遅滞なく甲に報告しなければならない。

(1) 部品の実績価格が別表2の要履行後確定金額表に定める部品材料代価の金額の75パーセントに達した場合又はこの契約の履行のために使用することとなる部品の費用に適正な利益を加えた金額が同表の当該部品材料代価の金額をこえることが予測されるに至った場合

(2) 乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担する費用が契約金額に達しないと見込まれる場合において、その差額が100万円をこえると認めるとき。ただし、修理代価に係る費用が契約金額のうちの修理代価の金額をこえることとなつた場合においては、当該修理代価の金額をもつて当該費用とみなす。

(原価監査)

第8条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため第5条の規定に基づき乙が提出した資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行うため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員及び調査に関する規定を適用する。

4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかつた場合は、査定により乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第9条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1) 実際原価計算書、確定計算価格見積書及び実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

(2) 直接材料をこの契約において使用した材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項

(3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項

(4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項

(5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項

(6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第10条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）

(2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査

(3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査

(4) 作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。

以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査

2 甲は、前項の監査の一環として、契約の履行期間中、事前に通知又は調整することな

く、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

（適用する経費率との関係）

第11条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正の原価に、乙の実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第36条に規定する非原価項目を除くなどして算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

（紛争の処理）

第12条 中途確定費目の確定計算価格の金額について、第3条第3項の期日後相当期間を経過したにもかかわらず、甲乙間の協議がととのわない場合は、甲は、甲が適当と認める金額を確定計算価格とみなして代金を確定するものとする。

2 乙が前項の確定計算価格の金額に不服がある場合は、契約条項の紛争の解決に関する規定を適用する。

別記様式第 8 - 9 号 (第 3 5 条関係)

共同履行管理型インセンティブ契約に関する特約条項

甲及び乙は、共同履行管理型インセンティブ契約に関し、次の特約条項を定める。

(共同履行管理型インセンティブ契約制度の趣旨)

第 1 条 共同履行管理型インセンティブ契約制度は、甲と乙が EVM を用いて共同して契約の履行を管理するとともに、契約履行に必要なコストが変動するリスクをより柔軟に負担して原価管理に関する契約の相手方のインセンティブを強化することにより、より一層実効的にコスト低減と着実な契約履行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) WBS (Work Breakdown Structure) 契約の対象となる装備品等又は役務を、WBS 要素 (測定又は管理が可能な成果として把握できる単位の構成品、作業その他の要素をいう。以下同じ。) にまで細分化し、その細分化した各要素を親子の関係で体系付け、最上位の階層をレベル1として下位階層に向けて数字が大きくなった階層構造をいう。
- (2) EVM (Earned Value Management) 取得対象となる装備品等について、所定の期日までに、所定のコストで取得するため契約の履行管理において、WBS 要素ごとに完了予定日その他のスケジュール及びコストの計画値を定め、実際の進捗状況とコストのデータを定期的に収集し、計画との差異を分析することにより進捗の遅れ、コスト超過等の問題の兆候を早期に把握し、対処及び改善を図っていくマネジメント手法をいう。
- (3) IBR (Integrated Baseline Review) 契約締結後において、甲及び甲の関係者並びに乙及び乙の関係者が、当該契約に係る WBS の妥当性及びベースライン (スケジュール及びコストの計画をいう。以下同じ。) の実現可能性、EVM を実施するために必要な細部事項、発生した問題に対する対処及び改善策、契約履行後において乙に支払われる代金を確定する基礎となる実際製造原価その他必要な事項について協議し、最終的に合意する場をいう。
- (4) 総コスト 乙が契約の成果物として甲に給付する物品の製造その他契約履行のために必要となる費用の総額をいい、製造原価、一般管理及び販売費、販売直接費、利子、梱包費及び輸送費に相当する金額の合計をいう。
- (5) 計画総コスト 契約 (変更契約を含む。) 締結後において計画として作成するコスト (別紙 1 の実績コスト等に関する計算基準 (以下「計算基準」という。) 及び乙の原価計算の実施に関する規則 (以下「計算規則」という。) に基づいて計算したものに限る。以下同じ。) に基づき IBR において合意した総コストをいう。
- (6) 計画製造原価 計画総コストにおける製造原価をいう。

- (7) 実績コスト 履行管理の評価時点において EVM の結果として実際に発生し、又は配賦された製造原価実績の一部であるコストをいう。
- (8) 実績製造原価 実績コストに基づく総コストにおける製造原価をいう。
- (9) 上限金額 乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担する費用に係る甲の負担の上限金額をいう。
- (10) 差引利益 契約金額（変更契約（代金を確定するためのものを除く。）がある場合には当該変更された契約金額（上限金額の算定において契約金額に付加された金額に相当する要素を含まない部分に限る。）をいう。以下同じ。）から当該契約金額における計画製造原価（仕様変更その他の事由（上限金額の反映及び代金の確定を除く。）により契約金額が変更された場合における当該変更に係る計測可能な最小単位の部分を除き、当初の計画製造原価における金額から変更されていないものに限る。以下同じ。）を差し引いた粗利金額をいう。

（代金の確定）

第3条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用及び支出し、又は負担すべき費用に基づく実績製造原価として IBR において合意した額に差引利益を加えた価格（以下「確定計算価格」という。）を、次の各号に定めるところにより算定する。

- (1) 実績製造原価が計画製造原価を下回った場合（コスト低減） 別紙に定めるコスト低減分の一定割合を報奨として差引利益に加えた額と実績製造原価との合計額
- (2) 実績製造原価が計画製造原価に等しい場合 実績製造原価と差引利益との合計額
- (3) 実績製造原価が計画製造原価を上回った場合（コスト超過） 別紙に定めるコスト超過分の一定割合を甲の負担額として計画製造原価に加えた額と差引利益との合計額

2 乙に支払われる代金は、次の各号に定めるところにより確定する。

- (1) 確定計算価格が契約金額以下である場合 当該確定計算価格
- (2) 確定計算価格が契約金額をやむを得ず超える場合であって、乙が、IBR において合意したベースラインに基づく契約の履行に努めること（必要に応じ IBR の開催を要求し、ベースラインの見直しを提起することを含む。）並びに甲及び乙が共同して行うプロジェクト・マネジメント活動の一環として進捗管理活動、コスト改善活動等に取り組み、これに協力することに合意していたとき 次のア又はイに定める価格又は金額

ア 確定計算価格が別紙2の規定による甲の超過負担限度額に基づき甲及び乙が合意した上限金額以下である場合 当該確定計算価格

イ 確定計算価格が前記アの上限金額を超える場合 上限金額

- (3) 前2号に定める場合以外の場合 契約金額

3 前項第1号の規定により代金を確定して支払われる契約金額のうち、第1項第1号の報奨及び差引利益の合計額から梱包費及び輸送費の合計額を除いたものは、包括して調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第33条第2項第3号に規定する総利益として取り扱うものとする。この場合において、当該総利益から、実績製造原価に所定の経費率を乗じて得た一般管理及び販売費、利子並び

に利益の合計額を減じて残った部分を特に区別するときは、これを「共同履行管理インセンティブ料」と称するものとする。

- 4 代金の確定に必要な事項は、契約締結後の実施する IBR において甲及び乙が協議し、合意のうえ、決定する。
- 5 代金の確定は、年 月 日までに行うことを目途とする。
- 6 甲は、甲が第8条第1項に基づく調査を行う場合において、乙が当該調査の実施に協力しないために調査を実施することができなかつたときは、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用について、適当と認める金額を実績コストとして決定することができる。
- 7 甲は、確定計算価格の算定に当たり、第5項で定める期日までに実績額が確定していない部分については、甲が適当と認める金額を実績額と見なして確定計算価格を算定し、代金を確定するものとする。この場合において、甲が必要と認めるときは、後日当該部分の実績額が確定した際に差額を甲に返納させる措置をとることができる。
- 8 甲は、EVM の過程において、確定計算価格が契約金額を超えることが見込まれる場合には、当該超える見込まれる部分について、第4項に定める代金の確定のときまでに、甲及び乙が協議のうえ、必要な措置を講じなければならない。
- 9 前各項の規定による算定、確定その他の計算は、契約の締結から履行完了までのいずれかの年度若しくは各年度又はそれらの前年度のうちの適当な年度に係る計算基準及び計算規則であつて、IBR における合意に基づき計画総コスト及び計画製造原価の算定に適用するものと同じのものを適用して行うものとする。

(資料の提出等)

- 第4条 乙は、契約締結後速やかに、標準 WBS に基づき、プロジェクト・マネジメント活動のための WBS を設定し、かつ、EVM の実施に必要な実現可能性のあるベースラインの案を作成し、甲に提出するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項のベースラインの案について、IBR において協議し、合意のうえ、ベースラインを決定するものとする。この場合において、乙は、決定された WBS 及びベースラインについて、甲の指定する方法によりデータを登録するものとする。
 - 3 最初の IBR は、原則として契約締結後1か月以内に、最終の IBR は、契約履行後速やかに行うものとする。ただし、対象装備品等に係るプロジェクト・マネージャー又は事業管理者が必要と認めた場合には、臨時に IBR を実施することができる。
 - 4 甲及び乙は、プロジェクト管理に必要なプロジェクト・チームをそれぞれ編成するものとする。この場合において、プロジェクト・マネージャー又はプロジェクト・チーム員を新たに指名したとき、又はこれらを変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。
 - 5 乙は、別紙及び IBR において合意した細部実施要領に基づき、設定した WBS 要素ごとの実績コストに関するデータを集計のうえ、速やかに甲に報告しなければならない。この場合において、甲及び乙は、当該データがコストの発生源である WBS 要素ごとに適切に計上されたものであるかを継続的に確認するものとする。
 - 6 前項に規定するもののほか、甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担し

た費用を証する書類その他当該費用を確認するための資料及び乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担すべき費用の見積りの根拠を示した資料を必要とする場合には、乙に対し、その提出又は調査への協力を求めることができる。

7 乙は、前号の提出又は協力を求められた場合には、これに応じるものとする。

8 甲及び乙は、本条に規定する IBR の実施、WBS の設定、ベースラインの策定及びコストデータの報告その他 EVM を実施するために必要な細部事項について、協議のうえ、実施するものとする。

(契約の変更等)

第5条 甲は、履行管理の過程において、履行完了の実現可能性が見込めないと判断した場合には、乙と協議したうえで、契約の変更又は解除（一部解除を含む。）を行うことができる。

2 乙は、履行管理の過程において、履行する内容が仕様書等と相違する等の疑義があると判断した場合には、甲と協議することができる。

3 甲は、前号の協議の結果、履行する内容の変更、追加又は削除を要すると判断した場合には、速やかに契約の変更を行うものとする。

(プロジェクト・マネジメント活動に対する協力)

第6条 乙は、甲及び乙が共同して行うプロジェクト・マネジメント活動に対して、計画コスト及び実績コストに関する各種資料の提供、コスト発生予測に係る説明その他必要な協力をしなければならない。

(計算規則の確認等)

第7条 乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の社内の原価計算規定その他のコストの計算に関係する規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、前項で確認を受けたコストの計算に関係する規則の全部又は一部を変更しようとする場合には、その理由を付して甲に申請し、承認を受けなければならない。

3 乙は、コストに影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が、他の甲との契約その他の機会において既に甲の確認若しくは承認を受け、又は報告している事項には適用しない。

(コストに関する調査)

第8条 甲は、乙が報告した WBS 要素ごとの実績コスト、EVM を実行する社内体制等の適正性を確認するため、必要に応じ、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用に関する調査を実施するものとする。

2 甲は、前項の調査を行うため必要があると認めた場合には、甲の指名する担当者を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の下請負者に係る関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

- 3 【製造/役務/試作研究】請負契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定は、前項の規定による担当者の派遣及び職務の遂行に適用する。
- 4 乙は、前3項の規定による調査について、甲が必要と認める場合に、甲が指定した者が甲を支援すること及び甲以外の防衛省の機関が甲に代わって行うことがあることあらかじめ同意する。
- 5 甲は、前4項の規定による調査において、次の各号に掲げる事項を調査するものとし、乙はこれに応じなければならない。
 - (1) WBS 要素ごとの実績コスト、第2項の規定による担当者がサンプル抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合状況その他の帳票類の会計処理に関する事項
 - (2) 複数の契約案件間で共通に発生するコストの配賦方法、実態その他の契約案件間の相互関係に関する事項
 - (3) その他コストに関する調査を行う上で必要となる事項

(コストに関する調査の実施に係る保証)

- 第9条 甲は、前条第5項各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる調査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が調査（次項に規定するフロアチェックの方法による場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認め、その他甲の調査の円滑な実施を保証するものとする。
- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による調査（資料を複写して行う調査を含む。）
 - (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う調査
 - (3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う調査
 - (4) 作業員等（調査対象となる事業所において業務に従事する下請負者、委託先等に所属する者を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う調査
- 2 甲は、前項の調査の一環として、契約の履行期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。
- 3 乙は、フロアチェックを含む調査の円滑な実施を保証する一環として、甲があらかじめ指定する甲の担当者に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

別記様式第8-10号（第35条関係）

資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項

甲及び乙は、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関し、次の特約条項を定める。

（関係資料の保存）

第1条 乙は、契約物品の製造又は役務（この条において「契約物品等」という。）の実際原価を確認するために必要となる作業報告書、出勤簿及び給与支払明細書又はこれらに相当する帳票類（電子データを含む。）については、当該契約物品等に係る事業場を単位として、当該調達物品等の代金の支払が完了した日の属する年度（出納整理期間に係る支払は前年度に支払があったものとみなす。）の翌年度の4月1日から起算して1年間は保存するものとする。ただし、乙の原価計算規則等により、これらの帳票類を作成することとされていないときは、この限りではない。

2 乙は、この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合及び契約物品等の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合には、当該第三者に前項の規定に準じて帳票類を保存させなければならない。

（虚偽の資料の提出等に対する違約金）

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。

(1) 甲が原価計算を行うに際して、資料を提出又は提示する場合

(2) 甲が行う経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。第8条において同じ。）の算定に際して、資料を提出又は提示する場合

(3) 甲が特約条項に基づいて行う原価監査等に際して、資料を提出又は提示する場合

2 乙は、原価監査付契約（契約の履行中又は履行後に甲が行う原価監査により当該契約に係る支払代金又は乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第8条第2項において同じ。）のうち、超過利益返納条項付契約（契約の履行後に甲が行う原価監査により当該契約に関して乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第7項において同じ。）について、前項各号のいずれかに掲げる場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを、返納すべき超過利益の確定以降において甲が※基本契約条項第 条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額（既に返納された超過利益があるときはこれを減じた金額）と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

3 乙は、超過利益返納条項付契約以外の原価監査付契約について、第1項各号のいずれかに掲げる場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを、契約代金の最終の支払い以降において甲が※基本契約条項第 条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

- 4 乙は、一般確定契約（原価監査を約定しない契約をいう。）について、第1項各号に掲げる場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを、契約代金の最終の支払い以降において甲が※基本契約条項第 条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に契約締結後の乙の努力により低減した費用及び適正な利益を加えた金額との差額のうち当該虚偽の資料の提出又は提示に起因して契約金額が増加したと認められる部分の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。
- 5 次の各号に掲げる場合における前3項の規定の適用については、これらの規定中「2倍の金額」とあるのは、当該各号に定める金額とする。
- (1) 乙が、防衛省（甲を含む。以下同じ。）が実施を通知した次条に規定する制度調査を拒み、又は当該制度調査の対象、方法、期間等を制限することを求めた場合であって、当該制度調査の実施を乙が拒んだ日、当該制度調査が終了した日若しくは当該制度調査が中断した日から3年以内又は当該制度調査の期間中に不正行為が発覚したとき 4倍の金額
- (2) 原価計上に関する不正行為の可能性に係る防衛省からの指摘又は照会（不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。）について、乙が代表権を有する者による文書をもってこれを認めない回答をした場合であって、当該回答のあった日から3年以内に不正行為が発覚したとき 4倍の金額
- (3) 前2号に該当しない場合であって、防衛省から原価計上に関する疑義の指摘又は照会（不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。）を受けたことがない事実について、乙が自発的に不正行為を申告したとき（制度調査又は原価監査（常駐により又は常続的に行うものを除く。）の実施期間中にあつては、原価計上に関する質疑がなされる前に限る。） 1倍の金額
- 6 第2項から前項までの規定にかかわらず、乙が過失（重過失を除く。）により不実の資料を提出し、又は提示したときは、違約金の支払いを要さない。
- 7 第2項から第5項までに規定する違約金の請求権は、超過利益返納条項付契約については返納すべき超過利益の確定時、原価監査付契約及び一般確定契約については契約代金の最終の支払い時に発生するものとし、当該違約金の支払いは、損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

（制度調査の実施）

第3条 甲は、乙が提出し、又は提示して説明する資料の信頼性を確保するため、制度調査（乙の原価計算システムの適正性を確認するための調査であつて、会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類（以下「原価元帳等」という。）への集計システムの適正性、貸借対照表及び損益計算書の内訳と原価元帳等の数値の整合性その他これに類する必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。）を実施する。

- 2 乙は、甲から制度調査の実施の申入れがあつた場合には、これを受け入れなければならない。
- 3 乙は、甲が必要と認める場合に、甲がふさわしい者として指定した監査法人又は公認会計士に甲による制度調査を支援させること、及び甲に代わって甲以外の防衛省の機

関に制度調査を行わせることにあらかじめ同意する。

(定期調査及び臨時調査の実施)

第4条 制度調査は、年度の計画に基づき、日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を十分な猶予をもって乙に通知して行う定期調査及び当該計画外でこれらの必要な事項を調査の開始時に通知して行う臨時調査により実施する。

2 乙は、甲から臨時調査の申入れがあった場合には、直ちに当該臨時調査の開始を許可しなければならない。

(制度調査の実施項目)

第5条 甲は、制度調査において、次の各号に掲げる事項を確認することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 会計制度が適正であり、その信頼性が内部統制により確保されていること。
- (2) 第7条に規定するコンプライアンス要求事項が達成され、適正に実施されていること。
- (3) 原価計算の手続が整備され、適正に実施されていること。
- (4) 原始伝票から原価元帳等までについての一連の原価集計が手続に従っており、実際に発生した原価が適正に集計されていること。
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の内訳書と原価元帳等の数値が整合していること。
- (6) その他原価計算システムの適正性を確認する上で必要となる事項

(制度調査の実施に係る保障)

第6条 甲は前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる調査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が制度調査(次項のフロアチェックによる場合を含む。)に際して必要と認める作業現場(製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。)、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、社内規則類等の資料による調査(資料を複写して行う調査を含む。)
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う調査
- (3) 前号の情報システムに係るログ(履歴)を取得して行う調査
- (4) 作業員等(調査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。)から直接に説明を聴取して行う調査

2 甲は、前項の調査の一環として、定期調査及び臨時調査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック(作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。)を随時実施することができる。

3 乙は、フロアチェックを含む臨時調査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する制度調査担当官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

4 乙は、臨時調査において、甲の求めに応じ直ちに関係書類を提示するため、甲があらかじめ公示により指定する資料を常備しておかなければならない。

(コンプライアンス要求事項の確認)

第7条 甲は、次の各号に掲げるコンプライアンス要求事項について、乙の実施状況を確認

認する。

- (1) 防衛省との契約に関し、一度計上した工数や直接費（原価のうち、製品の生産に関して発生することが直接に確認され、それに伴い直接に計算することが適当と認められる費用をいう。）を修正する場合には、変更の内容及び理由を明らかにした書面により上位者の承認を受ける等の適切な手続をとることとしていること。
- (2) 前号の書面が少なくとも契約の履行完了後5年間以上保存され、防衛省による制度調査や原価監査に際して確認できる体制としていること。
- (3) 不正行為等を察知した場合の防衛省への公益通報を含む通報窓口及び通報手続を防衛関連事業に従事する全職員に適切に周知することとしていること。
- (4) 防衛関連事業に従事する全職員を対象とした原価計上等に関するコンプライアンス教育を実施することとしていること。
- (5) 本社の内部統制部門により、防衛関連部門に対し、適切な周期で定期的に内部監査を実施することとしていること。

2 甲は、コンプライアンス要求事項の確認に際して、乙の本社コンプライアンス部門の協力を要請する。

3 甲は、コンプライアンス要求事項の実施について制度調査において確認できない場合には、乙の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項の達成のための是正措置を求めることができる。

（適用する経費率との関係）

第8条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

2 甲は、この特約条項を原価監査付契約に付した場合であって、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項及び原価監査付契約に係る特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙の実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第36条に規定する非原価項目を除くなどして算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

注：※印は、該当する契約条項の名称及び条項を記入して使用すること。

別記様式第8-11号（第35条関係）

輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項

甲及び乙は、輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関し、次の特約条項を定める。

（価格等証明資料）

第1条 価格等証明資料とは、見積資料（いわゆるクォーテーション。以下同じ。）の原本、品質証明書原本及び送り状（いわゆるインボイス。以下同じ。）の原本をいう。

2 価格等証明資料は、役務請負契約の場合においては、外国役務業者が発行したものに限り。

3 価格等証明資料は、役務請負契約以外の契約の場合においては、外国製造業者が発行したものを原則とする。ただし、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しない場合は、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないことの理由書及び乙による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとする。

4 調達物品が流通業者所有中古品（サープラスユーズド）の場合で、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在せず、かつ、乙による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明できないときは、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないこと及び乙による価格等証明資料の内容の妥当性を外国製造業者が証明できないことの理由書並びに乙による価格等証明資料の内容の妥当性を他の手段により証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとする。この場合において、流通業者が価格等証明資料の内容の妥当性を証明した資料のみをもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えることは認めないものとする。

（価格等証明資料の提出）

第2条 乙は、甲に対し、価格等証明資料のうち品質証明書及び送り状の原本又はその代替資料（前条第3項又は第4項の規定に基づき品質証明書又は送り状に代えて提出する資料をいう。）を入手後、速やかに提出しなければならない。

2 乙は、前項に規定する資料の発行者から、当該資料を甲に提出することについて、あらかじめ了承を得るものとする。

（乙が価格等証明資料を必要とした場合の処置）

第3条 甲は、乙が価格等証明資料を特に必要とする場合、価格等証明資料を確認し、及び複写した後に、乙に貸し出すことができる。

2 乙は、前項の規定により価格等証明資料の貸し出しを受けた場合において、甲が価格等証明資料の確認等する必要を認めたときには、速やかに返却しなければならない。

（価格等証明資料の取扱い）

第4条 乙は、甲が必要と認めた場合、価格等証明資料について、甲が乙の了承を得ることなく価格等証明資料の発行者に問い合わせることを了承するものとする。

（虚偽の資料の提出等に対する違約金）

第5条 乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説

明しなければならない。

- (1) 甲が計算価格の計算を行うに際して、資料を提出又は提示する場合
- (2) 甲が行う手数料率算定に際して、資料を提出又は提示する場合
- (3) 甲が特約条項に基づいて行う代金の精算等に際して、資料を提出又は提示する場合

2 乙は、前項各号のいずれかに一に該当する場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示したことを、甲がこの契約の履行後に前条に基づく問い合わせにより又は契約代金の最終の支払以降において※基本契約条項第 条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

3 次の各号に掲げる場合における、前項の規定の適用については、同項中「2倍の金額」とあるのは、当該各号に定める金額とする。

(1) 乙が、防衛省（甲を含む。以下同じ。）が実施を通知した次条に規定する輸入調達調査を拒み、又は当該輸入調達調査の対象、方法、期間等を制限することを求めた場合であって、当該輸入調達調査の実施を乙が拒んだ日、当該輸入調達調査が終了した日若しくは当該輸入調達調査が中断した日から3年以内又は当該輸入調達調査の期間中に不正行為が発覚したとき 4倍の金額

(2) 経理会計に関する不正行為の可能性に係る防衛省からの指摘又は照会（不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。）について、乙が代表権を有する者による文書をもってこれを認めない回答をした場合であって、当該回答のあった日から3年以内に不正行為が発覚したとき 4倍の金額

(3) 前2号に該当しない場合であって、防衛省から経理会計に関する疑義の指摘又は照会（不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。）を受けたことがない事実について、乙が自発的に不正行為を申告したとき（輸入調達調査の実施期間中であっては、経理会計に関する質疑がなされる前に限る。） 1倍の金額

4 前2項の規定にかかわらず、乙が過失（重過失を除く。）により不実の資料を提出し、又は提示したときは、違約金の支払いを要さない。

5 第2項及び第3項に規定する違約金の請求権は、契約代金の最終の支払い時に発生するものとし、当該違約金の支払いは、損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

（輸入調達調査の実施）

第6条 甲は、乙が提出し、又は提示した資料の信頼性を確保するため、輸入調達調査（乙の経理会計システム等の適正性を確認するための調査であって、経理会計システム上の記録と乙が提出し、又は提示した請求書等の整合性及び当該請求書等に関連する書類の必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。）を実施する。

2 乙は、甲から輸入調達調査の実施の申入れがあった場合には、これを受け入れなければならない。

3 乙は、甲が必要と認める場合に、甲がふさわしい者として指定した監査法人又は公認

会計士に甲による輸入調達調査を支援させることにあらかじめ同意する。

(定期調査及び臨時調査の実施)

第7条 輸入調達調査は、年度の計画に基づき、日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を十分な猶予をもって乙に通知して行う定期調査及び当該計画外でこれらの必要な事項を調査の開始時に通知して行う臨時調査の双方により実施する。

2 乙は、甲から臨時調査の申入れがあった場合には、遅滞なく当該臨時調査の開始を許可するものとし、やむを得ない理由がある場合を除き、甲が提示した調査の開始日は延期しないものとする。

(輸入調達調査の実施項目)

第8条 甲は、輸入調達調査において、次の各号に掲げる事項を確認することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 会計制度が適正であり、その信頼性が内部統制により確保されていること。
- (2) 帳票類の記載要領及び保管状況が会計制度の信頼性を担保するに足りる状態であること。
- (3) 関係する情報システムが、データの改ざん等が行われることなく、適正に運用されていること。
- (4) 乙と外国製造会社又は外国販売代理店との間で締結された販売代理店契約が一般的な商慣習を逸脱するものではないこと。
- (5) その他経理会計システムの適正性を確認する上で必要となる事項

(輸入調達調査の実施に係る保障)

第9条 甲は前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる調査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が輸入調達調査に際して必要と認める乙の資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、社内規則類等の資料による調査（資料を複写して行う調査を含む。）。
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う調査
- (3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う調査
- (4) 従業員等（調査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。）から直接に説明を聴取して行う調査

注：※印は、該当する契約条項の名称及び条項を記入して使用すること。

別記様式第8-12号（第35条関係）

初度費の使用内訳の提出等及び専用治工具等の管理に関する特約条項

（初度費の使用内訳の提出等）

第1条 乙は、この契約の締結後、速やかに、甲に対し、初度費（設計費、試験費及び技術提携費並びに専用治工具、専用機械、専用装置等（以下「専用治工具、専用機械、専用装置等」を「専用治工具等」という。）を取得する費用のうち、初度の調達に係る費用であって、調達物品等の生産等に当たり特別に必要となるものをいう。）をもってその費用に充てることが予定されている費目について、各費目毎に要する費用（契約金額の内訳として見積もった金額）を記載した書面を提出するものとする。

2 乙は、この契約において、確定計算価格見積書又は実際価格計算書の提出が義務付けられている場合は、甲に対し、初度費をもってその費用に充てた費目について、各費目毎に要した費用、又は要する予定の費用を記載した書面を提出するものとする。

3 前2項の金額は、一般管理及び販売費、利子、利益を含まない金額とする。

4 第2項に規定する書面は、確定計算価格見積書又は実際価格計算書と同時に提出するものとする。

5 乙は、将来において甲を含む防衛省全機関との間の契約で同一又は同種（量産途中に仕様書改となったもの。）の製品に係る契約を締結した場合は、この契約における初度費に係る設計及び試験の成果を活用し、かつ、専用治工具等を使用して、当該契約を履行するものとし、当該設計若しくは試験又は専用治工具等に係る費用を経費率算定資料の提出などを通して重複して請求しないものとする。

6 乙は、将来の契約を含めた甲を含む防衛省全機関との間の契約の履行のためにのみ、この契約において実施した設計及び試験の成果並びにこの契約において取得した専用治工具等を使用するものとする。ただし、甲と別途協議して定めるところにより乙が相応の対価を負担するときは、この限りではない。

（専用治工具等の管理）

第2条 乙が取得した専用治工具等の所有権は、乙に帰属する。

2 乙は、善良なる管理者としての注意をもって、専用治工具等を維持管理しなければならない。

3 乙は、専用治工具等を取得したときは、甲に対し、取得した専用治工具等の名称、調達先、取得時期、数量、取得金額等を別記様式1により速やかに報告するものとする。ただし、乙が取得した専用治工具等につき、そのすべてについて、名称、調達先、取得時期、数量、取得金額を報告できないやむを得ない事情があると認められる場合は、甲と協議の上、報告の対象を取得金額が10万円又は20万円以上の専用治工具等とすることができる。また、当該専用治工具等の品目数が膨大な場合には、甲と協議の上、1年を超えない一定の期間毎にまとめて報告することができる。

4 不要となった専用治工具等の取扱いについては、甲乙間で別途協議するものとする。

5 乙は、この契約において、下請負者が初度費をもって専用治工具等を取得する場合には、本特約条項に定める甲が行う専用治工具等の管理と同様の管理を当該下請負者に対して行うものとする。

6 乙は、第3項の規定に準じて、前項の管理の状況を別記様式2により報告するものと

する。

- 7 乙は、前項により報告された専用治工具等を下請負者が将来の契約を含めた甲を含む防衛省全機関との間の契約で必要とする場合は、甲と下請負者が協議することを妨げてはならない。

別記様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官

殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用治工具等取得実績報告書の提出について

下記契約に係わる専用治工具等取得実績報告書を「初度費の使用内訳の提出等及び専用治工具等の管理に関する特約条項」第2条第3項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

記

1. 調達要求番号 :
2. 契約品名 :
3. 契約数量 :
4. 認証番号 :
5. 契約金額 :
6. 契約納期 :

添付書類：別紙

別記様式1 別紙

一連番号	専用治工具等の分類※1	専用治工具等の名称※2	計上先のコストセンターの名称※3	専用治工具等の調達先※4	取得時期	数量※5	取得金額※6	備考※7
1								
2								
3								
4								

※1：「専用治工具」、「専用機械」、「専用装置」、「専用設備」、「専用建屋」「その他」を記載し、その概要に係る資料を添付すること。「専用建屋」については、専用とするスペースや考え方を提示すること。また、資料の細部については事前に契約担当官等と調整すること。

※2：カタログ等による型番がある場合、型番も記述すること。

※3：経理・原価計算規定等に基づくものであること。

※4：専用治工具等の調達先の名称、住所、連絡先を記述すること。ただし、複数のもので一つの専用治工具等となる場合は、事前に契約担当官等と調整し、代表例を記述することは差し支えない。

※5：可能な限り具体的に記述すること。複数のもので一つの専用治工具等となる場合は、一式と記述すること。

※6：1円単位、かつ、消費税抜きの金額を記述すること。

※7：必要に応じて、特に留意すべき事項その他の事項を記述すること。

別記様式2

支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官

殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

専用治工具等取得実績報告書（下請負者分）の提出について

下記契約に係わる専用治工具等取得実績報告書（下請負者分）を「初度費の使用内訳の提出等及び専用治工具等の管理に関する特約条項」第2条第6項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

記

1. 調達要求番号 :
2. 契約品名 :
3. 契約数量 :
4. 認証番号 :
5. 契約金額 :
6. 契約納期 :
7. 対象下請負会社 :

添付書類：別紙

別記様式2 別紙

下請負者の名称：〇〇株式会社※1

下請負者が担当する業務：〇〇〇※2

一連番号	専用治工具等の分類※3	専用治工具等の名称※4	計上先のコストセンターの名称※5	専用治工具等の調達先※6	取得時期	数量※7	取得金額※8	備考※9
1								
2								
3								
4								

※1：下請負者ごとに別紙を作成すること。

※2：下請負者が製造を担当する構成品名や業務内容の概要を記述すること。

※3：「専用治工具」、「専用機械」、「専用装置」、「専用設備」、「専用建屋」「その他」を記載し、その概要に係る資料を添付すること。「専用建屋」については、専用とするスペースや考え方を提示すること。また、資料の細部については事前に契約担当官等と調整すること。

※4：カタログ等による型番がある場合、型番も記述すること。また、下請負者における管理番号も記述すること。

※5：経理・原価計算規定等に基づくものであること。

※6：専用治工具等の調達先の名称、住所、連絡先を記述すること。ただし、複数のもので一つの専用治工具等となる場合は、事前に契約担当官等と調整し、代表例を記述することは差し支えない。

※7：可能な限り具体的に記述すること。複数のもので一つの専用治工具等となる場合は、一式と記述すること。

※8：1円単位、かつ、消費税抜きの金額を記述すること。

※9：必要に応じて、特に留意すべき事項その他の事項を記述すること。

別記様式第8-13号（第35条関係）

日米了解事項覚書に関する特約条項

（日米覚書の遵守）

第1条 乙は、この条項に定める事項のほか、「日本国防衛省と合衆国国防省との間の（装備品等システム名）の日本国における取得及び生産に関する了解事項覚書」（以下「日米覚書」という。）に定められた事項を遵守して、契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行後においても引き続き、日米覚書に定められた事項について遵守しなければならない。

（技術資料等の管理）

第2条 乙は、日米覚書に基づき、提供を受け又は取得する技術資料及びその関連資料（情報を含む。）並びに製品（以下「技術資料等」という。）を、善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

（技術資料等の第三国等への移転禁止）

第3条 乙は、技術資料等を、第三国及び下請負者を除く第三者（以下「第三国等」という。）に販売、譲渡又は使用その他の移転を行ってはならない。

（技術資料等の目的外使用の禁止）

第4条 乙は、技術資料等を、甲の承認を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。

（標示の付与）

第5条 乙は、日米覚書に基づき提供を受けた技術資料又は図面により品目に表示を付することとなっているものについては、これに従い適切な表示を行うものとする。

（企業等への立入）

第6条 乙は、日米覚書に基づき、米国政府の職員（米国政府から権限を与えられたものを含む。）から乙又はその下請負者の工場等への立ち入りの申出があった場合には、甲と調整の上これに協力するものとする。

（工場等の保全）

第7条 乙は、日米覚書に基づき、提供を受けた技術資料等に基づき製造を行う工場等について当該覚書を遵守するに必要な措置を講ずるものとする。

（資料等の還元）

第8条 乙は、製造に際し、製造方法の変更及び技術改善等を行った場合には、技術資料及び技術上の知識等について、甲に申し出るものとする。

（特許権等の侵害の禁止）

第9条 乙は、日米覚書に基づき提供を受けた技術資料に第三者が所有する特許権、著作権又は技術上の知識等が含まれている場合は、これらの権利を侵害してはならない。

（事故発生時の措置）

第10条 乙は、技術資料等の第三国等への移転など、この条項に定める事項に関し事故が発生し又はそのおそれがある場合は、適切な処置をとるとともに、速やかに甲に報告するものとする。

(管理規程)

第11条 乙は、この条項に定める事項を確実に遵守するため、管理規程を作成し、甲の確認を受けるものとする。ただし、管理規程が既に、甲の確認済みであるときは、その旨を届け出るものとする。

2 前項の管理規程には、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 管理責任者及び取扱者の任命方法及び責任範囲
- (2) 技術資料等の送達及び保管等に関する措置
- (3) 技術資料等を第三国等に移転しないための措置
- (4) 技術資料等を契約の目的以外に使用及び利用しないための措置
- (5) 技術資料に基づき製造を行う工場等の保全措置
- (6) その他必要な事項

3 本条第1項の規定は、乙が甲の確認を受けた管理規程を変更する場合に準用する。

(下請負者に対する措置)

第12条 乙は、この契約に関し下請負者がある場合は、乙と下請負者の間で第2条以下に定める事項に準じて取り決めを行うものとし、この取り決めには乙と下請負者との契約が完了した後も、引き続き当該事項を遵守させる内容を含むものとする。

2 乙は、前項の取り決めを行った場合は、取り決めた文書を速やかに甲に提出し確認を受けるものとする。ただし、その取り決め文書が既に確認済みであるときは、その旨を届け出るものとする。

(開発経費の支払等)

第13条 日米覚書に基づき、開発経費（円建て）の支払を伴う契約については、別に定めるところによるものとする。

別記様式第8-14号（第35条関係）

談合等の不正行為に関する特約条項

甲及び乙は、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を定める。

（談合等の不正行為に係る解除）

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、

甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

別記様式第8-15号（第35条関係）

暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

（属性に基づく契約解除）

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意するものとする。

（行為に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に3関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（暴力団排除に関する表明及び確約）

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将

来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負者等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- 3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別記様式第8-16号（第35条関係）

暫定的な経費率適用に係る代金の確定に関する特約条項

甲及び乙は、当年度の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）の規定により計算する加工費率、一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率をいう。以下同じ。）が設定されるまでの間に適用する経費率を適用し、予定価格を算定した契約の代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

（代金確定における適用経費率）

第1条 当年度の経費率が設定されるまでの間に適用する経費率（以下、「暫定的な経費率」という。）を適用して本契約の予定価格を算定した場合、甲が契約締結後に別に定める代金の確定に必要とする経費率を適用して、乙に支払われる代金を確定するものとする。

（代金確定における計算方法）

第2条 本契約の予定価格の算定に適用した暫定的な経費率を契約締結年度以内に、代金の確定に必要とする経費率に置き換え、必要な調整を加えて、確定計算価格を計算し、甲乙協議して確定するものとする。

2 前項において、事業基準や組織の変更等により、甲が代金の確定に必要とする経費率を算定できない場合は、契約締結年度以内に、甲が事業基準や組織の変更等を踏まえて設定した経費率をもって確定計算価格を計算し、甲乙協議して確定するものとする。

（代金の確定）

第3条 前条において、計算された確定計算価格の金額が、契約金額に達しない場合は、その差額相当分を契約金額から減額した金額をもって、これに等しい場合は契約金額をもって、これを超える場合は、その差額相当分を契約金額から増額した金額をもって、乙に支払われる代金として確定する。ただし、契約金額を増額する場合は、甲の予算措置が講じられる範囲内で行うものとする。

2 前項の規定による代金の確定は、甲が代金の確定に必要とする経費率を定めた後速やかに行うこととする。

3 第1項の規定により契約金額から減額又は増額した金額をもって代金を確定する場合は契約金額を当該金額に変更し、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減のない旨を確認する。

（紛争の処理）

第4条 甲が代金の確定に必要とする経費率を定めてから相当期間経過したにもかかわらず、代金の確定に係る甲乙間の協議が整わない場合は、甲は、第2条で計算した確定計算価格をもって代金を確定し、これを乙に支払うものとする。

2 乙は、前項で確定した代金に不服がある場合は、他に付された契約条項の紛争の解決に関する規定を適用する。

別記様式第9-1号(第36条関係)

代金の中途確定に関する特殊条項

甲及び乙は、代金の中途確定に関し、次の特殊条項を定める。

(代金の中途確定)

第1条 乙に支払われる代金の金額は、この特殊条項の定めるところに従い、契約履行の中途において確定するものとする。

(確定計算価格)

第2条 この契約において「確定計算価格」とは、乙に支払われるべき代金として適正な金額をいう。

2 確定計算価格は、契約物品につき別に算定する価格に基づき計算し、甲乙協議して確定するものとする。

(確定代金)

第3条 確定計算価格が契約金額に達しない場合は当該確定計算価格をもって、これに等しいか又はこれをこえる場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定により確定計算価格をもって代金を確定する場合は、契約金額を当該確定計算価格の金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は、契約金額に増減がない旨を確認する措置をとるものとする。

3 代金の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。

(資料の提出)

第4条 乙は、甲が必要と認め指示したときは、乙の原価計算の実施に関する規則に基づいて計算した実際原価計算書及び確定計算価格見積書を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の実際原価計算書及び確定計算価格見積書のほか他の同種の契約に関する実際原価計算書及び乙がこの契約又は他の同種の契約の履行のために支出し、又は負担した費用を証する書類その他当該費用を確認するための資料及び乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担すべき費用の見積りの根拠を示した資料を必要とする場合は、乙にその提出を求めることができる。

(計算規則の確認等)

第5条 乙は、契約締結後すみやかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合はその理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、すみやかに甲に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

(調査)

第6条 甲は、乙が第4条の規定により提出した資料につき調査を実施することができる。

2 甲は、調査を実施するため必要があると認めた場合は、甲の指名する職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

3 甲の指名する職員の派遣及び甲の指名する職員の職務の遂行については、職員の派遣及び調査に関する契約条項の規定を準用する。

(調査の実施項目)

第7条 甲は、次の各号に掲げる事項を調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(1) 実際原価計算書及び確定計算価格見積書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、甲の指名する職員がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

(2) 直接材料をこの契約において使用した材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項

(3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項

(4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項

(5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項

(6) その他調査を行う上で必要となる事項

(調査の実施に係る保障)

第8条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる調査を行うことができるものとし、乙は、甲に対し、甲が調査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による調査（資料を複写して行う調査を含む。）

(2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う調査

(3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う調査

(4) 作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う調査

- 2 甲は、前項の調査の一環として、契約の履行期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。
- 3 乙は、フロアチェックを含む調査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する職員に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

（適用する経費率との関係）

第9条 甲は、乙がこの特殊条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特殊条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

- 2 甲は、調査に当たって乙が求めたときは、この特殊条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が調査によって確認した適正の原価に、乙の実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第36条に規定する非原価項目を除くなどして算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

（紛争の処理）

第10条 確定計算価格の金額について、第3条第3項の期日後相当期間経過したにもかかわらず甲乙間の協議がととのわない場合は、甲は、甲が適当と認める金額を確定計算価格とみなして代金を確定し、これを乙に支払うものとする。

- 2 乙が前項の確定計算価格の金額に不服がある場合は、契約条項の紛争の解決に関する規定を適用する。

別記様式第9－2号（第36条関係）

開発経費の支払等に関する特殊条項（中途確定契約用）

（趣旨）

第1条 「日本国防衛省と合衆国国防省との間の（装備品又はシステム等名）の日本国における取得及び生産に関する了解事項覚書」（以下「日米覚書」という。）に基づき、開発経費を支払うこととなっている契約については、この条項により処置するものとする。

（開発経費）

第2条 製造請負契約条項（以下「契約条項」という。）第2条に定める契約金額のうちには、日米覚書第〇〇項に基づき、アメリカ合衆国政府（以下「米政府」という。）に支払う開発経費（日米覚書附属書〇〇に定める開発経費をいう。以下同じ。）を含むものとし、当該経費の額は別冊に定めるところによるものとする。

（米政府への支払）

第3条 乙は、甲から契約物品の代金受領後、開発経費を日米覚書附属書〇〇に基づき、米政府に支払うものとする。

2 乙は、開発経費を米政府に支払った場合は、そのつど速やかに甲に報告するものとする。

（実際額及び実績額）

第4条 本条項において、「実際額」とは、乙が支出し及び支出すべき開発経費の額をいい、また、「実績額」とは、乙が支出した開発経費の額をいう。

（開発経費の確定）

第5条 甲及び乙は、中途確定時において、実際額の合計額が開発経費の額に達しない場合は、中途確定に先立ち、実際額の合計額をもって開発経費を確定し、その差額について契約金額を減額するものとし、これに等しい場合は契約金額をもって、これを超える場合は、超える金額を加算した金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

（実績額の報告）

第6条 乙は、中途確定の時期及び実績額の全部の確定の時期には、速やかに実績報告書を作成し、実績額を証する書類を添えて、甲に提出するものとする。

（差額の返納及び差額の支払）

第7条 甲は、甲が開発経費として乙に支払った金額の合計額が、実績額の合計額を超える場合には、期限を指定して当該差額の返納を乙に請求するものとする。また、実績額の合計額に満たない場合には、甲は、当該差額を乙に支払うものとする。ただし、これが適用されると予想される場合にあっては、精算に関する処置は、〇〇年〇〇月〇〇日までに行うものとする。

2 乙が期限までに差額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金に関する規定を準用する。

(支払)

第8条 甲は、既済部分払を行う際に当該既済部分払に係る開発経費を乙に支払うものとする。この場合の開発経費の金額は、支払時に甲が定めた標準の換算率により計算するものとする。ただし、第5条に定める確定時までの支払に対する換算率は、1ドルにつき〇〇円を限度とする。

2 開発経費の請求及び支払については、契約条項の代金の支払に関する規定を準用する。

(延納金、遅滞金及び違約金)

第9条 契約条項第32条第1項、第33条第1項及び第44条第1項に規定する延納分及び遅滞分に相当する代金並びに解除した場合の代金には、開発経費は含まないものとする。

(技術資料の代金等)

第10条 乙は、日米覚書第〇〇項に基づき米国政府から日本国政府へ供与される技術資料（以下「技術資料」という。）（ただし、本条中秘密区分された技術資料を除く。）を受領し、同項に定める費用をアメリカ合衆国（米国企業名）社に支払うものとし、その費用は、代金に含まれるものとする。

(下請負者との取決め)

第11条 乙は、この契約に関し下請負者がある場合には、乙と下請負者の間で下請負の範囲、下請負物品の製造その他必要な事項について取決めを行いその写しを甲に提出するものとする。この場合、当該取決めを変更したときもまた同様とする。

別記様式第9－3号（第36条関係）

開発経費の支払等に関する特殊条項（確定契約用）

（趣旨）

第1条 「日本国防衛省と合衆国国防省との間の（装備品又はシステム等名）の日本国における取得及び生産に関する了解事項覚書」（以下「日米覚書」という。）に基づき、開発経費を支払うこととなっている契約については、この条項により処置するものとする。

（開発経費）

第2条 製造請負契約条項（以下「契約条項」という。）第2条に定める契約金額のうちには、日米覚書第項に基づき、アメリカ合衆国政府（以下「米政府」という。）に支払う開発経費（日米覚書附属書〇〇に定める開発経費をいう。以下同じ。）を含むものとし、当該経費の額は別冊に定めるところによるものとする。

（米政府への支払）

第3条 乙は、甲から契約物品の代金受領後、開発経費を日米覚書附属書〇〇に基づき、米政府に支払うものとする。

2 乙は、開発経費を米政府に支払った場合は、そのつど速やかに甲に報告するものとする。

（実際額及び実績額）

第4条 本条項において、「実際額」とは、乙が支出し及び支出すべき開発経費の額をいい、また、「実績額」とは、乙が支出した開発経費の額をいう。

（開発経費の確定）

第5条 甲及び乙は、開発経費の確定時（令和〇〇年〇〇月〇〇日を目途）において、実際額の合計額が開発経費の額に達しない場合は、実際額の合計額をもって開発経費を確定し、その差額について契約金額を減額するものとし、これに等しい場合は契約金額をもって、これを超える場合は、超える金額を加算した金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

（実績額の報告）

第6条 乙は、確定の時期及び実績額の全部の確定の時期には、速やかに実績報告書を作成し、実績額を証する書類を添えて、甲に提出するものとする。

（差額の返納及び差額の支払）

第7条 甲は、甲が開発経費として乙に支払った金額の合計額が、実績額の合計額を超える場合には、期限を指定して当該差額の返納を乙に請求するものとする。また、実績額の合計額に満たない場合には、甲は、当該差額を乙に支払うものとする。ただし、これが適用されると予想される場合にあっては、精算に関する処置は、〇〇年〇〇月〇〇日までに行うものとする。

2 乙が期限までに差額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金に関する規定を準用する。

（支払）

第8条 甲は、既済部分払を行う際に当該既済部分払に係る開発経費を乙に支

払うものとする。この場合の開発経費の金額は、支払時に甲が定めた標準の換算率により計算するものとする。ただし、第5条に定める確定時までの支払に対する換算率は、1ドルにつき〇〇円を限度とする。

2 開発経費の請求及び支払については、契約条項の代金の支払に関する規定を準用する。

(延納金、遅滞金及び違約金)

第9条 契約条項第32条第1項、第33条第1項及び第44条第1項に規定する延納分及び遅滞分に相当する代金並びに解除した場合の代金には、開発経費は含まないものとする。

(技術資料の代金等)

第10条 乙は、日米覚書第〇〇項に基づき米国政府から日本国政府へ供与される技術資料（以下「技術資料」という。）（ただし、本条中秘密区分された技術資料を除く。）を受領し、同項に定める費用をアメリカ合衆国（米国内企業名）社に支払うものとし、その費用は、代金に含まれるものとする。

(下請負者との取決め)

第11条 乙は、この契約に関し下請負者がある場合には、乙と下請負者の間で下請負の範囲、下請負物品の製造その他必要な事項について取決めを行いその写しを甲に提出するものとする。この場合、当該取決めを変更したときもまた同様とする。

別記様式第9－4号（第36条関係）

搭載用として納入する契約物品の契約不適合に関する特殊条項

契約物品の契約不適合に係る修補（良品との取替え及び数量の不足の場合における数量の追加を含む。）若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、

の規定にかかわらず、当該契約物品を搭載した の納入の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合には、当該契約不適合が発見された日）から1年内に発しなければならない。ただし、当該契約物品を納入の日から2年内に搭載して納入することができないこととなった場合には、乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合を除き、当該契約物品の納入の日から2年内に発しなければならない。

※ この特殊条項は、契約不適合期間について別に定める特殊条項を適用することとされている装備品を除き適用する。

注 適用する場合には、※印以下は記載しないこと。

別記様式第10-1号（第37条関係）

試作研究請負契約特別条項

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）の試作研究を行い、納期までに、契約物品を納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

2 甲は、この契約に別段の定めがあるもののほか、代金のほかこの契約に関しなんらの負担を負わないものとする。

（代金）

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。

第2条 乙に支払われる代金の金額は、特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

（債務の引受け等の承認）

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 納入前の物品を担保に供する場合
- (4) この契約物品の全部又はその主要部分の試作研究を第三者に請け負わせる場合。ただし、契約物品のうち、別紙に掲げる部分の試作研究を別紙に掲げる者に請け負わせる場合は、この限りでない。

2 甲は、前項第1号から第3号までに掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

（代理人等の届出）

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) この契約物品の主要部分でない部分（軽易なものを除く。）の試作研究を第三者に請け負わせる場合。ただし、契約物品のうち別紙に掲げる部分の試作研究を別紙に掲げる者に請け負わせる場合は、この限りでない。

（下請負）

第5条 乙は、契約物品の試作研究を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

（第三者の権利の侵害の禁止）

第6条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権

をいう。)又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第8条 仕様書の定めるところにより乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本(以下「承認図面等」という。)は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

2 乙は、承認図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

3 仕様書の定めるところにより乙が承認図面等のほか、技術審査に関する書類を作成して甲の承認を受けた場合は、前各項の規定を準用する。

(工事計画書の提出)

第9条 乙は、仕様書の定めるところにより、速やかに契約物品の試作研究に関し工事計画書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の工事計画書を不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員(以下「監督官等」という。)を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第11条 納入場所までの輸送(梱包も含む。)に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

第1節 官給品等

(官給品等の支給及び貸与)

第12条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等(ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下「官給品等」という。)の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書の別表及び仕様書の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第13条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書の別表及び仕様書と照合の上、異状(品質又は規格が使用に不適當な場合を含む。以下同じ。)の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理職員に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合も又同様とする。

2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理職員に提出するものとする。

3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払いを継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

6 官給品等の性質によって生じた契約物品の契約不適合(納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。)については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(官給品等の返還)

第14条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれを物品管理職員に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第2節 地方防衛局

(地方防衛局)

第15条 乙は、この契約により甲に対してなすべき行為のうち甲が別に指示したものは、所管の地方防衛局、地方防衛局地方防衛支局、地方防衛局地方防衛事務所又は地方防衛局地方防衛支局地方防衛事務所を経由して行うもの

とする。

第3節 監督及び完成検査

(監督)

第16条 甲の指名した監督官は、契約物品の試作研究について、その材料、部品又は半製品に関し、契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項の規定を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第17条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。

3 完成検査においては、契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。

5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第18条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要がある場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議の上、新たな期日又は場所を定めなければならない。

3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

第4節 納入

(持込みの予定期日等の通知)

第19条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合には、必要に応じ、持込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。納期までに相当の期間があるときは、乙はあらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の終了の届出)

第20条 乙は、契約物品の持込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えて、その旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分に

つき給付が終了したときも又同様とする。

(受領検査)

第21条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。

3 受領検査においては、契約物品及び完成検査合格証を確認した上、契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 前項の判定は、前条の届出があった日から14日以内に行わなければならない。

5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。

7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第22条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引き受領)

第23条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、不合格品値引受領確認証を乙に交付するものとする。

2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について、前項の規定による受領の容認を甲に申請することができる。

3 乙は、不合格品値引受領確認証の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて不合格品値引受領確認証の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。

4 前項に規定するもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。

5 乙は、受領検査において、不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領を甲に申請することができる。

6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(特別受領)

第24条 甲は、完成検査において、契約物品が不合格と判定された場合にお

いて不合格と判定された理由が試作研究中における予測し難い技術上の障害に基づくものであり、かつ、当該契約物品が試作研究の目的を充足していると認めるときは、特にその受領を容認することができる。この場合においては、当該契約物品が完成検査に合格と判定されたものとみなし、完成検査合格証を乙に交付するものとする。

- 2 前項の規定による完成検査合格証は「特別受領」の文字を記載するものとする。
- 3 乙は、完成検査において、不合格と判定された契約物品について第1項の規定により受領の容認を甲に申請することができる。
- 4 甲は、受領検査において契約物品が不合格と判定された場合において、不合格と判定された理由が試作研究中における予測し難い技術上の障害に基づくものであり、かつ、当該契約物品が試作研究の目的を充足していると認めるときは、特にこれを受領することができる。
- 5 第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(所有権の移転)

第25条 契約物品の所有権は、甲が受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

- 2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(受領書の交付)

第26条 甲は、契約物品を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

(納入場所が工場である場合)

第27条 納入場所が乙の工場である場合における給付の終了の予定期日その他必要な事項の通知及びその届出については、第19条及び第20条の規定を準用する。

- 2 納入場所が乙の工場である場合においては、甲が契約物品を受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

第5節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第28条 乙は、契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

- 2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入の確認を得た上、受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。
- 3 甲は、前項に定める支払請求書を受領した場合は、受領した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第29条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

- 2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

3 前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して納入することができることとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に納入された部分について相当額の代金を支払うことがあるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未納部分が納入された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

(支払遅延利息)

第30条 甲は、約定期間（第28条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第21条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第31条 甲は、第45条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

第6節 納期の猶予及び履行遅滞

(納期の猶予)

第32条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第33条 乙は、前条第2項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数を次の各号に掲げる日数に区分して、それぞれの日数1日につき、

延納分に相当する代金に対しそれぞれ次の各号に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

(1) 30日以内の日数 1/3, 500

(2) 30日をこえる日数 1/2, 000

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他予測し難い技術上の障害等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

(3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用においては、納入は第20条の届出があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第34条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第35条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入

前の契約物品の滅失又は損傷で第 37 条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第 36 条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品を納入する義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品を納入する義務を免れるものとし、甲は乙に代金(乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。)を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第 37 条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合において、これを修補(良品との取り替えを含む。以下次条において同じ。)すべきときは、その損害は次項から第 4 項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等については、その損害は甲の負担に帰する。

3 第 1 項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第 1 項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第 2 項ただし書又は第 3 項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(官給品等の滅失又は損傷)

第 38 条 乙は、契約物品の試作研究に使用される前の官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合を除き、契約物品の試作研究に使用される前の官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(契約物品の契約不適合)

第 39 条 納入された契約物品に契約不適合がある場合は、甲は相当の期限を定めて乙に修補(良品との取り替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。)を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求す

ることが相当でない認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 契約物品の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、受領検査実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することができない。
- 4 修補の請求又は代金の減額の請求の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、数量の不足については6月内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 5 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求又は減額の請求を取り消し、又は変更するものとする。
- 6 乙は、第4項に規定する通知があった場合において当該契約不適合が試作研究中における予測し難い技術上の障害に基づくものであるときは、その旨を甲に申し出ることができる。甲は、審査の上、申出に理由があるときは、当該修補の請求又は代金の減額の請求を取り消すものとする。
- 7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係わる契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な代金は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

- 第40条 甲は、契約物品の試作研究が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 乙は、契約物品の試作研究が完了するまでの間において、技術上予測し難い障害が生じたときその他仕様書等に不適當な個所があることが発見されたときは、その旨を甲に通知し、仕様書等の変更を求めるものとする。
 - 3 第1項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
 - 4 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。

5 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期その他この契約に定めるところを変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第41条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(試作研究の一時中止)

第42条 甲は、契約物品の試作研究が完了するまでの間において、その試作研究を一時中止させることができる。

2 甲が試作研究を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、試作研究の再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。

4 試作研究を一時中止した後再開した場合の納期については、第40条第5項の規定を準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第43条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

(2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

(3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

(4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

(5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

(6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第44条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第45条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第33条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

（損害賠償）

第46条 甲は、第43条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第44条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 研究成果の取扱い等

（知的財産権等の定義）

第47条 この契約書（第6条を除く。）において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当するもの（以下「産業財産権」と総称する。）並びに著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国におけるこれに相当するもの（以下「著作権」と総称する。）

(2) 技術資料（技術上の成果（文書、図画又は図表に表すことができるものをいう。）を表したものであって、かつ、財産的価値のあるものをいう。以下同じ。）を利用及び処分する権利

2 この契約書において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 発明

(2) 考案

(3) 意匠及びその創作

(4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置及びその創作

(5) 著作物及びその創作

(6) 技術資料及びその創作

3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての

権利に基づき著作物を利用する行為及び技術資料を利用する行為をいう。

4 この契約書において「新研究成果」とは、この契約により生じる文書、図画又は図表に表すことができる技術上の成果をいう。

5 この契約書において「研究開発等」とは、研究、開発、改良、設計（設計変更を含む。）、試験、調査及びその他の委託性のある業務をいう。

（新研究成果の報告）

第48条 乙は、この契約に基づく業務のうち、研究開発等であって、その履行に当たり甲の承認を得、甲と調整し、又は甲に報告することが、仕様書等で定められたものにおいて、新たに得られた新研究成果があった場合には、甲と調整の上、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。

（知的財産権の帰属）

第49条 甲は、前条の報告後乙が次の各号、第4項、第51条から第54条まで及び第63条の規定のいずれも遵守することを確約して、新研究成果についての知的財産権を継続して自らに帰属させたい旨の申請を甲に書面（別記様式1）で提出し、甲が自ら当該権利を保有することが必要ないと判断したときには、当該権利を乙から譲り受けないことを承認するものとする。また、乙は、第1号において甲又は甲の指定する第三者に知的財産権を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の実施に協力する。

(1) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で新研究成果についての当該知的財産権を実施する権利（技術資料を処分する権利を除く。）を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。

(2) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

(3) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令（平成12年政令第206号）第2条第3項で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

(4) この契約に基づく研究開発又は試作から得られた技術資料に秘密等（秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第2条第1項に規定する秘密、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第27条第1項に規定する装備品等秘密、特定秘密の保護に関する

法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密並びに装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）第2項第1号に規定する保護すべき情報をいう。以下同じ。）が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。

- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、又は前項の規定により知的財産権を乙から譲り受けないことを承認しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
- 3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲渡しなければならない。
- 4 第1項の規定に基づいて、甲が知的財産権を乙から譲り受けないことを承認した場合であっても、その後乙が解散して清算することとなった場合（会社法（平成17年法律第86号）第475条第1号に該当する場合）には、乙は、解散の前に知的財産権（著作権法第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）を甲に譲渡しなければならない。
- 5 第1項から第4項までの規定は、乙が本契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、その結果当該第三者が得た新研究成果についての知的財産権について準用する。この場合において、当該第三者が当該権利を自らに帰属させたい旨の申請を行う場合には、乙を通して行い、乙はこれに協力するものとする。

（著作物の取扱い）

第50条 乙は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された著作物（乙の固有の技術資料（乙が第三者から提供を受けた技術資料を含む。以下同じ。）を除く。）について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。

- 2 乙は、この契約の履行において生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、研究委託性のある請負契約による成果である旨を明示するものとする。

（産業財産権の出願に係る承認等）

第51条 乙は、この契約に係る産業財産権の出願又は申請を行う場合は、事前に書面で甲の承認を得るものとし、当該出願又は申請を行った後、遅滞なく産業財産権出願通知書（別記様式2）を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項に係る産業財産権の出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）第23条第6項及び同規則様式第26備考23等を参考にして、当該出願書類に産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書（別記様式3）を甲に提出しなければならない。

（知的財産権の移転）

第52条 乙は、この契約に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転しようとする場合（当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。）には、事前に移転承認申請書（別記様式4）を甲に提出し、承認を得るとともに、第49条から第54条まで及び第63条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2 前項に基づき甲が承認した場合、当該知的財産権に秘密等が含まれる際において、防衛省又は防衛装備庁は乙が前項に係る移転を行う前に当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結しなければならない。

3 乙は前項の契約が必要な場合、当該契約が締結されたことを確認の上、第1項に係る移転を行うとともに、当該契約の有無によらず、移転を行なった場合には、遅滞なく、移転通知書（別記様式5）を甲に提出しなければならない。

4 乙が第1項に係る移転を行った場合、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第49条第1項各号及び第3項から第5項まで、第50条から第54条まで、第58条並びに第59条の規定を遵守するものとする。

（知的財産権の実施許諾）

第53条 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾しようとする場合（当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。）には、事前に実施許諾承認申請書（別記様式6）を甲に提出し、承認を得るとともに、第49条、第50条、本条及び第63条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に専用実施権等の設定を許諾しようとする場合（当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。）は、専用実施権等設定承認申請書（別記様式7）を甲に提出し、その承認を得るとともに、第49条、第50条、本条及び第63条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

3 防衛省又は防衛装備庁は、前2項に基づく承認をした場合、当該知的財産権に秘密等が含まれる際は、乙が第三者に前2項に係る許諾を行う前に、当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結しなければならない。

(知的財産権の放棄)

第54条 乙は、この契約に係る知的財産権を放棄する場合には、事前に放棄承認申請書(別記様式8)を甲に提出し、承認を得なければならない。乙は、当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。

(産業財産権の管理)

第55条 第49条第2項に該当する場合、乙はこの契約に係る産業財産権について、出願又は申請から権利の成立に係る登録まで必要となる手続を甲の名義(出願人名又は申請者名を防衛装備庁長官とする。)により行うものとする。

2 甲は、前項の場合においてこの契約に係る産業財産権の成立に係る登録が日本国において行われたとき(ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあたっては、当該外国において権利が成立したときとする。)に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、出願審査の請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第56条 乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員(以下「従業者等」という。)が行った発明等がこの契約を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等に至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらをこの契約の実施に適用できる場合は、この限りではない。

(技術資料の取扱い)

第57条 第49条第2項に該当する場合、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料の利用及び処分に関する権利は、甲が有する。ただし、当該技術資料に含まれている乙の固有の技術資料の利用及び処分に関する権利は、乙が有する。また、乙が第三者から提供を受けた技術資料のうち、引き続き当該第三者に利用及び処分に関する権利が帰属するものについては、当該第三者が権利を有する。

2 乙は、甲に提出された技術資料に含まれている乙の固有の技術資料について、その該当する箇所を明示するものとする。

3 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、新研究成果に関する技術資料で契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの(契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたものに関するものに限る。)につき、必要に応じ、乙にその提出を求めることができるものとし、乙が提出したときは、甲は乙に実費を支払うものとする。ただし、この期間は、仕様書等に別段の定めがある場合はこれによる。

4 第1項の規定は、前項の規定により甲に提出された技術資料について準用する。

5 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された乙の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下この条及び次条において同じ。）が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該技術資料のうち乙の指定するものの複製を除く。）することができる。第3項ただし書の規定は、この項において準用する。

6 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、前項の防衛省の行う業務に必要な場合は、契約書若しくは仕様書等又は第3項の規定の定めるところにより甲に提出された技術資料に直接関連がある乙の固有の技術資料の閲覧、複製（乙の指定するものの複製を除く。）及びその内容の防衛省の内部における利用について乙の許諾を求めることができる。この場合において、複製を乙が行うときは、乙に実費を支払うものとする。第3項ただし書の規定は、この項において準用する。

7 甲は、甲がこの契約の履行に当たり知得した乙の固有の技術資料の内容のうち、乙の指定するものについては、乙の承諾のない限り乙の指定する期間、第5項の防衛省の業務に係る防衛省の職員以外の者に漏らさないものとする。

（技術上の協力）

第58条 乙は、第49条第1項第1号及び第2号並びに第57条第5項及び第6項に基づき、防衛省又は防衛省のために第三者が、知的財産権を実施する場合において、乙が甲から技術者の派遣その他の技術的な協力を求められたときは、特に支障のない限り適正な条件でこれに応じなければならない。

（技術上の成果の利用）

第59条 甲は、乙が、甲が承継した知的財産権の実施の許諾を求めた場合は、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、甲が承継した知的財産権の実施料の支払いその他必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項にかかわらず、乙は、防衛省又は防衛装備庁に供する目的で、甲が承継した知的財産権を実施することができる。

（技術上の成果の開示又は公開）

第60条 乙は、甲が有する知的財産権の対象となる発明等の内容を第三者に開示し、又は公開しようとする場合は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。ただし、発明等については、当該発明等の内容が特許庁の発行する公報に掲載公開された後又はすでに公知の事実となったものとして甲が指定した後は、この限りでない。

（立証責任）

第61条 第57条に規定する技術資料が乙の固有の技術資料であるか否か及びこの契約に基づく業務に従事する乙の従業者等の職務行為として行った発明等が新研究成果に係るものであるか否かにつき甲乙間に争いを生じた場合の立証責任は、乙が負う。

（第三者のための製造）

第62条 乙は、この契約物品若しくはこの契約物品と技術上同等の物品を第三者のために製造する場合又は第三者が、それらの物品を防衛省又は乙以外の者のために製造することにつき技術的援助を与える場合は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。

(知的財産権の使用実績)

第63条 乙は、この契約の履行において生じた知的財産権について、甲が使用実績の報告を求めた場合は、これに協力するものとする。

(知的財産権の管理報告)

第64条 乙は、次の各号の内容について、知的財産管理報告書(別記様式9)を作成し、納期までに甲に提出するものとする。

(1) 乙が知る限りにおいて、仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権(出願又は申請中のものを含む。)

(2) 第57条第1項で定める甲に提出された技術資料に含まれる乙の固有の技術資料及び同条第5項で定める乙の指定する技術資料

(再委託における準用)

第65条 乙がこの契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、乙は、この契約条項の履行に支障を与えないよう、この契約条項の規定を準用した契約を当該第三者と締結しなければならない。

(存続条項)

第66条 第48条から第55条まで及び第57条から第63条までの規定は、これらの規定又は仕様書等に期間についての別段の定めがあるものを除き、この契約が終了し、又はこの契約が解除された後においても存続する。ただし、それぞれの知的財産権が消滅した場合、当該知的財産権に係る部分については、この限りでない。

(その他知的財産の取扱いに関する事項)

第67条 国際共同研究開発その他知的財産の取扱いに関するこの契約条項の規定の適用に特段の支障がある場合、この契約条項の規定にかかわらず、仕様書等に別段の定めをすることができる。

第6章 秘密保全

(秘密の保全)

第68条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第7章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第69条 乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知

り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われぬように相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもつぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱に係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
- 6 第3条及び第8条の規定は、前5項についても適用する。

第8章 雑則

（調査）

第70条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
- 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。
- 4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価

を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。

5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第71条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特殊条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特殊条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第72条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

別記様式 1

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産権の帰属に係る申請書

会社名 代表者名（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官（又は分任支出負担行為担当官）（以下「甲」という。）に対し、下記 1 に掲げる試作研究請負契約に係る下記 2 の知的財産権を受ける権利を乙に継続して帰属させることの承認を申請します。

申請に当たり、下記 3 から 1 3 の事項を確約いたします。

記

- 1 ア 調達要求番号
イ 契約件（品）名
- 2 ア 知的財産権の種類
イ 発明等の名称
ウ 発明者等の住所・所属・氏名
エ アが産業財産権のいずれかに該当する場合、出願又は申請する国名
- 3 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で新研究成果に係る国内及び国外における知的財産権を実施する権利（技術資料を処分する権利を除く。）を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。
- 4 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 5 乙は、甲が上記 4 に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
- 6 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、当該知的財産権の実施を許諾しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）

の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であつて、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令（平成12年政令第206号）第2条第3項で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。この場合において、乙は、3から13までの事項に支障を与えないよう、当該知的財産権を移転し、当該知的財産権を実施する権利を許諾し、又は専用実施権等を設定若しくは移転する相手方に対し、必要な事項を約させる。

- 7 乙は、当該新研究成果を表した技術資料に、秘密等が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。
- 8 乙は、乙が解散して清算することとなった場合には、解散の前に知的財産権を甲に譲渡する。
- 9 乙は、当該知的財産権のうち、産業財産権の出願又は申請を行う場合は、事前に書面で甲の承認を得るものとし、当該出願又は申請を行った後、遅滞なく産業財産権出願通知書を甲に提出する。
- 10 乙は、産業財産権の出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）第23条第6項及び同規則様式第26備考23等を参考にして、当該出願書類に産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載する。
- 11 乙は、当該産業財産権の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書を甲に提出する。
- 12 乙は、この契約に係る知的財産権を放棄する場合には、事前に放棄承認依頼書を甲に提出し、承認を得るものとする。当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。
- 13 乙は、この契約の履行において生じた知的財産権について、甲が使用実績の報告を求めた場合は、これに協力するものとする。

別記様式 2

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権出願通知書

下記の試作研究請負契約に係る

特 許 実用新案登録 意 匠 登 録

 の出願又は回路配置

利用権の設定の登録の申請を行ったので、特別条項第 5 1 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 発明等の名称
- 4 発明者等の住所・所属・氏名
- 5 出願日
- 6 出願番号
- 7 出願した国名

添付書類：特許又は実用新案登録のとき（願書、明細書、特許請求の範囲又は実用新案登録請求の範囲、図面、要約書）意匠登録のとき（願書、図面）、回路配置利用権のとき（申請書、図面又は写真）、受領書
関連文書：別記様式 1 の発簡番号

別記様式 3

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権の設定の登録通知書

下記の試作研究請負契約に係る

特 許 権
実 用 新 案 権
意 匠 権
回路配置利用権

 の設定の登録を受け

ましたので、特別条項第 5 1 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 産業財産権者
- 7 登録日
- 8 登録番号
- 9 登録した国名

関連文書：別記様式 2 の発簡番号

別記様式 4

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転承認申請書

下記の試作研究請負契約に係る知的財産権について移転したいので、特別条項第 5 2 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
- 4 移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
- 5 特別条項第 4 9 条から第 5 4 条まで及び第 6 3 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書案等）
- 6 移転の理由

別記様式 5

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転通知書

下記の試作研究請負契約に係る知的財産権について移転しましたので、特別条項第 5 2 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
- 4 移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
- 5 移転日
- 6 特別条項第 4 9 条から第 5 4 条まで及び第 6 3 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書の写し等）

別記様式 6

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

実施許諾承認申請書

下記の試作研究請負契約に係る知的財産権について実施許諾を行いたいの
で、特別条項第 5 3 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
- 4 実施許諾先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
- 5 実施許諾の範囲（国・地域・期間・内容）
- 6 特別条項第 4 9 条、第 5 0 条、第 5 3 条及び第 6 3 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（実施許諾契約の契約書案等）
- 7 承認を受ける理由

別記様式 7

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用実施権等設定承認申請書

下記の試作研究請負契約に係る知的財産権について専用実施権等を設定したので、特別条項第 5 3 条第 2 項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類・番号・名称・国名
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
- 4 専用実施権等の範囲（国・地域・期間・内容）
- 5 設定を受ける者の名称（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
- 6 特別条項第 4 9 条、第 5 0 条、第 5 3 条及び第 6 3 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（専用実施権等の設定に係る契約の契約書案等）
- 7 承認を受ける理由

別記様式 8

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

放棄承認申請書

下記の試作研究請負契約に係る知的財産権について放棄を行いたいので、特別条項第 5 4 条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
- 4 放棄予定日
- 5 放棄の理由

別記様式 9

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産管理報告書

下記の試作研究請負契約に係る知的財産権について、特別条項第 6 4 条の規定に基づき報告します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（出願又は申請中を含む。）の名称・登録（出願）番号・権利者（出願人）・留意事項
- 4 乙の固有の技術資料の名称・番号・記載箇所・乙の固有の技術資料とする理由・著作権及び著作者人格権の許諾の指定

別記様式第10-2号（第37条関係）

研究委託契約特別条項

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、「 」の調査、研究、設計及び試験（以下「研究等」という。）を行い、納期までに、研究等の成果報告書を納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

2 甲は、この契約に別段の定めがあるもののほか、代金のほかこの契約に関しなんらの負担を負わないものとする。

（代金）

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。

第2条 乙に支払われる代金の金額は、特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

（債務の引受け等の承認等）

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(3) この契約の主要部分を第三者に再委託する場合。ただし、研究等のうち、別紙に掲げる部分の研究等を別紙に掲げる者に再委託する場合は、この限りでない。

2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

3 乙は、この契約の全部を一括して第三者に再委託してはならない。

（代理人等の届出）

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合

(2) この契約の主要部分でない部分（軽易なものを除く。）を第三者に再委託する場合。ただし、研究等のうち別紙に掲げる部分の研究等を別紙に掲げる者に再委託する場合は、この限りでない。

（再委託）

第5条 乙は、この契約の一部を第三者に再委託する場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

（第三者の権利の侵害の禁止）

第6条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権

をいう。)又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(技術審査による承認)

第8条 仕様書の定めるところにより乙が技術審査に関する書類を作成して甲の承認を受けた場合は、当該書類(以下「承認書類」という。)は参考として仕様書に添付された図面又は図書の一部となったものとみなす。承認書類が参考として添付された図面又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認書類が優先する。

2 乙は、承認書類に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(特定器材)

第9条 乙は、この契約の履行のために製作し又は購入する研究用器材のうち契約書の別表に定めるもの(以下「特定器材」という。)を研究等の終了後、速やかに特定器材を契約書の別表に定めるところに従い、現状で甲に引き渡すものとする。この場合においては、第2章第3節の規定を準用する。特定器材の所有権は、引渡しの時をもって乙から甲に移転するものとする。

2 乙は、特定器材をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。

3 引渡しに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(職員の派遣)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、甲の指名した職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、職員を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 前項の職員は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、職員の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

第2章 契約の履行

第1節 官給品等

(官給品等の支給及び貸与)

第11条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書の別表及び仕様書の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第12条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書の別表及び仕様書と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適當な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理職員に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合も又同様とする。

2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理職員に提出するものとする。

3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

6 官給品等の性質によって生じた研究等の成果については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(官給品等の返還)

第13条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれを物品管理職員に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第2節 地方防衛局

(地方防衛局)

第14条 乙は、この契約により甲に対してなすべき行為のうち甲が別に指示したものは、所管の地方防衛局、地方防衛局地方防衛支局、地方防衛局地方防衛事務所又は地方防衛局地方防衛支局地方防衛事務所を経由して行うものとする。

第3節 納入

(給付の終了の届出)

第15条 乙は、成果報告書の持込みの完了によりこの契約に基づく給付が終

了した場合は、直ちに委託研究完了届を提出し、その旨を検査官に届け出なければならない。成果報告書が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときも又同様とする。

(受領検査)

第16条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る成果報告書について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

- 2 受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。
- 3 受領検査においては、委託研究完了届を確認した上、成果報告書が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 前項の判定は、前条の届出があった日から10日以内に行わなければならない。
- 5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。
- 6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第17条 甲は、成果報告書が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

- 2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた成果報告書を引き取るのに必要な期間は、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(受領書の交付)

第18条 甲は、成果報告書を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

第4節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第19条 乙は、成果報告書の全部を納入した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。ただし、この請求は特定器材の全部が引渡しが完了するまでは、することができない。

- 2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入及び特定器材の引渡しの確認を得た上、受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。
- 3 甲は、前項に定める支払請求書を受領した場合は、受理した日から30日以内の日乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第20条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

- 2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

(支払遅延利息)

第21条 甲は、約定期間(第19条第3項の期間をいう。以下同じ。)内に

代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第16条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第22条 甲は、第35条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

第5節 納期の猶予及び履行遅滞

(納期の猶予)

第23条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第24条 乙は、前条第2項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数を次の各号に掲げる日数に区分して、それぞれの日数1日につき、延納分に相当する代金に対しそれぞれ次の各号に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

(1) 30日以内の日数 1/3, 500

(2) 30日をこえる日数 1/2, 000

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他予測し難い技術上の障害等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

- (1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数
 - (2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数
 - (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数
 - (4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数
- 3 前項の規定の適用においては、納入は第15条の届出があった時にされたものとみなす。
- 4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第25条 乙は、成果報告書の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。
- 3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(成果報告書の納入不能等の通知)

第26条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに研究等を行い成果報告書を納入する見込みがなくなった場合、研究等を行い成果報告書を納入することができなくなった場合又は第28条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第27条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、研究等を行い成果報告書を納入することができなくなった場合は、乙は研究等を行い成果報告書を納入する義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

- 2 前項の場合において、甲が、乙の既に行った研究等の成果がこの契約による研究委託の目的の一部を充足しているものと認めてそのような成果に関する

る報告書を受領したときは、代金のうちこれに相当する金額を支払う。

- 3 甲の責めに帰すべき理由により、研究等を行い成果報告書を納入することができなくなった場合は、乙は研究等を行い成果報告書を納入する義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。
- 4 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

（損害負担）

第28条 研究等を行っている間に事故が発生した場合において、研究等を継続すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

- 2 前項の事故が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等については、その損害は甲の負担に帰する。
- 3 第1項の事故が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。
- 4 第1項の事故が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 5 第2項ただし書又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

（官給品等の滅失又は損傷）

第29条 乙は、官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

- 2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。
- 4 第3項の規定は、特定器材が滅失し、又は損傷した場合に準用する。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

（契約の変更）

第30条 甲は、研究等の実施が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
- 3 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と

認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。

- 4 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期その他この契約に定めるところを変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第31条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(研究等の一時中止)

第32条 甲は、研究等の実施が完了するまでの間において、その研究等を一時中止させることができる。

- 2 甲が研究等を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、研究等の再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。
- 4 研究等を一時中止した後再開した場合の納期については、第30条第4項の規定を準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第33条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに研究等を行い、成果報告書を納入しなかった場合
 - (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が研究等を行い、成果報告書を納入することができなくなった場合
 - (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに研究等を行い、成果報告書を納入しなかった場合
 - (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が研究等を行い、成果報告書を納入することができなくなった場合
 - (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
 - (6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第34条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行

がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第35条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第24条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第36条 甲は、第33条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに成果報告書を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第34条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 研究成果の取扱い等

(知的財産権等の定義)

第37条 この契約書（第6条を除く。）において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当するもの（以下「産業財産権」と総称する。）並びに著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国におけるこれに相当するもの（以下「著作権」と総称する。）

(2) 技術資料（技術上の成果（文書、図画又は図表に表すことができるものをいう。）を表したものであって、かつ、財産的価値のあるものをいう。以下同じ。）を利用及び処分する権利

2 この契約書において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 発明

(2) 考案

(3) 意匠及びその創作

(4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置及びその創作

(5) 著作物及びその創作

(6) 技術資料及びその創作

3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）

第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為及び技術資料を利用する行為をいう。

4 この契約書において「新研究成果」とは、この契約により生じる文書、図画又は図表に表すことができる技術上の成果をいう。

5 この契約書において「研究開発等」とは、研究、開発、改良、設計（設計変更を含む。）、試験、調査及びその他の委託性のある業務をいう。

（新研究成果の報告）

第38条 乙は、この契約に基づく業務のうち、研究開発等であつて、その履行に当たり甲の承認を得、甲と調整し、又は甲に報告することが、仕様書等で定められたものにおいて、新たに得られた新研究成果があった場合には、甲と調整の上、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない

（知的財産権の帰属）

第39条 甲は、前条の報告後乙が次の各号、第4項、第41条から第44条まで及び第52条の規定のいずれも遵守することを確約して、新研究成果についての知的財産権を継続して自らに帰属させたい旨の申請を甲に書面（別記様式1）で提出し、甲が自ら当該権利を保有することが必要ないと判断したときには、当該権利を乙から譲り受けないことを承認するものとする。また、乙は、第1号において甲又は甲の指定する第三者に知的財産権を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の実施に協力する。

(1) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で新研究成果についての当該知的財産権を実施する権利（技術資料を処分する権利を除く。）を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。

(2) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

(3) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であつて、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令（平成12年政令第206号）第2条第3項で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

(4) この契約に基づく研究開発等から得られた技術資料に秘密等（秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第2条第1項に規定する秘密、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第27条第1

項に規定する装備品等秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密並びに装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）第2項第1号に規定する保護すべき情報をいう。以下同じ。）が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。

- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、又は前項の規定により知的財産権を乙から譲り受けないことを承認しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
- 3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲渡しなければならない。
- 4 第1項の規定に基づいて、甲が知的財産権を乙から譲り受けないことを承認した場合であっても、その後に乙が解散して清算することとなった場合（会社法（平成17年法律第86号）第475条第1号に該当する場合）には、乙は、解散の前に知的財産権（著作権法第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）を甲に譲渡しなければならない。
- 5 第1項から第4項までの規定は、乙が本契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、その結果当該第三者が得た新研究成果についての知的財産権について準用する。この場合において、当該第三者が当該権利を自らに帰属させたい旨の申請を行う場合には、乙を通して行い、乙はこれに協力するものとする。

（著作物の取扱い）

第40条 乙は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された著作物（乙の固有の技術資料（乙が第三者から提供を受けた技術資料を含む。以下同じ。）を除く。）について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。

- 2 乙は、この契約の履行において生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、研究委託性のある請負契約による成果である旨を明示するものとする。

（産業財産権の出願に係る承認等）

第41条 乙は、この契約に係る産業財産権の出願又は申請を行う場合は、事前に書面で甲の承認を得るものとし、当該出願又は申請を行った後、遅滞なく産業財産権出願通知書（別記様式2）を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項に係る産業財産権の出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）第23条第6項及び同規則様式第26備考23等を参考にして、当該出願書類に産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を

記載しなければならない。

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書（別記様式3）を甲に提出しなければならない。

（知的財産権の移転）

第42条 乙は、この契約に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転しようとする場合（当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。）には、事前に移転承認申請書（別記様式4）を甲に提出し、承認を得るとともに、第39条から第44条まで及び第52条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 前項に基づき甲が承認した場合、当該知的財産権に秘密等が含まれる際において、防衛省又は防衛装備庁は乙が前項に係る移転を行う前に当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結しなければならない。

- 3 乙は前項の契約が必要な場合、当該契約が締結されたことを確認の上、第1項に係る移転を行うとともに、当該契約の有無によらず、移転を行なった場合には、遅滞なく、移転通知書（別記様式5）を甲に提出しなければならない。

- 4 乙が第1項に係る移転を行った場合、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第39条第1項各号及び第3項から第5項まで、第40条から第44条まで、第48条並びに第49条の規定を遵守するものとする。

（知的財産権の実施許諾）

第43条 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾しようとする場合（当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。）には、事前に実施許諾承認申請書（別記様式6）を甲に提出し、承認を得るとともに、第39条、第40条、本条及び第52条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に専用実施権等の設定を許諾しようとする場合（当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。）は、専用実施権等設定承認申請書（別記様式7）を甲に提出し、その承認を得るとともに、第39条、第40条、本条及び第52条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 3 防衛省又は防衛装備庁は、前2項に基づく承認をした場合、当該知的財産権に秘密等が含まれる際は、乙が第三者に前2項に係る許諾を行う前に、当

該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結しなければならない。

(知的財産権の放棄)

第44条 乙は、この契約に係る知的財産権を放棄する場合には、事前に放棄承認申請書(別記様式8)を甲に提出し、承認を得なければならない。乙は、当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。

(産業財産権の管理)

第45条 第39条第2項に該当する場合、乙はこの契約に係る産業財産権について、出願又は申請から権利の成立に係る登録まで必要となる手続を甲の名義(出願人名又は申請者名を防衛装備庁長官とする。)により行うものとする。

2 甲は、前項の場合においてこの契約に係る産業財産権の成立に係る登録が日本国において行われたとき(ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあたっては、当該外国において権利が成立したときとする。)に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、出願審査の請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第46条 乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員(以下「従業者等」という。)が行った発明等がこの契約を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等に至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらをこの契約の実施に適用できる場合は、この限りではない。

(技術資料の取扱い)

第47条 第39条第2項に該当する場合、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料の利用及び処分に関する権利は、甲が有する。ただし、当該技術資料に含まれている乙の固有の技術資料の利用及び処分に関する権利は、乙が有する。また、乙が第三者から提供を受けた技術資料のうち、引き続き当該第三者に利用及び処分に関する権利が帰属するものについては、当該第三者が権利を有する。

2 乙は、甲に提出された技術資料に含まれている乙の固有の技術資料について、その該当する箇所を明示するものとする。

3 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、新研究成果に関する技術資料で契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの(契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたものに関係があるものに限る。)につき、必要に応じ、乙にその提出を求めることができるものとし、乙が提出したときは、甲は乙に実費を支払うものとする。ただし、この期間は、仕様書等に別段の定めがある場合はこれによる。

4 第1項の規定は、前項の規定により甲に提出された技術資料について準用

する。

- 5 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された乙の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下この条及び次条において同じ。）が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該技術資料のうち乙の指定するものの複製を除く。）することができる。第3項ただし書の規定は、この項において準用する。
- 6 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、前項の防衛省の行う業務に必要な場合は、契約書若しくは仕様書等又は第3項の規定の定めるところにより甲に提出された技術資料に直接関連がある乙の固有の技術資料の閲覧、複製（乙の指定するものの複製を除く。）及びその内容の防衛省の内部における利用について乙の許諾を求めることができる。この場合において、複製を乙が行うときは、乙に実費を支払うものとする。第3項ただし書の規定は、この項において準用する。
- 7 甲は、甲がこの契約の履行に当たり知得した乙の固有の技術資料の内容のうち、乙の指定するものについては、乙の承諾のない限り乙の指定する期間、第5項の防衛省の業務に係る防衛省の職員以外の者に漏らさないものとする。

（技術上の協力）

第48条 乙は、第39条第1項第1号及び第2号並びに第47条第5項及び第6項に基づき、防衛省又は防衛省のために第三者が、知的財産権を実施する場合において、乙が甲から技術者の派遣その他の技術的な協力を求められたときは、特に支障のない限り適正な条件でこれに応じなければならない。

（技術上の成果の利用）

第49条 甲は、乙が、甲が承継した知的財産権の実施の許諾を求めた場合は、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、甲が承継した知的財産権の実施料の支払いその他必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 前項にかかわらず、乙は、防衛省又は防衛装備庁に供する目的で、甲が承継した知的財産権を実施することができる。

（技術上の成果の開示又は公開）

第50条 乙は、甲が有する知的財産権の対象となる発明等の内容を第三者に開示し、又は公開しようとする場合は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。ただし、発明等については、当該発明等の内容が特許庁の発行する公報に掲載公開された後又はすでに公知の事実となったものとして甲が指定した後は、この限りでない。

（立証責任）

第51条 第47条に規定する技術資料が乙の固有の技術資料であるか否か及びこの契約に基づく業務に従事する乙の従業者等の職務行為として行った発明等が新研究成果に係るものであるか否かにつき甲乙間に争いを生じた場合の立証責任は、乙が負う。

(知的財産権の使用実績)

第52条 乙は、この契約の履行において生じた知的財産権について、甲が使用実績の報告を求めた場合は、これに協力するものとする。

(知的財産権の管理報告)

第53条 乙は、次の各号の内容について、知的財産管理報告書(別記様式9)を作成し、納期までに甲に提出するものとする。

(1) 乙が知る限りにおいて、仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権(出願又は申請中のものを含む。)

(2) 第47条第1項で定める甲に提出された技術資料に含まれる乙の固有の技術資料及び同条第5項で定める乙の指定する技術資料

(再委託における準用)

第54条 乙がこの契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、乙は、この契約条項の履行に支障を与えないよう、この契約条項の規定を準用した契約を当該第三者と締結しなければならない。

(存続条項)

第55条 第38条から第45条まで及び第47条から第52条までの規定は、これらの規定又は仕様書等に期間についての別段の定めがあるものを除き、この契約が終了し、又はこの契約が解除された後においても存続する。ただし、それぞれの知的財産権が消滅した場合、当該知的財産権に係る部分については、この限りでない。

(その他知的財産の取扱いに関する事項)

第56条 国際共同研究開発その他知的財産の取扱いに関するこの契約条項の規定の適用に特段の支障がある場合、この契約条項の規定にかかわらず、仕様書等に別段の定めをすることができる。

第6章 秘密保全

(秘密の保全)

第57条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第7章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第58条 乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、

又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われぬように相応の注意をもって管理しなければならない。

- 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもつぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱に係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
- 6 第3条の規定は、前5項についても適用する。

第8章 雑則 (調査)

第59条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
- 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。
- 4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。
- 5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。
(その他)

第60条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特殊条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特殊条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第61条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

別記様式 1

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産権の帰属に係る申請書

会社名 代表者名（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官（又は分任支出負担行為担当官）（以下「甲」という。）に対し、下記 1 に掲げる研究委託契約に係る下記 2 の知的財産権を受ける権利を乙に継続して帰属させることの承認を申請します。

申請に当たり、下記 3 から 1 3 の事項を確約いたします。

記

- 1 ア 調達要求番号
イ 契約件（品）名
- 2 ア 知的財産権の種類
イ 発明等の名称
ウ 発明者等の住所・所属・氏名
エ アが産業財産権のいずれかに該当する場合、出願又は申請する国名
- 3 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で新研究成果に係る国内及び国外における知的財産権を実施する権利（技術資料を処分する権利を除く。）を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。
- 4 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 5 乙は、甲が上記 4 に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
- 6 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、当該知的財産権の実施を許諾しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）

の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であつて、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令（平成12年政令第206号）第2条第3項で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。この場合において、乙は、3から13までの事項に支障を与えないよう、当該知的財産権を移転し、当該知的財産権を実施する権利を許諾し、又は専用実施権等を設定若しくは移転する相手方に対し、必要な事項を約させる。

- 7 乙は、当該新研究成果を表した技術資料に、秘密等が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。
- 8 乙は、乙が解散して清算することとなった場合には、解散の前に知的財産権を甲に譲渡する。
- 9 乙は、当該知的財産権のうち、産業財産権の出願又は申請を行う場合は、事前に書面で甲の承認を得るものとし、当該出願又は申請を行った後、遅滞なく産業財産権出願通知書を甲に提出する。
- 10 乙は、産業財産権の出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）第23条第6項及び同規則様式第26備考23等を参考にして、当該出願書類に産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載する。
- 11 乙は、当該産業財産権の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書を甲に提出する。
- 12 乙は、この契約に係る知的財産権を放棄する場合には、事前に放棄承認依頼書を甲に提出し、承認を得るものとする。当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。
- 13 乙は、この契約の履行において生じた知的財産権について、甲が使用実績の報告を求めた場合は、これに協力するものとする。

別記様式 2

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権出願通知書

下記の研究委託契約に係る

特 許 実用新案登録 意 匠 登 録

 の出願又は回路配置利用

権の設定の登録の申請を行ったので、特別条項第 4 1 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 発明等の名称
- 4 発明者等の住所・所属・氏名
- 5 出願日
- 6 出願番号
- 7 出願した国名

添付書類：特許又は実用新案登録のとき（願書、明細書、特許請求の範囲又は実用新案登録請求の範囲、図面、要約書）意匠登録のとき（願書、図面）、回路配置利用権のとき（申請書、図面又は写真）、受領書
関連文書：別記様式 1 の発簡番号

別記様式 3

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権の設定の登録通知書

下記の研究委託契約に係る

特 許 権
実 用 新 案 権
意 匠 権
回路配置利用権

 の設定の登録を受けまし

たので、特別条項第 4 1 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 産業財産権者
- 7 登録日
- 8 登録番号
- 9 登録した国名

関連文書：別記様式 2 の発簡番号

別記様式 4

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転承認申請書

下記の研究委託契約に係る知的財産権について移転したいので、特別条項第 4 2 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
- 4 移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
- 5 特別条項第 3 9 条から第 4 4 条まで及び第 5 2 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書案等）
- 6 移転の理由

別記様式 5

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転通知書

下記の研究委託契約に係る知的財産権について移転しましたので、特別条項第 4 2 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
- 4 移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
- 5 移転日
- 6 特別条項第 3 9 条から第 4 4 条まで及び第 5 2 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書の写し等）

別記様式 6

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

実施許諾承認申請書

下記の研究委託契約に係る知的財産権について実施許諾を行いたいので、特別条項第 4 3 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
- 4 実施許諾先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
- 5 実施許諾の範囲（国・地域・期間・内容）
- 6 特別条項第 3 9 条、第 4 0 条、第 4 3 条及び第 5 2 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（実施許諾契約の契約書案等）
- 7 承認を受ける理由

別記様式 7

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用実施権等設定承認申請書

下記の研究委託契約に係る知的財産権について専用実施権等を設定したいので、特別条項第 4 3 条第 2 項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類・番号・名称・国名
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
- 4 専用実施権等の範囲（国・地域・期間・内容）
- 5 設定を受ける者の名称（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
- 6 特別条項第 3 9 条、第 4 0 条、第 4 3 条及び第 5 2 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（専用実施権等の設定に係る契約の契約書案等）
- 7 承認を受ける理由

別記様式 8

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

放棄承認申請書

下記の研究委託契約に係る知的財産権について放棄を行いたいので、特別条
項第 4 4 条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登
録番号・登録した国名
- 4 放棄予定日
- 5 放棄の理由

別記様式 9

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産管理報告書

下記の研究委託契約に係る知的財産権について、特別条項第 5 3 条の規定に基づき報告します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（出願又は申請中を含む。）の名称・登録（出願）番号・権利者（出願人）・留意事項
- 4 乙の固有の技術資料の名称・番号・記載箇所・乙の固有の技術資料とする理由・著作権及び著作者人格権の許諾の指定

別記様式第10-3号(第37条関係)

早期装備化契約特別条項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書(以下「仕様書等」という。)に定めるところに従い、「 」の早期装備化に向けた概念実証、改良、運用実証(以下「改良等」という。)を行い、納期までに成果をまとめた報告書(以下「成果報告書」という。)を納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

2 本契約は、次の各号に掲げるうち、全部または一部で構成することとし、詳細は仕様書において定めるものとする。

(1) 防衛力の一部として利用し得る製品、試作品、技術、サービス等(以下「早期装備化対象候補」という。)の防衛省・自衛隊への納入もしくは貸出、または防衛省・自衛隊が早期装備化対象候補の利用を可能とするための役務の提供

(2) 早期装備化対象候補を部隊等の使用に供する際の課題を検討するための概念実証または防衛省・自衛隊が実施する概念実証の支援

(3) 実証結果を踏まえ装備品等としての要求性能を満たすために必要となる改良

(4) 改良結果を検証するための運用実証

3 成果報告書は、改良等の過程において得られた検討結果及び技術資料等を含むものとし、詳細は仕様書において定めるものとする。

4 甲は、この契約に別段の定めがあるもののほか、代金のほかこの契約に関しなんらの負担を負わないものとする。

(報告)

第2条 甲は、この契約の履行について、契約書、仕様書及び実施計画書を踏まえて、乙に報告を求める権利を有するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲が報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

3 報告に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(代金)

第3条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。

第3条 乙に支払われる代金の金額は、特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(一括委任又は一括請負の禁止)

第4条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ乙の申請を甲が承認した場合は、この限りではない。

2 前項の場合及び軽易な業務を除き、乙が業務の一部を第三者に委任し、若

しくは請け負わせるには、あらかじめ甲に通知しなければならない。

3 乙は、第1項又は第2項により委任若しくは請け負わせた者から更に第三者に委任若しくは請け負いが行われる場合には、あらかじめ甲に通知しなければならない。

4 乙は、第1項の承認を得た場合又は、第2項及び第3項の通知を行った場合であっても、受任者、下請負者又はそれらの被用者（以下「受任者等」という。）の行為につき、甲に対して一切の責任を負うものとする。

（権利義務譲渡の禁止等）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、乙の申請を甲が承認した場合は、この限りではない。

（代理人等の届出）

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合

(2) この契約の主要部分でない部分（軽易なものを除く。）を第三者に再委託する場合。ただし、改良等のうち別紙に掲げる部分の改良等を別紙に掲げる者に再委託する場合は、この限りでない。

（第三者の権利の侵害の禁止）

第7条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

（契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義）

第8条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（特定器材）

第9条 乙は、この契約の履行のために製作し又は購入する器材等のうち仕様書に定めるもの（以下「特定器材」という。）を、仕様書に定めるところに従い、速やかに現状で甲に引き渡すものとする。その際、乙は納品書を甲に提出し、甲は乙の求めに従い受領書を乙に交付するものとする。なお、特定

器材の所有権は、引渡しの時をもって乙から甲に移転するものとする。

- 2 乙は、特定器材をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。
- 3 引渡しに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(職員の派遣)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、甲の指名した職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

- 2 甲は、職員を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 前項の職員は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、職員の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

第2章 契約の履行

第1節 官給品等

(官給品等の支給及び貸与)

第11条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書の別表及び仕様書の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第12条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書の別表及び仕様書と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適當な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理職員に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合も又同様とする。

- 2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理職員に提出するものとする。
- 3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。
- 6 官給品等の性質によって生じた改良等の成果については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。
- 7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、乙の責によらない場合は、甲の負担とする。

(官給品等の返還)

第13条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれを物品管理職員に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、乙の責によらない場合は、甲の負担とする。

第2節 地方防衛局

(地方防衛局)

第14条 乙は、この契約により甲に対してなすべき行為のうち甲が別に指示したものは、所管の地方防衛局、地方防衛局地方防衛支局、地方防衛局地方防衛事務所又は地方防衛局地方防衛支局地方防衛事務所を経由して行うものとする。

第3節 納入

(給付の終了の届出)

第15条 乙は、成果報告書の持込みの完了によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、その旨を検査官に届け出なければならない。

(受領検査)

第16条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る成果報告書について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。

3 受領検査においては、成果報告書が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 前項の判定は、前条の届出があった日から14日以内に行なければならない。

5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。

7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第17条 甲は、成果報告書が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 成果報告書が受領検査において不合格とされた場合であって、乙が当該成果報告書を引き取るのに必要な期間は、甲は善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(納品書の提出等)

第18条 乙は、成果報告書を持ち込む場合、必要事項を記載した納品書を甲に提出し、甲は乙の求めに従い受領書を乙に交付するものとする。

第4節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第19条 乙は、成果報告書の全部を納入した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入の確認を得た上、甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第20条 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

(支払遅延利息)

第21条 甲は、約定期間(第19条第3項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第16条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第22条 甲は、第36条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

第5節 納期の猶予及び履行遅滞

(納期の猶予)

第23条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第24条 乙は、前条第2項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数を次の各号に掲げる日数に区分して、それぞれの日数1日につき、

延納分に相当する代金に対しそれぞれ次の各号に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

(1) 30日以内の日数 1/3, 500

(2) 30日をこえる日数 1/2, 000

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他予測し難い技術上の障害等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

(3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用においては、納入は第15条の届出があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第25条 乙は、成果報告書の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(成果報告書の納入不能等の通知)

第26条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに成果報告書を納入する見込

みがなくなった場合、成果報告書を納入することができなくなった場合又は第28条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第27条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、改良等を行い成果報告書を納入することができなくなった場合は、乙は改良等を行い成果報告書を納入する義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

2 前項の場合において、甲が、乙の既に行った改良等の成果がこの契約による早期装備化の目的の一部を充足しているものと認めてそのような成果に関する報告書を受領したときは、代金のうちこれに相当する金額を支払う。

3 甲の責めに帰すべき理由により、改良等を行い成果報告書を納入することができなくなった場合は、乙は改良等を行い成果報告書を納入する義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

4 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第28条 改良等を行っている間に事故が発生した場合において、改良等を継続すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の事故が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等については、その損害は甲の負担に帰する。

3 第1項の事故が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の事故が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第2項ただし書又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 乙が第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 第1項ただし書の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(官給品等の滅失又は損傷)

第30条 乙は、官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を

文書をもって甲に届け出なければならない。

- 2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。
- 4 第2項及び第3項の規定は、特定器材が滅失し、又は損傷した場合に準用する。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

- 第31条 甲は、改良等の実施が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
 - 3 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。
 - 4 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期その他この契約に定めるところを変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

- 第32条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(改良等の一時中止)

- 第33条 甲は、改良等の実施が完了するまでの間において、その改良等を一時中止させることができる。
- 2 甲が改良等を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。
 - 3 前項に規定する損害賠償の請求は、改良等の再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。
 - 4 改良等を一時中止した後再開した場合の納期については、第31条第4項の規定を準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第34条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに改良等を行い、成果報告書を納入しなかった場合
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が改良等を行い、成果報告書を納入することができなくなった場合
- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに改良等を行い、成果報告書を納入しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が改良等を行い、成果報告書を納入することができなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第35条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第36条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第24条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第37条 甲は、第34条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに成果報告書を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第35条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 成果の取扱い等

(知的財産権等の定義)

第38条 この契約書（第7条を除く。）において「知的財産権」とは、次の

各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当するもの（以下「産業財産権」と総称する。）並びに著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国におけるこれに相当するもの（以下「著作権」と総称する。）
 - (2) 技術資料（技術上の成果（文書、図画又は図表に表すことができるものをいう。）を表したものであって、かつ、財産的価値のあるものをいう。以下同じ。）を利用及び処分する権利
- 2 この契約書において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 発明
 - (2) 考案
 - (3) 意匠及びその創作
 - (4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置及びその創作
 - (5) 著作物及びその創作
 - (6) 技術資料及びその創作
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為及び技術資料を利用する行為をいう。
- 4 この契約書において「新研究開発等成果」とは、この契約により生じる文書、図画又は図表に表すことができる技術上の成果をいう。
- 5 この契約書において「研究開発等」とは、研究、開発、改良、設計（設計変更を含む。）、試験、調査及びその他の委託性のある業務をいう。
（新研究開発等成果の報告）
- 第39条 乙は、この契約に基づく業務のうち、研究開発等であつて、その履行に当たり甲の承認を得、甲と調整し、又は甲に報告することが、仕様書等で定められたものにおいて、新たに得られた新研究開発等成果があった場合には、甲と調整の上、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。
（知的財産権の帰属）
- 第40条 甲は、前条の報告後乙が次の各号、第4項、第42条から第45条まで及び第53条の規定のいずれも遵守することを確約して、新研究開発等成果についての知的財産権を継続して自らに帰属させたい旨の申請を甲に書面（別記様式1）で提出し、甲が自ら当該権利を保有することが必要ないと判断したときには、当該権利を乙から譲り受けないことを承認するものとする。また、乙は、第1号において甲又は甲の指定する第三者に知的財産権を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の実施に協力す

る。

- (1) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で新研究開発等成果についての当該知的財産権を実施する権利（技術資料を処分する権利を除く。）を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。
 - (2) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
 - (3) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令（平成12年政令第206号）第2条第3項で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
 - (4) この契約に基づく研究開発等から得られた技術資料に秘密等（秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第2条第1項に規定する秘密、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第27条第1項に規定する装備品等秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密並びに装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）第2項第1号に規定する保護すべき情報をいう。以下同じ。）が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、又は前項の規定により知的財産権を乙から譲り受けないことを承認しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
 - 3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲渡しなければならない。
 - 4 第1項の規定に基づいて、甲が知的財産権を乙から譲り受けないことを承認した場合であっても、その後乙が解散して清算することとなった場合（会社法（平成17年法律第86号）第475条第1号に該当する場合）には、乙は、解散の前に知的財産権（著作権法第27条及び第28条に掲げる権利

を含む。)を甲に譲渡しなければならない。

- 5 第1項から第4項までの規定は、乙が本契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、その結果当該第三者が得た新研究開発等成果についての知的財産権について準用する。この場合において、当該第三者が当該権利を自らに帰属させたい旨の申請を行う場合には、乙を通して行い、乙はこれに協力するものとする。

(著作物の取扱い)

第41条 乙は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された著作物(乙の固有の技術資料(乙が第三者から提供を受けた技術資料を含む。以下同じ。))を除く。)について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。

- 2 乙は、この契約の履行において生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

(産業財産権の出願に係る承認等)

第42条 乙は、この契約に係る産業財産権の出願又は申請を行う場合は、事前に書面で甲の承認を得るものとし、当該出願又は申請を行った後、遅滞なく産業財産権出願通知書(別記様式2)を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項に係る産業財産権の出願を行う場合は、特許法施行規則(昭和35年通商産業省令第10号)第23条第6項及び同規則様式第26備考23等を参考にして、当該出願書類に産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書(別記様式3)を甲に提出しなければならない。

(知的財産権の移転)

第43条 乙は、この契約に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転しようとする場合(当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。)には、事前に移転承認申請書(別記様式4)を甲に提出し、承認を得るとともに、第40条から第45条まで及び第53条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 前項に基づき甲が承認した場合、当該知的財産権に秘密等が含まれる際において、防衛省又は防衛装備庁は乙が前項に係る移転を行う前に当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結しなければならない。

- 3 乙は前項の契約が必要な場合、当該契約が締結されたことを確認の上、第1項に係る移転を行うとともに、当該契約の有無によらず、移転を行なった場合には、遅滞なく、移転通知書(別記様式5)を甲に提出しなければならない。

4 乙が第1項に係る移転を行った場合、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第40条第1項各号及び第3項から第5項まで、第41条から第45条まで、第49条並びに第50条の規定を遵守するものとする。

(知的財産権の実施許諾)

第44条 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾しようとする場合(当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。)には、事前に実施許諾承認申請書(別記様式6)を甲に提出し、承認を得るとともに、第40条、第41条、本条及び第53条の規定の適用に支障を与えないように当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に専用実施権等の設定を許諾しようとする場合(当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。)は、専用実施権等設定承認申請書(別記様式7)を甲に提出し、その承認を得るとともに、第40条、第41条、本条及び第53条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

3 防衛省又は防衛装備庁は、前2項に基づく承認をした場合、当該知的財産権に秘密等が含まれる際は、乙が第三者に前2項に係る許諾を行う前に、当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結しなければならない。

(知的財産権の放棄)

第45条 乙は、この契約に係る知的財産権を放棄する場合には、事前に放棄承認申請書(別記様式8)を甲に提出し、承認を得なければならない。乙は、当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。

(産業財産権の管理)

第46条 第40条第2項に該当する場合、乙はこの契約に係る産業財産権について、出願又は申請から権利の成立に係る登録まで必要となる手続を甲の名義(出願人名又は申請者名を防衛装備庁長官とする。)により行うものとする。

2 甲は、前項の場合においてこの契約に係る産業財産権の成立に係る登録が日本国において行われたとき(ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあたっては、当該外国において権利が成立したときとする。)に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、出願審査の請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第47条 乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員(以下「従業者等」という。)が行った発明等がこの契約を実施した結果得られたものであり、

かつ、その発明等に至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらをこの契約の実施に適用できる場合は、この限りではない。

(技術資料の取扱い)

- 第48条 第40条第2項に該当する場合、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料の利用及び処分に関する権利は、甲が有する。ただし、当該技術資料に含まれている乙の固有の技術資料の利用及び処分に関する権利は、乙が有する。また、乙が第三者から提供を受けた技術資料のうち、引き続き当該第三者に利用及び処分に関する権利が帰属するものについては、当該第三者が権利を有する。
- 2 乙は、甲に提出された技術資料に含まれている乙の固有の技術資料について、その該当する箇所を明示するものとする。
 - 3 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、新研究開発等成果に関する技術資料で契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの（契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたものに関係があるものに限る。）につき、必要に応じ、乙にその提出を求めることができるものとし、乙が提出したときは、甲は乙に実費を支払うものとする。ただし、この期間は、仕様書等に別段の定めがある場合はこれによる。
 - 4 第1項の規定は、前項の規定により甲に提出された技術資料について準用する。
 - 5 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された乙の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下この条及び次条において同じ。）が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該技術資料のうち乙の指定するものの複製を除く。）することができる。第3項ただし書の規定は、この項において準用する。
 - 6 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、前項の防衛省の行う業務に必要な場合は、契約書若しくは仕様書等又は第3項の規定の定めるところにより甲に提出された技術資料に直接関連がある乙の固有の技術資料の閲覧、複製（乙の指定するものの複製を除く。）及びその内容の防衛省の内部における利用について乙の許諾を求めることができる。この場合において、複製を乙が行うときは、乙に実費を支払うものとする。第3項ただし書の規定は、この項において準用する。
 - 7 甲は、甲がこの契約の履行に当たり知得した乙の固有の技術資料の内容のうち、乙の指定するものについては、乙の承諾のない限り乙の指定する期間、第5項の防衛省の業務に関係のある防衛省の職員以外の者に漏らさないものとする。

(技術上の協力)

第49条 乙は、第40条第1項第1号及び第2号並びに第48条第5項及び第6項に基づき、防衛省又は防衛省のために第三者が、知的財産権を実施する場合において、乙が甲から技術者の派遣その他の技術的な協力を求められたときは、特に支障のない限り適正な条件でこれに応じなければならない。

(技術上の成果の利用)

第50条 甲は、乙が、甲が承継した知的財産権の実施の許諾を求めた場合は、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、甲が承継した知的財産権の実施料の支払いその他必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項にかかわらず、乙は、防衛省又は防衛装備庁に供する目的で、甲が承継した知的財産権を実施することができる。

(技術上の成果の開示又は公開)

第51条 乙は、甲が有する知的財産権の対象となる発明等の内容を第三者に開示し、又は公開しようとする場合は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。ただし、発明等については、当該発明等の内容が特許庁の発行する公報に掲載公開された後又はすでに公知の事実となったものとして甲が指定した後は、この限りでない。

(立証責任)

第52条 第48条に規定する技術資料が乙の固有の技術資料であるか否か及びこの契約に基づく業務に従事する乙の従業者等の職務行為として行った発明等が新研究開発等成果に係るものであるか否かにつき甲乙間に争いを生じた場合の立証責任は、乙が負う。

(知的財産権の使用実績)

第53条 乙は、この契約の履行において生じた知的財産権について、甲が使用実績の報告を求めた場合は、これに協力するものとする。

(知的財産権の管理報告)

第54条 乙は、次の各号の内容について、知的財産管理報告書(別記様式9)を作成し、納期までに甲に提出するものとする。

(1) 乙が知る限りにおいて、仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権(出願又は申請中のものを含む。)

(2) 第48条第1項で定める甲に提出された技術資料に含まれる乙の固有の技術資料及び同条第5項で定める乙の指定する技術資料

(再委託における準用)

第55条 乙がこの契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、乙は、この契約条項の履行に支障を与えないよう、この契約条項の規定を準用した契約を当該第三者と締結しなければならない。

(存続条項)

第56条 第39条から第46条まで及び第48条から第53条までの規定は、これらの規定又は仕様書等に期間についての別段の定めがあるものを除き、この契約が終了し、又はこの契約が解除された後においても存続する。ただし、それぞれの知的財産権が消滅した場合、当該知的財産権に係る部分

については、この限りでない。

(その他知的財産の取扱いに関する事項)

第57条 国際共同研究開発その他知的財産の取扱いに関するこの契約条項の規定の適用に特段の支障がある場合、この契約条項の規定にかかわらず、仕様書等に別段の定めをすることができる。

第6章 秘密保全

(秘密の保全)

第58条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第7章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第59条 乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われぬように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙がもつばら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

6 第4条の規定は、前5項についても適用する。

第8章 雑則

(調査)

第60条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。

5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第61条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特殊条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特殊条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙はサプライチェーン等における人権尊重のための「ガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第62条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

別記様式 1

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産権の帰属に係る申請書

会社名 代表者名（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官（又は分任支出負担行為担当官）（以下「甲」という。）に対し、下記 1 に掲げる早期装備化契約に係る下記 2 の知的財産権を受ける権利を乙に継続して帰属させることの承認を申請します。

申請に当たり、下記 3 から 1 3 の事項を確約いたします。

記

- 1 ア 調達要求番号
イ 契約件（品）名
- 2 ア 知的財産権の種類
イ 発明等の名称
ウ 発明者等の住所・所属・氏名
エ アが産業財産権のいずれかに該当する場合、出願又は申請する国名
- 3 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で新研究開発等成果に係る国内及び国外における知的財産権を実施する権利（技術資料を処分する権利を除く。）を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。
- 4 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 5 乙は、甲が上記 4 に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
- 6 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、当該知的財産権の実施を許諾しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本

国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令（平成12年政令第206号）第2条第3項で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。この場合において、乙は、3から13までの事項に支障を与えないよう、当該知的財産権を移転し、当該知的財産権を実施する権利を許諾し、又は専用実施権等を設定若しくは移転する相手方に対し、必要な事項を約させる。

- 7 乙は、当該新研究開発等成果を表した技術資料に、秘密等が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。
- 8 乙は、乙が解散して清算することとなった場合には、解散の前に知的財産権を甲に譲渡する。
- 9 乙は、当該知的財産権のうち、産業財産権の出願又は申請を行う場合は、事前に書面で甲の承認を得るものとし、当該出願又は申請を行った後、遅滞なく産業財産権出願通知書を甲に提出する。
- 10 乙は、産業財産権の出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）第23条第6項及び同規則様式第26備考23等を参考にし、当該出願書類に産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載する。
- 11 乙は、当該産業財産権の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書を甲に提出する。
- 12 乙は、この契約に係る知的財産権を放棄する場合には、事前に放棄承認依頼書を甲に提出し、承認を得るものとする。当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。
- 13 乙は、この契約の履行において生じた知的財産権について、甲が使用実績の報告を求めた場合は、これに協力するものとする。

別記様式 2

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権出願通知書

下記の早期装備化契約に係る

特 許
実用新案登録
意 匠 登 録

 の出願又は回路配置利用

権の設定の登録の申請を行ったので、条項第 4 2 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 発明等の名称
- 4 発明者等の住所・所属・氏名
- 5 出願日
- 6 出願番号
- 7 出願した国名

添付書類：特許又は実用新案登録のとき（願書、明細書、特許請求の範囲又は実用新案登録請求の範囲、図面、要約書）意匠登録のとき（願書、図面）、回路配置利用権のとき（申請書、図面又は写真）、受領書

関連文書：別記様式 1 の発簡番号

別記様式 3

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権の設定の登録通知書

下記の早期装備化契約に係る
特 許 権
実 用 新 案 権
意 匠 権
回路配置利用権
の設定の登録を受けまし

たので、契約条項第 4 2 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 産業財産権者
- 7 登録日
- 8 登録番号
- 9 登録した国名

関連文書：別記様式 2 の発簡番号

別記様式 4

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転承認申請書

下記の早期装備化契約に係る知的財産権について移転したいので、契約条項第 4 3 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
- 4 移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
- 5 契約条項第 4 0 条から第 4 5 条まで及び第 5 3 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書案等）
- 6 移転の理由

別記様式 5

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転通知書

下記の早期装備化契約に係る知的財産権について移転しましたので、契約条項第 4 3 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
- 4 移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
- 5 移転日
- 6 契約条項第 4 0 条から第 4 5 条まで及び第 5 3 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書の写し等）

別記様式 6

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

実施許諾承認申請書

下記の早期装備化契約に係る知的財産権について実施許諾を行いたいので、
契約条項第 4 4 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
- 4 実施許諾先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
- 5 実施許諾の範囲（国・地域・期間・内容）
- 6 契約条項第 4 0 条、第 4 1 条、第 4 4 条及び第 5 3 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（実施許諾契約の契約書案等）
- 7 承認を受ける理由

別記様式 7

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用実施権等設定承認申請書

下記の早期装備化契約に係る知的財産権について専用実施権等を設定したいので、契約条項第 4 4 条第 2 項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類・番号・名称・国名
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
- 4 専用実施権等の範囲（国・地域・期間・内容）
- 5 設定を受ける者の名称（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
- 6 契約条項第 4 0 条、第 4 1 条、第 4 4 条及び第 5 3 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（専用実施権等の設定に係る契約の契約書案等）
- 7 承認を受ける理由

別記様式 8

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

放棄承認申請書

下記の早期装備化契約に係る知的財産権について放棄を行いたいので、契約条項第 4 5 条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
- 4 放棄予定日
- 5 放棄の理由

別記様式 9

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産管理報告書

下記の早期装備化契約に係る知的財産権について、契約条項第 5 4 条の規定に基づき報告します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（出願又は申請中を含む。）の名称・登録（出願）番号・権利者（出願人）・留意事項
- 4 乙の固有の技術資料の名称・番号・記載箇所・乙の固有の技術資料とする理由・著作権及び著作者人格権の許諾の指定

(様式例)

知的財産管理報告書

1 仕様書で定める事項の遂行にあたり実施した又は留意すべき特許権、実用新案権又は意匠権（出願中を含む。）

通番	登録番号（出願番号）	名称	権利者（出願人）	備考

2 契約相手方の固有の技術資料（※）

通番	提出書類の名称及び番号	記載箇所	理由	著作権及び著作者人格権の許諾の指定

※契約相手方の固有の技術資料とは、契約相手方が契約前から保有する技術資料及び契約相手方が契約履行中に契約書又は仕様書の定めによらずに独自に取得した技術資料をいい、契約相手方が第三者から提供を受けた技術資料も含まれる。

公 告 第 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得 (年装備庁公示第 号) を熟知の上、参加されたい。

記

- 1 入 札 方 式 一般競争入札
- 2 入 札 日 時 令和 年 月 日 時 分
- 3 入 札 場 所 防衛装備庁調達事業部 調達官 (室)
ただし、紙入札方式を併用する場合は、防衛装備庁第
入札室 (D棟 F)にて行う。
- 4 参 加 資 格 (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であ
ること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であ
つて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条
中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であ
ること。
(3) 年度防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格)
「 」の 等級に格付けされ 地域の競争参加資
格を有する者であること。
また、上記の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務
取扱細則第 18 条第 4 項各号のいずれかに該当する者であ
ること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようと
する者については、令和 年 月 日 () 時 分まで
に当該要件を証する書類等を提出すること。
(4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官か
ら「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」
に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でない
こと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係
又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の
売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を
行おうとする者でないこと。
- 5 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該
金額の※ 1 パーセントに相当する額を加算した金額をも
って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消
費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問
わず、見積もった契約金額の※ 2 に相当する金額を入札
書に記載すること。

- 6 保証金 入札保証金……見積もる契約金額の $\frac{5}{100}$ 以上の金額の銀行小切手を通常とする。
 契約保証金……契約金額の $\frac{10}{100}$ 以上の現金又は銀行との間の連帯保証状を通常とする。
- 7 保証金の処分 入札保証金は、落札者が契約を結ばないとき、契約保証金は契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。
- 8 保証金納付の免除 6の保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときは入札保証金を、履行保証保険契約を結んだときは契約保証金を免除する。
- 9 入札の無効 4の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 10 契約書作成の必要の有無 有 無
- 11 適用する契約条項
- 12 入札に付する事項

調達要求番号	品名	規格	数量	納入場所	納期	摘要

- (1) 説明会 有 (令和 年 月 日 時等) 無
- (2) 見本提出 有 無
- (3) 内訳明細書提出 有 無
- 13 その他
- (1) 防衛装備品等調達システムの利用
 本件は、防衛装備品等調達システムを利用する案件である。防衛装備品等調達システムによる入札の場合、入札書の受領期間は令和 年 月 日() 時 分から令和 年 月 日() 時 分までとする。ただし、行政機関の休日を除く。なお、防衛装備品等調達システムの障害により、入札取り止めを含め、本公告内容が変更となる場合がある。また、防衛装備品等調達システムにより難しい者については紙入札方式を用いるものとする。この場合には、令和 年 月 日() 時 分までに防衛装備庁調達事業部 調達官(室)付契約担当に「紙入札方式参加届」を提出すること。
- (2) 端数処理 入札書に記載された金額の※3に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
- (3) 下請負 現に指名停止を受けている者の下請負(下請負の届出によるものを除く。)については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- (4) その他 本書記載事項の詳細及び仕様書等の貸出又は閲覧については 調達官(室) 班(問い合わせ先: 03(3268)3111内線)に照会の

こと。

入札金額が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、または、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、落札者として認められない場合がある。

備考 不要の字句を抹消すること。

注：※1印には適切な消費税及び地方消費税の税率を合わせた率を百分比で表した数値を記入すること。

※2印には $\frac{100}{100 + (\text{※1の数値})}$ と記入すること。

※3印には $\frac{100 + (\text{※1の数値})}{100}$ と記入すること。

別記様式第12号（第66条関係）

保管金振込書

第 号	
保 管 金	
金 額	¥
上記の金額を防衛装備庁 の保管金として振り込みました。	
令和 年 月 日	
振込人	住 所 会 社 名 代 表 者 名 担 当 者 名 連 絡 先
日本銀行虎ノ門代理店 御中	

別記様式第13号（第66条関係）

保管金領収証書

第 号	
保 管 金	
金 額	¥
上記の金額を領収しました。	
令和 年 月 日	
日本銀行虎ノ門代理店	
防衛装備庁 歳入歳出外現金出納官吏	
殿	

別記様式第14号(第66条関係)

保管金提出書

第 号

金 額

¥

提出事由

調達要求番号

品 名

入札
落札 年月日

令和 年 月 日

入札場所

契約金額

上記の金額を 入札
契約 保証金として提出します。

内訳 現金 円也

小切手 円也

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

防衛装備庁
歳入歳出外現金出納官吏

殿

受 入	
令和 年 月 日	
係 長	小切手 No

別記様式第15号(第66条関係)

保管金受領書

第 号

金 額

¥

保管の事由

令和 年 月 日入札

調達要求番号

の入札
契約 保証金として

上記の金額を受領しました。

令和 年 月 日

防衛装備庁

歳入歳出外現金出納官吏

殿

上記の金額の払渡し(小切手・振込)を請求します。

令和 年 月 日

郵便番号

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

防衛装備庁

歳入歳出外現金出納官吏

殿

納入確認

指 定 振 込 先	金融機関名 及び支店名	
	金融機関コード 及び支店コード	
	預金区分	
	口座名義	カタカナ 漢字
	口座番号	

上記の金額を受領しました。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

防衛装備庁

歳入歳出外現金出納官吏

殿

出 納 官 吏	支 払 済	
	令和 年 月 日	
	係 長	小切手番号

- 備考
- 1 払渡しの方法については、「小切手」又は「振込」のうち希望するものを○で囲む。
 - 2 振込による払渡しを希望する場合は、指定振込先の欄に必要な事項を記入する。
 - 3 受領欄は、小切手により払渡しを受ける場合のみ記入する。

政府保管有価証券提出書

(提出の事由)

(何庁) 取扱主任官 殿

年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

下記証券を提出します。

日本銀行（何店）御中

年 月 日

(何庁) 取扱主任官 官職 氏名

下記の証券を寄託します。

証券名称	枚数	総額面	内 訳				備考
			額面	回記号	番号	附属利賦札	

備考

- 1 無額面株券については、総額面を零とし、額面に代えて券面ごとの株数を記入すること。
- 2 株券以外の記名証券については、名義人の裏書をなし、又は名義人の白紙委任状及び処分承諾書を添付すること。

政府保管有価証券受領証書

(保管の事由)

(有価証券の提出場所)

(提出年月日)

何 某 殿

年 月 日

(何庁) 取扱主任官 官職 氏名

下記の証券を受領しました。

(何庁) 取扱主任官 殿

年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

下記の証券払渡の証書受領しました。

証券名称	枚数	総額面	内 訳				備考
			額面	回記号	番号	附属利賦札	

備考

- 1 無額面株券については、総額面を零とし、額面に代えて券面ごとの株数を記入すること。
- 2 本書をもって有価証券の払渡を請求するときは、書式中領収欄に記名すること。
- 3 利札又は賦札でけん欠のものがあるときは、備考欄にその旨記入すること。

別記様式第18号(第66条関係)

保 險 証 券 提 出 書

第 号

金 額

¥

提 出 事 由

調達要求番号

品 名

入札
落札

年月日

令和

年

月

日

入 札 場 所

契 約 金 額

¥

上記の金額を 入札
契約 保証保険証券として提出します。

内 訳

保 險 証 券

(1) 保険会社名

(2) 期 間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

防衛装備庁
政府保管有価証券取扱主任官

殿

受 入	
令和 年 月 日	
取扱主任	証書 No

別記様式第19号（第66条関係）

保険証券受領証書

第 号

保険証券金額

¥

保険証券及番号

保険会社名

調達要求番号

品 名

期 間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

上記の保険証券を^{入札}契約保証金として受領しました。

なお、保証債務消滅後は官側において消滅手続をとりますので、ご了承下さい。

令和 年 月 日

防衛装備庁
政府保管有価証券取扱主任官

殿

入札書（見積書）

貴公告又は通知に対し、入札及び契約心得に示す内容及び適用する契約条項等を承諾又誓約の上、下記のとおり提出します。

入札（見積）金額 ￥

入札公告（通知）番号					
入札（見積）件名					
納期（履行期限等）					
納入（履行）場所					
品名（件名）	規格等	数量	単位	単価	金額
合計					
令和 年 月 日					
殿					
住所 会社名 代表者					
業者コード <input type="text"/>					

※ 金額欄の記載要領（「消費税及び地方消費税」を以下「消費税」という。）

- 課税事業者：適用する消費税率に応じて、 $100 / (100 + \text{適用税率})$ に相当する金額を記載する。
- 免税事業者：課税事業者に適用される消費税率が適用されたと仮定し、上記と同様の金額を記載する。

別記様式第22号（第71条関係）

入札日 年 月 日

落札等判定書

調達要求番号		契約方式	
品名		契約方法	
数量		納期	年 月 日

競落者は入札条件の品名、規格、数量、納期等に合致した最低の入札者であります。

業者名	金額	金額	金額	摘要
総合意見				

別記様式第25号 削除

契 約 書

甲及び乙は、下記により、（選択）※1 契約を締結する。			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 契約金額 円 （うち消費税額及び地方消費税額円） </div>			
〔単価 円（うち消費税額及び地方消費税額円）〕			
調 達 要 求 番 号 等			
契 約 番 号 等			
契 約 品 名（件名）			
規 格 等			
数 量 ・ 単 位			
納 期（履行期限等）			
納 入（履行）場 所			
契 約 方 法	（選択）※2		
前 金 払	（選択）※3	部 分 払	（選択）※5
契 約 保 証 金	（選択）※4	官 給 品 等	（選択）※6
適 用 する 基 本 条 項	（選択）※7		
適 用 する 特 約 条 項 等	（選択）※8		
そ の 他 特 記 事 項			
令和 年 月 日 甲 乙 住 所 会 社 名 代 表 者 名			
			業者コード <input style="width: 100px;" type="text"/>

〔記載要領〕

- (選択) ※1 : 契約の種類を記入
- (選択) ※2 : 「確定」、「準確」、「概算」のうち、該当する契約方法のいずれかを記入
- (選択) ※3 : 「有 (担保 有)」、「有 (担保 無)」、「無」のいずれかを記入
- (選択) ※4 : 「有」、「無」のいずれかを記入
- (選択) ※5 : 「有」、「無」のいずれかを記入
- (選択) ※6 : 「有」、「無」のいずれかを記入
- (選択) ※7 : 適用する基本契約条項又は特別契約条項を記入
- (選択) ※8 : 適用する特約条項及び特殊条項を記入

備考 (選択) ※8について、所定欄に記入できない場合は、別紙を添付の上、記入すること。

別記様式第26-1号 (別紙)

契約番号等	
契約品名 (件名)	

適用する契約条項等

番号	種類	名称
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

別記様式第27号（第90条関係）

支出負担行為書F									
()									
認証する 支出負担行為認証官				整理する (選択) ※1					
決議	令和	年	月	日	決議	令和	年	月	日
発議	令和	年	月	日	発議	令和	年	月	日
支出負担行為実施 計画示達額		円			支出負担行為 整理番号		第 号		
今回の分を含む 認証額		円			支出負担行為 年月日		令和 年 月 日		
差引残額		円			支出負担行為 登記済				
令和 年度 (選択) ※2	会計名	所管	組織	項	目	目の細分			
	一般会計	防衛省	防衛省			事項			
契約内容	調達要求番号：			契約の種類：					
	品名：			数量：					
	納期：令和 年 月 日			契約方式・方法：					
	納地：			支出負担行為担当官： (選択) ※3					
その他：									
支出負担行為額			相手方	住所					
¥	円			氏名 業者コード					
支出負担行為認証年月日			令和 年 月 日						
支出負担行為認証番号									
物別官(室)名			官(室) 班						

(記載要領)

(選択) ※1 : 「支出負担行為担当官」、「分任支出負担行為担当官」のいずれかを記入

(選択) ※2 : 「歳出予算」、「継続費」、「国庫債務負担行為」のうち該当する予算区分を記入

(選択) ※3 : 「本官」、「分任官」のうち該当する担当官を記入

別記様式第28号（第93条関係）

装備庁契約品出荷予定通知書

令和 年 月 日

防衛装備庁
官（室）

調達要求番号		物品整理番号 品名			
単 位		総 数 量		物別官（室）	
納 入 業 者	(所在地) (業者名)		(電話)		
納 期		物品納入後の保証期 間			
単 価		契 約 金 額			
仕 様 書	部添付	装 備 品		契約変更	(選択) ※1
出 荷 区 分					
部隊又は駐屯地機関名		物品管理単位名		数量	梱包数

(記載要領)

(選択) ※1 : 「納地」、「納期」、「数量」のうち該当する契約変更を全て記入

別記様式第29号（第104条関係）

.....証明申請書

年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

事項につき証明願います。

について下記

記

- 1
- 2
- 3

証 明 書

上記の件について、 年 月 日 したことを証明する。

証明番号 第 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

下請負（選択）※1 書

令和 年 月 日

（選択）※2 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

を下請負として貴部発注

調 達 要 求 番 号
認 証 番 号 認 証 年 月 日
品 名 数 量
監 査 付 契 約

（選択）※3

に関する契約について別紙のとおり請け負わせたいので （選択）※4

承 認 書

調 達 要 求 番 号
認 証 番 号 認 証 年 月 日
品 名 数 量

の契約にかかる事項について、
下記条件を付して承認する。

に請け負わせることを

記

- 1
- 2
- 3

承認番号 （選択）※5 下請負第 号

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

注：不要の箇所は抹消すること。

（選択）※1：「承認申請」「届出」のいずれかを記入する。

（選択）※2：該当する担当官等を記入する。オンライン入力の場合には「支出負担行為担当官」「分任支出負担行為担当官」のいずれかを選択する。

（選択）※3：「有」「無」のいずれかを記入する。

（選択）※4：「承認願います。」「お届けします。」のいずれかを（選択）※1に応じて記入する。

（選択）※5：担当調達官（室）を記入する。

別記様式第30号 別紙

- 1 下請負を行わせようとするものの、名称、所在地、資本金、営業状況、生産設備及び従業員の概要

- 2 下請負を必要とする理由

- 3 下請負の範囲及び下請負に係わる契約金額又は見積額

- 4 契約相手方と下請負を行わせようとする者との下請負部分に係わる納入条件（納期、納入場所等）

- 5 その他必要と認める事項

別記様式第31号（第120条、第121条関係）

		決裁	年	月	日
		起案	年	月	日
<p>下請負の承認について</p> <p>現在、製造請負契約履行中の下記品目について、契約相手方である から別添のとおり下請負承認願が提出され、審査した結果適当と認められるのでこれを承認したい。</p>					
契 約 内 容					
調達要求番号					
品 名					
契 約 金 額					
特 約 条 項					
申請書に付すべき条件	別紙のとおり				
原価管理官	殿 官(室長)				
上記契約に関し、下請負の承認の可否について協議する。					
原価管理官	殿 原価管理官				
上記契約に関し、次のとおり処理されたく回答する。					
下請負の可否	可		否		
可の場合の条件					
備 考					

注1：下請負の可否欄は、該当文字を○で囲むこと。

注2：不要の箇所は抹消のこと。

別記様式第31号 別紙

下請負承認申請書の承認に当たって、当該申請書に記載すべき条件

- (1) 基本契約条項第 条に規定する下請負に係る条件以外なし。
- (2) 基本契約条項第 条に規定する下請負に係る条件。
- (3) 甲は、下請負者に発生した費用についての原価監査を実施する場合において、原価監査官を当該下請負者の営業所等に派遣する必要があると認めるときは、当該監査官を当該営業所等に派遣するものとする。
- (4) 乙は、当該契約に定める実際価格計算書、確定計算価格見積書、実際原価計算書及び資料の提出並びに計算規則の確認及び原価監査について、下請負者にも準用されることを当該下請負者との間で取り決めておくものとする。
- (5) 乙は、前号の規定により取り決めを行った場合には、速やかにその書面を所掌の物別官（室）に提出するものとする。

注：(1)～(2)の記載すべき条件は、契約内容に応じて選択して使用すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

（製造・役務・売買）納入計画書の提出について

下記契約物品に関する（製造・役務・売買）納入計画書を別紙のとおり提出します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 品名
- 3 数量
- 4 認証番号
- 5 認証年月日
- 6 契約金額及び単価
- 7 納入期日
- 8 納入場所

備考 製造納入計画書の場合には、「役務・売買」を、役務納入計画書の場合には、「製造・売買」を、売買納入計画書の場合には、「製造・役務」を、それぞれ抹消すること。

別記様式第32号 別紙1

(製造・役務・売買) 納入計画書

工程名	月		備考
	日		
設計			
承認用図面			
材料入手			
購入部品			
下請加工			
社内加工			
組立			
社内検査			
官検			
出荷			
納入			

2 納入部品明細

品名	購入先名	住所	発注年月日	入手年月日	備考

3 予定下請負明細

下請負品名	下請負者名	住所	発注年月日	入手年月日	備考

4 社内加工明細

工程名	部品名	着手年月日	終了年月日	備考

5 材料明細

品名	購入先名	住所	発注年月日	入手年月日	備考

6 受検場所

- 備考
- 1 製造納入計画書の場合には、「役務・売買」を、役務納入計画書の場合には、「製造・売買」を、売買納入計画書の場合には、「製造・役務」を、それぞれ抹消すること。
 - 2 2. 3. 4. 5については主要なものを記入すること。
 - 3 売買納入計画書の場合には、6についてのみ記入すること。
 - 4 5について手持材料による場合には㊦と記入すること。
 - 5 5について一般商社から材料を購入する場合には、備考欄に製作者名を記入すること。

別記様式第33号（第137条、第145条関係）

役務対象物品
 官給品等 } の異状等に関する協議書

殿		装庁協第 号 令和 年 月 日	
防衛装備庁長官			
調 達 要 求 (契 約) 内 容			
調達要求番号		納 期	令和 年 月 日
品 名		契約相手方	
数 量			
単 価	¥	認 証	番 号 年月日 令和 年 月 日
金 額	¥		
官 給 期 日		官 給 場 所	
上記契約に係る（役務対象物品・官給品等）について、次のとおり異状等が認められるので、その措置について協議する。			
異状等と認められる品名、 物品整理番号及び数量			
異状等と認められる内容			
契 約 変 更 の 要 否			
役 務 一 時 中 止 の 要 否			
そ の 他			
防衛装備庁長官 殿		第 号 令和 年 月 日	
装庁協第 号による協議事項については、次のとおり実施されたい。			
官 給 の 可 否	可	否	
可とする場合の条件措置 (官給期日、場所等)			
否とする場合の条件措置 (契約変更要求事項等)			
役務一時中止に関する事項			
そ の 他			

- 備考 1 所定欄に記載できない部分については、別紙を添付すること。
 2 官給の可否欄は、当該文字を○で囲むこと。

別記様式第34号（第142条関係）

発見役務の措置に関する協議書

殿		装庁協第 令和 年 月 日	号 日
防衛装備庁長官			
調 達 要 求 (契 約) 内 容			
調達要求番号		品 名	
仕様書番号		数量及び金額	
納 期	令和 年 月 日	契約相手方	
上記契約について、次のとおり発見役務が認められるので、その措置について協議する。			
発見役務の箇所、内容及び認める理由			
発見役務実施の指示の有無及びその理由			
役務実施の一時中止の指示の有無及びその理由			
仕様書、納期等変更の要否等			
所要経費の概算見込額			
そ の 他			
防衛装備庁長官 殿		第 令和 年 月 日	号 日
装庁協第 号による協議事項について、次のとおり回答する。			
仕様書等変更の可否	可	否	
可とする場合の条件措置（仕様書変更時期、仕様変更内容、予算措置等）			
否とする場合の条件措置			
役務の一時中止に関する措置			
そ の 他			

- 備考 1 所定欄に記載できない部分については、別紙を添付すること。
2 仕様書等変更の可否欄は、当該文字を○で囲むこと。

官給品等の目的以外使用(利用)申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

調達要求番号

認証番号、認証年月日

契約品名及び数量 に係る

官給品等について、下記のとおり契約の目的外に使用(利用)致したいので承認願います。

記

- 1 目的以外に使用(利用)する官給品等の名称、形式、数量、期間等
- 2 目的以外に使用(利用)を必要とする理由
 - (1) 調達要求番号
 - (2) 認証番号、認証年月日
 - (3) 契約品名及び数量
- 3 その他必要事項

上記承認について、承認する。
承認しない。

承認の条件

第 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官の
命により

支出負担行為担当官補助者

〇〇防衛局調達(装備)部長又は

〇〇防衛局〇〇防衛支局長等

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

別記様式第36号（第150条関係）

官給遅延
官給困難

）に関する協議書

殿		装庁協第 号 令和 年 月 日	
防衛装備庁長官			
契 約 内 容			
調達要求番号		納 期	令和 年 月 日
品 名		契約相手方	
数 量			
単 価	¥	認 証	番 号 年月日 令和 年 月 日
金 額	¥		
官 給 期 日		官 給 場 所	
上記契約に係る下記官給品等が契約相手方に対し（官給遅延・官給困難）となっているので、その措置について協議する。			
官給遅延、官給困難と認めた品名、物品整理番号及び数量			
契約履行の確保に及ぼす影響			
契 約 変 更 の 要 否			
役 務 一 時 中 止 の 要 否			
そ の 他			
防衛装備庁長官 殿		第 号 令和 年 月 日	
装庁協第 号による協議事項については、次のとおり実施されたい。			
官給の可否	可	否	
可とする場合の条件措置 （官給期日、場所等）			
否とする場合の条件措置 （契約変更要求事項等）			
役務一時中止に関する事項			
そ の 他			

- 備考 1 所定欄に記載できない部分については、別紙を添付すること。
2 官給の可否欄は、当該文字を○で囲むこと。

別記様式第37号(第153条関係)

官給困難品調達計画表

調達要求番号
 契約品名
 契約番号

支出負担行為担当官 殿

文書番号
 年 月 日

住所
 会社名
 代表者名
 担当者名
 連絡先

次のとおり調達してよろしいか伺う。

項目 番号	物品番号	物 品 整理番号	品 名	単 位	数 量		原価見込額		調達代価 見込額	納入見込 年月日	調達方法			区分		輸入品 有 無	備 考
					調達	使用	単価	金額			入札	見積合せ	随契	CPP	CFP		

承認する。

注：CPP = 業者調達部品
 CFP = 業者委託調達部品

指示番号
 指示年月日

防衛装備庁
 支出負担行為担当官の命により
 支出負担行為担当官補助者
 ○○防衛局調達(装備)部長又は
 ○○防衛局○○防衛支局長等

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

契約金額 ××見込報告書

標記について、下記役務請負契約に係る本役務を完了するに要する費用が、〇〇代
価の限度額に対し、××が見込まれますので、契約条項に基づき報告します。

記

- 1 調 達 要 求 番 号
- 2 品 名
- 3 数 量
- 4 認証番号及び年月日
- 5 納 期
- 6 中 途 確 定 期 限
- 7 支 払 限 度 額 ××見込額（明細は別紙1又は2のとおり。）
〇 〇 〇 代 価 円

- 備考 1 「〇〇〇代価」とある箇所には、報告する該当代価の名称を記載すること。
2 「××見込」とある箇所には、超過又は減額の区分を明記すること。

令和 第 号
年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

支出負担行為担当官補助者
〇〇防衛局調達(装備)部長又は
〇〇防衛局〇〇防衛支局長等

契約金額 ××報告書に係る審査書

標記について、〇〇〇(株)から別添のとおり報告書が提出されたので所見を付して報告する。

支出負担行為 担当官		分任支出負担行為担当官		
		調達事業部長	(選択) * 1	
調達要求番号		品 名		
所 見	物別官(室)	官(室長)		
	調達部等			

添付書類： 契約金額 ××見込報告書
写送付先： 〇〇課(室)長

備考 該当すべき字句以外を抹消し使用すること。

(選択) * 1 : 「調達総括官」「総括装備調達官」のいずれかを記入する。

業者調達部品表
業者委託調達部品表

調達要求番号
品名
契約番号
認証番号
契約相手方

令和 年 月 日
(令和 年 月 日)

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

本部品表の記載内容は事実に相違ないことを認む。

支出負担行為担当官補助者

〇〇防衛局調達(装備)部長又は

〇〇防衛局〇〇防衛支局長等

本部品表に記載する部品の価格等は監
査の結果適正であることを確認する。

本部品表に記載する部品は官の行った
検査に合格したものである。

原価監査官

検査官

別記様式第40-2号(第158条関係)

業者調達部品表
業者委託調達部品表

調達要求番号
品名
契約番号
認証番号
契約相手方

令和 年 月 日

(令和 年 月 日)

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

本部品表の記載内容は事実に相違ないことを認む。

支出負担行為担当官補助者

〇〇防衛局調達(装備)部長又は

〇〇防衛局〇〇防衛支局長等

本部品表に記載する部品の価格等は監査の結果適正であることを確認する。

支出負担行為担当官補助者

〇〇防衛局調達(装備)部長又は

〇〇防衛局〇〇防衛支局長等

本部品表に記載する部品は官の行った検査に合格したものである。

原価監査官

検査官

別記様式第41号（第158条関係）

業者調達部品総括表
業者委託調達部品総括表

今回請求額 円
請求済額 円
合計請求額 円
今回請求額内訳

（例示）

調達原価 円
総利益 円
合計 円

（別紙明細）

今回請求分の部品を使用した契約品名の番号

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

調達要求番号
契約品名及び数量
納期

認証番号・認証年月日

に関する契約物品について、令和 年 月 日検査の結果、別紙のとおり契約書及び仕様書等と相違し不合格となりましたが、契約条項第 条に基づき申請します。

添付書類：別紙

上記申請について、承認する。
承認しない。

承認の条件

第 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

別記様式第43号 別紙

- 1 仕様書等と異なる箇所又は部分
- 2 仕様書等と異なる物品を製造した理由
- 3 不合格品の使用上の欠陥
- 4 不合格部分の手直し等の可否及びその所要日数
- 5 不合格品の再製造の可否及びその所要日数
- 6 その他必要と認める事項

備考 仕様書等と異なる部分については、図面等を添付の上、詳細に記述すること。

別記様式第44号（第181条関係）

値引受領・特別受領に関する不合格品調査書・協議書・処置

契 約 内 容			
調達要求番号		納 期	令和 年 月 日
品 名		認 証	番 号
数 量	契約数量 中		年 月 日
			令和 年 月 日

不 合 格 品 調 査 書	
	令和 第 年 月 日
	左記調査書に基づく不合格品は (1) 契約事務に関する訓令に係る事務要領について（装管調第252号。27.10.1） 第 条第 号に該当するものと認定する。 (2) 契約事務に関する訓令に係る事務要領について（装管調第252号。27.10.1） 第 条第 号に該当しないものと認定する。

不 合 格 品 の 受 領 に 関 す る 協 議 書			
殿	令和 第 年 月 日	防衛装備庁長官 殿	令和 第 年 月 日
上記契約物品について、不合格品調査書のとおり認定したが、その受領の可否等について協議する。		第 号による協議については、次のとおり実施されたく回答する。	
(意見) 1 再製造、再補修等の可否	受領の可否	可	否
	可とする場合の条件、措置		
	否とする場合の条件、措置	1 令和 年 月 日まで納期猶予するから、合格品を納入するよう指示されたい。 2 本申請に係る数量は、契約解除されたい。	
	その他		
2 その他			

不 合 格 品 の 受 領 に 関 す る 処 置

上記調達物品は、検査の結果、不合格と判定されたが、不合格品調査書、関係各課の意見、大臣官房長等との協議及び回答に基づき、次のとおり処置する。

- 1 受領基準 契約事務に関する訓令に係る事務要領について（装管調第252号。27.10.1）第 条第 号に該当するので承認する。
ただし、当該減額すべき金額は、次の基準による比率を加減した 額とする。
 - (1) 算定基準
 - (2) 加算率
 - (3) 控除率
- 2 棄却する。

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

- 備考
- 1 不合格品調査書は所掌の物別官（室）へ送付すること。
 - 2 不合格品の受領に関する協議書を大臣官房長等へ送付すること。
 - 3 大臣官房長等の回答は、所掌の物別官（室）へ送付すること。

別記様式第46号（第191条関係）

令和 年 月 日

殿

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

超過利益の確定について（通知）

下記の契約について、超過利益の返納に関する特約条項に基づき超過利益を確定したので通知する。

記

- 1 調達要求番号：
品名・数量：
契約金額：
契約相手方：
認証番号（年月日）：
- 2 超過利益（返納額）：

別記様式第47号（第196条関係）

令和 年 月 日

殿

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

返納額の確定について（通知）

下記の契約について、特定費目の代金の確定に関する特約条項第4条の規定に基づき返納額を確定したので通知する。

記

- 1 調達要求番号：
品名・数量：
契約金額：
契約相手方：
認証番号（年月日）：
- 2 超過利益（返納額）：

殿

通知者

債権発生通知書

国の債権の管理等に関する法律第12条に基づき下記のとおり通知する。

記

1. 債務者住所・氏名・名称		
2. 債権金額	¥	
3. 履行期限	調査決定後20日以内	
4. 発生の原因		
5. 発生の年月日	令和 年度	令和 年 月 日
6. 原契約の認証番号及び年月日・その他	第 号	令和 年 月 日
7. 変更契約の認証番号及び年月日・その他	第 号	令和 年 月 日
8. 債権の種類		
9. 利率又は利息に関する こと		
10. 延滞金に関する こと		
11. 債権者の資産・業務に 関すること		
12. 担保・保証人に関する こと		
13. 解除条件等		
14. その他必要事項(品名等)		
15. 附属書類		

請 求 書

請求金額 円

振込先 金融機関名	(選択) ※1
預金区分	(選択) ※2
口座名	
口座番号	
債主コード	

内 訳

品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
				変更契約による増減
				認証年月日 令和 年 月 日
				認証番号 第 号
				金額 円

契約年月日		認証番号		物別官 (室)	
-------	--	------	--	------------	--

上記金額を請求します。

令和 年 月 日

官署支出官 防衛装備庁
長官官房会計官 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

(記載要領)

(選択) ※1 : 振込先金融機関名及び本・支店名等を記入する。

(選択) ※2 : 「普通」、「当座」その他希望する預金区分のいずれかを記入する。

別記様式第50号(第201条関係)

支出決定決議書

下記金額を支出してよい	課長補佐 係長 係
官署支出官	

整理番号	発議年月日	年度	負担官区分	相殺請求番号	案件番号

所	管				
会計	部				
局	等				
項	目				
目の細分	細分				
債主	氏名				
	住所				
金融	機関				
預貯金種別	口座番号	金額	円		
支出負担行為時の債主コード	支払回数	支出決定済額累計	円		
受入年度及び受入科目名					
支出決定区分					
支払方法	支払時期				
外貨名	外貨額				
分任官					
分任官整理番号					

摘	要

工	事
仕訳区分	
勘定科目(借方)	
勘定科目(貸方)	
予算事項	
主要経費別分類	

内	種別	略科目コード	部分区分	支払予定年月日	精算予定年月日	債主別出力区分1	支払実績出力区分2

国庫債務負担行為整理番号		設定年度	
国庫債務事項			
電文通番			

別記様式第51号（第201条関係）

支出負担行為即支出決定決議書

下記金額を 支出してよい 官署支出官	課長 補佐	係長 係	認証する 支出負担行為認証官	整理する 支出負担行為担当官
--------------------------	----------	-------------	-------------------	-------------------

整理番号	発議年月日	確認予定 年月日	年度	負担 区分	相殺請求番号	案件番号

所管						
会計						
部局等						
項目						
目						
目の細分						
債主	氏名	住所				
金融	機関	店舗				
預貯金	種別	口座番号	金額	円		
外貨	種別	金額	円			
受入	年度					
及	科目					
受入	科目					
負担	区分					
支出	決定					
支払	方法	支払時期				
精算	額	円	最終表示	未精算額	円	
分任	官					
分任官	整理番号					

摘要	
----	--

局課						
工事						
仕訳	区分					
勘定	科目(借方)					
勘定	科目(貸方)					
予算	事項					
主要	経費別分類					

発議	係内	記録	関連	支払	略科	課税	債主	別支	支払	実績
コード	種別	件数	番号	回数	目	対象	別	支	実	績

国庫債務負担行為整理番号		設定年度	
国庫債務事項			
電文通番			

別記様式第52号（第205条関係）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

契約金額の内訳表の提出について

標記について、下記契約に係る「部分払いに関する特約条項」第3条の規定に基づき、別紙のとおり契約金額の内訳表を提出します。

記

調達要求番号	
品名・数量	
契約金額	
納期	
認証番号	
認証年月日	

特約条項第3条により契約金額の内訳表を確認する。

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

別記様式第53号（第205条関係）

決裁 令和 年 月 日
起案 令和 年 月 日

契約金額の内訳表の確認について

現在、契約履行中の下記契約物品について、契約相手方である から別添のとおり「部分払に関する特約条項」第3条の規定に基づき、契約金額の内訳表が提出されたが、適当と認めるのでこれを確認いたしたい。

記

調達要求番号 :
品名・数量 :
契約金額 :

添付書類：契約金額の内訳表

別記様式第54号(第207条関係)

請 求 書

請求金額 ￥

振込先 金融機関名	(選択) ※1
預金区分	(選択) ※2
口座名	
口座番号	
債主コード	

内 訳

区 分	金 額	備 考
契 約 金 額		契 約 年 月 日
受 領 額	第 回 年 月 日	認 証 番 号
	第 回 年 月 日	物 別 官 (室)
	第 回 年 月 日	変 更 契 約 に よ る 増 減 認 証 年 月 日 令 和 年 月 日
	第 回 年 月 日	
	第 回 年 月 日	
	合 計	
今 回 請 求 額		金 額 円
残 額		

ただし、
代金として上記金額を請求します。

令和 年 月 日

官署支出官 防衛装備庁
長官官房会計官

殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

(記載要領)

(選択) ※1 : 振込先金融機関名及び本・支店名等を記入する。

(選択) ※2 : 「普通」、「当座」その他希望する預金区分のいずれかを記入する。

別記様式第55号(第214条関係)

に伴う債務の弁済に関する連帯保証状

と
の間に締結した下記第1号に掲げる
金額金
他の事由により乙が
発生した理由の如何を問わず乙と連帯して一切無条件でその債務を弁済することを確約します。

(以下「甲」という。)
(以下「乙」という。)
契約に基づき、乙が甲から
円の支払を受けた場合において、将来当該
契約の不履行その
金額を甲に返納すべき債務が生じたときは、保証人はその債務の

記

1. 調達要求番号 認証番号 による契約

契約の主たる内容	
製造工場名	
契約代価	
納入品名	
納入数量	
納入先部隊(機関)名	
契約年月日	
納期	

2. 保証の限度 金額金 円 ただし、この前払金に利息の加算金を加えて返納すべき場合は、これらの額を加算した金額
3. 保証期間 頭書 金額を支払った日から、当該前払金の精算が完了した日までの期間
4. 弁済期限 甲が保証人に対し返納告知書又は納入告知書を以ってこの連帯保証債務の履行を請求した日(請求を發した日をいう。)から 15 日以内において当該告知書に指定する期限
5. 弁済場所 甲が前号の告知書に指定する日本銀行の本店、支店若しくは代理店又は収入官吏
6. その他 この連帯保証状を甲に提出した日以後において、この保証にかかる第1号の契約が変更せられた場合においても保証人はこれを以って甲に対し保証債務の履行に関し一切異議を申し立てることはできないものとする。

令和 年 月 日

主たる債務者(乙)
連帯保証人

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

別記様式第56号（第221条関係）

原価計算規則〔確認
変更承認〕申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

調達要求番号 品名 の
特約条項第 条に基づき弊社原価計算規則について関係書類を添え別添のとおり
提出いたしますので（確認・承認）願います。

上記契約に係る原価計算規則について、下記条件を付して（確認・承認）する。

記

1

2

（確認・承認）番号 第 号

令和 年 月 日

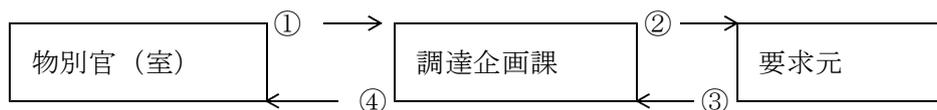
支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

別記様式第57号（第229条関係）

契約の変更の処置に関する協議書

装庁協弟 号			
令和 年 月 日			
殿 防衛装備庁長官			
契 約 内 容			
調達要求番号		納 期	令和 年 月 日
品名		契約相手方	
数量			
単価	¥	認 証	番 号
金額	¥		年月日
上記契約について、次のとおり処置したいので協議する。			
処置しようとする事項の種類			
履行可能性の有無			
契約変更を行う場合の変更の範囲			
契約解除を行う場合の処理			
その他必要と認める事項 (損害賠償に係る予算措置等)			
第 号			
令和 年 月 日			
防衛装備庁長官 殿			
装庁協第 号による協議事項については、次のとおり実施されたい。			
処理の可否	可	否	
可とする条件			
否とする条件措置			
その他			

- 備考 1 所定欄に記載できない部分については、別紙を添付すること。
2 処理の可否欄は、該当文字を○で囲むこと。



変更契約書

甲及び乙は、下記のとおり変更契約を締結する。

変更契約金額 円
(うち消費税額及び地方消費税額円)

[単価 円 (うち消費税額及び地方消費税額円)]

変更契約	調達要求番号等	
	契約番号等	
変更内容	仕様内容	
	納期（履行期限等）	
	納入（履行）場所	
	その他	
原契約	契約番号等	
	契約品名（件名）	
	契約年月日	
特記事項		
令和 年 月 日		
甲		
乙 住所		
会社名		
代表者名		
		業者コード <input type="text"/>

物品等管理職員
受領検査官 殿

防衛装備庁調達事業部
調達官（室長）

契約物品出荷先変更通知書

標記について、先に契約物品出荷予定通知書をもって通報した

調達要求番号	契約金額
品名	契約相手方
数量	納期

に係る納入場所を下記のとおり変更したので通報する。なお、送付済みの仕様書については、下記の新納入場所へ転送願いたい。

記

新納入場所

- 1 所在地
- 2 部隊等名
- 3 物品管理単位名

備考 数量欄には、当該通報部隊等に納入される数量を記載のこと。

契約に関する変更届

防衛装備庁

支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 殿

年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

今般、当社の都合により
係書類を添えてお届けいたします。

を下記のとおり変更しましたので関

記

変 更 内 容

1 旧

2 新

関 係 書 類

1 契約一覧表

2 印鑑証明

3 登記事項証明書

4 委任状

- 備考
- 1 登記事項証明書は、使用印鑑を変更する場合には添付を要しない。
 - 2 委任状は委任事項の変更についてのみ使用すること。
 - 3 その他担当官の必要と認める書類を添付すること。

第 号
令和 年 月 日

殿

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

契約に関する変更通知書

標記について、 年 月 日契約を締結した
調達要求番号
品 名
数 量
金 額
契約相手方
認 証 番 号

の契約について、貴社との協議結果に基づき、下記のとおり
更したので通知する。 を変

記

変 更 内 容

- 1 旧又は誤
- 2 新又は正

- 備考
- 1 契約相手方に通知する場合には、「契約相手方」を抹消すること。
 - 2 認証官等に通知する場合には、関係書類を添付すること。
 - 3 認証官等に通知する場合には、「貴社」を「契約相手方」に変更すること。

別記様式第62号（第255条、第259条関係）

※付記

	申請受理年月日	令和 年 月 日				
(選択) ※1						
納期猶予申請書						
次の契約について別紙理由により納期を令和 年 月 日まで（申請回数 回目） 猶予されたく契約条項第 条に基づき申請します。						
契 約 内 容						
調達要求番号	<input style="width:100px; height:20px;" type="text"/>					
品 名	契約保証金					
	納 期	令和 年 月 日				
数 量	前 回 の 猶 予 期 限	令和 年 月 日				
単 価	認 年 月 日	令和 <input style="width:30px;" type="text"/> 年 <input style="width:30px;" type="text"/> 月 <input style="width:30px;" type="text"/> 日				
契 約 金 額	証 番 号	第 <input style="width:60px;" type="text"/> 号				
住 所 会 社 名 代 表 者 名 業 者 コー ド <input style="width:200px; height:20px;" type="text"/>	猶 予 承 認 期 限	令和 <input style="width:30px;" type="text"/> 年 <input style="width:30px;" type="text"/> 月 <input style="width:30px;" type="text"/> 日				
	猶 予 日 数 の 判 定	区 分	日 数	猶 予 日 数	無 責 日 数	有 責 日 数
		前 回 まで				
		今 回				
		計				
承 認 又 は 不 承 認 の 条 件						
承認する。 令和 年 月 日 承認しない。						
番号 第 号						
認証する。 支出負担行為認証官 令和 <input style="width:30px;" type="text"/> 年 <input style="width:30px;" type="text"/> 月 <input style="width:30px;" type="text"/> 日 防衛装備庁長官官房監察監査・評価官 認証番号 第 <input style="width:60px;" type="text"/> 号						
物別官 (室)	官 (室)	<input style="width:40px; height:20px;" type="text"/>				

※付記の記載要領：「要領第258条第2項の規定により協議書の作成を省略（納期区分「○」）（第259条第2項関連）」を記載する。

(選択) ※1：「歳出」、「国債」、「継続費」のいずれかを記入する。

納期猶予申請理由書

- 1 履行遅延を生じ又は生じようとしている部分又は範囲
- 2 履行遅延の原因及び理由
- 3 納入の見通し、条件等
- 4 申請書提出遅延の理由
- 5 その他必要と認める事項

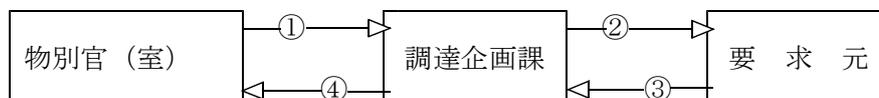
注 申請書提出遅延の理由欄には、納期又は猶予期限を経過して申請書を提出する場合のみ記入すること。

別記様式第63号（第258条関係）

納期猶予申請に伴う協議書

		物別官（室）	官（室）	
殿		装庁協 第 号 令和 年 月 日 防衛装備庁長官		
契 約 内 容				
調達要求番号		納 期	令和 年 月 日	
品 名		契約相手方		
数 量				
単 価	¥	認 証	番 号	第 号
金 額	¥	証	年月日	令和 年 月 日
上記契約について次の理由に基づき契約相手方から納期について令和 年 月 日まで猶予申請があったので協議する。				
猶予を必要とする部分又は範囲				
猶予を必要とする原因及び理由				
そ の 他				
防衛装備庁長官 殿		第 号 令和 年 月 日		
装庁協第 号による協議事項については次のとおり実施されたい。				
猶 予 の 可 否	可		否	
可とする場合の条件				
否とする場合の条件 措 置				
そ の 他				

- 備考 1 所定欄に記載できない部分については、別紙を添付すること。
2 処理の可否欄は該当文字を○で囲むこと。



第 号
令和 年 月 日

殿

防衛装備庁 官（室）長

納入期日延期通知書

- 1 調達要求番号
- 2 品名
- 3 数量
- 4 契約金額
- 5 契約相手方
- 6 納期

上記に係る調達物品に関し、契約相手方の下記理由による納期猶予申請書の提出に基づいて、令和 年 月 日まで納入期日を延期したので通知する。

記

- 1 猶予を必要とする部分又は範囲
- 2 猶予を必要とする原因及び理由
- 3 その他

別記様式第65号（第260条関係）

			物別官（室）	官（室）		
納期の猶予に伴う有責・無責の判定書						
判 定			次の契約に係る猶予日数について別紙理由により左記のとおり判定してよろしいか。			
今 回 の 猶 予 日 数	無 責 日 数	有 責 日 数				
調 達 要求番号				認 証	番 号	年 月 日
業 者 名				納期又は前回の 猶 予 期 限	令和 年 月 日	
				今回の猶予期限	令和 年 月 日	
品 名	数 量	契 約 金 額		延 期 回 数 回 目 猶 予 総 日 数 日		

別記様式第65号 別紙

1 猶予日数の判定

帰責区分		理由
無	官側の責めに帰すべき日数 日	
責	業者の責に帰し難い日数 日	
有	業者の責に帰すべき日数 日	
保留理由		

2 申請書提出遅延日数の判定

(1) 提出遅延日数	日間					
(2) 帰責区分	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>無責日数</td> <td>日間</td> </tr> <tr> <td>有責日数</td> <td>日間</td> </tr> </table>	{	無責日数	日間	有責日数	日間
{	無責日数		日間			
	有責日数	日間				
(3) 判定をした理由						

- 備考 1 不必要欄は斜線を引き抹消のこと
2 所定欄に記載できない部分については、別紙を添付すること。

別記様式第66号（第266条関係）

第 号
令和 年 月 日

住所
会社名
代表者名

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

猶予日数の判定通知書

令和 年 月 日付第 号により承認した納期猶予申請書に係る猶予日数
について、下記のとおり判定したので通知する。

記

猶予日数 日

無責日数 日

有責日数 日

別記様式第67号（第267条関係）

延納金計算書

延納金、金額	¥
--------	---

契約内容	調達要求番号						数量			納期		
	品名						契約相手方					
							原契約認証番号	第 号 年 月 日	納期猶予申請書 認証番号	第 号 年 月 日		
計算内容等	期 間	A	B	C	D	E	F	G	H			
		自 年 月 日	至 年 月 日	無責の日数	延納日数 (B - C)	延納分に相当する 代金の金額	率	1日あたりの延納金 (E × F)円以下2桁	延 納 金 (G × D)円以下2桁			
		自 年 月 日	至 年 月 日									
		自 年 月 日	至 年 月 日									
		自 年 月 日	至 年 月 日									
		合 計										
備考												

- 注：1 期間の欄は、第262条第1項の規定に基づき記入すること。
 2 備考欄は、延納金の率等を適用した契約条項及びその他の必要事項を記入すること。

遅滞金計算書

遅滞金、金額 ￥

契約内容	調達要求番号					数量			納期		
	品名					契約相手方					
	納期猶予申請書 受理年月日	年	月	日	原契約認証番号	第 号 年 月 日	納期猶予申請書 認証番号	第 号 年 月 日			
計算内容等	期 間	A	B	C	D	E	F	G	H		
		期 間	Aの日数	無責の日数	遅滞日数 (B-C)	遅滞分に相当する 代金の金額	率	1日あたりの遅滞金 (E×F)円以下2桁	遅滞金 (G×D)円以下2桁		
	自 年 月 日 至 年 月 日										
	自 年 月 日 至 年 月 日										
	自 年 月 日 至 年 月 日										
	自 年 月 日 至 年 月 日										
	合 計										
備考											

注：1 期間の欄は、第263条第1項の規定に基づき記入すること。
 2 備考欄は、遅滞金の率等を適用した契約条項及びその他の必要事項を記入すること。

別記様式第69号（第269条関係）

受 検 可 能 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

下記契約物品について、受検可能となったのでお届けします。

なお、本契約物品は、納期猶予申請書の承認に当たり財務大臣の予算繰越の承認を得たときに限り、その効力が発生する旨の停止条件が付されているものです。

記

- 1 調達要求番号
- 2 品名
- 3 数量
- 4 金額
- 5 認証番号及び認証年月日
- 6 納期
- 7 納入場所
- 8 その他

物品等管理職員 殿

防衛装備庁調達事業部
調達官（室長）

納入期日猶予等通知書

標記について、先に防衛装備庁調達品出荷予定通知書をもって通報した

調達要求番号 契約金額
品名 契約相手方
数量 納期

に係る調達物品に関し、契約相手方から提出された納期猶予申請書について、検討を行った結果、下記のとおり定めたので通知する。

記

項目 受領	猶予期限	猶予部分 又は範囲	契約物品の 処置	その他
可	令和 年 月 日			停止条件（繰越承認）の付加 有 無
否				

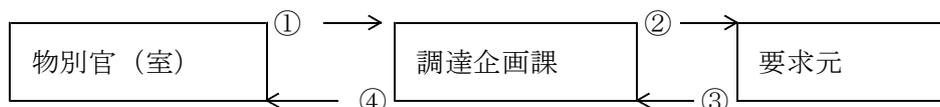
- 備考 1 数量欄には、当該受領部隊等に納入される数量を記入すること。
2 受領欄及びその他の欄は、該当文字を○で囲むこと。

別記様式第71号（第277条関係）

契約の解除に関する協議書

物別官（室）		官（室）	
殿		装庁協第 号	
		令和 年 月 日	
防衛装備庁長官			
契 約 内 容			
調達要求番号		納 期	令和 年 月 日
品名		契約相手方	
数量			
単価	¥	認 証	番 号
金額	¥	年月日	令和 年 月 日
上記契約について、その履行の促進を行った結果、次の理由により契約を解除することが適当と認められるので協議する。			
解除を必要とする部分又は範囲			
解除を必要とする原因及び理由			
その他			
防衛装備庁長官 殿		第 号	
		令和 年 月 日	
装庁協第 号による協議事項については、次のとおり実施されたい。			
解 約 の 可 否	可		否
可とする場合の条件			
否とする場合の条件措置			
その他			

備考 所定欄に記載できない部分については、別紙を添付すること。



契約の解除に関する合意書

調達要求番号		契約保証金		
品名		納期	令和 年 月 日	
数量		認 証	番 号	第 号
金額	¥		年月日	令和 年 月 日

上記契約物品の契約解除による処理については、甲乙協議を行った結果、別紙のとおり合意に達したので、これを証するため、この書2通を作り、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

乙

住 所
会社名
代表者名

認証する

令和 年 月 日 支出負担行為認証官
認証番号第 号

物別官（室）名 官（室）

備考 該当すべき字句以外を抹消し使用すること。

別記様式第72号 別紙

- 1 契約の解除の範囲及び帰責
- 2 損害賠償金又は違約金の額
- 3 その他契約の解除に伴う処置等

備考 上記項目は記載方法の一部を示したものであり、該当事例毎に適宜加除の上、
使用すること。

別記様式第73号（第284条関係）

第 号
令和 年 月 日

住所
会社名
代表者名

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

契 約 解 除 通 知 書

標記について、下記のとおり契約条項第 条第 項第 号に基づき、契約の全部（一部）を解除したので通知する。

なお、本契約の解除に基づき契約保証金¥ (違約金¥
損害賠償金¥) を国庫に帰属（徴収）することになったので承知されたい。

記

1 契約の内容

- (1) 調達要求番号
- (2) 品名
- (3) 数量
- (4) 単価
- (5) 金額
- (6) 納期
- (7) 認証番号及び
認証年月日

2 解除の部分又は範囲及び帰責

3 その他

備考 不要箇所は抹消のこと。

別記様式第74号（第284条関係）

第 号
令和 年 月 日

住所
会社名
代表者名

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

契 約 解 除 通 知 書

標記について、下記のとおり契約条項第 条第 項第 号に基づき、契約の全部（一部）を解除したので通知する。

なお、本契約の解除により貴社において契約上損害が発生し、かつ、当該損害額について契約条項第 条第 項第 号に基づき当省に請求を行う場合には、本通知書発行の日から30日以内の日までに損害額算定方法を明らかにした書面を提出願います。

記

1 契約の内容

- (1) 調達要求番号
- (2) 品名
- (3) 数量
- (4) 単価
- (5) 金額
- (6) 納期
- (7) 認証番号及び
認証年月日

2 解除の部分又は範囲及び帰責

3 その他

備考 不要箇所は抹消のこと。

別記様式第75号（第285条関係）

第 号
令和 年 月 日

課員
物品等管理職員 殿

防衛装備庁調達事業部
調達官（室長）

契 約 解 除 通 知 書

標記について、貴要求の
先に防衛装備庁契約品出荷予定通知書をもって通報した
調達要求番号
品名
数量
契約相手方
納期

については、令和 年 月 日下記のとおり当該契約を解除したので通知する。

記

- 1 契約解除の部分又は範囲
- 2 契約を解除した理由
- 3 その他必要と認める事項

- 備考
- 1 大臣官房等の担当の課長に通知する場合には、契約解除の根拠及びその理由を記載した文書を添付すること。
 - 2 不要箇所は抹消すること。

別記様式第76号(第289条関係)

官給物品等事故届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

調達要求番号		納 期	令和 年 月 日
品名		物別官(室)	
数量		認 番号	第 号
金額		証 年月日	令和 年 月 日

項目 番号	物品整理番号及び品名 (部品番号)	単位	数量	交付年月日	備考

上記官給物品等について、別紙のとおり損害が発生したのでお届けします。
添付書類：別紙

別紙様式第76号(別紙)

- 1 損害の範囲及び程度
- 2 事故の原因及び帰責に関する意見
 - (1) 発生状況
 - (2) 原因
 - (3) 帰責に関する意見
- 3 補修等の可能性の有無及び補修等期間
- 4 当該契約の履行に及ぼす影響
- 5 その他

注 事故の原因が火災又は盗難の場合には、その事実及び理由を証する関係の官公署が発行する証明書を添付すること。

令和 年 月 日
第 号

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

支出負担行為担当官補助者
〇〇防衛局調達(装備)部長又は
〇〇防衛局〇〇防衛支局長等

官 給 物 品 等 事 故 調 査 報 告 書

標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 調達要求番号
- 2 品名及び官給物品等名
- 3 調査年月日
- 4 調査場所
- 5 調査者及び立会者
- 6 調査の結果
 - (1) 損害の範囲及び程度
 - (2) 事故の原因
 - (3) 補修等の可能性の有無及び修補等期間
 - (4) 当該契約に及ぼす影響
- 7 その他
- 8 帰責に関する意見その他の所見（契約相手方の意見と異なる場合には、それを採用し難い理由を明らかにすること。）

官給物品等事故審査報告書

契 約 内 容					
調 達 要求番号		数 量		契約相手方	
品名		契 約 金 額		認 証	番 号
					年 月 日
調査年月日			調査場所		
1 損害の範囲、程度及び推定金額 2 事故の原因 3 その他 4 帰責に関する意見その他の所見（契約相手方の意見と異なる場合には、それを採用し難い理由を明らかにすること。）					

- 備考 1 調査年月日、調査場所は物別官（室長）が自ら調査を行った場合のみ記入すること。
- 2 所定欄に記載できない部分については、別紙を添付すること。

官給物品等事故判定書

年 月 日

					物別官（室）		
契 約 内 容							
調 達 要求番号		数 量		契約相手方			
品名		契 約 金 額		認 証	番 号		
					年 月 日		
<p>上記契約に係る官給物品等の事故に関し、官給物品等事故審査報告書に基づき検討を行った結果、下記のとおり判定してよろしいか。</p>							
記							
<p>1 判定 (1) 損害の額 (2) 事故の帰責及び負担区分</p> <p>2 判定理由（契約相手方の意見と異なる場合には、それを採用し難い理由を明らかにすること。）</p> <p>3 その他</p>							

備考 該当すべき字句以外を抹消し使用すること。

別記様式第80号（第298条関係）

官給物品等事故に関する協議書

		物別官（室）			官（室）
殿		装庁協第 号			
		令和 年 月 日			
防衛装備庁長官					
契 約 内 容					
調達要求番号		納 期			
品名		契約相手方			
数量					
単価	¥	認 証	番 号		
金額	¥		年月日	令和 年 月 日	
上記契約について、次のとおり実施したいので、協議する。					
契約上処理すべき事項					
修補等又は再支給の可否					
損害が双方の責めによる場合の損害負担区分					
契約相手方との調整事項及びその結果					
		第 号			
		令和 年 月 日			
防衛装備庁長官 殿					
装庁協第 号による協議事項については、次のとおり実施されたい。					
補修等又は再支給の可否	可		否		
可とする条件					
否とする条件措置					
その他					

- 備考 1 所定欄に記載できない部分については、別紙を添付すること。
 2 可否欄は該当文字を○で囲むこと。

事故の処理に関する合意書

調達要求番号		納 期	令和 年 月 日
品 名		物別官 (室)	
数 量		認 証	番 号
金 額			第 号
			年月日
			令和 年 月 日

上記契約物品について発生した損害の処理については、甲乙協議を行った結果、別紙のとおり合意に達したので、これを証するため、この書 2 通を作り、双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

乙

住 所
会社名
代表者名

認証する

令和 年 月 日
認証番号第 号

支出負担行為認証官

別記様式第 8 1 号 別紙 (凡例)

官給品等の事故の場合

- 1 損害の負担区分
- 2 修補等の範囲、方法、期限及び場所並びに監督及び検査に関する事項
- 3 再支給の品目、数量、場所及び期日
- 4 損害賠償の額
- 5 契約の変更又は解除の範囲及び違約金
- 6 再発防止策
- 7 その他

契約物品等の事故の場合

- 1 損害の範囲及びその負担区分
- 2 契約物品等に対する契約上の措置
- 3 契約物品等の補修等の可否
- 4 損害に対する賠償すべき金額
- 5 再発防止策
- 6 その他

備考 上記事項のうち、該当する事項のみを記載すること。

別記様式第82号（第305条関係）

契 約 物 品 事 故 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

調達要求番号		納 期	令和 年 月 日
品名		物別官（室）	
数量		認 証	第 号
単価		年月日	令和 年 月 日
金額		契約保証金	

上記契約物品について、別紙のとおり事故が発生したのでお届けします。

添付書類：別紙

別記様式第82号 別紙

- 1 事故の範囲、程度及びその損害
- 2 事故の原因及び帰責に関する意見（損害の負担区分を含む。）
- 3 事故の当該契約の履行に及ぼす影響
- 4 その他必要と認める事項

第 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

支出負担行為担当官補助者
〇〇防衛局調達(装備)部長又は
〇〇防衛局〇〇防衛支局長等

契 約 物 品 事 故 調 査 報 告 書

標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 調達要求番号
- 2 品名
- 3 調査年月日
- 4 調査場所
- 5 調査者
- 6 調査の結果
 - (1) 事故の範囲、程度及びその損害
 - (2) 事故の原因及び帰責に関する意見（損害の負担区分を含む。）
 - (3) 事故が当該契約の履行に及ぼす影響
 - (4) その他必要と認める事項
- 7 契約相手方の意見と異なる事項及びそれを採用し難い理由
- 8 その他

契約物品事故審査報告書

契 約 内 容				
調 達 要求番号			契約相手方	
品 名			認証番号・ 日 付	
数 量		納 期	調査年月日	
契約金額			調査場所	
<p>1 損害の範囲、程度及び負担区分（推定損害額）</p> <p>2 事故の原因</p> <p>3 その他</p> <p>4 帰責及び損害の負担区分に関する意見（契約相手方の意見と異なる場合には、それを採用し難い理由を明確にすること。）</p>				

- 備考 1 調査年月日、調査場所は、調達部等が行った年月日及び調達部等名を記載すること。
- 2 所定欄に記入できない部分については、別紙を添付すること。

契約物品事故判定書

年 月 日

					物別官 (室)		
契 約 内 容							
調 達 要求番号		数 量		契約相手方			
品名		契 約 金 額		認 証	番 号		
					年 月 日		
<p>上記契約に係る契約物品の事故に関し、契約物品事故審査報告書に基づき検討を行った結果、下記のとおり判定してよろしいか。</p>							
記							
<p>1 判定</p> <p>(1) 事故の帰責</p> <p>(2) 損害の額及び損害の負担区分</p> <p>(3) 損傷物品に対する契約上の措置</p> <p>2 判定理由 (契約相手方の意見と異なる場合には、それを採用し難い理由を明らかにすること。)</p> <p>3 その他</p>							

- 備考 1 判定欄は該当字句を○で囲むこと。
 2 該当すべき字句以外を抹消し使用すること。

別記様式第86号（第312条関係）

契約物品事故に関する協議書

		物別官（室）			官（室）
殿		装庁協第 号 令和 年 月 日			
		防衛装備庁長官			
契 約 内 容					
調達要求番号		納 期			
品名		契 約 相 手 方			
数量					
単価		認 証	番 号		
金額			年 月 日		
上記契約について、次のとおり実施したいので、協議する。					
契約上処理すべき事項					
官給品等の再支給等の可否					
損害賠償の額及び予算措置についての要求事項					
その他事故の原因及び相手方との調整経緯					
		第 号 令和 年 月 日			
防衛装備庁長官 殿		装庁協第 号による協議事項については、次のとおり実施されたい。			
可とする条件					
否とする条件及び措置					

備考 所定欄に記載できない部分については、別紙を添付すること。

令和 年 月 日
第 号

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

※部隊名
物品等管理職員
階級 氏名

異 状 報 告 書

貴庁調達物品について、下記のとおり異状が発見されたので報告する。

記

調達要求番号		納入年月日	
契約品名		輸送の方法	(選択) ※1
数量		受領経緯	直納、補給受
契約相手方		物品・取得・ロット・機番号	

添付書類：

- 備考
- 1 所定欄に記載できない部分については、別紙を添付すること。
 - 2 必要があると認める場合には、この様式に所定の事項を追加することができる。
 - 3 異状報告書に一部変更又は取消しが生じた場合には、理由を明記し従前の方法により処理すること。

〔記載要領〕

(選択) ※1 : 「鉄道」、「自動車」、「郵便」、「その他」のいずれかを記入

異 状 の 内 容			
1	異 状 物 品	品 名	
		型式番号	
		部品番号 (Parts No)	
		製造番号 (Serial No)	
2	異状の箇所及びその状況（写真、図面等を添付してできるだけ詳細かつ具体的に記入すること。）		
3	異状数量		
4	修希補 望等条 の件	(選択) ※2	
5	異状の発生原因（推定）及び所見 （技術的見地からできるだけ詳細に記入すること。）		
6	部隊等における受領後の使用時間	(H)	
返送予定先			
返送予定年月日		修補完了の希望年月	
異状物品 保管場所		修補等完了 後の納入先	

[記載要領]

(選択) ※2 : 「該当品返送修補」、「出張修補」、「良品交換」、「不足数量の追加」、
「その他」のいずれかを記入

第 号
令和 年 月 日

殿

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

非 契 約 不 適 合 通 知 書

調達物品 の異状報告書について審査した結果、下記により
契約不適合に該当しないので通知する。

記

- 1 契約不適合の修補等の請求期間をすでに経過している。
- 2 役務契約の範囲に該当しない。
- 3 契約相手方の責によるとは認められない。
- 4 異状がない。
- 5 その他

関連文書：
添付書類：
写送付先：

第 号
令和 年 月 日

住所
会社名
代表社名

殿

(選択) ※ 1

異 状 通 知 書

調達要求番号		単 価	
品 名		金 額	
数 量		納 期	

貴社が納入した上記契約物品について、下記のとおり契約不適合があったので、速やかに修補等をされたく契約条項第 条に基づき通知する。本通知について異議のない場合には、速やかに契約不適合修補等承諾書を物別官 (室) 長に提出されたい。異議のある場合には、本通知の日又は契約不適合物品を受領した日から 3 0 日以内に書面で申し出られたい。

なお、本通知記載の修補等が完了した場合には、契約不適合修補等確認証を物別官 (室長) に提出されたい。

記

- 1 契約不適合発生の部隊等名
- 2 契約不適合発生物品納入年月日
- 3 契約不適合発生物品の品名及び数量
- 4 契約不適合の内容

修補希望条件 : (選択) ※ 2

修補完了後の納入先

写送付先 :

注 : 本通知書が送付された場合には、直ちに契約不適合発生の部隊等と契約不適合物品の受領等に

ついて調整を行われたい。

(記載要領)

(選択) ※ 1 : 「支出負担行為担当官」、「分任支出負担行為担当官」のいずれかを記入する。

(選択) ※ 2 : 「該当品返送修補」、「出張修補」、「良品交換」、「不足数量の追加」、「その他」のいずれかを記入する。

別記様式第90号（第321条関係）

第 号
令和 年 月 日

官（室長） 殿

支出負担行為担当官補助者
〇〇防衛局調達（装備）部長又は
〇〇防衛局〇〇防衛支局長等

良 品 確 認 書

1 異状通知書番号及び日付

2 契約不適合発生物品

（1）調達要求番号

（2）品名及び数量

（3）契約相手方

3 調査立会確認年月日

4 調査立会者所属官職氏名

5 調査立会者所見

上記契約不適合発生物品に対する契約相手方の調査に立会い、確認及び検討を行った結果、別添調査内容に記述したとおり不具合の事実は認められず、契約不適合に該当しないものと判断する。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

契 約 不 適 合 修 補 等 承 諾 書

〇〇〇〇第 号（令和 年 月 日）により異状通知を受けた契約不適合については、下記のとおり修補を行うことを承諾します。

記

- 1 修補等の品名及び数量
 - 2 修補等完了予定月日
 - 3 修補等の方法（修補希望条件と異なる修補等を希望する場合のみ記入すること。）
 - 4 原因
 - 5 その他必要な事項
- (1) 修補等の進捗状況については、修補等が完了するまでの間、月1回を基準として〇〇地方防衛局調達(装備)部長又は〇〇地方防衛局〇〇防衛支局長等にご報告いたします。
- (2) その他

備考 当該承諾書に一部変更が生じた場合には、件名に「(一部変更)」を記載し、本文に新旧を記載すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

金 銭 賠 償 申 立 書

下記契約に関する契約不適合について、修補等に代え、契約不適合部分に相当する金銭での賠償を申し立てます。

記

- 1 契約内容
 - (1) 調達要求番号：
 - (2) 品名：
 - (3) 数量：
 - (4) 契約金額：
 - (5) 納期：
 - (6) 認証番号（年月日）
- 2 異状通知書
文書番号（年月日）
- 3 金銭賠償する部分又は範囲
- 4 金銭賠償する理由
- 5 その他必要な事項

備考 異状通知書を必ず添付すること。

別記様式第93号（第323条関係）

契約不適合修補等に代わる金銭の返還の措置に関する協議書

		物別官（室）		官（室）	
殿		装庁協第		号	
		令和 年 月 日		日	
		防衛装備庁長官			
契 約 内 容					
調達要求番号		納 期			
品 名		契 約 相 手 方			
数 量					
単 価	¥	認	番 号		
契約金額	¥	証	年月日	令和 年 月 日	
上記契約について、契約相手方より契約不適合修補等に代え、契約不適合部分に相当する金銭賠償の申立てがあったので協議する。					
金銭の返還を必要とする部分又は範囲					
金銭の返還を必要とする原因又は理由					
その他					
防衛装備庁長官 殿		令和		第 号	
		年 月 日		日	
装庁協第 号による協議事項については、次のとおり実施されたい。					
金銭の返還の可否	(選択) ※1				
可とする場合の条件					
否とする場合の条件措置					
その他					

写送付先：

備考 1 所定欄に記載できない部分については、別紙を添付すること。

2 必要に応じ写送付先を記載する。

[記載要領]

(選択) ※1：「可」、「否」のいずれかを記入

別記様式第94号（第323条関係）

契約不適合（金銭の返還）に関する合意書

調達要求番号		納期	令和 年 月 日
品名		物別官（室）	
数量		認証	番号 第 号
金額			年月日 令和 年 月 日

上記契約物品について発生した契約不適合（金銭の返還）の処理については、甲乙協議を行った結果、別紙のとおり合意に達したので、これを証するため、この書2通を作り、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

乙

住所
会社名
代表者名

別記様式第94号 別紙（凡例）

- 1 返還金額の部分又は範囲
- 2 返還金額
- 3 返還期限
- 4 その他

備考 上記事項のうち、該当する事項のみを記載すること。

令和 年 月 日
第 号

住所
会社名
代表社名 殿

※部隊名
物品等管理職員
官職階級氏名

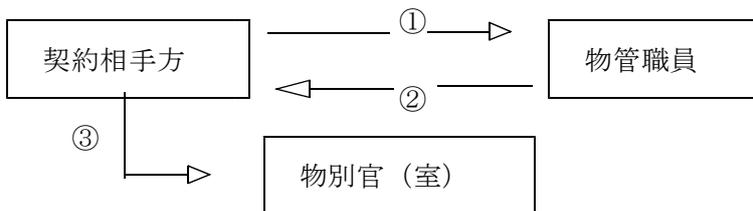
契 約 不 適 合 修 補 等 確 認 証

調達要求番号		単 価	
品 名		金 額	
数 量		納 期	

上記防衛装備庁契約物品で当部隊に納入された数量のうち、契約不適合が発生した納入品については、契約の定めるところに従い、令和 年 月 日異状なく修補等がなされたことを確認する。

（異状通知書番号：装担官（分担 ） 第 号（令和 年 月 日））

備考：本書は、契約相手方が作成し当該部隊等の物品等管理職員に提出する。
（※印は記載しないこと。）



別記様式第96号（第328条関係）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

異 議 申 立 書

〇〇〇〇第 号（令和 年 月 日）により異状通知を受けた契約不適合については、調査の結果、下記のとおり当社には契約不適合の責めはないことが判明しましたので、よろしく御処置賜りたくお願い申し上げます。

記

- 1 異議申立の品名及び数量
- 2 契約品名
- 3 異議申立の理由

別記様式第97号（第328条関係）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

異状通知書に係る調査猶予申立書

〇〇〇〇第 号（令和 年 月 日）により異状通知を受けた契約不適合については、下記の理由により調査に日時を要するため、当該提出の猶予をお願いいたします。

記

- 1 契約内容
(1) 調達要求番号：
(2) 契約品名：
(3) 契約数量：

2 猶予理由

3 提出予定日

4 その他

備考 異状通知書を必ず添付すること。

第 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

支出負担行為担当官補助者
〇〇防衛局調達(装備)部長又は
〇〇防衛局〇〇防衛支局長等

契 約 不 適 合 物 品 調 査 報 告 書

〇〇〇〇第 号（令和 年 月 日）により通知された表記について、
下記のとおり報告する。

記

- 1 調査年月日
- 2 調査場所
- 3 調査者及び立会者
- 4 調査内容
 - (1) 契約不適合状況、程度及び損害
 - (2) 契約不適合の発生原因
- 5 その他
- 6 帰責に関する意見その他の意見（契約相手方の意見と異なる場合には、これを採用し難い理由を明らかにすること。）

備考 所定欄に記載できない部分については、別紙を添付すること。

契 約 不 適 合 判 定 書

令和 年 月 日

					物別官（室）	
契 約 不 適 合 物 品 内 容						
調 達 要求番号		契 約 相手方			契約不適 合発生 物品名	
契約品名		異 状 通知書	番 号		数 量	
			年 月 日			
<p>上記契約不適合物品に関し、調査（契約不適合物品調査報告書、その他の調査）に基づき検討を行った結果、下記理由により契約不適合請求権（選択）※1 と判定してよろしいか。</p>						
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 判定理由（契約相手方の意見と異なる場合には、これを採用し難い理由を明らかにすること。）</p> <p>2 その他</p>						

〔記載要領〕

（選択）※1：「有」、「無」のいずれかを記入

別記様式第100号（第334条関係）

契約不適合に関する合意書

調達要求番号		納期	令和 年 月 日
品名		物別官(室)	
数量		認証	番号
金額			第 号
			年月日
			令和 年 月 日

上記契約物品について発生した契約不適合の処理については、甲乙協議を行った結果、別紙のとおり合意に達したので、これを証するため、この書2通を作り、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

乙

住所
会社名
代表者名

別記様式第100号 別紙（凡例）

- 1 契約不適合修補等の範囲、方法、期限及び場所
- 2 返還金額
- 3 契約の変更又は解除の範囲
- 4 その他

備考 上記事項のうち、該当する事項のみを記載すること。

別記様式第102号（第342条関係）

令和 年 月 日
第 号

調達企画課長 殿

支出負担行為担当官補助者
調達官(室長)

紛 争 発 生 通 知 書

標記について、下記契約物品に係る紛争が別紙のとおり発生したので、調整解決を図られたく通知する。

記

調達要求番号		契約保証金		
品 名		納 期	令和 年 月 日	
数 量				
単 価	¥	認 証	番 号	第 号
金 額	¥			年月日

添付書類：別紙

備考 紛争事項に関する参考書類がある場合には、この書に添付すること。

別記様式第102号 別紙

1 紛争発生年月日及び発生場所

発生年月日 令和 年 月 日
発生場所

2 紛争が発生した事項

3 紛争発生事由

4 その他必要と認める事項

5 紛争処理に対する物別官（室）所見

別記様式第103号（第55条関係）

決裁 年 月 日 起案 年 月 日			
一般確定契約以外の契約方法の適用に係わる協議書			
調 達 内 容			
調達要求番号			
品 名			
適用条項			
適用理由			
そ の 他			
調達企画課長 原価管理官 殿			
			官(室長)
上記調達に関し、契約方法の適用について協議する。			
官(室長) 殿		調達企画課長 原価管理官	
上記調達に関し、次のとおり処理されたく回答する。			
適用の可否	可	一 部 可	否
一部可とする 場合の理由			
一部可又は否と する場合の理由			

注1：適用の可否欄は、該当文字を○で囲むこと。

注2：不要の箇所は抹消のこと。

注3：調達企画課及び原価管理官で可否等についての回答が相違する場合は、否を、次に一部可の回答を優先する。

照会書			
商号又は氏名			
所在地			
役職名	氏名	生年月日	住所
照会事項	「防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」における暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当するか否か。		
備考			
上記のとおり照会します。			
警視庁暴力団対策主管課長 殿			
防衛装備庁調達事業部 調達官（室長）			

[記載要領]

- 1 役職名、氏名、生年月日及び住所については、「暴力団排除に関する誓約事項」、「暴力団排除に関する誓約書」又は「暴力団排除に関する特約条項」に基づいて、入札者等又は契約の相手方から提出される役員名簿及び登記簿謄本の写しにより確認できる範囲において記載する。
- 2 入札公告、入札書等及び契約書等の参考となる資料を添付すること。

別記様式第105号（第349条関係）

暴力団排除に関する特約条項による契約解除の措置概要

（ 年度契約分）

契約機関等 (官室名まで記入)	
調達要求番号等	
品名・数量	
契約金額	
契約業者名	所在地 会社名 代表者名
契約解除年月日	
解除を必要とする部分又は範囲	
解除措置の理由	
事実概要	
その他特記事項	

備考 暴力団対策主管課長からの排除対象者である旨の回答書又は通報を添付すること。

[記載要領]

- 1 「契約機関等」の欄には、当該契約締結の機関名（官室名まで）を記入する。
- 2 「調達要求番号等」の欄には、調達要求書記載の「調達要求番号」を記入する。
- 3 「品名・数量」の欄には、契約書に記載の「品名」又は「件名」等を記入する。
- 4 「契約金額」の欄には、契約金額及び変更契約をした場合は変更契約金額を記入する。
- 5 「契約業者名」の欄には、契約書記載の（所在地、会社名、代表者名）を記入する。
- 6 「契約解除年月日」の欄には、契約解除の合意書等を甲乙間で締結した年月日を記入する。
- 7 「解除を必要とする部分又は範囲」の欄には、解除を必要とする部分又は範囲について記入する。
- 8 「解除措置の理由」の欄には、暴力団排除に関する特約条項における契約解除の事由について該当する条文を記入する。（記入例 「暴力団排除に関する特約条項第1条第1号に該当するため。」）
- 9 「事実概要」の欄には、暴力団対策主管課長への照会の事実概要又は暴力団対策主管課長からの通報による事実概要を記入する。（記入例 （□□県警察本部）から、（入札者等、契約を締結する相手方、契約の相手方、下請負者等になろうとする者又は下請負者等）について、排除対象者であると認めた通報を受けた。）
- 10 「その他特記事項」の欄には、経緯等を把握するうえで必要な事項があれば記入する。

別記様式第106号（第349条関係）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

排除対象者による不当介入の概要

貴庁が発注した公共事業等において排除対象者による不当介入を受けたため、〇〇警察への通報を行ったことと併せて、下記のとおり報告いたします。

契 約 機 関 等 (官室名まで記入)	
調達要求番号等	
品 名 ・ 数 量	
契 約 金 額	
不当介入に係る 行為者	住所 氏名
発生日時・場所	
不当介入の内容 ・ 被害状況	
警察への通報、 捜査上必要な協 力についての対 応状況	
その他特記事項	

[記載要領]

- 1 住所、会社名及び代表者名については、契約書記載の内容とする。
- 2 「契約機関等」の欄には、当該契約締結の機関名（官室名まで）を記入する。
- 3 「調達要求番号等」の欄には、契約書記載の「調達要求番号」を記入する。
- 4 「品名・数量」の欄には、契約書に記載の「品名」又は「件名」等を記入する。
- 5 「契約金額」の欄には、契約金額及び変更契約をした場合は変更契約金額を記入する。
- 6 「不当介入に係る行為者」の欄には、（住所、氏名）を記入する。
- 7 「発生日時・場所」の欄には、不当介入を受けた日時・場所を記入する。
- 8 「不当介入の内容・被害の状況」の欄には、不当介入を受けた事実内容を詳細に記入する。また、不当介入により被害を受けた場合はその事実内容を詳細に記入する。
- 9 「警察への通報、捜査上必要な協力についての対応状況」の欄には、通報先の警察名、通報日時、捜査上必要な協力を行った場合はその内容を詳細に記入する。
- 10 「その他特記事項」の欄には、経緯等を把握するうえで必要な事項があれば記入する。

別記様式第107号（第121条関係）

		決裁 年 月 日
		起案 年 月 日
<p>下請負との間の取決め書の承認について</p> <p>現在、製造請負契約履行中の下記品目について、契約相手方である から別添のとおり下請負との取決め書が提出され、審査した結果適当と認められるのでこれを承認したい。</p>		
契 約 内 容		
調達要求番号		
品 名		
契 約 金 額		
特 約 条 項		
取決め書に付すべき条件	別紙のとおり	
原価管理官 殿	官(室長)	
上記契約に関し、下請負との間の取決め書の可否について協議する。		
官(室長) 殿	原価管理官	
上記契約に関し、次のとおり処理されたく回答する。		
取決め書の可否	可	否
可の場合の条件		
備 考		

注1：取決め書の可否欄は、該当文字を○で囲むこと。

注2：不要の箇所は抹消のこと。